

令和8年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和8年3月 6日 開会

令和8年3月19日 閉会

飯 島 町 議 会

令和8年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月6日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 第 2 号議案 飯島町農業委員会委員の任命について

日程第 6 第 3 号議案 飯島町子ども第三の居場所設置条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7 号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8 号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例

日程第12 第 9 号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第13 第10 号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第14 第11 号議案 飯島町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第15 第12 号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第16 第13 号議案 飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例

日程第17 第14 号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第7号専決）

日程第18 第15 号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第8号）

日程第19 第16 号議案 令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第20 第17 号議案 令和7年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第21 第18 号議案 令和7年度飯島町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第22 第19 号議案 令和8年度飯島町一般会計予算

日程第23 第20 号議案 令和8年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第24 第21 号議案 令和8年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 第22 号議案 令和8年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第26 第23 号議案 令和8年度飯島町水道事業会計予算

日程第27 第24 号議案 令和8年度飯島町下水道事業会計予算

日程第 28	第 25 号議案	飯島町農業農村活性化施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について
日程第 29	第 26 号議案	飯島町農業農村活性化施設道の駅田切の里の指定管理者の指定について
日程第 30	第 27 号議案	滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 31	第 28 号議案	岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 32	第 29 号議案	北町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 33	第 30 号議案	上野原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 34	第 31 号議案	中町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 35	第 32 号議案	豊岡地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 36	第 33 号議案	山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 37	第 34 号議案	石曾根地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 38	第 35 号議案	鳥居原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 39	第 36 号議案	日曾利地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 40	第 37 号議案	飯島町地域交流センター赤阪グリーンヒル集会所の指定管理者の指定について
日程第 41	第 38 号議案	春日平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 42	第 39 号議案	飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定について
日程第 43	第 40 号議案	南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 44	第 41 号議案	南田切地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 45	第 42 号議案	飯島町天竜川地域伝承施設自修館の指定管理者の指定について
日程第 46	第 43 号議案	北河原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 47	第 44 号議案	本郷第一地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 48	第 45 号議案	本郷第五地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 49	第 46 号議案	本郷第六地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 50	第 47 号議案	高遠原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 51	第 48 号議案	飯島町地域交流センター新屋敷地域交流センターの指定管理者の指定について
日程第 52	第 49 号議案	南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 53	第 50 号議案	北村地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 54	第 51 号議案	柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 55	第 52 号議案	荒田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 56	第 53 号議案	新田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 57	第 54 号議案	針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 58	第 55 号議案	飯島町土地開発公社の解散について
日程第 59	第 56 号議案	飯島町道路線の変更について
日程第 60	第 57 号議案	新田第一踏切道歩道設置工事の施行に関する協定書の締結に係る専決処分の承認を求めることについて

○出席議員（１２名）

１番	池上 明	２番	坂本 紀子
３番	伊藤 秀明	４番	宮下 秀和
５番	三浦寿美子	６番	荒川みずき
７番	折山 誠	８番	堀内 学
９番	星野 晃伸	１０番	浜田 稔
１１番	吉川 順平	１２番	宮脇 寛行

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企 画 政 策 課 長 座光寺満輝 住 民 税 務 課 長 林 成昭 健 康 福 祉 課 長 小林 正司 産 業 振 興 課 長 斉藤 鈴彦 建 設 水 道 課 長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵 企画政策課財政係長 林 か お る
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美
飯島町代表監査委員 中村 文雄	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議会事務局書記	眞弓 歩

本会議開会

開 会	令和8年3月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。 これから令和8年3月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会においては中村代表監査委員の御出席をいただいております、大変御多忙中のところ、よろしく願いいたします。 3月定例会は、令和8年度各会計予算をはじめ、重要な案件の審議が予定されております。委員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的御審議いただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。 これから本日の会議を開きます。 本日の会議日程につきましてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 [唐澤町長登壇]
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和8年3月議会定例会招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。 令和8年2月4日付、飯島町告示第7号をもって令和8年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 また、中村代表監査委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、御臨席をいただき、併せて感謝を申し上げます。ありがとうございます。 昨日——3月5日でございますけれども、二十四節気の啓蟄を迎えました。啓蟄は、冬籠りしていた虫が暖かな日差しに誘われ徐々に土から顔を出し始め、動き始める時期でございます。 また、厳しい寒さも少しずつ和らぎ、柔らかな春の訪れへと移っていく時期にもなります。今朝は、通勤途中、早くもスイセンが咲いておりました。例年になく早い春の訪れを感じているところでございます。 こうした中、現在は、円安、また物価高騰等の厳しい経済情勢ではありますけれども、その中から希望の持てる一筋の光明を期待したいところでございます。 変わりまして、明日は飯島町営農センター40周年記念式典が飯島町文化館で開催されます。 町営農センターは、昭和61年——1986年でございますが、スタートしまして、その

発足するまでの過程では、多くの農家の皆さんが連夜集まり、膝を交えながら懇談と協議を重ねて誕生しております。その取組としての地区営農組合と担い手法人との連携によります二階建て方式は飯島方式とも呼ばれ、集落営農の全国のモデルになってきました。

一方で、農業従事者の減少、資材等の高騰、生産に影響を与える気象変動、目まぐるしく変わる国の農業施策など、難しい局面を迎えているところでございます。

40 周年の節目当たり、さらなる協働の力で持続可能な農業と豊かな食生活、幸せに暮らせる居心地のいい地域づくりの実現に向け、新たな地域営農を築き上げるときと感じているところでございます。

特に、地域複合営農をさらに磨き上げ、向上させるとともに、地域内外の多様な者が関わり、地域資源を活用した持続可能な農業農村を目指す農村 RMO、これは、RMO というのは地域の運営組織という意味でございますけれども、そうした農村 RMO 構想の検討、さらに 6 次産業化の再構築として商品開発、拠点整備計画の検討、そのほか生物の多様性を育む自然共生農業の推進に向けた取組の検討等を十分に行い、確かな道筋を見極めていきたいと考えております。

明日はその一端をシンポジウムとして開催いたします。ぜひ、多くの皆様方の御来場で会場が埋め尽くされますよう、切に願っているところでございます。

産業分野に目を向けますと、10 年目を迎えました道の駅田切の里でございますが、食堂施設見駒亭では令和元年から飯田市在住の店主により料理を提供いただいておりますが、今年の 5 月末で身を引かれることになりました。

店主には、食材も地元産にこだわり、季節の味も取り入れながら多彩なメニューを提供いただきました。日本料理人としてだしにもこだわる上質な味に、リピーターも多くいらっしゃいました。苦渋の決断だったと思いますけれども、長年の御労苦に心より感謝申し上げます。

町はこれらを受けまして事業者の公募を行い、先般、複数の応募者の中から 1 者を決定することができました。大きな空白期間をつくらずボタンタッチができそうです。

新規事業者には年間 15 万人が訪れる道の駅田切の里に新たな味を振るっていただくことにエールを送らせていただきます。

農業法人では、先月——2 月 16 日、上伊那農業協同組合フラワーホールにおきまして上伊那農業委員会協議会の表彰式があり、有限会社水緑里七久保が農業功績者表彰を、また一般社団法人月誉平栗の里が栗栽培農業名人の認定証を授与されたところでございます。

有限会社水緑里七久保は、七久保営農組合と連携した地域の複合営農に取り組んでいる農業法人で、昨年、創立 20 周年記念事業としまして手がけた麦焼酎「水緑里の麦風」が人気を博して、完成となっております。2 年目のシーズンとなる今期は倍増しまして 2,000 本の生産を行い、半分は新酒で、残りは古酒として熟成されとのことです。社員の皆様の多彩な発想に感服するとともに、春に新酒を味わえることを楽しみにしております。

一般社団法人月誉平栗の里におかれましては、平成 23 年に月誉平の遊休農地に大規模

な区画整備を行い、農家、J A、栗菓子製造会社等、地域全体での連携によります栗の生産から加工販売まで一貫した仕組みを確立し、信州伊那栗の里づくりに大きく寄与している法人でございます。

いずれの法人におかれましても、受賞、大変おめでとうございます。

また、飯島町初のワイナリー飯島醸造ヴィノフェクトがいよいよ5月にワインの販売を開始いたします。本郷地区の農地で丹精を込め栽培されました苗木も成木となり、芳醇な実をつける時期になりました。酒造の空白地の飯島町からの飯島産ワインが世界に羽ばたくことを心よりうれしく思います。

町としましては、この飯島産ワインが町の特産品として一翼を担っていただきたいと期待をしているところでございます。

町内外、世界の皆様がほほ笑ましい笑顔でグラスを交わす姿を今から心待ちにしております。

一方、しめ縄、しめ飾り、米俵など、わら細工は日本古来の重要な文化ですが、この文化を編み、また夢を編む「わらむ」は、米俵保存会設立から10年を迎えました。土俵俵や日本各地の神社仏閣などへのしめ縄、しめ飾りやわら製品は順調にその数を増やし、昨年8月に立ち上げました就労継続支援B型事業所「らうりま」も活気にあふれ、100万個のしめ飾り製作を目指し、作業所も拡大せざるを得ない状況でございます。

また、町内には、世界有数、また国内トップレベルの技術や人材など、特色ある事業所や個店がたくさんあります。これらを全て紹介していますと本日の議事の全てを費やしてしまう挨拶になってしまいます。それぞれに優れた人材や技術があり、こういった事業所の紹介を昨年4月から毎月、広報に「いいじま探訪記」として掲載しております。ぜひ御覧いただきたいと思います。

春の到来とともに、新しい夢の持てる芽吹きのような出来事をこれからも議会の皆様、また町民の皆様に1つでも多くお届けできるよう、引き続き誠心誠意努力してまいる所存でございます。

一方、飯島町議会にとりまして先日うれしいニュースが届きました。全国の町村議会の中から特筆すべき模範となる活動を表彰する全国町村議会議長会表彰で飯島町議会が全国2つのうちの1つとして特別表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

今まで3回受賞されておりますけれども、特別表彰は初めてということで、議会の成り手不足問題の対応ですとか、まちびと政策プランナー会議などの取組が評価されたとのことでございます。

今後も議会や町の活性化に向けた取組に御期待を申し上げますとともに、車の両輪として町政運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、3月議会は大事な令和8年度の予算を御審議いただくことになります。

新年度予算は、公約に掲げました施策を結びつけながら、第6次総合計画の将来像実現に向け予算編成を行ってまいりました。

本年は飯島町発足70周年の節目に当たります。将来に向けて住民の皆様全てが幸せを感じられるまちづくりを展開してまいりたいと思っております。

具体的な施策につきましては、後ほど施政方針の中で詳しく私の考え方を申し上げさせていただきます。

本議会定例会に提案申し上げます案件につきましては、人事案件 2 件、条例案件 11 件、予算案件 11 件、一般案件 33 件の計 57 件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

議 長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により 4 番 宮下秀和議員、5 番 三浦寿美子議員を指名します。

議 長

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から 3 月 19 日までの 14 日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 19 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長

会期日程説明

議 長

日程第 3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

初めに請願、陳情等の受理について報告します。

受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、議会規則第 89 条 1 項及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。

1 月から 2 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に議会閉会中の議員派遣に関する報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。研修等、大変御苦労さまでした。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

また、本議会では新年度予算がありますので企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。

	次に町当局から報告を求めます。
	〔唐澤町長登壇〕
町 長	それでは、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳令和８年度事業計画及び予算計画について御報告を申し上げます。 株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和８年度の事業計画及び予算計画につきまして去る２月１０日開催の取締役会におきまして承認されましたので、地方自治法の規定によりましてその概要を報告いたします。 資料を御覧いただきたいと思います。 令和８年度の事業計画及び予算計画であります、基本方針、運営方針は本年度とほぼ同様でございます。 主たる事業計画といたしまして、まず新規加入者及び各サービス利用者獲得に向けた営業活動推進でございますが、パススルー方式——パススルー方式というのは、今御家庭で御覧いただいておりますが、CATVはセットトップボックスという、そういったチューナーで受信しておりますけれども、このチューナーを介さず、そのまま御家庭にお届けする方式でございます。パススルー方式による新たな多チャンネル放送サービスの展開を継続して進めてまいります。 次にみなこいチャンネルの充実でございますけれども、視聴率の調査の実施によりまして現状の分析や今後の番組編成の検討を進めてまいります。 また、新社屋の建設事業についてでございますけれども、こちらにおけます事業業務の推進では、現社屋が老朽化し、手狭になったために、新社屋建設に向けて基本設計を行ってまいります。 続きまして予算概要でございますけれども、営業利益としましては、６，０４０万円、営業外利益としまして、１，１１０万円、合計、７，１５０万円の利益を見込んでいるところでございます。詳しくはお手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので、御覧いただきたいと思います。
	〔唐澤町長降壇〕
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第４ 第１号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	それでは議案を朗読いたします。 なお、記書き部分につきましては個人情報がございますので、お名前のみ朗読いたします。 議案朗読
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第１号議案、固定資産評価審査委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げ

		ます。
		本年３月３１日付をもちまして、１期３年間、固定資産評価審査委員として町の固定資産課税台帳の価格に関する審査のために御尽力いただきました小林忠幸さんが任期満了により退任されることになりました。ここで改めて御尽力に感謝を申し上げたいと思います。
		任期満了後の固定資産評価審査委員としまして御提案申し上げます北町自治会の平澤昭人さんでございますが、お手元の経歴書にございますとおり、これまでの経験を生かし御尽力いただけるものと思っております。
		つきましては、地方税法第４２３条第３項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。
		なお、任期につきましては令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間となります。
		よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。
		〔唐澤町長降壇〕
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終結します。
		本案は討論を省略し、これから第１号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
		この採決は起立によって行います。
		お諮りします。
		本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。（起立者着席）
		起立全員です。よって、第１号議案は原案のとおり同意することに決しました。
議	長	日程第５ 第２号議案 飯島町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。
		事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		それでは議案を朗読いたします。
		第１号議案同様、記書き部分はお名前のみ朗読いたします。
		議案朗読
議	長	本案について提案理由の説明を求めます。
		〔唐澤町長登壇〕
町	長	第２号議案 飯島町農業委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現農業委員の任期が今年度末で満了となるため、令和8年4月1日から3年間の任期で新たな委員を任命するため提案するものでございます。

委員の任期に当たり、農業委員会等に関する法律の規定により議会に同意が必要となります。

また、同法によりまして委員定数12名に対しまして認定農業者等が過半数を占めなければならないと記されておりますが、今回は過半数に達することができませんでした。

このような場合の対応としまして同法の施行規則第2条第1項に認定農業者等にそれぞれ準ずる者を加え過半数とするという規定がございますので、この規定に合わせますと7名となり、過半数を確保することができます。

こちらでも議会の同意をいただきたく、お願いするものでございます。議案の右端、認定農業者等の有無の欄に「有」と記載のある方々が該当する方になりますので、御確認をいただきたいと思います。

なお、経歴等につきましては別紙を御覧いただきたいと思います。

よろしく御審議を賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

議 長

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10 番

浜田議員

かつて農業委員長が女性であった時代もあったと思いますけれども、今回の女性比率というのはあまり多くないように感じられます。このあたりは選任に当たってどんな努力をなされたのか、お考えをお尋ねいたします。

産業振興課長

まずは、広報等での募集をさせていただく中では男女っていう部分について問うたところはございません。

その後、応募がありませんでしたので、各地区へお願いしたところでございます。また、できる限り女性の方をっていうことも含みを持たせて推薦をお願いしたところでございますが、選定に当たっては各地区の選考委員で決めてこられておりますので、最終的にはその判断でさせていただいております。

議 長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

なしと認めます。

これで質疑を終結します。

本案は討論を省略し、これから第2号議案 飯島町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。（起立者着席）

		起立全員です。よって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議 長		日程第6 第3号議案 飯島町子ども第三の居場所設置条例を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長		第3号議案 飯島町子ども第三の居場所設置条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 飯島町子ども第三の居場所につきましては、家庭や学校以外におきまして安心して過ごすことができます場所を提供するとともに、学習支援及び生活支援等を実施し、自己肯定感や社会性、生活習慣等、将来の自立に向けた力を養っていく施設として設置するため、本条例を制定するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
教育次長		補足説明
議 長		提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。 質疑ありませんか。
9 番		
星野議員		名称なんですけど、第三の居場所っていう——子ども第三の居場所という名称が少し暗いような感じがするんです。子どもたちから意見を求めるとか、設置場所の名前やなんかをちょっと改めたほうが子どもたちも通いやすいものになるんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがですか。
教育次長		子ども第三の居場所の施設としてはこの名称なんですけれども、愛称につきまして決めております。 過日、議会の全員協議会の場でも説明申し上げましたとおり、愛称のほうを町内の小中学校の児童生徒さん等々に募集をかけまして、なおかつ、その中から何点か選んだものを再度児童生徒さんたちに投票していただいた結果、愛称についてはいいちゃんハウスというように決定して、こちらのほうを建物の愛称として使っていきたいと思っております。 いいちゃんハウスと愛称として使っていくんですけれども、込められた意味につきましては、町のキャラクターいいちゃんから、みんなに親しまれて安心して気軽に過ごせる場所になってほしいという願いが込められているものでございます。
議 長		ほかに質疑ありませんか。
4 番		
宮下議員		第6条で利用する者をあらかじめ町長の許可というふうになっていますが、具体的に

教 育 長

はどうやって許可を求めるのかということと、例えば、逆に夏休み等に親戚の子どもたちが来た場合、一緒にこういう施設が利用できるのかどうかということをお伺いします。

ありがとうございます。

子どもたちの状況ですね、子どもたちがどういう状況かということ、学校、それから保護者の方、それから本人と相談しながら利用していく中で、やはり、一応申込みというかを出していただいて、基本的にはそこで相談するので認めていくっていう形になりますけれども、それを踏まえて申込みをいただくということが必要になってくるかなと、子どもたちの安全、危険等の関係もありますので、その辺の申込みをしていただくということになると思います。

それから、長期休業中のことについては、基本的にはお受けできないかなっていうふうに思っているところです。そこまでちょっと範囲を広げてしまうのは対応が非常に難しいかなと思っていますが、そこは要相談という形で進めていくことができればいいかなというふうに思っております。

議 長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

ここでお諮らいします。

ただいま議題となっております第3号議案は社会文教委員会に付託して審査をすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。

したがって、第3号議案は社会文教委員会に付託することに決定しました。

議 長

日程第7 第4号議案 飯島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

第4号議案 飯島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に交付されたことによりまして児童福祉法の一部が改正され、改正後の同法第34条の16条第1項の規定によりまして乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は条例で定める事項とされたことに伴いまして、当該基準を定めるために本条例を制定するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

教育次長	補足説明
議 長	提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。 質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 ここでお諮らいします。 ただいま議題となっております第４号議案は社会文教委員会に付託して審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第４号議案は社会文教委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第８ 第５号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第５号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 本条例は、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正に伴いまして、関係する規定について所要の改定を行うものでございます。 改正の主な内容は、飯島町議会議員選挙及び飯島町長選挙におけます選挙運動に関わる自動車の借入れによる使用料、燃料の加算額、選挙用ビラ及びポスターの作成単価について改正するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔唐澤町長降壇〕
総務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論を行います。 初めに原案に反対の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	次に原案に賛成の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第5号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第9 第6号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第6号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、標準仕様に準拠した基幹業務システムへの移行及び改修により役場庁舎で使用する基幹業務システムの住登外者宛名番号管理機能を用いる事務が個人番号の独自利用事務に該当するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により本条例の一部を改正するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
総務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
3 番	
伊藤議員	私の理解では、住民基本台帳に記載されていない人がこれの対象になると思うんですが、これへ番号を振っていくっていうのは、役場のほうであなたは何番、あなたは何番って決めていくんでしょうか。 それと、対象者って大体どんくらい、概算でいいんですけど、いるんですか。住民登録基本台帳に記載されていない——それは分かりませんよね。分かればだけけど、分からなければいいです。 その番号の振り方、あなたは1番2番って町のほうで決めていくわけですか、そこら

住民税務課長 辺、ちょっと細かいですけど教えてください。

副 町 長 現在の住登外者の実数につきましては、申し訳ございません、今持ち合わせがございませんので、後ほど回答とさせていただきます。

副 町 長 町も住登外者、要するにここにいて転出された方とか、後の処理が全部すぐできるわけではございませんので、保険の関係ですとか、そういうものにつきましては住登外ということで登録してまいります。それは町で振ることになっておりまして、その番号は住登外者ということで番号を機械上で振って、それで管理するというシステムでございます。

議 長 システムの標準化によりまして標準システムに変わりまして同じことをやるということで条例改正をお願いするものでございますので、そういう御理解をお願いしたいと思います。

10 番 以上でございます。

浜田議員 ほかに……。

副 町 長 ちょっとこの条例、よく分かんないんですけども、これだと、住民ではない方の情報も町が管理するっていうふうに読めるんですよ。

副 町 長 それで、そういった場合に、要するに本人の了解をちゃんと得ているのかという問題も生じますし、それから、その方が後で住民になった場合にこの番号をどうするのか、逆にいうと、この番号だけが残って、余計な個人情報が町の中に残ってしまうんじゃないかと、かなり懸念されるような変更に見えるんですけども、このあたりはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

副 町 長 法律で住登替えできるような法律、国の法律が、定めがございまして、住登替えを振ってもいいということになっております。

副 町 長 それで、これは必要がなくなれば処理を終えた段階で番号を消していくということになっておりますので、そこら辺のシステムにつきましては機械上で処理するということになっております。

議 長 ので、後までずっと残っていくということにつきましては、税の関係の例えば滞納があるとか、そういうものは処理ができなくて残る可能性がございしますが、ほかのものは多分消されていくというふうに——今までも、私も住民係をやったことがございますが、そういうシステムになっていたというふうに記憶をしております。

8 番 ほかに……。

堀内議員 すみません。私のちょっと認識が正しいかどうかというところもあるんですけども、今、現状、固定資産を登録されている方っていうのは、多分住所がない方もいらっしゃると思うので、そういう方についての管理ができるようになっていうところがまず第一なのかなっていうところと、あと、そのほかに、町ではいろいろ、法人住民税とかの管理番号とか、住民税の特別徴収の管理番号とか、多分様々番号があると思うんですけど、そのあたり——償却資産税の番号もあると思うんですけど、そのあたりも踏まえて

住民税務課長

新しいシステムによってマイナンバーのところと管理を同じようにするっていうようなイメージなのかどうかっていうのはどうなのでしょう、教えてください。

今、堀内議員からお話のあった件でございますけれども、そういった捉え方の中で、この条例改正で運用していくということでございます。

関係する案件についてですけれども、住所が町内にないケースでございますので、そのほかには水道料金、例えば空き家のところのものとか、あと農地の関係ですとか、いろいろ関連する業務がありますので、こういったものの全体を網羅していくということで運用させていただきたいと考えております。

議長
2番

ほかに質疑ありませんか。

坂本議員

今までの皆さんの質問を聞いていて思うことは、町が番号をつけた方を1とした場合に、その人が移動していくたびに1の番号が町村を越えて移動になるっていうことなんですけど、それをこのシステムの中で追跡するというか、確認していくっていうか、そういう意味も込められているのかというのと、その住所がない——住所っていうか、今、土地の問題で、ここにいない方のそれは、別の住んでいるところ——うちの町で番号をつけた場合に、住んでいるところにその人がいた場合の番号とは交差ししないっていうことなんですか。

住民税務課長

町の業務に関する固有の番号を振っていきますので、町外の方が関係するものについての住登外の番号を振っていくということですので、その番号については、その方に対しての番号が付与されて、町内でその番号を使って処理していくという形となりますので、特段、他市町村との兼ね合いっていう部分は関係ないということでお願いします。

議長

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

10番

浜田議員

反対する立場から討論いたします。

今の説明を聞いていますと、結局のところ、マイナンバー制度が導入されたときに懸念事項が広がる方向での運用だというふうに理解できます、固定資産税とか、町民じゃなくても把握できるようにする。

それで、これ以上マイナンバー制度のマイナスの部分拡大してほしくはないというのが私の基本的な考えでありまして、町が進んでそういったことに手を貸す必要はないのではないかとというふうに考えるのが反対の主な理由であります。

それで、現実マイナンバー制度がどういう推移をたどっているかというのと、大体、今普及率が8割ぐらいです。だけれども、実際に携帯している人たちは4割ぐらい、もっと少ないという話もあります。

それから、特徴的には、デジタルだから若い人が使うのかと思ったら、そうではなく

		て、高齢者のほうがマイナンバーカードを使っているということとか。
		もう一つ特徴的なのは、普及率は思いがけないところが高いんです、宮崎県ですとか鹿児島県ですとか。田舎だということを決めつけているわけじゃないんですけれども。一方で、東京、京都、大阪のような大都会は8割を切っているんですよ。
		ですから、決してこれは先進的な技術の結果だとも言えないし、それから、利用率は、もう、実際には、80%と言いますけども、その半分ぐらいしか利用されていないということも含めて、ここまで個人をがんじがらめにするような制度をこれ以上拡張するべきではないというふうに考えております。
		ということで、この議論を論じれば切りがないんですけれども、飯島町が進んでこのようなことにさらに取り組む必要がないという意味で、私は反対いたします。
議	長	次に原案に賛成の討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ほかに討論ありませんか。
2 番		
坂本議員		反対の立場で私も討論します。
		名前がそれぞれ——マイナンバーカードは利便性の点で、政府が事務的な部分で進めてきたわけですが、やはり、それぞれ人にはちゃんとした名前があって、それで、確かに名前が、私の場合は文字だと4つですけど、それが2という番号に変わるっていうことで、事務的な手続は簡単になるのかもしれませんが、本来人々には名前という表記があるわけで、それでその人をきちっと特定できるという利便性というか、利点がきちっとあるわけです。
		だから、そういう中で、私も政府の方針に対しては反対をしているし、マイナンバーカードに関しては。そういう点でも、やはり追従する必要性はないのではないかと思います、反対といたします。
議	長	ほかに討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第6号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
		この採決は起立によって行います。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。(起立者着席)
		起立多数です。第6号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第10 第7号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

	本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第7号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、非常勤消防団員等に関わります損害補償につきまして、最近におけます社会経済情勢に鑑み、補償基礎額及び扶養に関わる補償基礎額の加算額の改定を行うべく非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴いまして、飯島町消防団員等公務災害補償条例におけます補償基礎額に関わる関係条文につきまして所要の改正を行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。 〔唐澤町長降壇〕
総務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
9 番	
星野議員	確かにこういったように料金改正がされれば現役の消防団を含めて大変ありがたいことだと思いますが、今、我が家にも現役消防団が1人いるんですけれど、やっぱり一番現場として困っているのは、消防団員の、やっぱり年度切替えになって新しい募集をかけたときになかなか入ってくれないっていうような状況もあります。 町でもぜひそういった消防団が増えるように何か手だてを考えていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。
総務課長	御意見ありがとうございます。
	今おっしゃっていただいたとおり、団員確保というものには大変苦慮しております。
	それで、これをさらに拡大していくために、例えば地元商店において特典をいただくサービスにも支援いただいております。
	また、そのほかにも、大会、訓練、そういった内容も今の時代に少しでも合うように見直しをしてきております。
	また地元にも御協力を求めながら団員確保に努めてまいりたいと思っております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。

2 番

坂本議員

団員不足という中で、こうやって団員になってくれている方々の補償が上がることは大変喜ばしいことでありまして、日々の生活の中で消防団員として頑張っている方々に少しでも恩恵が行くような制度になっていったことはいいと思いますので、賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第7号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第11 第8号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

第8号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、長野県が創設しました県宿泊税を財源に宿泊税市町村交付金が交付されることになり、効果的に交付金対象事業に活用できるよう基金に積み立てることが可能であることから、新たに飯島町宿泊税交付金事業基金を創設するものでございます。

細部につきましては質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

議 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

次に原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第8号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例を採決します。

	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 12 第 9 号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第 9 号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 今回の改正につきましては、コンビニエンスストアに設置されております多機能端末機におけます戸籍謄本や所得証明等の各種証明書の発行につきまして、住民サービスの向上等を鑑みまして証明手数料等の額につきまして改定すべきと判断いたしましたので、所要の改正を提案するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
住民税務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
4 番 宮下議員	4 番 宮下です。 一般論として値下げは非常にありがたいと思うんですけども、このシステム、自治体のほうの持ち出しが多過ぎると、つまりこのシステムに払う金額が多過ぎるっていう話も聞いておりますが、そういう意味で、いわゆる値下げをした分、利用者が増えて、窓口がぐっと楽になるというような確証っていうのは何か具体的なものがあるんでしょうか。 それで、もう一つ、これは全国的にこういうふうにするような流れに——値下げをする流れになっているんでしょうか。 以上、お伺いします。
住民税務課長	マイナンバーカードの保有率の関係にまず触れたいんですけども、当町の直近の保有率は今 81%ほどございます。 それで、実際に現在に至る前年度のコンビニ交付の実態を見ますと、住民係関係の 5 証明の関係は平均して約 4 割の方がコンビニで取っている実態があります。 税の証明のほうは、1 証明のみということでございますけれども、およそ 2 割の方が取っているといったような状況であります。 それで、今、宮下議員からお話がありましたように、値下げの全国的な傾向はどうか

議長
2 番
坂本議員
住民税務課長

ということでございますけれども、こちらのコンビニ交付は、全国的に機械が備わって、役場の閉庁時間帯も交付ができるということで利用率が上がっていることもありますので、全国的に見ても値下げしている自治体を確認できております。

一番安いようなところだと 1 証明当たり 10 円ってというような自治体もあるんですけども、それは、いわゆる収支を度外視といいますか、それよりも住民の利便性というところに特化した取組でございますけれども、そういった取組は徐々に広がっていると認識しております。

ほかに質疑ありませんか。

今の関連なんですけれど、50 円と決めた算定根拠はどこにあるんでしょうか。

単価の設定の部分でございます。

基本的な考え方は、先ほどから申し上げていますように、保有率の増加、またコンビニ交付の実態、また窓口での混雑を解消するというような総合的な考えを持って値下げしていくといった基本的な考えがあったわけですが、なぜ 50 円かといったところは、こういった部分をより進めていくということが大前提にありますけれども、近隣の自治体でも辰野町、箕輪町が先行して 50 円で実施をそれぞれされております。辰野町は令和 7 年 4 月から、箕輪町は令和 5 年 4 月からというふうに確認しております。

両町につきましては、コンビニでの交付利用が当町よりも低い事態を上げるためといったことで下げたというふうにお聞きしておりますけれども、当町につきましてはある程度の利用率がある中でさらなる住民サービスの向上を進めていくといったことで、今回 50 円を設定させていただいたところでございます。

議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長
7 番
折山議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

ちょっと私の発想にもなかったんですが、この 3 月期 4 月期っていうのは、もう例年、窓口が混んで、その影響で職員の負担がかなり厳しくて、いろんなシステム変更をしようと思ってもなかなか躊躇する、こういったような状況が続いてまいりました。

ちょっと私の発想にもなかったんですが、そういうことでコンビニのほうへ交付を回すということで、窓口の負担が軽減され、そのことでマイナンバーカードを持たない人に対する対面の対応もかなりきちんと充実してできるかな、いいアイデアを出してきたなということで評価し、賛成といたします。

議 長	ほかに討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第9号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩いたします。再開時刻を10時50分といたします。休憩。
休 憩	午前10時37分
再 開	午前10時50分
議 長	日程第13 第10号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	大変失礼いたしました。 第10号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきまして 提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、長野県福祉医療給付金補助金交付要綱の一部改正により精神障害者保健 福祉手帳交付者の入院に関わります療養の給付費等が補助対象となることに伴い、所要 の改正を行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議 決賜りますようお願いいたします。 〔唐澤町長降壇〕
健康福祉課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
5 番	
三浦議員	それではお聞きをしたいと思います、「規定に基づく療育手帳」というところが今度 は「規定に基づき療育手帳」というふうに改正されるわけですが、この「く」と 「き」の、何となく違うけれど、どういうふうに違うんだろうってちょっとよく分から ない部分があるんですけど、その辺の説明をお願いします。
健康福祉課長	今回の改正につきまして県の補助金要項と照らし合わせましたところ、「基づく」と今 までなっていたところが、県のところでは「基づき」というふうな記述になっておりま したので、合わせた形ということになっております。(三浦議員「すみません。違いが

	よく分かりません」と呼ぶ)
議 長	5 番 三浦議員。 手を挙げませんでしたか。 三浦議員。 失礼しました。
5 番 三浦議員	すみません。 「く」と「き」の違いということで、県の見直しはともかくとして、違いがよく分からないという……。ちょっとその辺、分かりませんか。
健康福祉課長	違いというところ……。本当に言い回しの部分だけかと私は思っておりますけれども、療育手帳交付要綱の規定に「基づき」ということで、そちらのほうの方が分かりやすいという、ちょっと所管では判断したというところで、併せて見直しをさせていただいたところでございます。
議 長	よろしいですか。 ほかに質疑ありませんか。
3 番 伊藤議員	その次のページの 2 分の 2 のところに、現行は「規定に基づく給付」ってあって、改正後も「規定に基づく給付」だもんで、これが正しいんじゃないですか。だもんで、改正後の「基づき」が「基づく」になるんじゃないのか。そこら辺、ちょっと確認して、また再提出っていうか……。
議 長	確認して、後からでいいですので、お願いします。 ほかに……。よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 元へ、これから質疑を行います。（「質疑が終わったところ」と呼ぶ者あり）ああそう か。 度々失礼。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第 10 号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採 決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 14 第 11 号議案 飯島町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第 11 号議案 飯島町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 本条例は、上伊那広域連合火災予防条例が改正され林野火災注意報の運用が始まることに合わせ、火入れの中止に関わる要件に林野火災注意報及び林野火災警報等を追加するため条例の一部を改正するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
産業振興課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
2 番	
坂本議員	14 条の 2 の最後のところに「火入れ責任者は、」っていうことで、「消火しなければならぬ。」っていうふうにはなっていますが、これは注意勧告だけで、罰則規定はあるんですか、ないんですか。
産業振興課長	まず、林野火災警報には注意報と警報があります。それで、注意報については努力義務になりますが、警報が出た際には義務になりますので、火を消す制限になります。 これについて違反した場合は、罰金 30 万円以下または拘留に処するのが消防法で定められております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第 11 号議案 飯島町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。

		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 15 第 12 号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町	長	第 12 号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の 説明を申し上げます。 長野県下水道公社は長野県及び県内市町村により平成 3 年に設立されました。近年で は、下水道のみならず、水道の技術支援を令和 5 年度より開始しており、長野県の水イ ンフラ全体を支える役割を担っております。 このたび水道事業における市町村への技術支援をより明確にするため、令和 8 年 4 が 月 1 日より名称を公益財団法人長野県上下水道公社に変更することに伴い、所要の改正 を行うものでございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審 議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
議	長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第 12 号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16 第 13 号議案 飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 第 13 号議案 飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

飯島町生涯学習センターは町民の生涯にわたる学習活動の総合的な推進及び支援を図るために設置されております。

令和 8 年 4 月より文化館の管理を指定管理者に委託するとともに、より文化館を有効に活用できるよう、生涯学習センターが担う生涯学習活動の推進拠点を文化館へ持っていきたいものでございます。

本条例につきましては、条例の第 2 条に規定されている生涯学習センターの位置について、現行の飯島 2529 番地を飯島町文化館の地番であります飯島 2489 番地に改め、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

細部につきましては御質問により担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第 13 号議案 飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 17 第 14 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計予算（第 7 号専決）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長	〔唐澤町長登壇〕		
	第 14 号議案、令和 7 年度飯島町一般会計補正予算第 7 号について提案理由の説明を申し上げます。		
議 長	今回の補正につきましては、2 月 8 日に投開票が行われました衆議院議員選挙の費用につきまして予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 1 月 23 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今議会において報告申し上げ、承認を求めるものでございます。		
	予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 702 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 71 億 8,048 万円とするものでございます。		
議 長	細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。		
	〔唐澤町長降壇〕		
企画政策課長	補足説明		
総務課長	補足説明		
議 長	これから質疑を行います。		
	質疑ありませんか。		
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕		
	質疑なしと認めます。		
議 長	これで質疑を終了します。		
	これから討論を行います。		
議 長	初めに原案に反対討論はありませんか。		
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕		
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。		
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕		
議 長	討論なしと認めます。		
	これで討論を終結します。		
議 長	これから第 14 号議案 令和 7 年度飯島町会計補正予算（第 7 号専決）を採決します。		
	お諮りします。		
議 長	本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。		
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕		
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。		
議 長	日程第 18	第 15 号議案	令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 8 号）
	日程第 19	第 16 号議案	令和 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議 長	日程第 20	第 17 号議案	令和 7 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	日程第 21	第 18 号議案	令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 4 号）

以上4議案を一括議題とします。

それでは4議案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

第15号議案から第18号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず第15号議案、令和7年度一般会計の補正予算第8号について申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から2,500万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ71億5,547万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和7年度の当初予算及び補正予算により各種の事務事業を実施してまいりましたが、決算を迎えるに当たり、事業実績等の見通しによる調整、そのほか3月中に事業執行が必要な経費の補正を行うものでございます。

なお、これから3月末にかけまして流動的な事務事業もありますので、必要に応じて3月31日付で補正をしなければならないもの、また繰越明許費として次年度にわたって事業を実施するものが見込まれますので、精査の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

主な歳入の内容につきまして、国庫支出金では低所得世帯支援枠等に関わります物価高騰対策応援支援地方創生臨時交付金をおよそ2,600万円、諸収入ではJR跨線橋点検業務に係る賠償金をおよそ130万円増額する一方、国庫支出金ではデジタル基盤改革支援補助金をおよそ2,700万円、繰入金では臨時交付金の交付などにより財政調整基金繰入金を3,000万円減額する補正を計上いたしました。

なお、町債につきましては昨今の金利上昇に伴い借入利率の補正をするものでございます。

次に、主な歳出の内容につきましては、県防災行政無線更新負担金を423万円、上伊那広域連合の情報センター負担金等をそれぞれ減額する一方、西庁舎雨漏り修繕工事及び設計監理業務におよそ500万円、県、町村振興資金保証料補給補助金に300万円、子どものための教育・保育給付費負担金に150万円増額する補正を計上いたしました。

そのほか各種事務事業におきまして決算を見込み、それぞれ補正計上したところでございます。

続きまして第16号議案、令和7年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算第4号について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ864万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億169万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては今年度の後期高齢者医療保険料の賦課状況等によりまして補正をするものでございます。

歳入では後期高齢者医療保険料を855万5,000円、諸収入を8万8,000円増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を855万5,000円、諸支出金を8万8,000円増額するものでございます。

続きまして第17号議案、令和7年度飯島町介護保険特別会計の補正予算第4号につきまして申し上げます。

	予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 177 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 12 億 4,486 万 1,000 円とするものでございます。 今回の補正は総務費と地域支援事業費を補正するものでございます。 歳入では国庫支出金を 55 万 2,000 円、支払基金交付金を 38 万 6,000 円、県支出金を 17 万 8,000 円、繰入金を 66 万 1,000 円増額し、歳出では総務費を 48 万 2,000 円、地域支援事業費を 143 万円増額し、差額を予備費で調整するものでございます。 続きまして 18 号議案、令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算第 4 号について申し上げます。 今回の補正につきましては、先ほどの一般会計地方債金利補正と同様に、昨今の金利上昇に伴い企業債の借入利率に関する補正を行うものでございます。 その他細部につきましては、第 15 号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明を申し上げ、第 16 号議案から 18 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	提案理由の説明がありました。 これから本議案 4 件について一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。
9 番	
浜田議員	歳入について 2 点お尋ねしたいんですけども、10 ページの下の方、1 つは諸収入の農地中間管理事業収入が 61 万 5,000 円、これ、今はどういう収入になっているのか、ちょっと中身が分かんなかったんで、もう少し詳しく御説明いただきたいのと、それから、その 2 つ下、諸収入になるんですけども、雑入で総務雑入の中の体験住宅トレーラーハウス跡の地下水道、加入金負担金って、これ、どこで何が起こったのか、もう少し分かりやすく御説明いただきたいと、この 2 点です。
産業振興課長	諸収入の農地中間管理事業の収入でございます。 これは、農地中間管理機構と町で連携しまして、農地集約であったり、また相談窓口、また貸し借り等のことを町で業務を担っております。 それで、当初は 158 万 5,000 円で、今回プラス、その業務の内容に申請をさせていただきまして 61 万 5,000 円追加で、今年度は最終確定で 220 万円が町に入ることになっております。

企画政策課長	体験住宅トレーラーハウスの負担金の件でございますけれども、まず場所は新屋敷の土地開発公社が分譲しておりました分譲地に、以前、移住体験住宅——トレーラーハウスを設置してあったんですけれども、その下水道の受益者負担金を、町がトレーラーハウスを設置していましたので町が負担しておったところでございますが、あそのトレーラーハウスを移動しまして、新屋敷の分譲地が売れたということで、次に入る方が決まったところございまして、その方に受益者負担金分を負担していただくということになりまして、以前町が負担しておりましたので、今回新たに決まった方から町にその分を頂くというような形で、今回歳入ということになったところでございます。
議長 2番	ほかに質疑ありませんか。
坂本議員	11 ページの財産管理のところの西庁舎管理費 1156 なんですけど、ここは結構、これは、今説明があったのは玄関ということだったんですけど、その前は渡り廊下のところとかいう感じで、何度もこういう形で修繕が出てきているんですけども、今回やって、きちっとそれが——雨漏りかな、それがきちっとできるのかどうかっていう、その点をちょっと聞きたいです。
総務課長	あと、もう一つは、ちょっとページは忘れ——ちょっとページがあれなんですけれども、鳥獣の埋立地の今度土地を入れ替えるということだったんですけども——土を入れ替える。あれは年数が何年ごととか決まっていたんですか、そこら辺をお願いします。
総務課長	それでは、私のほうから、先に西庁舎の屋根の雨漏り修繕の関係についてお話をさせていただきますと思います。
	場所的には西庁舎の教育委員会側の玄関の屋根になってまいりますけれど、この屋根と、この周辺の廊下等にも水が浸透しておりました。
	今回、玄関屋根、登ると分かるんですが、今までは平らなようで雨水が軒下のほうに流れるように設計されておりました。それで、建物の隙間から、屋根、廊下、玄関、そういったところへ侵入しておまして、それで、今回はこの傾きを外側のほうに雨水が流れるように作り直します。それによって今までのような雨漏りは発生しないということで設計士と打合せをしております。
	そのほか、今回は天井、壁等の修繕についても、応急といいますか、対応を図っていく経費を計上させていただいております。
住民税務課長	死亡獣畜の処理場の土の入替えの件でございます。
	場所につきましては公共下水道の飯島処理場の東側になるんですけども、こちらのほうに、道路でひかれてしまったペットですとか小動物、こちらのほうを都度対応して埋葬させていただいております。
	それで、何年かという、ちょっと決まりは特段ないんですけども、今回の土の入れ替えにつきましては、広さは10メートル四方、深さは2メートル、400立米ほどの土の入れ替えをしてへい獣を処理する場所を確保したいということなんですけど、長年やっておりますと、一回入れたものが、土の中に骨が混ざったもののがかなり出てきてしまうということで、今回は安定的に処理するために年度内にこういった工事をさせていただき

	たいというものであります。
	ちなみに、年間のそういった動物の処理件数は、令和6年度の実績では81件、増減はありますけれど、大体そのぐらいの量を年間処理しておりますので、お願いいたします。
議 長	ほかに質疑ありますか。
11 番	
吉川議員	すいません、細かいところでお聞きをします。
	11 ページ、企画費の1161の一番下、補助金、定住促進空き家提供事業、要望増対応という話でございましたが、今までは幾らで、見込みの27万円ですか、この内容を教えてください。
	それと、もう一つ、13 ページ、福祉医療費2401、未熟児童医療給付事業、この対象者の内容を教えてください。
	この2点をお願いします。
企画政策課長	定住促進空き家提供事業補助金の要望増のところでございますけれども、当補助金は、賃貸や売買を前提としません空き家の売買や賃貸が成立した方につきまして、その年度の固定資産税を補助するものとなっております。
	これ、今回6件分を予定したところでございまして、当初はなかったんですが、今回、要望がありまして増額をお願いするものでございます。
健康福祉課長	ただいま御質問のありました内容でございますけれども、ちょっと詳しく症状は把握しておりませんが、未熟児童医療費給付事業、これにつきましては、生まれた赤ちゃんの体重が2,000グラム以下のとき、あるいは入院治療が必要な赤ちゃんがいらっしゃれば、その医療費の一部を援助する制度でございまして、その対象の方が今回お一人いらっしゃったという内容でございます。
企画政策課長	すみません。先ほど説明で、すみません、1点訂正をお願いいたします。
	空き家提供事業補助金ですが、補正前の額、すみません、5万円、1件分ありましたけれども、不足分をお願いするものです。失礼しました。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終結いたします。
	これから討論、採決ということになりますけれども、ちょっと、今12時なんです、関係しますので討論、採決を終えてから昼食というふうにしたいと思っておりますけれども、それでよろしいですか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
議 長	なお、再開時刻をちょっとまた後で検討してお知らせしますので、よろしくお願いいたします。
	これから議案ごとに討論、採決を行います。
	初めに第15号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

		初めに原案に反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第 15 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 8 号）を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 16 号議案 令和 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につ
		いて討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第 16 号議案 令和 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
		を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 17 号議案 令和 7 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について討
		論を行います。
		初めに原案に反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第 17 号議案 令和 7 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決
		します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議	長	異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 18 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 次に原案に賛成討論はありませんか。
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 令和 7 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 4 号）を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩とします。
休	憩	午後 0 時 0 4 分
再	開	午後 0 時 0 4 分
議	長	再開します。 ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は 1 時 30 分とします。休憩。
休	憩	午後 0 時 0 4 分
再	開	午後 1 時 3 0 分
議	長	会議を再開します。
議	長	日程第 22 第 19 号議案 令和 8 年度飯島町一般会計予算 日程第 23 第 20 号議案 令和 8 年度飯島町国民健康保険特別会計予算 日程第 24 第 21 号議案 令和 8 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算 日程第 25 第 22 号議案 令和 8 年度飯島町介護保険特別会計予算 日程第 26 第 23 号議案 令和 8 年度飯島町水道事業会計予算 日程第 27 第 24 号議案 令和 8 年度飯島町下水道事業会計予算 以上 6 議案を一括議題とします。 ここで町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町	長	それでは令和 8 年度の施政方針並びに令和 8 年度予算の提案理由のついて御説明を申し上げます。 令和 8 年 3 月議会定例会を収集し、令和 8 年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及

び公営企業会計予算を含めた6議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づきます予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと思います。

関係する各議案並びにあらかじめ配付しました予算書及び予算概要書、概要資料等を併せて御覧いただければと思います。

最初に経済情勢と国の予算編成についてでございます。

内閣府発表の2月の月例経済報告によりますと、我が国の経済状況はアメリカ合衆国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに景気回復しているとしています。

今後も雇用・所得環境の改善や各種政策の効果による回復が期待されますけれども、アメリカ合衆国の今後の政策動向に加えて、物価上昇や人手不足、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要があると、依然として予断を許さない状況が続いております。

また、今回のイラン等の紛争につきましても、原油等の輸入が滞るような状況が予想されますので、こういった状況も注視していく必要があるかと思います。

こうした状況の中、令和8年度の国家予算案は令和7年度補正予算に続き切れ目なく強い経済を実現する予算とされており、複数年度を取組や歳出構造の平時化に向けた取組を推進し、重要施策について当初予算を増額されております。

具体的には、診療報酬改定、介護報酬改定をはじめ、予算全体について経済・物価動向等を適切に反映するほか、防衛力強化など、従来から財源を確保して複数年度で取り組んでいる重要政策、さらに、いわゆる教育無償化や外国人施策など、新たな財源確保や予算全体のめり張りづけを通じて様々な分野へ予算が重点的に配分されております。

一方で、新規国債発行額は当初予算として2年連続で30兆円を下回り、公債依存度も令和7年度からさらに低下した上、一般会計当初予算のプライマリーバランスは28年ぶりに黒字になるなど、重要施策に予算を重点化しつつ、財政規律も配慮し、強い経済の実現と財政の持続可能性を両立させる予算案となっております。

その結果、予算規模は総額122兆3,100億円となり、前年度当初予算に対しおよそ7兆1,100億円の増額となる見込みでございます。

主な内訳を見ますと、歳出については、社会保障関係費は経済・物価動向や高齢化伸び率に配慮し前年度比7,600億円の増、また地方交付税と地方特別交付金を合わせた地方交付税交付金等はおおよそ2兆円の増となっております。

次に、歳入については、税収がおおよそ5兆9,000億円の増を見込む一方、借金に当たる新規の国債の発行額は30兆円を下回ったものの、歳出のおおよそ24%と大きな割合を占めている構造は変わっておらず、引き続き厳しい財政状況が続いております。

このような国の動向を注視しながら堅実な行財政運営に努めなければならないと考えております。

次に地方財政についてでございます。

令和8年度における国の地方財政計画を見ますと、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和7年度の水準を上回る額を確保するとしております。

また、引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした上で、臨時財政対策債償還

基金費を創設しております。

歳入では、地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金等を増額しており、また当分の間、自動車税、軽自動車税の環境性能割等の廃止に伴う令和8年度の減収につきましては地方特別交付金により全額補填される予定でございます。

また、歳出では、サービス、施設管理の委託料、道路や河川等の維持管理費など、様々な分野における物価高への対応のほか、普通交付税の算定費目、地域の元気創造事業費におきまして新たに価格転嫁分を創設し、価格転嫁の取組が反映されるなど、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう配慮がされております。

これらにより、令和8年度の予算規模は総額でおよそ102兆4,000億円となり、前年度に比べ5.5%、およそ5兆4,000億円の増となっております。

このうち地方交付税総額はおよそ20兆2,000億円で、前年度に比べ6.5%、およそ1兆2,000億円の増となっております。

それでは、これらに基づきまして令和8年度の予算編成の考え方と重点事項について申し上げます。

このような情勢の中、令和8年度予算につきましては、物価高騰対策を継続しながら、今後も変化を続ける社会に迅速かつ柔軟に対応しつつ、第6次総合計画に掲げる主要施策の実現に向け各種施策を展開してまいります。

特に重点ポイントとしては、子どもの元気と学びの力の創出、豊かな生活環境と地域経済の活性化、持続可能な環境保全の構築、共に支え合える地域づくり、物価高に対する支援、この5点を掲げてございますので、主なポイントについて内容を御説明申し上げます。

まず初めに子どもの元気と学びの力の創出でございます。

安心して子育てできる環境整備としまして、小学校給食費の保護者負担を軽減する国の制度に加え、中学校給食費を公費負担にし、学校給食費の無償化を図るとともに、保育園においても3歳以上児への主食の提供を始めるほか、熱中症を予防し快適に過ごせる環境を整えるために町内保育園3園の遊戯室にエアコンを設置いたします。

また、町内の学校に通う全ての子どもたちが安心して過ごせる居場所として今年度整備いたしました飯島町子ども第三の居場所の運営を開始するほか、子育て世帯へのソフト支援としては、中学校卒業祝い金の支給やこども誰でも通園制度を創設してまいります。

多様な学びへの支援としましては、地域プロジェクトマネジャーを配置し、学校教育係が進める3つの柱——外国語教育の推進、学校と地域の連携強化、魅力ある教育活動の検討、展開を進めるとともに、子どもたちの学ぶ力、生きる力、地域愛を育む活動を支援するため、外国語によるコミュニケーション能力の育成や実践的な言語活動の充実、防災力を高める学習、キャリア教育の推進を図ります。

では、今なぜ外国語によるコミュニケーション能力の育成かでございますけれども、現代は多様性こそが持続可能な社会をつくる鍵でございます。

フィンランドでは、いい意見を言った子どもよりも様々な意見をうまくまとめる子ど

もが評価されております。こうしたことから、グローバルコミュニケーションスキルを身につけ、合意形成能力や人間関係形成能力など、調整能力を磨くことが重要でございます。

そのためにも、外国語によるコミュニケーションを学ぶことで、分かり合えないから始め、大変さを克服する力をつけることに取り組んでまいりたいと思います。

そのほか、令和10年度開催の信州やまなみ国スポ関連では、引き続きハード整備を行うほか、今年度立ち上げました実行委員会では令和9年度のリハーサル大会に向けて準備を進めてまいります。

2つ目に豊かな生活環境と地域経済の活性化に関する施策でございます。

地域資源を生かした取組としましては、町の豊かな森林資源と美しい自然景観を生かした観光産業を核に地域の稼ぐ力を飛躍的に向上させることを目指し、新たにいいじま未来共生イノベーション事業を実施するほか、今年度町のチョウとして定められましたミヤマシジミや生物多様性の理解促進とPRを図り、保全から一歩進めた回復を目指すネイチャーポジティブに取り組んでまいります。

また、長野県の伴走支援を受け今年度より進めております輝く農山村地域創造プロジェクト事業では、2年目として引き続き地域資源であります40年の歴史を持つ地域複合営農、これは組織農業でございますけれども、これをベースに、多様な者が関わり、地域資源を活用した農村RMO——地域運営組織でございますけれども、その検討など、持続可能な農業農村の維持、活性化を目指して進めてまいります。

地域とともに町の未来を考える取組では、学校と地域の連携強化を図るため、新たに町の学校運営協議会を設置するほか、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通計画の策定や、今年度設置しました自治組織あり方検討委員会では自治会が抱える課題を把握し自治会を持続、存続していくために必要な事項につきまして引き続き検討を行ってまいります。

また、令和8年度は新町発足70周年を迎えます。70年の歴史とともに飯島町の未来につなぐ各種記念事業を行っていく予定でございます。

3つ目に持続可能な環境保全の構築に関する施策でございます。

環境共生としまして地球温暖化対策、生物の多様性の確保、3Rなどの循環型経済の推進、これら環境共生としまして、生物の多様性の取組では、地域の自然を守り、生かすとともに、以前の状態に戻すネイチャーポジティブを推進するため、スマートフォンアプリを使用し、住民の皆さんと一緒に身近な様々な生き物を調査する中で生物多様性地域戦略の策定を進めてまいります。

また、脱炭素、リサイクルの取組といたしましては、集会施設のLED化を支援するほか、環境保全に力を入れている粉石けんを作る会の活動を支援するため石けん製造機を更新いたします。

4つ目に共に支え合える地域づくりの施策でございます。

福祉、健康の推進の取組では、福祉医療費給付金給付事業を拡充するほか、高齢者の介護予防を推進するためフレイル予防教室の開催数を増やして実施してまいります。

また、誰でも気軽に集える居場所として町内各所に居場所づくりを進めます。

飯島町文化館及びその周辺は指定管理に移行し、民間活力による居場所づくりに取り組んでまいります。

また、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づきまして町なかに街角ベンチ等を配置し、町なかの環境整備を図ってまいります。

最後に物価高に対する支援に関する施策でございます。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援といたしまして、近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、町民の命と健康を守るため、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯エアコン設置促進事業を行うほか、水道料金の基本料金の8か月分を無償化する物価高騰対策臨時水道料金負担軽減事業、また安定的な学校給食を提供するため、中学生分の高騰した食材購入費を支援する学校給食費負担軽減事業を実施してまいります。

また、事業者の皆様に対しましては、中小企業等の業務効率化への取組や省エネ機器への設備投資など、生産性の向上並びに経営基盤の強化を支援してまいります。

なお、これらの事業については、令和7年度の国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

以上が令和8年度の5つの主なポイントになります。

そのほかにも、多くの課題と住民要望にも総合的に対応するため、各種事業を展開してまいります。

続きまして予算規模の概要でございます。

それでは、議会に御提案いたします令和8年度の各会計の予算概要について総括的に御説明を申し上げます。

各会計の予算規模と主な内容ですが、一般会計は65億1,000万円、例年度に比べまして3,500万円、0.5%の減額となりました。

国民健康保険特別会計はおよそ8億2,700万円、前年度に比べおよそ5,200万円、5.9%の減となりました。

県の運営が定着し、歳出では国民健康保険事業納付金及び保険給付費、歳入では県支出金の額を基に編成しておりまして、予算規模は保険給付費の減を見込み減額しております。

引き続き国民健康保険事業計画に沿った保健事業を推進してまいります。

後期高齢者医療特別会計はおよそ2億1,500万円、前年度に比べましておよそ2,600万円、13.6%の増となりました。

予算規模は、保険料率の改定に伴う広域連合納付金の増により増額となっております。

今後の医療制度等の状況を踏まえ、町民の皆様への周知や手続などを適正に実施してまいります。

介護保険特別会計はおよそ12億2,000万円、前年度に比べおよそ8,000万円、7%の増となりました。

町の高齢化率は継続して上昇しており、保険給付費の増額を見込んでいるところでござ

ざいます。

引き続き保険者機能の強化に取り組み、地域の実情に合った制度の運営と地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

水道事業会計はおよそ4億6,400万円、前年度に比べおよそ4,100万円、9.8%の増となりました。

引き続き老朽配水管布設替え工事を推進するとともに、樽ヶ沢浄水場更新基本計画の策定と施設のDX化を進め、災害に強く、安全・安心な水道の維持に努めてまいります。

下水道事業会計はおよそ9億3,800万円、前年度に比べおよそ500万円、0.5%の増となりました。

汚泥減容事業により処理に関わる経費削減を図りながら、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

以上、6会計の合計予算規模はおよそ101億7,500万円、前年度に比べおよそ6,500万円、0.6%の増として編成をいたしました。

それでは一般会計の歳入の概要について御説明申し上げます。

町税は、税制改正に伴う環境性能割の廃止により軽自動車税が3.7%の減となる一方、長野県企業局の水力発電所新設等による交付金の増により固定資産税が13.5%の増となるなど、町税全体では前年度に比べおよそ7,500万円の増といたしました。

次に、地方贈与税と各種交付金、地方交付税につきましては、予算編成時における国は県からの情報、また前年度までの交付実績などから試算を行い、地方贈与税と各種交付金は全体でおよそ4,600万円の増、地方交付税は近年の実績及び国の地方財政計画の情報から普通交付税の増を見込み、前年度比べ1億5,700万円、7.1%の増を計上いたしました。

次に、国庫支出金は、道路改良工事等に係る社会資本整備総合交付金や役場情報システムの標準化、共通化に関わりますデジタル基盤改革支援補助金等の減により前年度に比べ21%、およそ1億5,200万円の減となったほか、県支出金も柏木運動場整備に関わる国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金等の減により、前年度に比べ17.4%、およそ1億200万円の減となりました。

また、繰入金は、重点事業をはじめ各事業の財源不足を補うため各基金から繰入れを行い、全体では前年度に比べ43.1%、およそ1億8,000万円の減額といたしました。

最後に町債でございますが、子ども・子育て支援事業債やデジタル活用推進事業債等は増である一方、柏木運動場整備に係る一般事業債や社会資本整備総合交付金事業の公共事業等債の減により、前年度に比べおよそ3,400万円の減の4億9,600万円を計上いたしました。

以上、歳入の主な点について申し上げますけれども、年度途中の制度改正や経済情勢により不確定な要素も含んでおりますので、現時点で得た情報を基に精査の上、それぞれ予算計上したところでございます。

施策の概要についてでございます。

第6次総合計画の基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向の

8項目のうち、前段で触れましたポイント以外の主な取組について御説明を申し上げます。

住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくりでは、防災無線の屋外子局——屋外のスピーカーでございますけれども、これらを増設することで有事の通信を確保するほか、災害時等に幅広い活躍が期待される消防団の拠点であります各詰所にエアコンを新設することで有事に活躍できる環境を整えるところでございます。

また、DXの取組としましては、住民の皆さんの利便性を図るため公式SNSを利用しました電子申請を進めるとともに、公式ホームページを誰もが見やすく使いやすくリニューアルすることで分かりやすい情報発信を行い、便利で安全・安心な生活が可能になる地域づくりを目指してまいります。

第2に美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐでございますが、水資源の有効利用を図るため、新たに雨水貯留設備の設置に関わる費用の一部を助成するほか、生活環境の向上対策としましては、引き続き特定の飼い主のいない猫や多頭飼育の猫に対する去勢手術や避妊手術について費用の一部を助成し、地域課題の解決を図ってまいります。

また、コンビニの多機能端末を使い発行できる各種証明書の手数料を一律50円にし、住民サービスの向上を図ってまいります。

第3、誰もが健康で居場所と出番があり、共に支え合える地域づくりでございますが、福祉医療費給付金給付事業におきまして精神障がい者の給付対象を拡充し、現在の通院のみから、入院を加え入通院について対象とするほか、通いの場として好評いただいておりますフレイル予防教室につきまして、新たに田切地区の会場を新設することで町内全体での健康寿命の延伸を図ってまいります。

第4、地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくりでは、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金を活用し、老朽化した中央道の水路橋や中平地区の水路改修工事を進めるほか、買物弱者対策では、引き続き移動販売事業を行う民間事業者への運行経費の支援を行ってまいります。

また、町内の事業者支援としましては、支援機関と連携し、引き続き相談対応や後継者マッチングなどの企業の事業承継を支援してまいります。

第5、暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造でございます。

町道関連では、社会資本整備総合交付金を利用しまして実施します上ノ原幹線や鳥居原横断線、また国スポの開催に向けました柏木運動場進入路などの道路改良工事を進めるほか、七久保地区のJR新田第1踏切周辺箇所の改良工事を引き続き実施してまいります。

河川関連では、住宅地や町なかを流れる赤坂地区の北田川や南仲町地区の唐沢川につきまして改修工事を実施してまいります。

また、災害に強く、将来にわたり安定供給できる体制の構築を目指し、樽ヶ沢浄水場更新基本策定業務に着手するほか、水門遠隔制御システムを設置し安全で安心な水道を確保してまいります。

6、魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくりでは、観光関連におきまして観光

パンフレットの更新や御嶽山駐車場に快適な仮設トイレの追加設置を行うほか、i i ネイチャー春日平につきましては、引き続き地域おこし協力隊の活用をしながら町と民間企業との官民連携で運営することで利用者の利便性とサービスの向上を図り、魅力ある観光地域づくりに取り組んでまいります。

また、移住・定住の施策では、新たに空き家を活用した田舎暮らし体験住宅を整備し移住希望者の宿泊・交流場所にするとともに、子どもや高齢者などの日中の地域の居場所として運営するほか、借上型定住促進住宅では民間事業者と協力し移住希望者へ空き家を活用した住まいの提供を行い、定住促進を図ってまいります。

第7、子どもの元気と学びの力で生き生き豊かな暮らしでは、小中学校に防災用の折りたたみヘルメットを整備し安心・安全な学校生活を支援するほか、学童クラブでは、利用料につきまして、2人目兄弟同時利用の場合には上の学年の児童を対象に利用料を半額にすることで保護者負担の軽減を図ってまいります。

また、生涯学習関連では、指定避難所でもあります七久保公民館の長寿命化と環境改善を図るため、屋根や外壁等の改修工事を行うほか、地域の皆さんの文化交流を深める場である文化館について指定管理者制度による運営を始めてまいります。

また、飯島陣屋は、新たに駐車場を整備し、バスによる来館者の利便性の向上を図るほか、県営中山間地域農業農村総合整備事業、これは日曾利地区でございますけれども、それに伴います埋蔵文化財発掘調査などに取り組んでまいります。

第8、将来像を実現する想像力にあふれた行政基盤づくりでございます。

公共施設の適正な管理を行うため、関連する主な個別計画や公共施設の現状、将来の在り方を踏まえ、公共施設等総合管理計画と個別施設計画の改定に向けて検討してまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。

結びに、令和8年度は新町発足70周年の節目を迎え、第6次総合計画におきましても振り返し、これまでの歩みを振り返り、未来へ向けた歩みを踏み出す一年となります。

町の将来像実現のため「人を真ん中に「つなぐ」力で楽しく豊かに暮らす予算」として編成し、厳しい財政状況ではございますが、各事業の進捗状況を確認し、検証を行いながら効果的な事業実施に取り組んでまいります。

飯島町の美しい自然に育まれた生活環境を守りながら、10年先の町の姿を見据え、将来の世代に引き継ぐため、人への投資、また官民連携をさらに推し進め、町民の皆さんが安全・安心で住み続けられるまちづくりを着実に推進してまいります。

引き続き物価高騰対策を図りつつ、住民の皆様の暮らしを守り、幸福度が高まるような施策の展開を適切な時期に実行することが町民の皆様に信頼される行政運営であると考えております。町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、全職員が行動力を発揮し、一丸となって全力で行財政運営に当たってまいります。

最後に、町民の皆様とその代表であります議員各位の格別な御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の施政方針と一般会計並びに特別会計等の予算概

	要説明といたします。
	どうかよろしくお願いいたします。
	〔唐澤町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	ただいま提案理由の説明がありました。 これから令和8年度予算6議案について一括質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いします。 質疑はありませんか。
9 番	
星野議員	じゃ3点お聞きいたします。 地方消費税交付金ですが、まだ始まってはいませんが、食料品のゼロというのが、政府が、これから2年間ゼロということで減少となりますが、この対策についてはどういうふうに考えているのか。 それと、ホームページに関してなんですけど、誰もが使いやすいと言っているんですけど、ホームページにつきましては、モニターを誰かお願いするのか、要するに高齢者がホームページを開けたときに使いやすいというようなことが大事かと思うので、その点を考えていただけたらと思います。 それで、最後にですが、70周年につきまして、飯島町に各イベントがありますけれど、冠に70周年とつけた場合に、幾らかそれに対しての補助金をあげたりとかして盛り上げを大切にしたらと思いますけど、その3点をお聞きします。
企画政策課長	それでは、まず地方消費税交付金のお話でございますけれども、予算編成時にも情報は多少入っておりまして、予算計上に当たりましては、その辺も鑑みて、多少割り落としというか、安全率を見ている部分もございますけど、この議論、どう進むかもまだ分かりませんので、そのときの状況によって、また補正等をお願いするようなことも、もしかしたら出てくるかもしれません。 以上でございます。
総務課長	まず2つ目のホームページのリニューアルの関係であります。 誰もが使いやすいという中で、高齢者、今、高齢者ばかりではないんですけど、例えば文字一つとっても、どんな書体が見やすいか、また大きさがいいか、そういうところも含めて検討を進めていきたいというふうに思っております。 それで、3つ目の70周年の関係で、これは全員協議会でも今現在計画している事業についてお知らせをさせていただきました。

議長
7番
折山議員

今、今後、そういった積極的にまちづくりや活性化に向けて70周年として取り組んでいくような事業があれば、また御相談をいただけたらと思います。

ただ、必要によって、また補正とか、そういったものが必要になるときには、また御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

ほかに質疑ありますか。

ちょっと心配なんで考え方だけお聞きしたいと思うんですが、この間、昭和伊南総合病院の大きい計画変更のときにもお聞きしたんですが、あのときの財政計画、これから、人件費の上昇、いろんな諸物価の高騰が予想される中で、それを加味した計画になっているかっていう質問をしたら、現行ですと、そういう状況があったときにはまた見直しが必要です、こういうことのお話でした、昭和伊南総合病院、伊南行政ね。

それで、同じことをこれは聞きたいんですが、この予算編成後に、原油のストップ、それに伴う物価序章が予想されるってということで、この予算には多分そこら辺が反映されていないと思うんです。

それで、ちょっとざっくり概要で見ると、工事費たるものが6億円台、あるいは、繰越しのもの、新たに発注するものがあればもっと大きな額っていうと、輸送コストから始まって全てが上がってくるっていうことになると、先ほど来、理事者答弁の中にありましたが、この予算では求める計上した事業が全てできるかどうかっていうのは極めて不安なっていうような気がして聞いておりました。

そこら辺の考え方ってどのように——これは予算編成後に突発的に起きていることですから、誰にも予想できないことなんです、これを全部やっていくとなると、物品購入一つにしても、昨年も灯油・ガソリン代の補正、いろんなものが補正で上がってきていますが、同様の状況が新年度に発生するのではないかっていう心配をするんで、その考え方。

それと、希望を1点。70周年記念事業とはいえ、通過点の一つです。それで、いろんな立派な式典をやろうが、ほとんどの町民には影響しません。ですから、できるだけ質素に、いろんな今ある事業のイベントの冠名称をつけるような計画になっていますんで、お金を使うのではなくて、70周年が来たねっていうことを一つのイベントの冠にかぶす程度で、町民とともに、ひとつ、よくやってきたっていうような振り返りの機会にしてくれるようなことで、あまり式典にお金をかけることのないような、ちょっと財政的にもかなり厳しい方向へ入ると思うんで、ちょっとそこら辺の執行をよく考えていただきたいということ。

それと、工事やなんかは、かなり先に行っても契約さえしちゃえばこっちの勝ちっていうようなこともありますんで、発注形式、かなり、遅くなればなるほど、これ、かなり予算では厳しいなっていうことを思うんで、現場が間に合うかどうかっていうようなこともあるんですが、そんなようなこともちょっと考えていく必要があるのかな——ちょっと長くなりました。お考えはどうなのかなと……。

副 町 長

おっしゃるとおりで、予想できないものがかなり入ってきているという認識は持っておりまして、建設関係の工事につきましては、総額でそんなに落ちているわけではないんです。

ただ、建設環境の道路メンテナンスの関係ですとか維持費の関係でも、先へ送れるものは、ちょっと送ってあります。あまりにちょっと、昨年までは65億円、3,500万円から四千幾ら、60億4,000万円くらいございましたんで、それで、できるだけ経費を落とすということは考えて予算編成をしたつもりです。

ただ、予想できない、これで、もしかしてイラク、イランの関係で戦争になってくると、確かに石油関係の関係ですとか、物を作っているところから大分上がってくるかなというふうに思っております。

それで、それを一応見込む——見込んでないと言えは見込んでないんですけども、できるだけ財政調整基金を残すような格好で予算編成をしたつもりです。

それで、財政当局と話をしながら、一般財源で賄えるもの、それから起債等で——起債もあんまり使うとやっぱり財政力に影響しますんで、そこら辺のバランスを見ながらできるだけ事業費を抑えていこうという編成はしました。

そういうふうな格好で、もう、今年も多分人件費が上がるだろうというふうに思っております、人件費が上がってまいりますと、工事費もまた上がってきます。それで、その辺のところを意識はしてやったつもりでございますけども、議員さんのおっしゃるとおり、予想できないことが大分出てきておりますので、これで、もう戦争が起これば、多分建設工事は、そういうものの物価、今年も輸入してやらなきゃいけないようなものを使う工事もございますので、そういうことを考えますと、かなり上がってくる可能性はあるというふうに予想しております。

それで、その分を全て見込んではいませんが、総額で落としていくような格好で行かないといけないというふうに思っておりますし、人件費の関係につきましても、令和10年までは、ちょっと国スポがございますので、正規も会計年度任用職員も今のままで維持しなければならんかなというふうに思っておりますけども、そこからはできるだけ抑える方向で行かないと持たないだろうなというふうに考えております。

そうしないと、どんどんどんどん経費が毎年毎年上がってまいりますので、建設関係は半月たつと見積りが使えないようなことも中にはございます。

それで、そういうことも予想しながら財政当局にも予算編成に当たっていただきましたので、最初は7億円ぐらいのものが、乖離がございましたが、それを半分ぐらいに圧縮しながら、あとは一般財源で賄えるもの、起債で賄えるものというようなことで、抑えめにやったというふうに、私たちは意識してやったつもりでおりますので、これから予想できないものもあるかもしれませんけども、そこはそれなりに対応するしかないというふうに思っております。

以上でございます。

すみません。

70周年につきましては、今、議員さんがおっしゃったとおり、冠事業をつけてござい

		ます。
		それで、実は、イベントをやる方々にあらかじめ、新しい企画、それから何か住民の皆さんも参加できるものがあればあらかじめ言ってくださいということを申し上げてきておりまして、それはまだ出てきておりませんので、冠事業につきましてはこのまま行くかなというふうに私は理解しております。
		以上でございます。
議	長	ほかに質疑ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		ここでお諮らいします。
		第 19 号議案から 24 号議案は調査に時間を要するため、3 月 19 日の定例会最終日に採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本 6 議案については 3 月 19 日の本定例会最終日に採決することに決定しました。
		ここで休憩とします。再開時刻を午後 2 時 50 分とします。休憩。
休	憩	午後 2 時 3 8 分
再	開	午後 2 時 5 0 分
議	長	日程第 28 第 25 号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について
		を議題とします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔宮下副町長登壇〕
副 町 長		第 25 号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅花の里いいじま指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。
		道の駅花の里いいじまは平成 18 年 4 月から一般社団法人道の駅花の里いいじまを指定管理者として施設の管理、運営を行っております。これまで善良なる管理、運営をしていただいております、問題点も発生しておりませんでした。
		この 3 月末をもって 5 年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き一般社団法人道の駅花の里いいじまを指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。
		なお、指定管理期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。
		細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長	〔宮下副町長降壇〕 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
11 番 吉川議員	指定管理者、このことについてはいいと思うんですけど、ちょっと質問でございます。
	この 3 月 31 日で替わるということですが、別にその方を批判するものではありませんけど、私の先輩でありますので。北原マネジャー、あるいはそれ以下の役員の方々については、これもこの関係で替わるのかどうかっていうことがここでお答えできればお答えをしていただきたいと思います。
産業振興課長 議 長	今のところ役員につきましては替わらないということでお聞きしております。 ほかに……。
9 番 星野議員	道の駅っていうのは今非常にブームで、飯島町には 2 つの道の駅があります。
	それで、売上げ的なもの、それから目玉商品などがちょっと欠けているんじゃないかなと私は思うんです。
	その中で、ある程度プロの、いわゆるコンサルみたいなものを入れて、道の駅の今の状況をちゃんと把握した中で売上げ向上のために動くようなことを勉強したらいかかと思いますが、いかがでしょうか。
産業振興課長	御質問につきまして、道の駅につきましては、コロナ前につきましてはかなりそれぞれ 20 万人以上の利用客がありました。コロナが入りまして一旦沈みまして、ようやく今コロナ前に近いような形に持ってきているところでございます。
	ただ、今後も、道の駅につきましては、トイレや駐車場の休憩施設、それから情報発信の施設——情報発信機能を持った施設、それから地域連携の施設という役割がありますので、そういった専門のコンサルさん等をまたできる限り、言っていただけるかどうかはまた管理者のほうとも協議を進めていきたいと思っております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 9 番	次に原案に賛成討論はありませんか。
星野議員	原案に賛成の立場で討論いたします。 まず、道の駅は飯島町の看板にもなるものだと思いますので、ぜひこの目玉商品などを開発していただいて、新たに売上げの向上になるように進めていただければと思って、賛成といたします。

議 長	ほかに討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから第 25 号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 29 第 26 号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅田切の里の指定管理者の指定について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 26 号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅田切の里の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。 道の駅田切の里は平成 28 年 4 月から株式会社田切の里を指定管理者として施設の管理、運営を行っております。これまで善良なる管理、運営をしていただいております、問題は発生しておりません。 この 3 月末をもって 5 年間の指定管理期間が満了になることから、引き続き株式会社道の駅田切の里を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。 なお、指定管理期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第 26 号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅田切の里の指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 30 第 27 号議案 滝ヶ原地域高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 27 号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設は、地域介護・福祉空間整備事業によりアグリネーチャーいいじまの敷地内に飯島町が整備した施設でございます。 令和 5 年 10 月から株式会社 U－L E A P を指定管理者として管理、運営を行っております。これまで善良なる管理、運営をしていただいております、問題点もありませんでした。 この 3 月をもって 2 年 6 か月の指定管理期間が満了になることから、引き続き株式会社 U－L E A P を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。 なお、指定管理期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。

議 長	これから第 27 号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。 ここで議事進行についてお諮りします。 これから提案されます第 28 号議案から第 54 号議案まで 27 議案については、いずれも公の施設の指定管理者の指定についての議案であり、各自治会を指定管理者として同一の指定管理期間を設定したいというもので、関連がありますので、これを一括議題として一括質疑、一括討論、一括採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 28 号議案から第 54 号議案までの 27 議案を一括議題とすることに決定しました。 それでは、日程第 31 第 28 号議案 岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定についてから日程第 57 第 54 号議案 針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理の指定についてまでの 27 議案について一括して提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 28 号議案から第 54 号議案まで、集会施設の指定管理者の指定について一括して提案理由の説明をさせていただきます。 ただいま一括上程されました第 28 号議案から 54 号議案までの 27 号議案につきましては、これらの公共施設につきまして、いずれも国県補助金等により飯島町が事業主体となって整備いたしました集会施設でございます。 各施設の効用を最大限に発揮できるという基準から、これまでも各自治会を指定管理者として指定してまいりましたが、この 3 月末をもって指定管理期間が満了となることから、引き続き同一の自治会を指定管理者として指定するものでございます。 なお、指定管理期間は、いずれも令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間でございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから 27 議案について一括質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから 27 議案について一括して討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから第 28 号議案から第 54 号議案までの 27 議案について一括して採決を行います。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 28 号議案から第 54 号議案までの 27 議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 58 第 55 号議案 飯島町土地開発公社の解散について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 55 号議案 飯島町土地開発公社の解散について提案理由の説明を申し上げます。 飯島町土地開発公社については、昭和 48 年に飯島町が設立し、52 年間にわたり公共 用地、公共施設等の取得、管理、処分等を行うことにより飯島町の秩序ある整備と町民 福祉の増進に寄与することを目的に活動してまいりました。 近年の社会情勢の変化等により、存続の意義が極めて低くなっている状況から、健全 な財政状況のうちに土地開発公社を解散することが得策と考え、理事会で検討を行って まいりましたが、先月の 2 月 10 日開催の理事会にて解散の同意を得たところでございま す。 なお、残余財産につきましては、現時点で分譲地 1 件と現金預金 1,500 万円、出資金 500 万円ほどを見込んでおり、精算時には全てこれが町に帰属することになります。 つきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき解散するため提案す るものでございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審 議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。

議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 55 号議案 飯島土地開発公社の解散についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 55 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 59 第 56 号議案 飯島町道路線の変更について を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 56 号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。 本件につきましては、道路改良工事などにより道路区域が変更になった路線について、道路法第 10 条第 3 項の規定により町道火の見支 3 号線ほか 8 路線の変更をお願いするものでございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 56 号議案 飯島町道路線の変更についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 56 議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 60 第 57 号議案 新田第一踏切道歩道設置工事の施行に関する協定書の締結に関わる専決処分を求めることについて を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	本日最後の上程となります。よろしくお願いいたします。 第 57 号議案 新田第一踏切道歩道設置工事の施行に関する協定書の締結に関わる専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。 令和 8 年 2 月 4 日に締結いたしました当該協定書につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 8 年 2 月 4 日付で協定の締結に関わる専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により本議会におきまして報告し、承認を求めるものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
建設水道課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
7 番 折山議員	ちょっと参考にお聞きします。 この図面を見る限り、これは踏切の拡幅そのもののような気がするんです。この平面的な、横断が出ていないもんで正確なところは分からないんですが……。 これ、歩道と車道との間の高低の分離はあるのかなのか、もしこれが平面でこのまま生きるんであれば、J R も踏切の拡幅は一切認めないんですが、こういう歩道を設置ということで、各所の踏切の改良は可能のような気がして見ているんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。
建設水道課長	まず、基本協定ということで、具体的な図面は左下のものになるんですけども、車道自体の拡幅はせずに、北側へ歩道を設置するという内容の工事です。 歩道と車道の分離につきましては、ブロック等がにつきまして、そこら辺の分離をしまして安全な通行ができるようになります。 なお、今回、車道の拡幅はございませんので、ほかの踏切の統廃合はなしで可能となっておりますので、御質問のほかの場所への同じようなことも、一応、制度上は可能でございますが、御覧のとおり金額も大きいものでございますので、そこら辺は精査が必要かと思えます。 以上です。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
2 番 坂本議員	この工事現場のすぐそばに自宅があるので、朝夕の交通量が多いときは、もう皆さん、

		工事があるということではかに回避しているんですけど、日中、分からないで入った車とか、どうしてもここを通らないといけない車も多いわけでありまして、最初の頃より工事の状況としては、警備の人が——交通誘導員が南北にじゃないな、西と東にいて安全ではあるんですけども、ちょっと夜が心配なときもありますが、それも何か少し、きちっとなったような気がします。 それで、この地図を見ると、この踏切の北側の、このグリーンの西側に、線路の西側の部分っていうのは、遮断機とかが移動した中で、道路としてそこにあるような形になるんでしょうか。ちょっとその詳しい——この絵からすると、遮断機の部分っていうか、建設の部分がそのまま、もう、ちょっとこのグリーンのところから右側に移動した中で歩道ができるというふうに考えていいんでしょうか、そこをお聞きします。
建設水道課長		遮断機につきましては、今のところお聞きしているのは、車道専用の遮断機、歩道専用の遮断機、計4か所といいますかがつく予定でございます。
議 長		ほかに質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第 57 号議案 新田第一踏切道歩道設置工事の施行に関する協定書の締結に関わる専決処分を求めることについてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 57 号議案は原案のとおり承認することに決定されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じて、これで解散とします。 大変御苦勞さまでした。
事務局長		御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）
解 散		午後 3 時 2 2 分

令和 8 年 3 月飯島町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 9 日 午前 9 時 1 0 分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
星 野 晃 伸	1 町の将来計画について 2 中学校不登校生徒について 3 中学校部活動の吹奏楽部の地域移行の課題について 4 柏木運動場整備事業における不適切処理について
宮 下 秀 和	1 J R 駅舎について 2 選挙における投票率向上の取り組みについて 3 多文化共生社会に向けて 4 中学校の新しい制服について
吉 川 順 平	1 人口減少の適応策と「にぎやかな過疎」について 2 少子化対策について 3 食と農に関する意識・行動について
伊 藤 秀 明	1 町長の 1 期任期の半分以上が過ぎた感想を問う。 2 食料品店誘致について 3 小学校関係について 4 小中学校関係について
折 山 誠	1 七久保診療所再開 2 火災に関する危機管理施策 3 子どもの居場所づくり
荒 川 みずき	1 飯島町の教育方針について 2 化学物質過敏症への対応について

○出席議員（１２名）

１番	池上 明	２番	坂本 紀子
３番	伊藤 秀明	４番	宮下 秀和
５番	三浦寿美子（遅刻）	６番	荒川みずき
７番	折山 誠	８番	堀内 学
９番	星野 晃伸	１０番	浜田 稔
１１番	吉川 順平	１２番	宮脇 寛行

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企 画 政 策 課 長 座光寺満輝 住 民 税 務 課 長 林 成昭 健 康 福 祉 課 長 小林 正司 産 業 振 興 課 長 斉藤 鈴彦 建 設 水 道 課 長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵
飯島町選挙管理委員会 委員長 藤井 康富	飯 島 町 選 挙 管 理 委 員 長 書 記 長 (総務課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議 会 事 務 局 書 記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和8年3月9日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 会議日程はお手元に配付のとおりであります。 なお、三浦議員より遅れる旨の通知がありましたので、これを許可しました。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。 9番 星野晃伸議員。 〔星野議員質問席へ移動〕
9番 星野議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めます。 1―1といたしまして、町長が11月の全員協議会で話されました、優良企業からの活性化に向けての報告書がありました。その中で町長が気になったもの、また参考になったものがありましたらお聞かせ願いたいと思います。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 全員協議会でお話ししました企業からの提案でありますけれども、提案された内容としましては、町の現状把握としての町の様々な資源や強みを整理していただいております、町のこれからの地域の活性化の姿を描いて具体的な提案をされているところでございます。 提案の中では現状整理としまして人口動向、世帯の構成、土地利用の現状の把握をしております、そういったことはもちろんですけれども、資本の分析報告もありました。その中で町の財源構造や資本形成の実態を多角的に捉え分析している手法などは、財政の健全性を保ちつつ成長投資を優先度別に配分するための判断材料として有効であると評価しておるところでございます。 さらに、地域活性化の具体的な実施案として提案されましたウェルネスツーリズム、こちらは空き家活用や地域の自然資源、医療、介護、観光インフラといった強みを一体化して活用する具体策として現実的であり、また観光需要と地域内雇用の拡大を同時に推進する可能性も示していただいております。

また、中でも地域商社の設立については、豊かな山林を含む地域資源の活用と地元企業、住民の参画に結びつけまして、地域内の資金の循環を高めるための中核的組織として極めて重要であるという認識は、私が考える仕組みと共通する部分がございます。

特に地域商社を核とする地域課題解決の提案につきましては、外部資本や特定の商社に依存せず、地域の実情に即した柔軟なサービス提供と雇用機会の創出を両立させる点で、長期的な地域自立を目指す上で有効であると考えているところでございます。

今後は、提案を含め、先般、全員協議会で御説明いたしました地域資源を活用した持続可能な観光や産業創出を組み合わせた飯島未来共生イノベーション事業、こちらを進めてまいりたいと考えております。

〔唐澤町長降壇〕

星野議員 それでは1—2ということで、私が考えますと、人口を増やすには、まず企業が大切かと思います。

企業を増やすといってもなかなか難しいことがありますけれど、今現在、3月場所も開かれましたが、大相撲の3月場所が始まりました。大相撲に関しましても、今や飯島なしで大相撲は取れません。土俵を作っているからです。土俵を作っている産業もある。

そしてまた、山林と、今、町長は言われましたけれど、山林の中には、今、ヨーロッパですごく人気になっておりますアロマオイルの資源といたしましてクロモジがあります。こういったものを生かした産業づくりというものが大切かと思います。

また、町独自ではなかなか能力的に問題があると思いますので、やっぱりプロのアドバイザーなりにも必要と思います。そんな点はいかがでしょうか。

産業振興課長 御質問の地域資源の有効活用は、地域の自然、歴史、文化を生かし、観光振興や産業、雇用の創出につながり、地域活性化への有効な手段であると認識しております。

今お話のありました伝統的なわら細工は、わら細工製品に限らず、大相撲の土俵や有名神社のしめ縄などにも使われ、わら細工という貴重な地域資源を次世代へ継承するための事業が行われております。

また、クロモジにおいても、町内においては生産から商品開発、販売に取り組んでいる方がおられます。農業分野においては、高齢化や担い手不足の課題解決の一つとして、できるだけ負担が少なく、収入につながる粗放的管理の一つとしてクロモジがあります。

これらも含め、地域資源を活用するに当たっては、資源の採取、栽培、加工、販売の体系——サイクルになりますが、6次産業化に向けて生産者と販売事業者が連携する仕組みづくりが重要でございます。

町といたしましても、地域活性化につながる地域資源の活用への取組対しては、支援など、町も一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

町 長 アドバイザーというような御質問が最後にありましたが、当初の御挨拶でも申し上げましたように、やっぱり町内には日本でも有数のいろいろな技術を持った企業があります。

当然、山林資源を生かした、そういったところでアドバイスをいただける企業もありますので、町内のそういった企業のアドバイスを受けて、あるいは地域に貢献してい

星野議員

ただける、社会貢献する企業も数多くありますので、そういった企業の皆さんの力を借りながら、アドバイスをいただいて町の様々な地域資源を生かしていきたいと考えております。

やっぱり、リスクばかりを考えるんじゃなくて、チャレンジする町になっていただきたいと思います。

それでは2の質問に行きます。

9月の例会で同議員の中から聞かれましたが、現在の中学校の不登校に変化はありますでしょうか。

教 育 長

また、不登校の生徒に対してどのような対策を練っているのか、お聞かせ願います。

お答えします。

9月議会において答弁させていただきましたけれども、現状において大きな変化はないところであります。

中間教室での対応を含め、各学校の先生方の対応により、現状においてほとんど登校することができていない児童生徒は小学校1名、中学校3名という状況であります。

不登校の理由といたしましては、学校というシステム——私はシステムだと思うんですが、システムが合わないこと、特定教科に対する困難さによるもの、先生とかみ合わないこと、兄弟関係から来るもの、家庭の考え方等、多岐にわたる様々な理由が考えられます。

以前もお話ししましたように、その対応は一律の対応で解決できるものではなく、それぞれ個別の対応が必要となり、そのあたりが学校現場においても苦慮しているところであります。

御指摘のような不登校にならないための対応策については、こんな対応を取れば解決するという単純なものではないと思われれます。

しかしながら、そのような中で学校ができることは、子どもたちに対して分かる、あるいは分かっていく授業を実現すること、困ったときに心を割って本音を語ることができる教師を含めた誰かが学校にいて、これらを前提にして、今この学校では子どもたちが自己肯定感を感じられるような教育活動を実践しているのかどうかを職員みんなで振り返り、時には見直ししながら語り合う場面が重要なのだと思っております。

そのような地道な取組しか不登校にならないための方策はないのではないかと考えております。

星野議員

すみません。失礼しました。今は1と2の質問をさせていただきました。

それでは3に入ります。

一般社団法人の「わらむ」という学校がありますが、承知しているでしょうか。

われらの学校の皆さんは、ひきこもりの情報を社協また教育委員会から紹介され、われらの学校の皆さんがその人たちのところに訪問され、わら細工を指導し、そしてまた社会復帰の手助けをしています。

現在、会社員として1名、技術職、職人としては5人、高校生、アルバイトとして4人が個人の体調に合わせて仕事を合わせてもらっているそうです。

町では「わらむ」さんに対しては紹介だけでありまして、丸投げの状態です。そんな「わらむ」さんは大変経営面とかの面でも苦勞しておりますが、そういった点で、ぜひ支援をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

教 育 長

私も直接お話をお聞きし、われらの学校については承知しているところであります。様々な理由から家に籠りがちな方がわら細工の技術を習得し、それが商品となり、収入を得るということを経験することで、自分も役立った、役立つんだという実感を持ち、やりがいや生きがいを見つけてほしいという願いからの取組だと認識しております。

場合によってはこの取組に合う子どもたちもいるのではないかと思われ、その際には一つの活躍できる場として紹介していくことができればと思っているところであります。

星野議員

代表者からなんですけれど、人材的には——大相撲の俵を製造されております。この俵っていうのは、やっぱりシングリでありまして、古くから女性が携われないことになっておりますので、そこら辺は、もし人を紹介されるんならお願いしたいということです。

また、「わらむ」は製造所ということで、「らうりま」というのがB型支援施設ということで認識してほしいということをおっしゃっていただきましたので、よろしくお願いします。

それでは3の質問に行きます。

部活動地域移行についてですが、今回は最も中学校で部員数の多い吹奏楽についてお聞きします。

ここ数年、吹奏楽部員は、力をつけ、各大会でも大変よい成績を収めています。そんな先輩たちを見習い、私たちも結果を出したいと生徒たちは一生懸命練習をしていますが、そんな中で、吹奏楽も、年々子どもの減少もありますので、地域移行についてどのように考えているのか、教育長のお考えをお聞きします。

教 育 長

中学校部活動の地域展開については、現在、教育委員会でも進めているところであります。様々な課題があるところも事実であります。

国の方針を受けまして、長野県は来年度末——令和8年度末をめどに休日部活動の地域移行完了を目指しているところであります。

飯島町においても同様に全ての中学校部活動について地域移行、地域展開を進めているところであります。

吹奏楽部については、令和8年度より休日部活動について地域クラブ活動とするよう学校関係者と協議し、保護者への説明をしながら進めているところでありますけれども、生徒や保護者の皆さんへの説明が不十分であるという部分もあるかと思われ、今後は、説明や情報提供する機会を増やすなど、御理解と御協力を得ながら進めていくことができればと思っております。

星野議員

3—2としてですけど、吹奏楽というのは多種多様な楽器があります。私は体育系なのであまり分かりませんが、やっぱり、多種多様ということは、それだけ指導者が必要ということになります。指導者の人材をどのように確保していくのか。

また、教育長は吹奏楽部を見学したことがあるのでしょうか。現在、外部指導者の中には生徒に対して動物に例えて指導する指導者がいるそうです。思春期で傷つきやすい子どもたちも多いので、せっかく吹奏楽が好きで頑張っている生徒に対して気持ちをそが

	ないように指導していただきたいということも思いますので、その点も教育長から注意をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。
教 育 長	私も何回も、当然、吹奏楽部の活動は見に行っていますが、ちょっとそのような事実については把握しておりません。また確認の上で、やはり、子どもたちも精いっぱい練習に励んでいただいていますので、その辺は注意というかをしていきたいというふうに思っています。 やっぱり一番は、活動の指導者、今後、これは吹奏楽だけではなくて、指導者の資質っていいですか、そういったことも今後課題にはなってくるのではないかと、指導者の研修等についても町として何らかの形でやっていかなければ、今御指摘のような話が出てしまうのは非常に残念なことだということふうに思っています。
星野議員	子どもたちは、3つ嫌なことがあっても、本当に1つ学校に楽しいことがあれば、必ず学校に通います。その点に注意していただいて、ぜひお願いしたいと思います。 3－3ですが、町にはゆかりのあるフルート会社の社長さんがいらっしゃいます。音楽の大学、また音楽関係者に太い絆があると思いますが、その社長さんをお願いして指導者を探していただくとか、そういった点を提案いたしますが、教育長、町長はどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。
教 育 長	今御指摘のように、吹奏楽部の地域展開、地域移行を進める上での課題は、やはり一番は指導者確保の問題かなっていうふうに思っています。他の市町村でも、吹奏楽の指導者については特に専門的な指導者になりますので、苦慮しているところかなっていうふうに思っています。 現在、顧問の先生のほかに全体指導を外部指導者へお願いしていますが、パーカッション、金管楽器など、各パートの専門指導者へ指導をお願いすることもあり、部活動で指導していただく場合には主に演奏技術の面の指導だけでありますけれども、地域クラブの指導者となれば、運営、会計、引率、保護者対応、安全管理まで、あらゆる責任を負うことも考えられます。 よって、単に演奏技術指導面の指導だけであれば御紹介していただくことはありがたいことではありますが、やはり町内でなければ継続的に指導していただくっていうことは難しいかなっていうふうに思っております。 また、実際に指導をお願いするかについては、生徒はもちろん、顧問の先生、保護者の皆さん、現在指導してくださっている指導者の皆さんのお考えを優先しながら、今御提案ありましたことについても検討はしていきたいなっているというふうに思っております。
町 長	私の考えですけれども、チャンピオンスポーツ、あるいはこういった高みを目指す吹奏楽等、子どもさんの希望でいろいろな取組をされていますけれども、やっぱり指導する立場としては、そういう技術面の指導だけではなくて、人としてどのように成長していくか、その辺が一番重要だと思います。 議員も、三石先生——バレーボールの先生ですけれども——の講演をお聞きになったかと思いますが、やはり人を育てるところも非常に重要な側面がありますので、単なる技術だけじゃなくて、そういった面も含めて、指導者にあってはお願いし

星野議員	ていきたいと考えております。 これで質問を終わります。 ありがとうございました。 〔星野議員復席〕
議 長	次の宮下議員の質問ですけれども、選挙管理委員長への答弁を求めています。ここで藤井選挙管理委員長に入室していただきますので、暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休 憩	午前 9 時 4 1 分
再 開	午前 9 時 4 2 分
議 長	4 番 宮下秀和議員。 〔宮下議員質問席へ移動〕
4 番 宮下議員	これから一般質問をさせていただきます。 大きなテーマとして 4 つ挙げました。 第 1 の七久保駅舎の問題についてから始めたいと思います。 現在、七久保駅舎の取壊し工事が始まっております。黒いシートがかぶされています。ここで私はすごく気になりました。これが何の工事なのか外からはよく分からない。入り口はこういう端っこのほうに変わりました。これが駅の入り口かと思いました。なぜかという、入り口という看板もなければ屋根もない、近くに行って通れるんだということがやっと分かるような状況です。ちょっとこれは利用者に対して不親切過ぎると思いました。 それで、これは一体何の工事だろうということで、そういう看板が必ず掲げられるものですから探しました。この臨時の工事現場事務所、そこにある安全掲示板、これは安全管理者がどなたかということが貼ってある、いわゆる義務づけられている看板です。それとポストがありました。つまり、これは通行人からは見えない場所です。ちょっとこれも、工事現場としていかなものかという感想をストレートに思いました。 それで、振り返って、この大きな看板を立てているのが町の工事です。今の J R が放棄したトイレの工事です。これは、誰が何をしているのかということは通行人を含めてよく分かります。それで、期間も分かります。 そういう意味で、ちょっと J R の工事の在り方を含めて、私は非常に疑問に思いました。 それで、まず第 1 の質問です。町として駅舎の建て替えについてどのような要望を出してきたのか、これをまずお伺いします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	J R 七久保駅舎の取壊し工事に当たって J R にどのような要望をしてきたのかということでございますけれども、J R 東海に対する駅舎建て替えに関する要望につきまして

は、令和6年6月26日付で、飯島町内のＪＲ飯田線駅舎スリム化計画に関する要望書、こちらを提出しているところであります。

この要望書では駅利用者の皆様が安全で快適に利用いただけるよう２点を要望しているところでございます。１点目は風雨及び寒さをしのげるように最低でも四方を壁で囲ってほしいということ、２点目は利用者が安心して座ることのできる椅子の設置と雨除け機能を有した戸の設置を求めてきたところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

宮下議員　　そういう要望に対してＪＲからは何か回答のようなものがあつたでしょうか、お願いします。

副町長　　その後、ＪＲからは、実際に本社の設計担当が見えまして、先ほど言いましたようにスリム化でございますので、基本的な形はほとんど変わっておりません。

それで、我々はその中でも同じような要望をさせていただいておりますので、それによって若干改善した面はございますが、七久保駅の駅舎につきましては、まだ工事期間内で入れませんけども、出来上がったところを見ていただければ、多分中央道のバス停のようなものができるのかなというふうに思っておりまして、ガラス張り——若干、その後、ＪＲ東海の範囲で軒差しを延ばすとか、そういうことをやっていただいたようでございますけども、設計の中で具体的に詰めたという経過はございますが、我々の要望を全部聞いていただいたというわけではございません。

宮下議員　　そういう要望を聞いてくれないということに対して、町としては今後どういうふうにしていくのか。

それから、これは次の質問とも関わってきますが、やはり住民説明会をしっかりとやれというのが常道だと思います。そして、企業として当たり前のことをやれと、企業責任として、利用者に、どういうものを造るのか、これを明らかにしろというのは当たり前だと思います。

ちなみに、私はＪＲ東海を何十年も利用しておりましたが、これも、駅の建て替えというと、大看板を立てて、それで、今現在こういうふうなところまで工事が進んでいまずということ、毎週その看板を掲示していくというふうなことをして、住民に不安を与えないようなことを常時やっていました。なぜＪＲ東海はそれができないのか、これは住民の代表として、住民の安全・安心を預かる行政として、やっぱりしっかりと要求していくべきだと思います。

その２点について説明をお願いします。

副町長　　住民説明会につきましては、我々も説明をしろというのは終始言っておりますが、議員がおっしゃったように、計画の透明性だとか、それから駅の利用者、それから地域住民の皆さんには将来どのようなことになるかという不安もあるわけでございますので、そういうのを解消するためにやってくださいということは言っておりますが、我々の要求として向こうは聞くだけだというふうに今のところ私は受け止めております。

これからも協議の中で説明会の開催をお願いしていく経過は多分あるなというふうに思っておりまして、これだけで終わりませんので、飯島駅のこともございますので、そ

れらも含めて、これからも説明会の必要性についてはＪＲ東海に求めていきたいというふうに考えております。

宮下議員

ぜひしっかりと求めていっていただきたいと思います。

やはり企業っていうのは人が育てるものです。人というのは、もちろん社長、従業員、そしてその企業を利用している、商品の場合だったら消費者、この場合でいくと地域住民であり乗客です。利用している乗客とか住民が町を含めて声を上げて、大きな声を上げながら、やっぱりＪＲ東海を叱咤激励していくという立場が必要だと思います。

これは、何かな、ＪＲをいじめているとか、無理難題をしているんじゃないくて、やはりＪＲをまともな会社として育てていくのは消費者の立場である地域住民だということで、前回にも増して大きな声で求めていきたいと思います。これについては、私、個人的にも、また議会としても、ぜひ一緒になって声を上げていきたいと思っております。

その上で、やはり、じゃ、次にＪＲ東海が考えている飯島駅舎、このことも、様々なうわさ的な話はあるんですけども、それについて町として具体的な情報をどういうふうに把握しているかということでお尋ねします。

副町長

飯島駅の駅舎に関してですけども、先ほど町長が言いましたように、令和６年４月に七久保も飯島も含めましてスリム化の話がございました。そのときに、ＪＲ東海のほうのあれで言いますと、１９５４年に設置しておりまして、７０年ぐらい、あの駅舎は今、飯島駅舎は経過しているということでございましたが、同じようにトイレは造らないというようなことでございました。

そういうことでございますので、そのときに——七久保駅は、当時、もう雨漏りが大変ひどかったです。それで、あれから優先的にやりたいという向こうのお話でございました。

それで、そこから３年ぐらい——２年か３年たった後に飯島駅をということで、我々としても、そこで協議をして始めたわけでございますので、令和９年４月以降に何らかのアクションがあるというふうに思います。

ＪＲ東海の今までの動きを見ますと、１年くらい前からどうしようかという協議が多分来るのではないかというふうに思っておりまして、今のところまだ来ておりませんけど、今までの経過からすると１年くらい前から具体的な話が始まるのではないかというふうに思っておりますので、新年度になりましたら多分ＪＲ東海のほうから令和９年で作るということで話は来るというふうに私は理解しております。

なければないで、我々としても今いろいろ町の活性化も含めまして駅舎の話を地元の皆さんとやっておる機会もございますので、ＪＲ東海と協議する機会は何回もあるというふうに思っておりますので、こちらからも話をしていきたいというふうに考えております。

宮下議員

ぜひ、ＪＲ東海には早めに知らせるように、そして、そういう情報は——どういう形になるのか分かりませんが——できるだけ住民に早めに具体的に知らせてほしいと思います。

最後に、町長、ＪＲ東海の対応に対して町長としての立場についてどう思われるのか

町 長	を質問します。 J R 飯田線は、今から 110 年くらい前に伊那電が最初の会社として造って、その後 J R になったわけですが、やはり、伊那電が辰野から飯田まで引く、その間の地域住民の皆さんのいろいろな思いというのが非常に強くて飯田線ができたという経過でございます。
宮下議員	そういった地域住民の皆さんの思いをしっかりと、今も引き継いでいる思いをしっかりと受け止めながら、利用者の皆さんが本当に安全で安心して使える駅舎になるように、J R 東海には強く要望してまいりたいと思っております。
選挙管理委員長	そういうことで、町民を代表して強く要望をお願いしておきます。 じゃ次の質問に行きます。 次は投票率の向上についての取組について質問します。 選管委員長には、わざわざお越しいただき、ありがとうございました。 私は、長年というのか、東京近辺に住んでいまして、投票に関してちょっとびっくりしたことが 1 つありました。靴を脱いで投票所に行くっていうのは、これは七久保林業センターの話ですけども、近年、私はそういうのを経験したり見たりしたことがなかったもので、非常に驚きました。 同時に、やっぱりお年寄り、若い方は別に問題ないんですけども、お年寄りに聞くと、やっぱり靴を抜いて上がるっていうのは非常に身体的な問題として不安があるということをおっしゃっている方もいらっしゃいます。 そういう意味で、ブルーシートを敷けばいいだけの話ですので、これはぜひやっていただきたいと思うんですけども、その点について選管委員長の見解をお願いします。
	どうも、こんにちは。 それでは宮下議員の御質問についてお答えしたいと思います。 まず、ちょっと最初に、日頃から選挙業務につきまして関係する皆様方に御協力いただいておりますことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。 また、2 月に行われました衆議院議員総選挙の際には、急なことににもかかわらず御理解、御協力をいただきましたことにお礼申し上げます。 御質問いただきました土足のまま投票できる環境整備についてでございますが、投票所は、集会所、それから公民館などの借用施設でありますので、管理上の取扱いや床材の状況などから、現状では靴を脱いで上がっていただいております状況でございます。 施設内にブルーシートやカーペットを施すことも考えられますが、つまずき、それから特に天候の悪い場合は滑ったりシートの様態も変化すると、悪くなるというおそれがあり、課題があると現状は考えております。 現在は期日前投票が定着し、飯島町においては投票者の 30% を超える皆様がこの方法により投票されております。 施設の玄関からは車椅子等で入場、退場が容易にでき、選挙ごとに違いはありますが、投票期間も長く設定されております。朝 8 時半から夜 8 時までという投票時間を設けておりますので、その間、投票が、長い間ですが、できることになっております。

都合のよい期日や時間を選ぶことができる期日前投票の制度活用も今後はお考えいただければと思っております。

以上でございます。

宮下議員

各地の投票所では、公民館だろうが、いわゆる畳の部屋だろうが、シートを敷いて、段差を解消してやっております。そういう投票所で私は何度も投票させていただいてきました。なぜ飯島ではできないのでしょうか、そこを一言伺いします。

選挙管理委員長

一応、今まで慣例的にそういう形で脱いでいただいたということでございますが、基本的には、施設管理上の縛りがございますので、それに準じてやっておるわけですが、できれば、そういう形で今後は研究していく、土足で投票できる形の研究も必要かと思えます。

ですが、まずもって施設の、例えば雨の日、雪の日、そういう場合に水分が入って床へ漏れた場合、床材とか、そういうのに支障がある場合もありますし、天気がよくても砂等の搬入もありますので、その後の施設の清掃等の部分もちょっと考えられる部分がありますので、その辺を十分考えながら、今後、土足でできる投票というものを研究はしていきたいと思っております。

以上でございます。

宮下議員

ぜひしっかりと研究していただきたいと思います。

これは全国でやっていることです。施設管理者とよく話し合えば解決する問題です。やはり、やる気があるかどうか、ここが非常に重要だと思います。やはり、本当に有権者が安心して投票所に行って投票箱までたどり着けるというシステムを——ただビニールシートをしっかりと張ればいい、ガムテープでしっかりと張ればいい、本当に、それは前日から深夜にかけてやっているんですよ、ほかの自治体では。

やはり、飯島町も施設管理者とよく話し合って、そういう——もちろん人手の問題はあります。これは本当に、飯島の駅で本当にそれは実感していますが、事実的に可能な話ですから、それはぜひしっかりと取り組んで、前向きに取り組んでもらいたいと思うことを要望して、次の問題に行きます。

次に移動期日前投票ですね。

先ほど役場でやっているから十分だということをおっしゃいました。しかし、やはり各地の自治体では、特に総務省を含めて、それだけではなく、いろんな場所で期日前投票をやるようにということになっております。

それで、総務省でも、調べてみますと、たくさんの自治体が移動——この形式は移動式期日前投票といって、小さなバスとか、小さな自治体ではライトバンのような車でもやっています。これは2016年から実施されて、総務省もこういうことをやっているよということで、総務省のホームページにいっぱい書いています。

ちなみに、ちょっとこれは電話だけですので、聞き取り違いはあるかもしれませんが、長野県の選管に聞いてみたら、2月の衆議院選挙では11市町村でやったと、移動式の投票ですね。

それで、南信地域ではどこがやっているかと聞くと、天龍村と阿南町だったかな、と

ということで、やっているという回答がありました。

そして、念のため阿南町に確認したら、確かにやったと、県の選管では、報告はあったが、やったかどうかというの点は点検していないというふうにおっしゃったものですから、一応確認すると、確実に移動投票所でやったということをおっしゃっていました。

それで、具体的にもう少し説明します。

どういうことをやっているかということですが、ちょっとこれは写真が小さくて申し訳ないんですけど、この写真を大きくする作業をすると手元が狂いそうなので、これをお願いします。

本当に、駐車場、阿南町もそうですけど、ショッピングセンターの駐車場などでやっていたり、それから公民館の軒先、本当に軒先を使ってやっている、テントを張って受付をして、それで車の中にある投票箱の中に投票してもらうという形です。

それで、ここで驚いたのは、ここは、岐阜県の御嵩町でしたっけ、の町で、期日前、投票日の前日に1日2か所でやっておられます。そういうこともあるかなと思って……。

これは高知県の山の中っていうのか、高知市と隣接しているんですけども、地域的にはすごく高知の中央部で、山の中で、ただ、人口はどうも飯島よりも多いような町です。

そこでは——ちょっと字が小さくて本当に申し訳なんですけども——10月25日、つまり衆議院選挙の、だから月火ですね、投票日の1週間前の月火で、何と1日で5か所を回っています。1か所30分、これがいいのかどうかというの、ちょっと考え方があるんですけど、こういうこともやれる、やっているということで御紹介させていただきます。

それで、本当にワンボックスの車の前とか横に投票所を作ったり受付所を作ったりしています。

それで、飯島町の場合を考えてみたら、公民館が各地域にありますので、公民館の軒先とかホールとかを使えばもっと簡単に可能だと思います。そういう意味で、やはりこれは、ぜひ検討していただきたいと思います。

ちなみに、これは松本市の事例ですけども、松本市は、ちゃんと、いわゆるコミュニティーバスなんかを使ってやっておられます。

それで、ここで面白いのは、やっぱり——小さくてすみません。地域だけじゃなくて、高校とか大学とか、そういうキャンパスまで行ってやっておられます。それで、そこではどれくらい投票があるのかというと、10人とか18人とか、そういう2桁を超えるかどうかという人のためにこういうシステムをつくっているという点で、やはりあらゆる人に投票の機会を保障していくという意味では重要な取組ではないかと思っています。

こういう取組について選管の対応を御質問させていただきます。

それでは2つ目の御質問についてお答えしたいと思います。

期日前投票所の御質問でございますが、御提案いただきました車両を利用した移動期日前投票所でございますが、近年、過疎地駅や高齢化が進む自治体において導入事例があります。

それから、先ほど議員の御質問の中にありました学校の関係でございます。これについては、若年層への選挙啓発というような形で、どこの自治体でも積極的にやっている部分があると思います。

そんな感じで、投票環境の向上策の一つとして現在注目されて、積極的に各自治体でも行っている部分がございます。

一方で、移動投票所の設置については、投票の秘密保持、それから投票箱の厳密な管理、事務従事者の確保、それから経費負担など、課題もございます。

当町といたしましても、活用する車両の確保、名簿の統合、あとはデータのやり取りをはじめとする運営方法、立ち会人を含めた従事者の確保等が課題になると考えております。

実は、最近、期日前投票所の事務従事、立会人の皆さんを確保するのが非常に難しくなっておりまして、書記局のほうでも苦勞しておりまして、関係の皆さんに大変な御協力をいただいて、やっとで人員を確保しているような状況もございます。そんなことも含めて御承知いただければと思います。

今後につきましては、他の自治体の実施状況や効果、それから費用の部分を十分に検証しまして、当町の状況を踏まえながら期日前投票のさらなる利便性の向上に向け、策について研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

宮下議員

まず1つ、ちょっと準備の話ですけども、これは本当に、ワゴン車じゃなくても、これ、写真を見ると、ワンボックスじゃなくて、いわゆるライトバン、そういうのまで使っていますので、そういう意味では、もっと柔軟な発想で、特に、先ほども言いましたが、飯島町の場合は集会所が非常に整備されていますので、そういう施設も使えば可能だと思います。

そして、やはり、先ほど委員長もおっしゃられたように、人手の問題、これは、ちょっと阿南町に電話で聞き取りしたときも、何が大変でしたかと言うと、やっぱり人の確保、これがやっぱり一番大変だったということをおっしゃっていました。

そして、案内人まで含めて8人のチームを組んだそうですけども、ちょっと電話の聞き取りですから不正確かもしれませんが、結局、町の職員が担当したというようなことをおっしゃっていました。だから、なかなか、何日もじゃなくて、ワンポイントの1日だけ午前と午後というふうな形になったようです。

ただ、こういうことはやってみないと前進しませんので、ぜひいろんな研究をしながら取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

選管委員長、どうもありがとうございました。

次は、前々回の一般質問でもお願いしたんですけども、多文化共生の話です。

それで、前回はちょっと全国的な動向として見たんですけども、今回は少しその話を始める前提として長野県の様子をちょっと確認したいと思います。

それで、これは全国と――すみません。これ、データはありません。全部口頭でさせ

てもらいます。

長野県でも今年人数がどんどん増えていまして、やっぱり 12 月末の時点で過去最高ということです。

それで、ちょっと総人口に占める市町村別外国人及び総人口に占める割合っていうのを県のデータから見ますと、これは 2024 年末のデータですけども、全県が 2.33%に対して、上伊那の市町村っていうのは、結構小さな町にしてはパーセンテージが高いです。伊那市なんかでも 3.14%、駒ヶ根では 2.8%、箕輪なんかは 3.5%。それで飯島は 3.44%。

もちろん、ヨーロッパの 20%30%という地域があるということに比べると少ないんですけども、やはり多文化共生っていうのはこういう時点からしっかり取り組んでいかないとなかなか難しい問題だと思っております。

そういう点で、前回もお伺いしましたが、飯島町では日本語教室を実際にいろんな形で支援されています。それで、その成果と今後の日本語教室についてどういう計画があるのかっていうことについてお伺いします。

企画政策課長

お答えいたします。

町としましては外国籍住民の方の日本語教育の充実っていうのは重要であるっていうことで認識しているところでございます。

今後も引き続き日本語教室に対する支援や取組を続けてまいりたいと考えているところでございます。

具体的に申し上げますけれども、日本語教室の講師へ支払う謝礼、それから日本語教室で使用します活動用品の支援、これは継続してまいりたいということで考えておまして、新年度につきましては新たに日本語教室推進事業補助金というものを創設する予定でございまして、地域の日本語教室が持続的に運営されることを目指し、学習環境の向上に寄与することを目的としているところでございます。

外国籍の住民の皆様が日本語を習得し、地域社会において円滑に生活することができるよう支援してまいりたいと考えております。

今後とも地域の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

宮下議員

その上で、さらに日本語教室に外国籍の方が参加しやすい環境をどうつくるのかということで質問させてもらいます。

やはり、日本語を勉強したくても、せつかくの休みだからずっと寝ていたいとか、買物に行きたいとかっていう要望もなかなか強いみたいです。

それで、もう一つの側面が、工場で働いておられる方っていうのは、基本的には出稼ぎなんですから、永住を前提とされていないもんですから、なかなか日本語習得に身が入らないという言い方は失礼ですけども、日本語を使わなくても、いわゆる自分たちのコミュニティーだけで暮らしていけると、そういう人たちのモチベーションをどう日本語習得という形にアップしていくのかという点です。

やっぱり会社——働いている会社といっても、大きな会社もありますけども、小さな会社、そして個人経営の農業者もいらっしゃいます。そういう人たちに対してどういうふうな取組が——そういう文化行事を含めて、外国籍で働いておられる方に参加するよ

議 長	うにしてもらう行政からの取組ってというのは考えておられるんでしょうか、質問します。 すみません。ちょっとすみません。ちょっと暫時休憩とさせていただきます。
休 憩	午前１０時１８分
再 開	午前１０時２０分
議 長	会議を再開します。
企画政策課長	日本語教室や交流行事、どうやって情報提供しているかという質問かと思いますがけれども、町のホームページに掲載するっていうのは、当然これはやっているところでございますけれども、そのほかに、外国籍住民の方が働いている事業所に直接お知らせして、こういったところの催しとか、そういったものを周知しております。 それが十分かといわれると、ちょっと足りないところもあるかもしれませんので、今後またいろんなことを考えてまいりたいと思いますが、一旦は、直接お知らせしておりますので、外国籍住民の方への情報提供っていうのは、少しはできているかなというふうに考えているところでございます。
宮下議員	やはり外国人の方にそういうお知らせが直接伝わるように、それぞれの企業にパンフレットとチラシとかを持ち込むことを含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。 次に、少し全体的な話ですけども、町全体としていわゆる多文化共生社会にどう取り組むかということでの質問をさせていただきます。 それで、以前質問したときに令和３年４月にそういう指針をつくったということの御答弁がありました。 それで、改めてこの指針を——ちょっとすみません、字が小さくて。５つのテーマからなっています。それで、１、２は直接外国人の方に対する話、それから３、４、５は町全体の話になっております。 ３番目の多文化共生の地域づくりということで、この点に絞って、どういう施策を検討されているのかということをお伺いします。 １つは、町民に対して多文化共生の意識啓蒙を図ると、それから多文化共生の文化交流を図ると、それから多国籍企業住民の自立と社会参加を促進すると、こういう大きな柱で多文化共生の地域づくりっていうことを指針とされているっていうことがよく——そういうことを書いてあります。 その一つのことだと思われるんですけども、これは今月の未来飛行です。そこには、しっかりと、こういう現在の飯島町の外国人の状況、そして、その人たちが楽しく勉強している様子、そして参加者の人たちの飯島町で暮らしての感想、これは、こういうのは本当に大切だと思うんです。 それで、町の広報紙のいいじま未来飛行でこういうことを紹介しているっていうのは、大きな一歩っていうのか、大きな前進だと思います。 それで、こういうことをもっといろんな場で展開してもらえればと思っておりますが、その辺の今後の計画をお伺いします。

企画政策課長

町では飯島町の多文化共生社会の形成に係る指針というものを令和3年4月に制定しております。主要施策を5項目掲げておりまして、その一つに多文化共生の地域づくりというものがございます。先ほど議員が御紹介いただいたものでございます。

当項目では、町民に多文化共生の意識啓発を図るとともに、町民主体の多文化共生の交流活動を支援することで外国籍住民の自立と社会参加を促進し、多文化共生の地域づくりを推進するとしているところでございます。

外国籍住民の方やその御家族の方、皆様が安心して生活ができるように取組を進めているところでございます。

具体的な施策としまして、町ホームページでは多言語化への対応をしております。

また、地球人ネットワーク in いいじまの皆様と協力して実施している日本語教室もございます。

今御紹介いただきました広報いいじま未来飛行では、「飯島Englishひろば」としまして英語や国際理解に関する取組の紹介もしておりますし、2月号ではいいじま日本語教室について掲載したところでございます。

また、昨年11月には地域の防災について学びながら交流するイベントイイジマ防災キャンプを開催し、子どもから大人まで約40人が参加しまして避難経路について一緒に考えたり、災害時に助け合う関係性を深めたりしたところでございます。

また、保育園や小中学校におきましても様々な授業を通じて英語に触れる機会を増やしてきているところでございます。

施策の実施に当たっては、関連する各団体の皆様と協力しまして、今後もよりよい地域づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

宮下議員

えーっと、まさにえーっとなんですけども、広報紙に書いていることしか御答弁がなかったような認識をしました。

今必要なのは、これプラス何ができるのかということ、やはり知恵を出し合って考えていくことだと思います。やっぱり金もかかれば人もかかると思います。そういう意味で、もう少し具体的なものが聞きたいと思っておりましたが、非常にその意味では残念ですが、やっぱり今後こういうことにどう取り組むのかということ具体的に検討していきたいと思います。

その上で、先ほども紹介がありました小中学生を巻き込んだ多文化共生の取組です。

それで、まず1つは、こういう成果というのか、子どもたちにどういう影響を与えるのか、今後、これで取組——特に、やっぱり、こういう多文化共生っていう話になると、もちろん小学校から大切ですけども、やっぱり社会、世間が広がる中学生のときにどれだけ刺激的な多文化と接するののかということが重要ではないかと思うんです。その辺を併せて、まとめて御質問をさせていただきます。

教 育 長

小中学生の多文化共生の取組についての御質問であります。

本町では多文化共生を異なる文化や価値観を持つ人々が互いに尊重しながら共に生きる社会の姿と捉えております。

学校教育においては、その基盤となる態度や感性を育むことを目的にし、異文化交流

や国際理解教育、外国語活動を推進してまいりました。

本年度は、まず小学校においては、JICA、それからJOCAによる子どもたちの授業が催されております。

また、地球人ネットワーク等と連携した異文化交流事業を実施し、多様な文化に直接触れる機会を設けました。

先ほども話がありましたけれども、イイジマ防災キャンプでは、子どもから大人まで、その中に外国人の方も入って防災キャンプを行いましたし、それから、中学で行いましたふさとフェスにおきましては、地球人ネットワークの活動の理解のために1つブースを設けさせていただいて、地球人ネットワークの活動について知る機会を設けました。

また、オーストラリア・パースからの学生との交流では、言葉が十分ではない中でも生徒や子どもたちの一生懸命伝えようとする姿勢が育まれております。

また、町内3つの保育園では、2週間単位で英語を話す方に訪問していただき、日常生活の中で自然に英語に触れる環境を整えてまいりました。

さらに、町費雇用のALTを小学校1名、中学校1名の2名の常勤の体制で配置し、授業のみならず、日常的な関わりを充実させております。児童生徒がALTに臆することなく挨拶や簡単な英語を用いる姿が見られるなど、外国語への抵抗感の軽減につながっております。

なお、英語力向上につきましては、多文化共生教育の成果の一側面であると考えておりますが、現時点で明確な数値指標を設定しているわけではございません。

今後は、英検の取得状況や国際的な言語到達度の指標であるCEFRの考え方も参考にしながら、学校現場の負担に配慮しつつ、成果の把握方法を検討してまいります。

以上の取組により、幼児期から中学生まで切れ目のない形で多文化共生社会の基盤を育む教育を徐々にではありますけれども推進できているものと考えております。

今後も、持続可能な体制の下、取り組んでまいりたいと思っております。

ぜひ積極的にお願いしたいと思うけど、1つ、ちょっと気になった点だけ指摘させてもらいます。

多文化共生を英検の成績に結びつけるというのは、ちょっと、単純にそういうふうには考えないでほしいとは思って、そういう意味でおっしゃったのではないと思いますし——そういう要望が地域にあるということは知っています。つまり、英語がしゃべれるようになったらいいねという。

それで、要は、中途半端な評価をして多文化共生社会がどこまで進んだのかということが最もなじまない分野だということだと思いますので、やはり楽しい、共生って楽しいということをどう子どもたちが体験していくのかということが重要だと思いますので、いわゆる成績とか試験とかにできるだけ結びつけないような取組にさせていただきたいことをこの場から要望させていただきます。

最後に、ちょっとテーマが変わるんですけども、いわゆる保護者の教育費の負担の話です。

今、中学校で新しい制服というのが検討されています。

宮下議員

		それで、やっぱりそこでちょっと気になってくるのが、これはどれくらいかかるのかと、それで、その場合、町としてどういう軽減負担を検討しているのかと——今年は卒業祝い金っていうのがありました。やはりこれも重要だと思います。 それで、ただ、新しい制服っていうのは、古い制服がないもんですから、みんなが負担しなきゃいけないということについてどういうことを検討しているのかということをお伺いします。
教 育 長		まず先ほどの多文化共生についてであります、あくまで言葉というのは道具でありますので、その辺は決して抜くことのないようにしていきたいというふうに思っています。 中学校の制服についての御質問であります。 本来ならば私たちが主導で取り組めば済むところでありましたが、単に私たちが進めていくものではなくて、新しい制服については、現在の中学生在が自分たちの生活をも見直しながら進めていく活動にしたいという願いを持ちながら、中学の先生方の御協力により、総合的な学習の時間の中で生徒の皆さんにも取り組んでいただいております。 現在、中学生へのアンケート実施や、業者の方に来ていただいて説明を受け、実際に着たり触ったりして制服について考える学びの場はもちろん、今の小学生への制服についての説明とアンケート実施や保護者アンケートを行うなど、新しい制服導入に向けた学びの場となっております。 現状で費用面についての観点は検討されていないところでありますけれども、来年度以降、ワークショップや説明会の中において実際に費用面についての視点も加えながら検討していく必要が出てくるのだと思っております。 今年度この課題に向かい精いっぱい取り組んでくれた中学3年生の思いを大事にしながら、子どもたちとともに新しい制服導入に向かって取り組んでまいりたいと思っております。 一時期の新たな制服になるっていうところ、かなり費用負担が大きいんではないかって私も想像していましたが、現状では、かなり制服が変わっているところがありまして、全体の費用については、かつて——若干前と比べるとかなり額としては下がってきているっていうところは承知しておりますが、今後検討していきたいと思っています。
宮下議員		ありがとうございました。 以上で質問を終わります。 〔宮下議員復席〕
議 長		ここで休憩とします。再開時刻を10時50分とします。休憩。
休 憩		午前10時35分
再 開		午前10時50分
議 長		一般質問を続けます。 11 番 吉川順平議員。

〔吉川議員質問席へ移動〕

11 番

吉川議員

通告により始めさせていただきます。

今回は3項目の質問事項、特に学術的な政策論という形の中で一般的な質問をさせていただきます。1つ目「人口減少の適応策と「にぎやかな過疎」について」、2つ目、少子化対策、3つ目「食と農に関する意識・行動について」でございます。

質問事項1「人口減少の適応策と「にぎやかな過疎」について」。

人口減少が進む中、地方の自主性を高めた地方分権の基盤を固めるには何が必要と考えるかということで、ちょっと難しいかと思いますが、お願いしたいと思います。

人口減少が進む中、身近な行政サービスをどう維持していくか、暮らしに関わる切実な問題でもあります。

既に自治体では技術職員らの人材不足というものが起きております。国の方針を待つまでもなく、市町村業務の広域連携や人材の融通といった対策を地方自治の現場で着実に進めていただきたいと思います。

御承知のように、市町村が担う業務につきましては多岐にわたっております。道路の整備から始まり、農村の状況やらということで、社会が多様化するに伴い業務の幅が広がっております。

安全・安心な暮らしを維持する上で人材不足の影響は大きいわけであります。デジタル化による業務効率とともに、やはり広域化ということもひとつ考えながら、広域連携の必要性も重要というふうに考えております。

平成の大合併があつて、かなり、3,200以上あった市町村がほぼ半減しておりますけれども、財源や権限を国から移し、地方の自主性を高める地方分権の基盤を固める方向で話を進めていくというふうな考えが必要だと思っております。

人口減少時代の地域の青写真を描く主体は自治体、そこには暮らす住民がおります。そのことを忘れないように、地方分権というのが重要と考えますが、いかがでしょうか。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

人口減少の中で地方分権の基盤を固めるということでもありますけれども、地方分権は、住民参加によって地方特有の特性を生かす、そういう中で住民に身近な行政を地方自らの責任と判断で行う仕組みづくりをつくっていくというのが地方分権だと思います。

まず、人口減少が進む中で地方の自主性を高めるため、そのためにはさらなる地方分権の改革の推進が不可欠であるというふうに考えています。

具体的には、地方自治体が地域の特性やニーズに応じた施策を主体的に策定、実施できる環境を整えることが重要だと思います。

そのために3つポイントがあるかと思います。

1つは地方自治体への権限移譲を進めるということでもあります。これによりまして地域の実情に即した施策を迅速に実施できるようになりますし、例えば地域の特性を生かした産業振興や福祉施策の展開が可能となってまいります。

第2に地方財政の安定化を図ることが重要かと思えます。地方自治体が主体的

に財源を確保できる仕組み、これを整えることで持続可能な行政サービスを実現することができると思います。具体的には、地方財政の見直しですとか、あるいは地方交付税の適正な配分ということになるかと思います。

3つ目でございますけれども、地域住民の参加を促進するというのが一番大切なことかと思ひます。地域の声を反映させるための仕組みを整えて、住民の皆さん自らが主体的に地域づくりに関与できる環境を整えることが重要かと思ひます。

これによりまして、本当に地域がわいわいがやがやとして、後ほど出てくると思ひますけれども、にぎやかな地域の活性化が図られ、人口減少が進む中でも歯止めになり、元気な地域づくりになると考えます。

特に、住民参加の中では、やっぱり住民の全ての皆さんの出番があり、また活躍する場所がある、そういった新しい仕組みをつくっていく必要があるかと思ひます。

議員の申されたように、こういったことを進めていく上でも地域連携あるいは広域連携というのは非常に重要な部分かと思ひまして、そういった面も少しずつ他市町村へ働きかけながら、広域的な課題解決に向けて対応を進めているところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

吉川議員

先ほど言いましたように、住民が主体ということでもありますので、ぜひともそういった仕組みづくりを今からでもどんどんやってもらうということと、先ほど言いました、仕事の関係では、職員は一生懸命やっておりますけれども、やはり限度がありますので、仕事の精査をしながら、できないところっていうか、それは広域連携のほうでできるような形を取っていただきたいというふうに思っております。

次の質問に参ります。

1―2、明治大学農学部教授小田切徳美氏の「にぎやかな過疎をつくる 農村再生の政策構想」という本がここにあります。(資料を示す)

私もこの分厚い学術的な本を読ませていただいておりますし、また、町長にもちょっとお貸しして、一緒に考えようという話もありましたが、これが参考する事柄があつて、政策に生かしていくことができると思うが、見解はということでもあります。

先生のプロフィールについては、3月7日にもこちらに、営農センターの40周年記念に来ていただいて講演をしております、別紙の資料を見ていただいて、「人口減少と農村再生」、にぎやかな過疎についてというものが、画面上ではちょっと細かいですが、資料で出してあります。

その中の先生の御紹介だけ、左裏のところにありますけれども、簡単に説明させていただきます。東京大学大学院の博士ということで、現在は明治大学の教授であります。特に農業政策論、あるいは農村RMOを含めた中での地域ガバナンス論という形の中で、先生は卒論なり、いろいろ出しておるわけであります。

それで、その資料のちょっとポイントだけ、ちょっと長くなりますけど、ポイントだけお願いをしておきたいと思っております。

資料のでかいほうの右側のほうに「人口減少の2つの適応策」ということで先生は言われております。2つの適応策。

右側にあります3段落目ですか、広大な空間内を少人数でも生き抜くには今までとは別の仕組みを地域内で内発的につくる必要でありまして、それを地域づくりとしております。「人口が減るから都市部への集住を考えるものではなく、むしろ「新しい仕組みを作ろう」という議論はまさに適応策である。」

それから、今まで言っております農村たたみ論っていう構想があって、いろいろ言われておりますが、農村をめぐるのは、農村たたみ構想と、この先生の言う低密度居住社会構想という2つの人口減少適応策が提起され、それらがつばぜり合いをしているということで、いずれにしても、人口が減るからそれで終わりじゃないよという形になっております。

それで、一番下にあるにぎやかな過疎ということで、先ほど町長も若干述べていただいておりますが、高齢者が多く、自然減少が著しいために、人口は依然として減少基調にありますが、地域内では小さいながら新たな動きが継続的に起こり、何かわいわいがやがやしている雰囲気が伝わっておるということでもあります。

そんなわけで、先生のこの本の端書きのほうに書いてありますが、実は、能登の地震があったわけでもありますけども、その関係が発端という形でもあります。

2013年に放映されたテレビ金沢のドキュメンタリー「にぎやかな過疎 限界集落と移住者たちの7年間」という番組があったようでもあります。それから来たものでありまして、大阪から能登半島の羽咋市へ移住し有機農業に取り組む若い移住者が主な登場人物であったわけでもあります。

その中では青年が地域の中で悪戦苦闘しながら活動をやったということでありまして、先生もこういった農村を歩いておりますけども、改めて各地を歩くと同じような現象に出会うことが少なくなかったということで、先ほど言いましたように、人口減少が進む中でも移住者や地域の人々がむしろわいわいがやがやとしてにぎやかな過疎をつくっておるという、これが発端ということでありまして、先生の言うにぎやかな過疎という形でもあります。

3月7日に出ていただいた方もおりますが、そんな中で、農村RMOを含めた中でやっているということで、やはり新しい農村のキーワードはにぎやかな過疎、地域ががやがや、外との交流を地域のエネルギーとできる農村が理想というふうに述べられております。

多様な人材、あるいは新しいコミュニティー、あるいは移住者との関係、関係人口、民間企業を含めた中で、やはりごちゃ混ぜの場ということが重要となるというふうに思っておるわけでもあります。

ちょっと長くなりましたが、そんなわけで、町長にも非常に興味のある内容でありましたので、本をお貸しして、7日には先生にもお行き会いしてやっておりますけども、時間の関係もありますが、非常に興味のある町長だと思っております。

十分時間を使っていただいて、思う存分お話をしてください。よろしくお願いします。

人口減少の対応策としてのにぎやかな過疎についてということでもあります。

小田切徳美先生につきましては、私もこの3日間、6、7、8と3日間にわたってお

町 長

話をいろいろさせていただきました。

先生におかれては、今、営農センターの在り方を今検討していただいています持続可能な農業・農村づくりのあり方検討委員会の座長であります酒井先生と小田切先生が同じ今村奈良臣先生の研究室におられたということで、酒井先生は大学院生で、小田切先生は研究生ということだったようですけれども、私も今村先生からいろいろ学んだ経過もございます。

それで、飯島町にも、当時——1990年代ですか、来ていただいて、パート2の策定に当たって先生にも御協力いただいたという経過があるかと思います。

そんな中で、今お話のありましたにぎやかな過疎ということでありますけれども、先ほども前段でお話したように、やはり住民の皆さんに出番があつて、それぞれの皆さんが活躍できて、それで地域が活性化している状態、これがにぎやかな過疎ではないかというふうに考えているところであります。

「にぎやかな過疎をつくる」という著書につきましては、小田切先生が提唱する農村再生のために具体的なビジョンと実践的なアプローチを示したもので、過疎化が進む農村地域において地域の特性を生かしながら持続可能な発展を目指す方策が提案されているところであります。

にぎやかな過疎という概念でありますけれども、単に人口を増やすということではなくて、地域の特性や資源を最大限に活用し、地域住民が自らの手で魅力を創出することで地域の活力を再生するという考え方でございます。

今のまちづくりは、今は選択と集中ということでコンパクトなまちづくりが叫ばれているところでありますけれども、これは多数の論理で語られているわけです。

我が飯島町のような中山間地では、非常に少ない人数の方が広大な空間の面倒を見ている、先ほどの先生の書にありましたけれども、そういう地域で、こうした地域を次の世代に引き継げる持続可能な暮らしが可能になる地域として残していくためには今までと違う仕組みをつくっていかねばならないというのが先生の著書の一端かと思えます。

こういった別の仕組みづくりへの取組が各地で行われておりまして、後ほどお話するRMOという地域運営組織、全国でもそういったものが8,500ほどつくられているということで、過疎地域にもかかわらずにぎやかで、小さいながらわいわいがやがやしている雰囲気伝わってくる、こういった状況、それを小田切先生はにぎやかな過疎と表現しておるところであります。

にぎやかな過疎のためには何が必要かということでもありますけど、1つには地域課題解決に取り組む住民の皆さんと組織、これは地域運営組織ですけれども、後ほどのRMOでございますが、そういったもの、それから地域で自ら仕事をつくらうとする移住されてきている皆さん、それから地域に関わることに価値を見いだしている多様な可能性を継続的に求めていく関係人口、それからそれらをサポートするNPOや関係機関ということで、これは中間組織というような形で呼ばれております。それで、最後に社会貢献活動に取り組む民間企業、こういった皆さんがごちゃ混ぜになって地域で活躍してい

る、そういった必要があるかと思います。

そして、人口減少が進む中で、新しい動き、そういった皆さんが活躍することによって新しい動きがいつもあって、人が人を呼んだり、あるいは仕事が仕事をつくる、そういった好循環が生まれている地域だと思います。

以前から内発的発展ということで鶴見和子さんとか宮本憲一さんが提唱されていますけれども、まさに地域内のそういった資源や人材がそれぞれの個性を生かして地域の主導による内発的発展をしている地域ではないかと考えるところでもあります。

著書では、地域の取組を生かした過疎地域における農村再生のための具体的な施策や地域住民の参加を促す仕組みが提案されております。

特に地域資源を生かした経済活動の創出、あるいは住民同士の協力によるコミュニティーの再生が強調されているところでもあります。具体的には、人材育成ですとか後継者育成、地域特性を生かした農産物の特産品化ですとか観光資源の開発、地域内外の人との交流を促進することが挙げられております。

町では今年度から輝く農山村創造プロジェクト事業に取り組んでおりまして、地域特有の資源を最大限活用し、磨き上げることにより、様々な課題や条件不利性の克服、これからの時代を牽引する新しい価値が複合的に生み出される輝く農山村地域を目指しているところでもあります。

そのために、地域複合営農の磨き上げ、多様なアグリビジネスの創出と他分野との連携、それから地域内外の多様な者と地域資源が関わり新たな価値を創出する、またミヤマシジミをシンボルとして生物多様性の保全と回復を目指すネーチャーポジティブを通じた環境保全型農業の推進に取り組んでいくという、この4つを掲げて実施しているところでもあります。

この取組では、地域複合営農の中にもありますように、専業農家、兼業農家、また自給的農家、非農家を含め、地域全体を巻き込みながら多様な者と地域資源が関わる持続可能な農業農村モデルを目指しているところでもあります。

町にも様々な地域課題がある中で地域の再生に向けた取組が求められていますけれども、小田切先生のにぎやかな過疎をつくる、このことについては、まさに当町の目指すこれからの居心地のいい農業農村づくりだと思います。

その中で、先ほどお話をしましたRMO——地域運営組織ですけれども、これは、農水省のほうで農村RMOということで、今、補助事業を中心に、そういった組織が土地利用を含めた中で地域を考えていくということで作られているところでもありますけれども、飯島町は、既に土地利用をしていく仕組みづくり、これは営農センターを中心とした二階建ての仕組みづくりができておりますので、農地を管理していくということはある程度今後もできていくのではないかと思います。

それとともに、地域課題、いろいろな課題があるかと思いますが、地域課題の解決をも含みながら地域全体を運営していく組織が必要ではないかというふうに考えているところでもあります。さっきも言いましたが、みんなに出番があり、活躍する場がある、そういった農村のRMOをつくっていく必要があるかと思います。

自分は、一番下にあるのが、今申し上げましたように、地域課題を解決するための、今、自治のあり方検討委員会でも検討しておりますけれども、自治組織の在り方も含めた中で、平成 17 年から始まっております地域づくり委員会、こういった仕組みも含めながら、1 階にそういった地域課題を解決する仕組み、それから 2 階 3 階には今ある営農センター、この仕組みをつくりながら三階建ての地域課題解決型の運営組織をつくっていくのが、形としては、先生の言うにぎやかな過疎をつくるという中では一番重要な場面だと思います。

自分も公約の中でまちづくり機構というのを提案していますが、まさにこの三階建ての RMO——地域運営組織、これがやっぱりその仕組みではないかと思います。

将来的には、こういった地域を皆さんで運営していくための協働のまちづくり条例ですとか、あるいは役場の中にもそういった専門部署をつくりながら、最終的には 10 年・20 年先を見据えた地域づくりができるような、そういった仕組みをつくっていくというのが重要かと思います。

そんなことで、ぜひとも、先生のこういった書籍、先生の御指導をいただきながら、書物にも書かれておりますごちゃ混ぜのにぎやかな過疎、そういった地域をつくっていければいいかなというふうに考えるところでございます。

少し長くなりましたけれども、今 2 つの検討委員会がありますので、引き続きそれらをうまく結びつけながら飯島町に合った仕組みをつくってまいりたいと考えているところでございます。

吉川議員

私も先生から話は聞いておりますけれども、にぎやかな過疎っていうことで、飯島町、決して過疎とは申しあげませんが、やはり、先ほど言った、自然もあり、そういったことで、生物多様性の関係やっておりますから、やはりそういったことも大事にしながら、取りかかるところ取りかかってもらって、早く、RMO ですか、そういった形も、三階建て方式をつくっていただきたいというふうに思っております。

農村、農業だけではなくって、先ほど話がありましたように、企業から始まって、移住者から始まって、商業、工業、農商工連携した、そういった取組も必要ということで、その中で、また話合いが大事なかなと思っておりますし、特にキーになるのは区会だと思います、私は。

区会のほうで、地域づくり委員会等もあるわけでありまして、今はなかなかそれが、公民館活動やらやっておりますけど、まだ活動がもう少し足りないかなっていう、やはり区会を入れることによって、地域住民の意識、あるいは草刈り作業だとか川掃除だとか、そういったことも重要になってくるかと思っておりますので、そんなことを私は思いながら、ぜひともよろしく願いをしたいと思います。

12 月にできなかった 2 番目、少子化対策であります。

2—1、少子化対策と地方創生政策との密接な関連性についてどう考えるかっていうことですが、これも大きな例題でありますけれども。

全国町村会っていうのがあるんですけども、ちょっと古いですが、2024 年 11 月 20 日に少子化対策の強化と地方創生の推進に関する特別決議がされております。

この中では、農山漁村地域を多く抱える町村では、文化伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきております、そうした中で、町村は少子高齢化や若者の人口流出、重要な産業である農林水産業の衰退など多くの困難に直面をしておるわけですが、地域の特性を最大限に生かしながら住民とともに地域づくりを進めていることから、国は少子化対策をさらに推進するとともに、新たな地方創生による大胆な政策を実施し、分散型の国づくりを強力に推進するべきであると、提起を町村議会で特別決議になっております。

したがって、その内容についてどう考えるか、お答えください。

町 長

やはり、先ほど来申し上げておりますように、地域の皆さんに出番があつて、全ての皆さんに活躍の場所があつて、それこそ地域が元気になるかと思ひます。

地方創生というのは地域の特性を最大限に生かすための施策と考えておりますので、そのためには、地域がいかに元気になっていくかという中では、先ほど来申し上げている、やはり地域を元気にしていく新しい仕組みづくりというのが必要になってくるかと思ひます。

少子化対策と地方創生施策は人口減少という共通の課題を解決するための取組が掲げられておりまして、若者や女性に選ばれる魅力的な地域をつくるという目標が共有されている認識しているところであります。

少子化対策としては、若い世代の経済的安定を支え、出会いの場の創出や子育て支援に取り組むことで地方創生に掲げられた若者世代の移住・定住や結婚、出産の実現につながるものと考えているところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、地域の皆さんがやっぱり元気になって、一人一人がプレーヤーになって活躍するということが大事ですけれども、先ほど来申し上げておりますいろいろな方が関われる仕組みもつくっていかねばならないと思ひます。

それには、こちらへ仕事を求めて、また住みかを求めてくる移住者の皆さんもそうですし、移住されなくてもいろいろな関係性を持ちながらこの地域に関わっていただく関係人口、そしてそれらをサポートしていただくようなNPOですとか大学等の関係機関、そしてもう一つは社会貢献をしていくってということで地域に関わっていただく企業の皆さん、そういった皆さんと一緒にやって一体的に地域が元気になるような仕組みをつくっていくということが少子化対策にもつながっていくと思ひますので、町としては先ほど申し上げました点を積極的に進めていきたいと考えております。

吉川議員

働く場所、そういったことがなかなかないということで都会のほうへ出ていってしまったり、そういうこともあつたりして、やはり定住促進、2―2のほうに入ってもらいますけれども、やはり若者が定住するためのまちづくりの施策はあるかという、この内容であります。

これも、2024年、全国知事会で、若者の定住するまちづくりっていう形の中で、推進するという形の中で、具体的な項目の中に入っているということでもあります。

1つ、人口減少対策を要した地方創生に向けて、人口減少、少子化対策の根本は、若い世代が将来に明るい展望を持ち、希望する誰もが安心して結婚し、子どもを産み、育

企画政策課長

むことが重要であるという形で掲げております。

子育てと仕事との生活の調和等々、あるわけありますけども、2番目の2、若者が移住するためのまちづくりの施策はあるのかどうか、お答えください。

若い世代に選ばれる町に向けまして、日頃から創意工夫してチャレンジしながら取り組んでいるところではございますけれども、なかなか効果が見えないというのが山見の多いところでございます。

若者のことは若者に聞くのがいいんじゃないかっていうことで、若者に意見を聞き施策に反映させていく仕組みづくりも検討を進めているところでございます。

そういった中で、来年度につきましては次の事業を計画しているところでございます。

3つございますけれども、1つ目は空き家を活用した賃貸住宅の提供でございます。民間事業者が購入してリフォームした空き家を町が一定期間借り上げまして、市場よりも低額で賃貸するもので、住宅の新築や購入を検討している若者を対象とした住まいの提供を考えているところでございます。

2つ目は町内外の事業所や農家と協力した仕事紹介事業の実施でございます。働く場所の案内会を定期的に開催しまして、若いU I ターン者の獲得に努めていきたいと考えております。

3つ目でございますが、地域の皆様と協力した恋活イベントの実施でございます。従来の結婚支援の特化せずに、友達や恋人探しをサポートする若者の価値観に合わせたイベント開催しまして、飯島町での家族形成へとつなげてまいりたいと考えております。都市部の若者もターゲットに、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、引き続き小中学生を対象としました地域学習やライフデザインセミナーなど郷土愛の醸成に向けた取組を行い、生まれ育った飯島町への定住やUターンを呼びかけてまいります。

吉川議員

今課長が申されたように、来年度は今言った内容がなされるようでありますので、ぜひとも具体化していただいて、若者が定住するような形をぜひとも取っていただきたいと思っております。

先ほど婚活の問題もありましたので、2―3のほうに入っておりますけども、結婚を応援するための社会の機運醸成をどう考えるか、また町が行う結婚応援施策はあるのかどうかということでもありますけども、少子化を食い止めるために国が掲げることも未来戦略っていうのがあるんですけど、これをはじめとする出産、育児を支える多様な政策が着実に実行されることが必要であります。

それには結婚を応援する社会全体の機運の醸成が最優先であり、これは、行政や議会とともに、幅広い国民、あるいは町民による国民運動、あるいは町民運動として広げていくことが望ましいと思っております。

その機運を基盤に、赤ちゃんの声、子どもたち、子育て世代の声が聞こえるまちづくり、若者の積極的な社会参画によって地域全体が活性化する方向こそ地方創生の目指す方向ではないだろうかと考えております。

したがって、2―3、この質問にお答えください。

企画政策課長

時代の変化とともに結婚という形にとらわれないパートナーシップも増えてまいりまして、若者の結婚観も変わりつつあるものと感じております。

個人の生き方が選択できる時代になりまして、結婚にこだわらない若者も増えておりまして、結婚を応援する機運醸成というのは難しいと感じておりまして、こちらも悩ましい問題だと思っているところでございます。

町では、結婚相談員によります出会いの場の創出に加えまして、新婚世帯に特化した家賃補助やリフォーム補助、引っ越し費用の補助も行っておりますので、そういった気運の醸成等も含めた制度的なことも含めて、引き続き広報等に努めてまいりたいと考えております。

吉川議員

これは重要な内容であります。なかなかすぐっていうわけにはいきませんが、こつこつといろいろな施策を取っていただいて、ぜひともお願いをしたいというふうに思っておりますのでございます。

次の質問、がらっと変わりますが、前にも言いました食育、食と農に関する意識、行動ですね。

3－1、農産物の価格形成は消費者の理解をどう得るかにかかっております。

今こそ重視したいのが食育であります。食と農の距離が遠くなる中、町としてそれをつなぐ対策はあるかということであります。

ちょっと、食と農の距離が遠くなるという、その一例といいますか、ちょっと話をしますが、首都圏の高校教諭が20年前から新1年生に鳥の絵を描かせておるということで、鶏の唐揚げは好んで食べるんですけれども、鳥の足、これが3～6本と答えた方が全体の2割もおるという話であります。

鳥インフルということで、昔は、私も小学校では鳥を飼ったりいろいろしておりましたが、今は飼っておりませんけども、やはりそういった現場っていうのが、なかなか、ノーという形の中で、子どもたち、どうなるかなということがあります。

あるいは、食の教育活動っていうのが全国でありまして、その中で今年の最優秀優良事例が蒲郡市立蒲郡西部小学校ですか、全校生徒は59人、47年前に卒業記念に特産のミカンの木を植えたっていうことで、全学年がミカンに携わっておると、5年生から木を引き継ぐのは4年生っていうことで、今秋から1人が1本を担当してきておるということです。

やはり加工から販売、あるいは栽培から——ミカンだけでなく、どっかの市町村もやっぱりいろいろ、飯田あたりはリンゴ並木なり、いろいろやっておりますけども、やはり児童が木と対話して自ら考え行動を起こすということでもあります。

そういった食育を受けた子どもたちは、価格が高い向こうにどんな問題があるのかを想像して、農業の現状を理解できる大人になるであろうと思っております。

そういった、子どもたちの心に農の種をぜひともまいてもらって、つなぐっていうことが、町長、ありますけれども、やはり、食と農の距離が遠くなる中で、食と農という形の中で、そういった対策が飯島町にはあるのかどうか、実際にやっていると思いますけど、そこら辺をお聞かせください。

教 育 長

食と農の距離が遠くなる中っていうお話です。

私が見る限り、町内の子どもたちが食と遠くなっているっていうふうにはちょっと感じておらないところでもあります。

子どもたちが地元の食材を意識し、食に対する興味や関心を高め、健康な生活を送るためには、吉川議員がお話のように、食育が大切であるっていうことは認識しております。

現在、給食センターの栄養士や職員ができる限りの地元産の食材を使うことや減農薬の食材を心がけて給食の提供に努めてくださっているところでもあります。

子どもたちへの食育については、役場産業振興課農政係やJ A、地元の農家の方々の協力、連携の下で地域ぐるみの食育ができているかと思っております。

既に御存じかと思いますが、毎年2月に伊那合同庁舎において上伊那管内全ての市町村が参加する食育フォーラムには、飯島町では飯島町食育推進ネットワーク会議の産業部、生活部、教育部、それぞれの皆さんが参加して飯島町の食育への取組の様子を紹介しており、その取組に対して多くの皆さんから高い評価を受けておるところであります。

その発表内容につきましては、現在、下のフリースペースに展示してあるので、また御覧いただければと思います。

今後、そのような飯島町のすばらしい食育の取組について、何らかの形で町民の皆さんに紹介していく場を設ける必要があるっていうことを思っておるところであります。

吉川議員

食と農の距離が遠くないという認識ではありますけども、心配しますので、ぜひとも、行政、あるいは、学校の先生方も非常に忙しい中で、カリキュラムの中で、農という形の中の体験という形はなかなか大変かと思いますが、ぜひとも子どもたちに飯島町の、農業の地域でありますので、ぜひともそういったことを植え付けて——植付けて失礼ですけども、教えていただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので3—2は飛ばします。

3—3、最後、国産愛用運動、これも食と農に関する意識行動であります、国産を選んで食べることで産地を応援できると考えます。

町として機運醸成をするためにどんな施策があるかということで、やはり食べて農業も機運をぜひともやっていただきたいということであります。

前にも申し上げましたように、国産食材を5割以上使う店のあかしとして緑ちょうちんっていうのが飯島町にもありました。なぜかだんだんなくなってしまいまして、星が5割以上で1つついていくわけですが、以後1割増えるっていうことであります。

これは、発案者は、元農研機構の中央農業総合研究所の丸山所長が言ったことでありまして、札幌におったときに、居酒屋に立ち寄ったときに、なかなか地域のものが出ていないということを思って、こういったちょうちんのことを考えたというふうに聞いております。

そんなことで、飯島町もちょっとなくなっていった寂しいんですけど、やはり国産、限られた農産物であるわけではありますが、食料・農村基本計画にもありますように、食料自給率をカロリーベースで45%に引き上げる目標を掲げておりますので、ぜひとも、

町民の皆さん、消費者の皆さん、そういったものを——既に地場のものを使っている方もおりますけども——商工会を含めながら、やはり町民を巻き込んだ全体運動として、ちょうど米への関心もあるわけでありますので、そういったことも含めて、ぜひともこの内容を、ぜひともお願いを、どんな施策があるかどうか、国際愛用運動、ぜひとも協力的に進めていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

町 長

緑ちょうちん運動については、20年前から始まりまして、飯島町でも導入した経過があります、これは15年くらい前ですかね。

それで、町内に緑ちょうちんが幾つか飾られたときもありましたけれども、今、上伊那で残っているのは、JA本所の1階の食堂ですか、あそこには大きなちょうちんが飾られておりますけれども、ちょっとそれ以外は見当たらないということで、非常に残念な状況です。

やはり食と農が密接に連携しながら地域の食材をきちんと地域で消費していく、国産国消の運動もJAで進められておりますけれども、こういった運動とも連携しながら、地域の農産物をしっかりと地域で使っていくような運動とともに、先ほど教育長が申し上げましたように、学校給食でもしっかりと取り組んでおります。

それと、もっと大きなつながりとしては、やはり町の農業をきちんと消費者の皆さんに知っていただくということもありますので、いろいろな取組をしておりますけれども、消費者が飯島町の農業に関わりを持っていただくための仕組みづくり、例えば飯島町で進めている環境農政、1,000ヘクタール自然環境農場づくり、こういったことを含めながら、やはり自然環境を守りながら飯島町の農業が進められているというところをしっかりと消費者の皆さんに分かっていただく。

以前には生活クラブ生協等との交流があったりして都会の消費者の皆さんと地域をつなぐ運動もあったんですけども、ちょっとそれらも取組がなくなってきておりますので、そういった取組、大きな取組ではなくても、小さな取組、飯島町のいろんな農業に関わっていただくような仕組みをつくっていききたいということもあります。

やはり、何よりも、地域に魅力を感じていただくためには、先ほど来申していますように、地域の皆さんが元気になってわいわいがやがやにぎやかな状況をつくっていく、それを都会の皆さんが見て、この土地は結構にぎやかで、農産物も作っているし、またオーガニック的な自然環境に優しいものを作っているんだということをPRしながら、地域に関心を持っていただくということが一番消費者と地域を結ぶ重要な要素かと思ひますので、そんな総合的な事業を、今、輝く農山村でも進めていますけれども、進めてまいりたいと考えております。

吉川議員

最後になりました。

私も、ここにもおられるように、商工会にも入っておりますけど、ぜひとも農と一緒に、町の農、農商工ということで、町の農業を知ってもらう仕組みづくりに携わっていききたいと思っております。

そこにもあります。町民の命、暮らしを守って、飯島発展のために、改革実現で、町政が住民の前に進んでいくことをお祈ひし、私の一般質問を終わります。

議 長	〔吉川議員復席〕	
	ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。	
休 憩 再 開	午前 1 1 時 4 1 分	
	午後 1 時 3 0 分	
議 長	会議を再開します。	
	休憩前に引き続き一般質問を行います。	
3 番 伊藤議員	3 番 伊藤秀明議員。	
	〔伊藤議員質問席へ移動〕	
3 番 伊藤議員	それでは通告に基づいて一般質問を行いたいと思います。	
	前回、時間の関係で一番大事な町長の答弁を聞くことができずに、今回やるということでしたので、よろしくお願いします。	
3 番 伊藤議員	それで、あと、3 番以降については、ほとんど教育関係のことを重点的に質問していきます。	
	まず 1—1、これまでの行政運営、2 年間ですけれども、自己採点を町長本人にしてもらうのはちょっといかがなものかとは考えるんですが、総括でも結構ですので、その問いについてお答えをお願いいたします。	
町 長	〔唐澤町長登壇〕	
	これまでの行政運営についての自己採点ということでございますけれども、まちづくりの評価という点で、私の公約に関する点について申し上げたいと思いますけれども、つなぐ力で楽しく豊かに暮らせるまちづくりということで、8 つの具体的な取組として 28 項目の約束をさせていただいております。	
町 長	議員の皆さんにもお示ししているとおり、ロードマップで毎年の進捗状況をお知らせしているところでありますけれども、ロードマップでは A、B、C、D、E でそれぞれの進捗状況を評価しているところであります。	
	A が順調に推移している、B が一定の進捗がある、それから C は進捗が遅れている、D は大変に遅れている、E は進んでいないということで、これらを点数で表しまして、A が 80 点から、E は 0 点ということで、20 点ずつ評価していきますと、A が 3 項目、大体順調に進んでいるっていうのは 3 項目で、B の一定の進捗はあるというのが 16 項目、それで C の遅れているというのが 5 項目、大幅に遅れているが 2 項目、それで全く進んでいないが 2 項目ということで、28 項目がそのような進捗になっております。	
町 長	これを加重平均すると 51.4 点ということでありまして、公約につきましては大体半分程度が進んでいるのかなというところでございます。	
	一方、行政運営のかじ取りの関係ですけれども、職員の皆さんのボトムアップ等がありまして、マネジメント的にはある程度進んでいると思いますけれども、やっぱり私、首長としてのリーダーシップ、こちらについてはまだ課題が多くて、かじ取りについて	

も半分程度というような評価の中で、全体としても半分程度の自己採点ということで採点をさせていただきたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員

分かりました。約 51.4 点ということで、これからに期待しております。

1—2 に移りますが、今も前半の取組、大体聞きましたので、分かりました。

それで、本年度の本会議初日に令和 8 年度施政方針が発表されました。その 5 項目は全て重要な方針だと思って聞いておりました。その中でも今後重点的に取り組みたいものがあつたら教えてください。

町 長

所信表明でも申し上げさせていただきましたけれども、その中でも特に取り組んでいきたいものについて 4 点を掲げさせていただきたいと思います。

まず 1 つは生き生き参加のまちづくりということで、午前中それぞれの議員の皆さんからの質問もありましたけれども、やはり飯島町のいろんな地域の課題を解決していく仕組みづくり、それをきちんとつくり上げていきたいというのがあります。地域課題解決を様々な形で、みんなで実現していく仕組みづくりを行ってまいりたいと思っております。

現在、輝く農山村地域創造プロジェクト事業で 40 年を迎えた飯島町営農センターをさらに磨き上げていくため、持続可能な農村のあり方検討委員会で検討を重ねているところであります。今夜も 7 回目の検討委員会がありますけれども、重ねております。

また、自治組織についても、自治組織のあり方検討委員会で地域の様々な組織について、関係性ととともに将来の在り方について検討してまいりたいと思っております。

一方、官民連携で町を元気にするための事業の研究も始めたいと思います。

こうした一連の取組の中で、将来を見据えて協働のまちづくりをどのように進めていくかの一つの手段として、RMO——地域の運営組織、これをやはり組織化していくことが重要というふうに考えております。

既に営農センターは専業農家も兼業農家も、また自給的農家も非農家も連携した持続可能な農業農村づくりを進めてきておりますけれども、一方で、協働のまちづくりとしての地域全体が参加した地域づくり委員会、こちらも自立の町を目指す中で結成されてきて、地域でそれぞれの地域課題に取り組んでいただいているところであります。

こうした中で、人口減少が進んでおりますけれども、それぞれが連携し合い地域課題を解決していく組織としての RMO、こちらに結集して、いわゆる午前中も申し上げました三階建ての組織、一番下に地域づくり委員会のような地域の課題を解決していく、そういった仕組み、その上に農業に関わります営農センター的な組織、営農センターばかりではなくて、いろんな地域課題を解決していく組織がその上に乗っかってくるわけですけれども、そういった三階建ての組織をつくっていきたいというふうに考えています。

地域の皆さんが居場所と出番があつて活躍できる協働のまちづくりを目指していきたいと思います。そのためには、地域での十分な話し合いはもちろんですけれども、内発的な取組、それぞれいろんな思いがあると思いますけれども、そういった皆さんの取組の

積み重ね、それをみんなで進めていくための協働のまちづくりの条例等も視野に入れながら研究をしてまいりたいと思っております。これが1番目の新しい仕組みづくりということでございます。

もう一つ、2番目でございますけれども、多様な学びを支えるまちづくりを進めていきたいと考えています。

この中では、引き続き子育て支援を進める中で、子どもを真ん中に自主性の確立や個性、多様性の尊重、学びや友情、夢の追求の重要性、これらに全町民で取り組む子供に優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

特に、多様性の時代を生き抜くため、ごちゃ混ぜで寄せ鍋的な空間で小中学校の自ら学び自ら行動する、こういう自発性、また地域課題に積極的に関わり課題可決する力、またみんなをまとめていく合意形成能力を醸成していくため、地域の皆さんと連携したキャリア教育や防災教育、また日常英会話教育に取り組んでまいりたいと思います。

3番目に魅力あふれる産業のまちづくりでございます。

こちらは、多様な他者、いろんな方が関わり合いながら生物の多様性の保全と回復、いわゆるネイチャーポジティブでございますけれども、こちらを目指す地域資源の活用により、持続可能で居心地のいい農業農村づくりを目指していきたいと考えます。

また、にぎわいの創出のため、居場所づくりや様々な地域資源を活用したまち歩き事業を進めてまいりたいと思います。

最後に4番目になりますけれども、元気あふれるまちづくりでございます。

こちらでは、災害が多発しておりますけれども、地域の防災・減災のまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

具体的には、子どもも大人も、そして多様な皆さん、全てが参加する災害発生時に命や生活を守るためのみんなでつなぎ支え合う地域防災力を磨き上げていく取組を行ってまいりたいと思います。

以上の4つのテーマを中心に取り組んでまいりますけれども、公約に掲げております8項目、8事業の28項目の施策については、いずれも重要な課題だと思っておりますので、初心を忘れずに、皆さんと膝を交え、汗を流しながら、つなぐ力で誰一人取り残さない、明るく豊かで全ての皆さんが幸せを感じられるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

伊藤議員

地域課題が山積しております。地域課題があつたら、それをいかにして解決して、いかに実行するか、もうそれに尽きると思います。

それで、一部の人が頑張ってやるんじゃなくて、町民全員を巻き込んで、町民と行政と2つの車輪のように、誰がやるっていうわけじゃなくて、みんな参加意識を持って、広く、課題解決、または新しいテーマに沿ったことを実行することが必要かと思えます。

2番に移ってまいります。

2-1、2月3日の新聞で、食料品店について、旧エコープ飯島店の後利用にこだわらず、出店者が望む条件のよい場所への誘致もあり得るとの報道がありましたが、出店の見込みはあるのかという質問ですが、その前に、ちょっと画面を見ていただいて、

駅力という言葉があります。

駅力とは、交通拠点機能にとどまらない観光のゲートウェイ、観光情報発信拠点、商業の核、情報発信の拠点、そして地域文化の象徴としての価値を指します。

交通手段が多様化し、多くの駅が存在意義が揺らぐ今だからこそ、駅を単なる通過点や維持すべき施設として捉えるだけでなく、地域に価値と人流を積極的に生み出す成長のエンジンへと転換できるのではないかということでもあります。

それで、2ー2、飯島駅舎を食料品店として利用する考えがあるかどうかですが、切符売場に人を配置している関係で、たしか町との協定で2年だか3年更新で持続できるような状態になっている契約書だと思います。

それで、駅員がいる限り使えるという条件だと思いますが、図面を見ると駅舎のほうまであるんで、駅舎のほうまで使えるのならば、そこで食料品店、一つの例ですけど、それに対してどんな考えでおるか、お願いします。

議長 伊藤議員、すみません。今、2ー1と2ー2と一緒に聞いているということですか。

伊藤議員 そうです。すみません。一度に一緒に聞いていますので、お願いします。

議長 答弁、よろしいですか。

副町長 旧エーコープのところでございますけども、エーコープのところは、先ほどの質問でいただいたように、そこへ誘致できる可能性っていうのはあまりないなって、実は今当たってみた感覚では当てがないというのが現状でございますので、そうした見込みです。

町といたしましては、そこにこだわらないで、住民の生活を考えた上で、ほかのところでもって来てくれる方がいらっしゃれば受け入れていきたいという姿勢を言っているところでございます。2ー1はそういうことでよろしいかというふうに思います。

それから、2ー2でございますけども、飯島駅舎につきましては、現時点につきましては、まだ具体的な構想っていうのはないんです。

それで、スリム化しますよってJRの申込みだけでございまして、ただ、今そこで駅力の話をされておりましたが、飯島駅周辺のニーズや地域活性化を考慮して有志の皆様で立ち上げていただいた飯島未来トークサロンというところで——参加している、伊藤議員さんもそうだと思いますが——議論しているのは事実でございまして、その中からいろんなものが生み出されてくればいいなというふうに実は考えております。

それで、いろいろな駅、JRが手を引いた後、地域がやっている駅、あります。全国的にも幾つかあって、立派なものを建てているところもございますけども、我々の考える、町の皆さんが考える駅舎でいいのかなっていうふうに思っております。

それで、切符売りとか、そういうのは当面継続というのが一応町で持っておる今の考えでございますけども、あと、それ、いろいろなもの、店ですとか、そういうものが中へ出せるかということになりますと、それは、またこれからの、皆さんの御意見を聞きながら、その中で固めていきたいというふうに思っております。

有効な利用につきまして、いろいろ御意見をいただきながら、町も一緒になって決めていくという姿勢を今は示しているところでございますので、そこら辺のところ、まだ何も形的には出来上がっていないのが現状だということでございますので、よろしく

伊藤議員

お願いいたします。

ぜひ住民の意見等を考慮して、よりよい町、よりよい駅の使い方も考えるべきだと思います。

それでは、これから教育関係の3番に移ってまいります。

ここに伊那小学校の本が2冊あります。共に学び共に生きる伊那小学校の軌跡として1、2とあります。

その中にある先生へのアンケートで「伊那小学校で教鞭を取られたことは教師としての在り方に影響を及ぼしたと思いますか」との問いに対して「そう思う」が97%、「どちらかといえば思う」が3%で、アンケートの回答者全員が影響を受けているとの回答があります。

その一方で、卒業生へのアンケートでは、「学んだ総合学習が今の生き方や進路に影響を与えたか」とのアンケートには多くの卒業生が「影響を受けた」と回答しています。その中で、「何が影響したか」という問いには、1番「命の大切さ」、2番「自他への思いやりの心」、3番「やろうとする意欲」「発表、表現すること」、4番「自ら判断、解決する」という回答があります。

飯島小学校も伊那小のような総合学習を進めていく考えがあるのか。

昨年12月の一般質問では令和8年度に一年考えて研究していくという答弁がありました。現時点において教育長の方向とか構想はどのようなことを考えているかをお聞きいたします。

前の12月定例会では、通知表の廃止を含めたっていうところでお答えしたところであります。どうも、やっぱりいろいろなところから廃止するっていうんだねっていう声が聞こえてしまっています。

それで、私は、あくまで廃止も含めた検討っていうことですので、廃止を前提にした検討は考えておりません。

やっぱり大事なものは、どのような形での評価が子どもたちの学習意欲を高めるのか、それから、また学校への希望を育むのか、それから自己肯定感につながっていくのかということだったり、それから、保護者の皆さんが子どもたちの今、現状について理解していただき、保護者の皆さんが子どもを育てていくっていうことにどのように役立つものにしていったらいいのか、そして先生方も、その子について、やっぱり評価を通してその子の成長を感じてこれからの取組に励みになるのかっていう、そんなことを大事にした評価を——評価とは通知表だけではありませんけれども、通知表の在り方を一旦立ち止まって検討していきたいっていうふうに考えています。

それで、具体的には、町内の先生方による在り方委員会を組織し、現行の通知表の持っているよさと、それから課題を明らかにし、その中で保護者の皆さんの声もお聞きしながら検討していくっていう方法を取っていきたいと思っています。

それから、この内容ではありませんが、先ほど伊那小の学びの質問がありました。

やっぱり子どもたちが課題意識を持って取り組んでいくっていう力は本当に必要だと思ってますし、国の子どもたちの学びっていう方向についても、今、伊藤議員

のおっしゃるような方向で、今後、学習指導要領がまた新しくなりますけれども、そういう方向で進んでいく。

それで、それが、各自治体、市町村に、その内容について、かなりの部分で自由度が増すというか、任せられる部分があります。来年度については、前にも議員さん方にはちょっとお示ししましたが、TOCO-TONの取組を取りあえず来年度についてはどこまで進めていけるのかってことで、各学校で今検討して、具体的な取組の活動に結びつけていきたいというふうに思っています。

伊藤議員 3-2に移ってまいります、飯島小学校と七久保小学校、2つあります。

そこで、こういう内容的なことは校長先生がどうやって進めるかということと、校長先生が七久保小学校は嫌だ、飯島小学校はいい、それは多分校長先生によって考え方が変わって、校長先生の運営の仕方があると思いますが、もしそういう方向になったら七久保小学校と飯島小学校は同じような形で進めていく予定っていうか、希望っていうか、そこら辺、ちょっとお聞かせください。

教 育 長 ここも御質問は、もともと評価って言う御質問だったものですから、今の質問に答えるって言う形でよろしいですか。

やはり、七久保小学校であれ飯島小学校であれ、中学に行くと子どもたちは同じ場所で学んでいくって言う形になります。

そういう中で、今それぞれの学校で、やっぱり人数的な規模の違いもありますので、それぞれの持ち味を生かした教育活動を推進していくって言うことは大事だと思っています。

ただし、やはり、最終的にといいますか、中学は同じ学校へ行くって言うところで、校長会や、それから先生方の全体研修の中で、やはりどういう子どもたちを目指していくのかって言う部分は共通である必要があるって言うふうに思っています。

ただし、どういう姿を目指していくって言うのは共通である必要があると思いますけど、じゃ、具体的な方法については、それぞれの学校で、これも、校長がこうやるからって言うものではなくて、先生方みんながそこで知恵を出して意見を交わし、こういう方法でいこうって言う下で動いていただくということで、目指すものは共通であっても、具体的な活動はそこで変わることは、想定であり得るのかなって言うふうには思っています。

伊藤議員 分かりました。

それでは、4の、今度は小中学校の関係について問います。

これは超過勤務に関係するところで、教員のストレスのアンケートから、やっぱり超過勤務ということで影響しているところですが、授業準備の時間不足、あと長時間労働による生活の圧迫、休日出勤の部活、家族との時間不足で、これが結局超過勤務から出てきている弊害であります。これを見て分かるように、教員の長時間労働がストレスの大きな原因になっております。

超過勤務などの理由で、近年、教員の辞職、特に若手先生方の辞職が増加傾向にあります。

教 育 長

超過勤務とは直接、話は違うんですが、私のいとも元教員をやっていたんですが、教員実習中にもうやめていく人もいるということを知って、それが現実なんだということで、これも教員の実態が分かって大変だと思ってやめていくだろうなと思って聞いておりました。これは教職における労働環境の厳しさやキャリア初期の教員が直面する困難が深刻化していると言えます。

それで、4―1に移りますが、我が町の教員の超過勤務の実態を教えてください。

教員の超過勤務の実態ということであります。

今、伊藤議員がそこで示されました教員のストレスの中で、私が県教委の調査で把握している部分では、トップは保護者対応でありました。そこにストレスを感じているっていうのが多くありました。

時間も確かに、必要以上に長くいるっていうことは、やっぱり課題ではあると思いますけれども、なかなかそれが教員自体のやりがいに結びついていない、そこがなかなか達成できていない部分があるのかなっていうふうに思っています。

それで、1か月当たりの時間外勤務調査では、正直、昨年度は県の平均と比べますとかなり高い状態でありました、うちの町の教員です。

今年度に入り、先生方の意識変化もあると思われますが、ほぼ県平均近くまでにはなっている状態であります。平均に寄ってきているからいいっていう話ではありませんけれども。昨年度比では1か月当たり小学校で8時間、中学校で約10時間――月ですが、の時間外勤務時間の短縮となっている状況であります。

それで、私たちとしても――教育委員会としても働き方改革推進のための指針の策定や具体的な取組をと願ひ、働き方改革推進のための職員の合い言葉や帰宅宣言カードを作成し、全職員に配布して取り組んでいただいているところであります。

今後とも時間外勤務時間の短縮に向けて学校長を通して声がけを行ってまいります、それとともに、先ほどもお話ししましたが、先生方のやりがいをどのようにつくっていくのかということが先ほどもお話ししました来年度のTOCO―TONの取組を通して進めていくことができればと思っております。

伊藤議員

超過勤務って、労基の関係だと月80時間を超えると危ないという指数があって、全国で見ると88時間という平均値であります。ですので、いろいろ努力をして縮めているようですが、私が中学校の管理人のときに帰るデーっていうのがあって、何かと思ったら、その曜日は皆さん定時に帰りましょうっていうのを進めることで帰るデーとしてあるかと思って見ておりました。

4―2に移ってまいります、ちょうど今朝の新聞報道に教員の不足の記事が載っておりました。

文科省データでは、令和7年度の公立学校の教員不足人数は合計3,827人、令和3年の1.8倍、85%増、1,762人不足しています。年平均に直すと約450人ずつ不足している。また、教員不足の学校は令和3年よりも998校多い2,589校で、全体の8.1%です。そのことを受け、文科省では地域差はあるが深刻な状況と見ております。

また中学校の話になりますが、私が管理人をしていたときにこんな事例がありました。

国語の先生がなかなか見つからずに、定年退職して農業をやっている元教員に無理を言って、国語の先生をもう一回やってくださいと言ってお願いした事例がありました。

そんなことで、教員不足は、もう現実であると思っております。

それで、2025年の長野県の小学校の調査では28人の不足、学校数の割合では7.5%になります。

そこで、当町の教員不足の実態を教えてください。

教 育 長

今、伊藤議員のおっしゃられるように、教員の確保については非常に厳しい状況であるっていうことは変わらないところであります。

今年度も上伊那校長会では各学校の教員配置にやはり苦慮してしまして、その努力によって、上伊那管内においては、現状においてはほぼ教員の確保ができている状況だとお聞きしています。

当町においては、令和8年度の配置——来年度の配置については、現状ではできている状態ではありますけれども、今後、育児休業や療養休暇等による教員の補充が必要になった場合には、今、伊藤議員が例に挙げられましたけれども、なかなか、代替者——その代わりになる先生の確保はかなり困難な状況が生まれるのではないかと考えているところであります。

伊藤議員

実際に定年を迎えて教職員をもうやらなくなった人がかなり、ベビーブームの人たちが先生をもう引退して、教員が、その数だけでもかなりの数がおります。その影響も受けているのかなと思います。

それでは4—3のほうに移ってまいります。

部活の地域展開とはですけれども、これまで教員が中心となって担ってきた部活の運営、指導を地域のクラブ団体、外部指導者などと連携、移行する取組のことであります。

単に地域移行するだけでなく、地域ぐるみで活動の場を広げ、新たな価値を創造、創出するという考え方から地域展開とした。

部活の地域展開については、急速な少子化を背景に、地域によっては学校の生徒数が減り、従来のような学校単位での部活動の維持が困難になってきています。

文科省では、主に公立中学校を対象として部活動の地域展開等の取組を推進しています。

これまでも様々な自治体で地域の実情等に応じた多様な取組が創出されてきています。

令和8年度から6年間の改革実行期間がスタートし。休日については、原則、全ての部活動において地域展開を目指すこととしております。

先ほど同僚議員から地域展開、指導者等の現状の質問がありましたので、大体答えが分かりました。指導者と飯島の現状、それ以外にあれば教えてください。

教 育 長

部活動の地域展開と指導者の状況ということであります。

現在、飯島中学校のほうでは、バレーボール、サッカー、バスケットボール、野球については地域展開が進められている状況であります。

今後は、ソフトテニスボール、さらに文科系であります吹奏楽や美術、演劇等の部活の地域展開を進めていかなければならないと思っております。

今後さらに少子化が進む中では、一市町村だけでは対応できなくなることも想定され、市町村を超えた連携について検討していかなければならないと思われます。

また、一番の課題であります指導者確保については、現状では先生方の兼職兼業届けにより支えられている部分もあり、持続可能なクラブとしていくための形を目指し、地域指導者確保に引き続き取り組んでいかなければならないと思われます。

文科省では行く行く平日の部活動、クラブ活動についても地域展開をということを言っていますが、現状では、上伊那管内のいろんな情報をお聞きしますと、平日までやっているのはなかなか厳しい状況ではあります。

伊藤議員 地域展開と指導者、あと、お金の問題も発生します。非常に複雑な課題があると思いますが、文科省はその方向で進んでくださいという指導であります。一つ一つ解決して、理想の形に向かわなければいけないと思います。

確かに、これ、地域差が、都会と田舎では全然違うし、そういう大きな問題もあると思います。

次に移ります。

4－4、PBL、初めて聞く方もおるかと思います。私も最近これを知りました。

PBL——問題解決型学習といいますが、文部省のいうPBLの定義とは、プロジェクト・ベースト・ラーニングの略で、アメリカの学者が発案したのですが、PBLは課題解決型学習や問題解決型学習などと訳されて、その反対にSBLというのは科目進行型学習です。今までの先生が教科書に沿って授業を進めていくスタイルであります。

やっぱりこれはメリット、デメリットがあります。

メリット、知識が定着し深い理解度につながる、問題解決能力や思考力を向上させる、協調性やコミュニケーション能力を向上させて社会性を育む、社会で役立つ実践的なスキルが身につく、その一方で、デメリット、教員の指導力が必要、全ての生徒に効果があるわけではない、時間とコストがかかる、評価が難しい、教科書やカリキュラムの整合性が難しいということで、飯島町のPBL型の授業の実態を教えてください。

教 育 長 今、伊藤議員がおっしゃるように、PBL型——私もPBL型っていう言葉はあまりなじんでいなくてであります。課題解決型学習、問題解決型学習と呼ばれるものであります。単に講義式で学び知識を得るだけの学びではなくて、グループでの学習によって学んだり、教科を学ぶのではなく、テーマを基にして学習していくスタイルのことであります。

現在、町内学校においては、教科学習の中においても子どもたち同士の対話の部分を大事にし、共同で学んだり授業の中に活動場面を取り入れたりしながら、知識を得るだけの学習にならないよう工夫して取り組んでくださっているところであります。

今までのいわゆる教科中心の学び方と異なる新しい学び方に向けて苦慮しながらも、講義式の学びからの脱却を目指し、授業研究の中において対話的で深い学びを一つの視点として取り組んでいただいている状況であります。

また、総合的な学習の時間の授業では、活動しながらぶつかる課題に対してどのように解決していこうかと子どもたち自身が考え、学んでいくことを大事にして取り組んで

くださっているところであります。

一つ、教科の学習なのか問題解決型の学習なのかという議論ではなくて、私は、大事なのはどちらの学び方であっても子どもたちがどれだけ意欲的に自ら学んでいくかということではないかというふうに思っています。

なので、教科学習も大事ですし、課題解決型学習もその中に取り入れていくっていう方向性がいいんじゃないかというふうに思っています。

伊藤議員

教育の在り方も大きく変わってくる時代なのかなと捉えております。

4―5に移ってまいります。

がん教育の目標、がんについて正しく理解することができるようにする、がんが身近な病気であることやがんの予防、早期発見、検診などについての関心を持ち、正しい知識を持つ、健康と命の大切さについて主体的に考えるようにする、がんについて学ぶことやがんに向き合う人々と触れ合うことを通じて自他の健康と命の大切さに気づき、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する、これががん教育に対する文科省のテーマであります。

文科省でがん教育を導入しなさいと言われていますが、これ、割と少ないんですよ。ですが、令和5年度におけるがん教育の実施結果を見ると、小学校では実施したのが10.6%、しないが88.9%、中学校では実施が17.5%、しないが83.6%で、非常にまだ実態は少ないです。

ですが、児童生徒にアンケートを取った結果、「がんの学習は健康な生活を送るために重要だ」、「そう思う」と答えた人が平成28年には86.9%、令和3年には90.4%で、がんの教育が必要だということが分かります。

そこで、飯島のがん教育導入の実態をお伺いします。

教 育 長

がん教育の導入についての御質問であります。

がん教育についての学習ですが、小学校では、保健の教科書の中に資料としては掲載されていますが、小学校の指導内容には入っておりませんので、小学校では、資料として扱っていただですけども、基本的に行っていないという状況であります。

中学においては、保健体育授業の中でがんとその予防という学習が位置づけています。その事前学習を行った後、具体的には、がんサバイバー——がんを克服した方ですけども、がんサバイバーの方のお話を直接お聞きする機会を設け、学習しているところであります。

伊藤議員

がん教育は必要であると思います。

それに匹敵する必要なもので、薬物乱用防止、そういう教育もしなさいという文科省の通達があると思いますが、令和5年、中学校保健教育に位置づけ、全ての中学校、高等学校において年に1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めることとされている。

薬物乱用防止の教育の目的は、児童生徒等が薬物乱用の現状や心身への弊害などの身近な問題と捉え、薬物の誘惑に対する対処を見につけることが目的であります。飯島町の実態を質問します。

教 育 長	薬物乱用防止教育の導入についてお話しします。 薬物乱用防止教育については、小中学校ともに保健の教科書において飲酒、喫煙などの内容とは別に特化されて位置づけられております。薬物乱用に伴う体への害やその防止に向けての心構えや対応の仕方等についても学習しているところであります。 また、年に1回、小学校では5・6年生、中学校では2年生に対して、薬剤師の方に来ていただき、学ぶ機会を設けて取り組んでいるところであります。 なお、最近話題になっておりますオーバードーズについては、その際に子どもたちに対してその概要と怖さについてもお話しいただいたり、中学生については掲示物による紹介と保健室来室の生徒に対して養護教諭より個別に指導している状況であります。
伊藤議員	がん教育も薬物乱用防止も子どもたちにとっては重要な学びだと思いますので、ますます勉強の一環として取り組んでいただきたいと思います。 以上で終わります。 〔伊藤議員復席〕
議 長	7 番 折山誠議員。 〔折山議員質問席へ移動〕
7 番 折山議員	通告順に質問をしてみたいです。 質問項目1「七久保診療所再開」、質問内容1、昨年12月以降の医師確保の取組を問うについて伺います。 12月の一般質問では、町長のほうからオンライン診療についての研究を始めたという報告があって、そこでお聞きした、そんなような状況です。 それで、ちょうど今、前の議員の質問の中で、町長は自分の任期半分を振り返るってというようなことをされていました。 例えば医師確保、診療所再開、これも一つの公約だったかと思うんですが、先ほど積み残しのこと、おおむね達成できたことの評価をされていましたが、大体どこら辺へ町長は位置づけられているのか、何をしてきたのか、これまでの取組について先ほどの評価についてはどこら辺の位置づけに思っておられるのか、お聞きします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	七久保診療所の医師確保がどの程度まで進んでいるかということですが、自分の中ではまだ進んでいないという位置づけでございます。 なかなか厳しい状況がありますし、今、昭和伊南総合病院の移転の関係もありまして、地域連携ということで、上伊那だけではなくて、諏訪も上伊那も下伊那も含んだ中での医師確保ですとか医療の在り方、そういったことも検討しながら、その中で地域の医療をしっかりと守っていくということで七久保診療所の医師確保についても研究をしているところであります。 12月以降の取組ですが、町内にも子どもさんが大学病院に行ったりしている方がたくさんいらっしゃるという状況で——たくさんというか、いらっしゃるという状況で、その方にもお話を伺ったりしております。

また、ちょうど予算編成の終わりの頃、私の町長査定のある頃に、ちょっと1件、地域の中で開業したいっていうような意思のある方の情報をいただきまして、いや、これは何とかなるのかなと思っていろいろ仲介に入っている方ともお話をしてきましたけれども、残念ながら、もう少し勉強したいということでありましたので、その方は、まだ先に——もし来ていただくとしてもさきになってしまうという状況でございます。

そんな状況で、鋭意いろんな方向で取り組んでおりますけれども、ちょっとまだ七久保診療所に医師が来ていただくというところまでには至っていないのが現状でございます。

〔唐澤町長降壇〕

折山議員

私がこれを毎回やっているのは、今は行政課題がたくさんありますから、ともすると忘れがち、放っておかれがちになる課題だというふうな認識があるんで、3か月ごとに何を取り組んでいただきましたかっていうことの確認をしまいいりましたし、これからもしてまいりたいと思っております。

それで、相手のあることですので、すぐできるっていうふうに思っていないんですが、町長の公約の中で、私の聞き誤りでなければ、自分の任期中に何とかしたい、こういったことを公言されてきたように記憶しておりますんで、それはひとつ忘れないようにお願いしたいと思います。

それで、これ、今まで私はあんまり踏み込まずに3か月間何をされてきましたかということを知る、成果よりも、私は努力していただいておりますことを評価するっていう側の人間ですので、結果がついてこなくても、努力しておっていただければ、それは七久保区民も受け入れるし、町民も行政は真剣に向き合ってくれているんだということで理解はできるというふうに思っております。

ですから、成果云々について、上がっておらんからどうだっていう気はさらさらありません。その過程の努力っていうのはどんなふうにいただいているのかなっていうようなことで、常々、理事者からは、自分が先頭に立って動くんだ、こういうことをずっとやっていただいておりますので、その言葉は信じております。

ですが、最近、年が明けてから、何人かの町民から、医師確保について——これはもう許可を得ておりますので、具体的な名前を出します。のどかクリニックの野々村先生が町に関わる医療関係者の懇談会を計画したが町のほうから断られたと、これは町民です。それで、嘆かれて、二、三人の方から私は聞いて、いや、そういうことはないんだと、もう常に約束しているんだ、取り組んでいくっていうことについて。

しかしながら、当の御本人に事実確認をさせていただきました。その結果によって、ちょっと、以下順次お聞きしておきます。

また、これを言われた方は、自分の個人名を出して、責任の所在を明確にして伝えてくださったんで、答える側も御自身の責任と自覚をされながら明確にお答えいただければというふうに思います。

まず、町の職員から医師確保の担当者、これを私はずっと要望してまいりましたね、専任の担当者を置いてほしいと。そしたら、それは無理だけど、兼任体制で医師確保の

担当者を置きますよ、こういうことで去年の人事異動がなされた。

しかしながら、それにあえて触れてこなかったのは、前々から申し上げているとおり、3月4月の混乱期、また財務会計システムの変更、もう職員が多忙に追われている姿を見ていて、あまりそこについて、担当職員が何をしてきたのか、控えてまいりました。

それで、今日もそんな話を聞いていなければそれも控えようと思っておりましたが、副町長からその担当者に、勝手に動くなよ、医師確保、そういう指示を受けて、どうしたらいいのか、野々村先生に相談した経過があったそうです。

副町長、そういった事実がありましたか、お伺いします。

副町長 私の方から、具体的なものにつきましては、担当者にいろいろな、今議員さんがおっしゃったような懇談会ですか、そういう段取りになれば動いていただくことは必要なというふうに思っておりますけど、可能性のある方、医師の関係につきましては微妙な問題でございますので、そういうときには相談をして、それでこちらと相談して一緒に動くということで、勝手には動かないでほしいという話は1回したことがございます。

折山議員 言葉ですので、いろんな意味合いがあると思います。

しかしながら、町はハウレンソウをしっかりとっておるはずですよ。考える、何か行動を起こすときには伺いを立ててこれをやる。

勝手に動くなよっていうのは、ちょっと誤解を受ける言葉のような気がします。職員が自分の与えられた職務をこなそうと思うのは当然ですよ。しかも、その職員はかなり優秀な職員だと私は思っているんです。自分の発想で動ける人間だというふうに思っているんで、残念だなと思いつつながら……。

それで、野々村先生はそれを聞いて、その担当者にこう申し上げたそうです。医師確保には機敏さが大切で、担当者っていうのは勝手に動くくらいでなければ目的が達成できないかもしれないよということでお返しして、先生の持っていらっしゃる情報、町内の関係者、大学へ進学した人、こういったような情報を職員に伝えたそうであります。

それで、そのことを副町長に、そうした指示——勝手に動くなという、そうした指示は職員の意欲をそぐんではないですかというメールを副町長に送ったそうです。それに対する返事はなかったそうです。

それで、副町長、そのメールは承知していない——見過ごすっていうこともあると思うんですが、承知しておったのかどうか、承知しておって返信もしなんだとしたら何ゆえか、それをお聞きます。

副町長 そのメールを見た覚えは私にはないんですけども、先生はいろいろなアプローチをされますので、そういうことはあったのかもしれませんが、私はそれを確認していなくて、あと返事も返した覚えはございません。

議長 折山議員、すみません。今の件は1—1に関連しての質疑をずっとしているっていう……。

折山議員 要旨が変わるたびに私は申し上げておりますんで、引き続きです。

議長 はい。

折山議員 お聞きしていると、見なかったっていうこと、これ、今度は逆に危機管理上の問題、

そういう大きな行政課題に対して町民の声を聞くっていう、その仕組みはどうだったか、一回点検してみてください、メールは意図的に消さない限り残るはずですから。

場合によっては先生がアドレスを間違える場合もありますよね。ちょっと事実確認をしてみてください。

副町長が意図的に無視したっていうことじゃないということは確認できましたんで。

昨年12月2日には、新春医師医学生懇談会企画書を先生から町に提出したところ、先ほど言った、町長から、いいですね、やりましょう、こういった返事をいただいたようであります。

明けて1月6日、保健福祉課長から、懇談会は多忙で日程調整が難しくできないために中止するんだと、名簿は今作成している、こういった報告があったそうであります。

こうした一連のやり取りは事実かどうか、課長に伺います。

健康福祉課長

ただいま御質問いただいた先生からのメールに対する回答につきましては、今、議員のおっしゃられたとおり、理事者との協議を経まして、先生の提案どおりの懇談会ができないということは申し上げたところでございます。

折山議員

これもまた、ちょっと異なっていて、先生のほうは、多忙だからできないと、そういった返事があった、こんなふうに言われておるんです。

それで、お聞きになりたいのは、多忙であるんなら、どんなことで多忙だったのか、一つこれも大事な行政課題なのに、何が多忙でできなかったのか。

ところが、今お聞きすると、先生の企画どおりにはできない、これは企画の日程の部分のことをいっているのか、先生の企画そのものが受け入れられなかったのか、その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長

メールのほうで多忙でというお返事をさせていただいたのは、こちら側ではなくて、お声がける先生方が多忙のため、一堂に会してそういう懇談会の日を設けるとするのは難しいのではないかという内容でございます。

折山議員

ちょっとこの後、誰と誰に連絡して、どなたがどういうふうに多忙っていうところまでちょっとお聞きしたかったんですが、どうもお互いの思いがちょっとすれ違って、できたら、先生もお忙しい中で、メールで提案してくれているんだったら、大事なことは、やっぱりこういう行き違いってあるんで、出向いて思いを伝えて相談してみる、こういった姿勢がうんと大事だと思うんで、ちょっとそんな部分はこれからの課題に向き合うときにやってもらいたいと思う。

それと、これ、あの大きい職場で全課をまとめておる課長がそこに采配するよりも、せっかく担当者を決めているんです。それで管理職経験者なんです。初任の人間じゃないんです。任せるといってもしないと、勝手に動くなよりも、信頼して任せるといって姿勢をぜひ取っていただきたい、課長の部下に。信頼に十分値する人間だと思いうんで、任せる気持ちを持っていただきたい。

それで、逆に副町長は、勝手に動くなよりも、任せるといって信頼関係をぜひ大きく持って事を進めていっていただきたいと思います。

それで、医学生の名簿は作り始めたっていうんですが、いつから作り始めたのか、医

	師や医学生は何人いるんだか、分かったらお答えください。具体的な通告はしていないんで、分からなければおおよそで結構です。
健康福祉課長	作り始めたというのは、先生からの情報をいただく前に町として情報を持っていたものに先生からお聞きした情報を付け加えまして、ですので1月、先生のメールをいただいた後から、それから、またちょっと、その後、職員の中にもそのようないろいろお知り合いの方に情報を持っている方がいらっしゃるかと思いましたが、ちょっと一月ほど、それから情報をいただけないかという、職員の中でちょっとお願いはしたりということを行ってまいりました。
折山議員	ちょっと今、まだ名簿のほうは整理中なんですけど、人数的な、ちょっと今手元にございませんが、十数名かと思います。 ぜひ、できた段階では先生のところへ出向いて報告して、また相談に乗ってもらってください。 その名簿の方々にどんな働きかけをしているかお聞きしたかったんですが、まだ名簿の作成途中だということで、これからいろんな関わり方をその皆さんとお持ちになられると思うんで、それは期待をさせていただいて、質問のほうはしないでおきたいと思います。
町 長	昨年、町内から、先ほど大学病院へ行った人が2人おるだか、たくさんいるとか言っていましたけど、医学部ですね、大学病院じゃなくて、大学の医学部へ入学された方がいらっしゃるってということだと思うんですが、それでよろしければ、奨学金制度についてはその方にお知らせをしているのかどうか、その点をお聞きします。 医学部を卒業されまして、それで大学病院に、今はちょっと関西に近いほうの大学病院に行かれているということで、大学はもうちょっと関西に近いほうだったんですけども、長野県に近いので、ぜひ長野県に来てほしいということだったんですけども、その先生はもう少し大学で勉強を重ねたいということで、ちょっとお断りをしたところであります。
折山議員	奨学金の問題が出ましたけれども、奨学金については教育委員会でそれぞれ対応させていただいておりますので、またひなどり奨学金のほうも、そういった対応も1件確認しております。 十数名っていう関係の皆さんが今現在で把握できている。 それで、その皆さんとの関係維持がうんと大事だと思うんですが、先生がそういった関係をきちっと結んでいくために広報をそういう皆さんに送ったらどうかと御提案したところ、勝手に送れないんだと、相手の同意が必要なんだと、そういう返事があったということのようなんですが、そういう答え方をしたんですか。
健康福祉課長	名簿の整理の中では、ちょっと住所も分からない方がいらっしゃるしまして、御家族はよろしくても御本人は拒否というケースもあるかと思いましたが、ご住所をお聞きする中では御本人にも承諾をいただきたいというふうにお話をさせていただくということで、今、名簿の整理のほうはしたいというふうに思っております。
折山議員	課長も忙しいんで、答え方がなかなか乱雑になっているような気がするんで、もう

ちょっと、今のことなら、同意を取って、送らせてもらって関係を構築していきたいと思いますっていうのが普通の相手に対する回答の仕方だと思うんで、ぜひ協力してくれる方々には——これからいろんな協力者が表れると思う、そのときには相手の気持ちを酌んだ答え方をしてやってほしいと要望します。

前に飯島町出身の女性が医学部に合格して、そして、その折に先生は奨学金制度を町に働きかけてつくっていただいていたっていうようなお話がありました。

その皆さんとその後連絡を取っているかどうかについては——先ほどの大学病院に行かれた方がそうなのかどうか分かりませんが、そういう皆さんとはかなり連絡を取って、関係は構築されているんですよね、それでいいですか。

町長

今のひなどり奨学金を受けられた方と今私の申し上げた先生は違います。

それで、奨学金を受けられた方につきましては、私も自宅を訪問して1回お行き会ったことがありますけれども、ちょっとそれ以降疎遠になっております。また今後も連絡をつけてまいりたいと思います。

折山議員

町長は課長以上に忙しい方で、もっと全方位に目を凝らしていかなきゃならないですんで、関係構築はぜひ担当の職員に信頼を持って任せて、そうすれば疎遠になることはないと思いますんで。

参考までに申し上げますと、野々村先生はその方に毎月絵手紙を送ってその後の関係を維持しておるそうであります。それが心を砕いた対応っていうもんじゃないでしょうか。それを求めているんです。

ですから、理事者がトップに立って動く、政治的にやる、上伊那の連携の中で基幹病院と連携しながら取り扱う、その一環として七久保診療所の再開についても努力していくっていう考え方ではなくて、診療所の再開、将来に向けた医師確保、兼務であろうが、その担当者を任命したからには、十分に働いてもらえる、そうすれば心を砕いた——毎月の絵手紙は先生にしかできないかもしれませんが、町としてきちっとした関係構築ができていくんじゃないかと思いますんで、ちょっと考え方を改めていただきたい。

それで、あまり、副町長副町長って毎回責めるような格好で、極めて私も恐縮なんです、同じ七久保区にいて、七久保区区民の思いは伝わっているはずなの。それなのに、診療所の管理はどうかっていえば何もしてこなかったとか、先生が来たら新築しなきゃならないとか、感度がかなり町長と違うような気がするんです。

ぜひ、診療所の建物をいつ先生が来ても見てもらえるように、維持管理をきちっとして、町長の公約に向けて副町長自身もきちっと向き合って努力していつてもらうっていう姿勢をぜひ取っていただけるように、そうしないと、副町長は今までの話をずっと総括してくると先頭に立ってブレーキをかけておるような印象を持ってしまうんで——これは私じゃないですよ、区民が。

ぜひそんな誤解のないような取組をしてもらうためにも、副町長は、特に、今度は財政上のことから、大きい課題を目の前に持っているんです。部下を信頼する、その一つの自由にやらせる、全国を飛び歩く旅費も予算計上する、そのくらいの信頼した任せ方を求めて、何か言いたいことがあればお伺いしますが、副町長、いかがですか。

副 町 長

野々村先生からはいつもメールをいただいたり電話をいただいたりしていきまして、奨学金を受けられた方に連絡を取っていただいておりますのも承知はしております。それで、ありがたいことだなというふうに思っております。

その方も、先生に言われて私も直接話をしたんですけども、やっぱり若い方は、なかなかやっぱり、医学へ進まれた方は、やっぱり自分の進んだ道を要するに究めたいっていう方が結構いらっしゃるし、それで、その方も今は帰る時期ではないみたいな話で、やっぱり先生との関係と我々との関係では、ちょっとやっぱり感じが違うかなっていうのを、私はちょっと印象として受けております。

それで、この件、医者、大体こっちへ来ていただける方は、大体の診療の関係を経験されたような方、大体40代50代ぐらいになると、いろいろなところを経験されて、それで、総合的なもの、内科的なものもみんな診られるっていう方が、七久保や飯島におられる方、みんな先生を見るとそういう方かなというふうに思っております、そういう方をできればお願いしたいっていうのが我々の意見でございます。

それで、先生たちのバックアップ、野々村先生のバックアップも大変ありがたいとは思っておりますけども、具体的な話に入ったときに先生の受けられた印象と我々が受ける印象で若干違うところもございまして、今こんなような状態になっておりますので、これからはちょっと課長とも話をしながら進めたいというふうに思っております。

折山議員

本来、お医者さんって、もう本当に忙しい中で、振り返ってみれば、奨学金の創設、子どもたちとの居場所づくり、それから町のあれはこれやの町民の協働に対する支援、本当に町のことをずっとやってきてくれる思いは、いい町にしていきたい、将来の医師不足に対する心配、それで、先生にはお聞きしていませんが、先生御自身の——私の想像ですよ。御自身の年齢のことも思いながらの将来の医療環境の心配、このことに対して、考え方がどうのこうのじゃなくて、十分意思のすり合わせをしながら礼を持った対応をしていってもらいたいということを求めます。

質問内容2に入ります。今後の具体的取組を問うについて伺います。

ずいずい申してまいりました。将来的、これから5年・10年先のドクターの年齢的な状況の中で、医療環境はどうなっているか、こういった心配。

それで、七久保診療所が閉じて何年になるんでしょうか。前に申し上げましたが、もう何になるのか忘れまして、しばらく過ぎて。

こうした中で、処方箋が今まで出していただけのが出していだけない中で、高齢化がどんどん進み、独り暮らしの世帯が増え、こんなような状況の中にあります。

町長、繰り返して申し上げてまいりましたが、せっかく担当を任命していただきました。この人を核にして担当者が10人動いていく方向、それからまた、これほど熱心に医師確保に取り組んでくださっている専門のドクター、こうした人たちの力を借りながら、ちょっと今度は一歩前に進むような取組をお願いしたいと思うんです。

1つだけ言いますと、奨学金を出した人を縛るようなことは、私は反対です。奨学金を出したから、いつかこっちへ帰ってこいっていうような言い方は反対です。しかしながら、そういうことで故郷に対する思いを深めていただいて、ある程度の年齢になった

ら帰ろうとか、人間関係の構築の中でその人の心をつかんで戻ってきていただけるような取組を中核に捉えて求めるものなんです。

それと、あと、全国では倒産病院が、公立病院が物すごく数あるという報道が頻繁に行われています。そこに勤めているドクターは職探しに入っているはずです。医師不足といいながら、今日、今、職を探しているドクターもいるはずです。町長や副町長や課長が自分のほかの職務を置いて飛んでいくわけにはいきません。担当者なら飛べるんです。

そうしたことも踏まえて、私の思いが伝わったんなら、町長、最後に今後の取組について私の思いに沿った御答弁をいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

町 長

町内出身者の医師の卵をはじめ、先生方につきましては、できるだけつながりを持つように様々な手法で連絡を取りながら、何とか飯島町に一人でも戻ってきていただくような、飯島町もそうですし、伊那谷に戻っていただくような取組をしていきたいと思っております。

後段の御意見のように、やはり専門の職をつけておりますので、その職員が自由に動けるような仕組みづくりを行ってまいりたいと思います。

折山議員

それと、あと、やっぱり、いろんな協力者、町民に対する物言い、思いの伝え方、これについてはできるだけ慎重に、そこに人間性が出てくると思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1番の項については大体思いが伝わったと思いますので、質問事項2「火災に関する危機管理施策」、これもちょっと次に重要なことなんでお聞きしたいんですが、質問内容1、移住・定住を促進する中で、河川等水利環境を念頭に、全町的な消火栓配置計画を問う、この内容について伺ってまいります。

1月31日の長野日報の記事に昨年——2025年中の人口増減について県が公表した数値のうち上伊那郡市の市町村別の数値が掲載されていまして。御覧になったかと思います。

それによれば、社会増減で転入転出の差、増えている自治体が伊那市、駒ヶ根市、宮田村、その次に飯島町なんです。飯島町は増えているんですね、社会増。立派ですね。これは移住・定住促進の一つの行政評価として誇っていただける、成果があったんだね、そういうことでよろしいかと思います。

飯島町は昨年一年で26人、転入者が転出者を上回っていたそうです。それで、その記事の中に転入者数の具体的な数字の記載はなかったんですが、転出者もかなりいるはずですので、転入者はプラス26人、結構な数になるというふうに思うところです。

近年、私の周辺にも移住者による新築家屋が増加しまして、場所によっては水利が確保できずに、新たな消火栓設置が急がれるような状況が目についてきます。

こうした状況を背景に伺ってまいるんですが、新田自治会でいくと、もう10基くらい消火栓設置の申請を出しているそうです。

安心・安全のまちづくりを標榜する当町なんです。そうすると、移住・定住政策の推進成果と有事に備える消火栓配置は一体で計画されていかなきゃならない、そういうふ

町 長

うに思うんです。そのためには全町を対象とした見直しと緊急度の高い順に計画的な整備が求められるものだというふうに考えるものであります。

また、現在そのような全町的な消火栓配置計画、設置計画、こういったものを持っているのかどうか、また、それを策定する——これからするのか、今現在持っているのかは分かりませんが、移住・定住所管部署と危機管理部署、新築家屋がここにとかいうような連携が取れてそういったことに取り組んでいるのかどうか、2点伺います。

昨日も火災がございまして、私も現場に行ったんですけども、消火栓は2か所ありまして、両方からホースが届くような位置にございました。また、河川もちょうど隣を流れておりまして、今は減水している状況ですけども、区の皆さんの御協力をいただきながら、開けていただいて水利を確保したという状況であります。

そういったところはいいいんですけども、町内全体を見渡しますと、なかなかそのような水利に恵まれたところばかりではないというのは認識しております。

御質問ですけども、移住・定住の促進に伴う全町的な消火栓配置計画、これについて申し上げたいと思いますけれども、現在、我が町では移住・定住の促進に力を入れておりまして、先ほど、26人の社会増、ただ、96人の減ということですので……（折山議員「自然減」と呼ぶ）自然減ですので、減ということになっておりますけれども、自然豊かな環境を求めて住宅が点在するような地域への居住を希望される方が増えているところでもあります。

一方、こうしたインフラ整備が必ずしも十分でない地域においていかに住民の皆さんの命と財産を火災から守るかという点につきましては、非常に重要な課題であると認識しているところであります。

消防法においては市町村が区域内の消防に必要な水利を確保することが定められておりますし、消防水利の確保につきましては、既存の消火栓の活用と併せまして、町の豊かな自然環境を生かし、河川やため池などを消防水利として最大限に有効活用していくことが現実的かつ効果的であると考えているところであります。

さて、本題の全町的な消火栓の配置計画でありますけれども、消火栓の配置に頼る水道管の布設状況、また住居の分散化、これらを鑑みますと、やはり計画に落とし込むことは非常に難しいというのが率直なところでございます。

そのため、現在は、各地域の皆様からの御要望や実際の居住状況、これらの変化に合わせまして消火栓の増設を行っている状況でございます。地元の皆様と連携しながら既存の水利環境の維持、整備を図っていくことで安心・安全に暮らせるよう努めてまいりたいと考えております。

折山議員

水道管の状況から配置計画は困難だという話なんです、現状を抑えて計画を立てることはできると思うんです。ところが、遠距離の水道管の布設になれば事業費が大きいですから、いつできるかっていうようなことの、今の実施計画のローリングと同じことになると思うんですが、安全・安心の町を標榜する限り、一旦は責務としてここに消火栓が必要だよねという絵は落とし込む必要があるんじゃないですか。

それと、もう一点、先ほど町長のほかに議員に対する答弁の中で自治会の負担の軽減つ

ということがありました。

ちょっと質問内容の2に入ります。自治会の在り方や負担軽減を検討する中で消火栓設置に対する地元負担の考え方を問うということで、今は、全体的な計画がなく、各自治会の要請に基づいて、それで予算の範囲だと思うんです。

新田に10あげておるから、今年10なんてできるはずはないですよ。認めてもらっても1基かゼロか。何でかっていったら、1基が数百万円かかるわけですよ。10基あれば数千万円ですよ。町の財源的にかなり圧迫するんで、これは、幾ら要望があっても、緊急度の高いものかどうかを判断しながら順に予算に応じてやっていくしか手がないと思うんです。

ですから、計画は全町的に一回立てるべき。それで、それに伴う緊急度の高いところから安全・安心のための設備を努力していくべき。

一方で、自治会負担、新田で一番頭を悩ませているのが、申請を上げてでも地元負担金の対応ができないと。ですから自治会費の値上げの検討に入っていると思います。もう決定したのかどうか……。

それで、言ってみますと、新田は百四十数世帯、多分総戸数は200を超えていると思います。残りは自治会未加入です。その皆さんにも、年間5,000円とか、一部、一定の協力をもらっているんですが、自治会未加入の皆さんだから新田自治会が申請しないっていうわけにはいかないですよ、有事に備えたら、自治会に入っておろうが入っておるまいが、危機管理上。でも、新田が申請すると、その一部負担は自治会加入者の主な財源で賄っていくことになるわけです。

できる自治会とできない自治会があるんです。そうすると、今の地方と一緒に、お金のある強い地方公共団体は厚い政策ができるが、そうでないところではできない。ところが、安全・安心に関しては、力のある自治会は申請できるけど、お金のない自治会は申請できなくて放っておかれてはまずいと思います。

危機管理上の観点で、自治会の負担軽減については消火栓の負担を見直してみる、一回はそれも大きな検討材料かなと思います。その上で、もう町の予算に応じて緊急度の高い順に整備していく、考え方はそれが正しいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、町長。

町長 消火栓や自然水利の計画への落とし込みについては、また研究をしてまいりたいと思います。

今の自治会の負担の問題ですけれども、これは、今あり方検討委員会で検討しておりますので、その中の一項目として検討してまいりたいと思います。

特に、新田自治会は240戸ほどあると思いますけれども、全ての皆さんが自治会に加入されているわけではありませんので、会費等も非常に集めづらいということがありますし、一番小さい自治会ですと30戸ですので、そこでやはり1基数百万円の消火栓の負担金を払うというのは非常に厳しい状況であります。そういった状況を鑑みながら検討委員会の中で検討させていただきたいと思います。

折山議員 危機管理最優先で、自治会負担の軽減っていう意味と、正しい危機管理の体制の在り

方、強いところだけができるっていうことじゃなくて、今、検討委員会の中でそのことも含めて検討課題としていただけるということで、ぜひ、これは真剣に一回考えていただきたいというふうに思います。

次の項目に行きます。

質問事項3「子どもの居場所づくり」について伺います。

最近、町民の方から学校の在り方について声を寄せられていることがあります。

私は、あまり教育の関係は専門家じゃないんで、どんなことが正しいのかっていうのはほとんど分からない人間なんで、寄せられた声なんですけど、1つは、七久保小学校は児童数が年々減少してきていますが、小規模校特有の地域と連携した様々な校外学習などが評価され、子どもを七久保小学校に通わせたい保護者が多いという地域の声をよく聞くようになりました。

これは、もう誰が——簡単に言うと、七久保の親たちが言っているのか、県外の人たち、あるいは町外の人たちが七久保の話を聞いてあの学校だったら行かせたいと言っているのか、よく分かりませんが、そういうふうにお聞きしています。

これは、私は七久保に住んでいるんで、七久保の区民から聞いておることなんで、飯島は飯島で、また特色ある、また違った形の取組をされていると思いますんで、比較して言っておるんじゃないんで、そういう声があつてうれしかったと、そういうことを今申し上げております。

また、中学校の、今度からですか、評議員になった住民から、久しぶりに学校へ行ってみたら、自分の頃に比べて生徒が明るく伸び伸びと授業を受けているように感じた。

また、先ほど教育長の話にありましたね。新しい制服の検討を進めているようで、教育長が中心になって子どもたちの自主性に任せた取組をさせておるんだと、その話を聞きながら、何となく、子どもが物を考えて、決定して、決定したことに対して責任を持つ、それで、これは歴代、後輩にもつながっていくことですので、責任も大きく、多分その議論の中で感じていることだと思います。

そして、学校運営は、子どもたちの自主性、主体性、そういったものが醸成されておることを感じましたという話を聞いて、大変うれしく、今の学校教育の在り方、私はよく分かりませんが、いいんじゃないかというふうに感じながら、今後も頑張っていただきたいなと、そんなふうに申し上げます。

しかしながら、一方では、先ほど同僚議員の質問に対して、中学で数人、小学校で1人かな、不登校児童の話がありました。見方を変えると、学校へ何日という枠を取り払うと行きづらくなっている子どもが30人くらいいるんだと、前に報告があった。

私は、今の教育制度の学校って大事な場所で、それがなくなつては、全体の底上げ、人間としての成長を促していく、同じペースでやっていく、これも必要だと思うんですが、一方で、その制度、仕組み、時間の流れについていけない子どもたちが、多分、そういう不登校っていうような枠の中へ入っていくのかと思います。

先般、社会文教委員、広報委員長、合わせて7名で南アルプス市と横浜のフリースクール的な学校を見てまいりました。

それで、その詳細はこの後の議員がまた報告を兼ねて質問されると思いますんで、私は、印象として、全員が目からうろこで、感動を覚えて、本当にいい研修をさせてもらったということで戻ってまいりました。

それで、あんなに子どもたちの自主性を根気よく、文科省のカリキュラムを無視して待ち続ける、そういう教育って、やっぱり型にはまらない部分については必要なのかな。

それで、その結果がどうかっていうと、かなり成果を上げてきている部分を、また成果のないものも——我々は視察団ですので、ないほうはあまり語ってくれなかったと思うんですが、ある部分を語っていただくと、その学校があることで、かなり広域的なエリアから移住してくる人、その学校へ通う人がいるっていう事実、多くの子どもたちがそこで力をつけて社会に巣立っていけるという事実、これは確認してまいりました。

それで、私は教育関係の視点ではなくて、こんなものがあつたら、先ほどの七久保小学校のちょっと特徴的な伊那小にちょっと近いような評価を受ける、そういった風土のある飯島町、しかも伊那谷の中心にある飯島町、こういうところでそういうフリースクール的なことができればいいのかなっていいようなことをちょっと感じながら、質問内容1に移ります。

町長公約の文化館周辺の公園化と子どもの居場所づくりの関連を問うということなんですが、そんなことを思うと、町長の頭の中にも、公約の中に掲げた文化館のところをちょっと公園化して人が集まってくるようにしたい、似たような思いがあるんじゃないでしょうか、町長に伺います。

町長 先ほど来の伊那小の問題も出ましたし、七久保は、「ひみつの山の子どもたち」富山和子さんの書もありますけれども、歴代、そういった自然に触れ合う学習活動をしてきたところです。

自分は、富山さんとお行き会いましたことはありますけれども、直接教育現場では行き会っていませんが、それ以降も、やはり、自分の資材を投じて、そういった山で、山でフリースクールじゃないですけど、山で学習するような先生方も何人か見受けられました、七久保としましては、そういった自然環境を生かした学校づくりができているなど、そういったところで、かなり特色ある地域のコミュニティーができて……（折山議員「ちょっと時間がないんで、文化館周辺の整備、ちょっと、まずそこを」と呼ぶ）（笑声）そういう思いもありまして、文化館周辺も、いろんな方たちが、子どもだけでなく、いろんな皆さんが集まってこられるような、そんな場所にしていきたいということで、そういう場所を町全体に広げていきたいということがあります。

そういう中で、不登校の皆さんも集まってこられたり、先ほどの「らうりま」じゃありませんけれども、そういった作業所に来られたりとか、いろんな場所を増やしていくことによっていろんな人たちが関われるような、そういう仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。

折山議員 本当に時間がないんで、質問内容2、教育長に最後はお聞きします。

そういったような考え方の中で、我々は本当に感動して帰ってきたんで、今言った地の利、風土、こういったものを考えながら、世間でいう、いわゆる公立の普通の学校で、

		ちょっとそこから外れてしまうような子どもたちのために、地の利を生かして呼び込むフリースクール的な長期的な構想を飯島町で持てないかっていう思いについて、これ、できるできんはさておいて、思いについて教育長のお話をお伺いして、質問を閉じたいと思います。
教 育 長		ありがとうございます。 来年度から町も、いいちゃんハウス、第三の居場所がスタートします。 それで、私は、学校っていうシステムというか、今の学校の形は学校の形で必要だと思いますし、先ほど折山議員がおっしゃったとおりで、やはりそこになかなかうまくないでいけないお子さんのための学びの場も間違いなく必要であるっていうふうに思っています。 それで、そういう中で、私は、もちろん、第三の居場所に来られる子たちが自然の中で、それから町のいろんな施設で活動していただくっていうことを存分にやってほしいっていう思いもあります。 ただ、それは、その子たちだけではなくて、今の学校に行けている子どもたちも、ぜひ飯島町全体が自分たちにとっての学びの場であるっていう認識で自然と関わったり人と関わったりっていうことを存分に味わえるような、町全体としては、そういう学校っていいですか、そういう形になっていくのが望ましいかなっていうふうに思っているところです。
議 長		時間です。 〔折山議員復席〕
議 長		ここで休憩とします。再開時刻を午後 3 時 30 分といたします。休憩。
休 憩		午後 3 時 1 5 分
再 開		午後 3 時 3 0 分
議 長		会議を再開します。 一般質問を続けます。 6 番 荒川みずき議員。 〔荒川議員質問席へ移動〕
6 番 荒川議員		それでは通告順に質問させていただきます。 今回は 2 つのテーマで質問させていただきます。 まず 1 つ目「飯島町の教育について」お伺いします。 近年、何らかの理由で学校に通わない子、通えない子など、不登校児童生徒は全国的に増加しており、飯島町も例外ではないと考えます。 そんな中、先月、社会文教委員会で、こちら、山梨県南アルプス子どもの村小中学校と川崎市子ども夢パーク、こちらの 2 つの施設へ視察に行っていました。 まず 1 日目にこちらの南アルプス子どもの村小中学校に行ってきたんですけれども、

左側の写真は子どもたちが卒業の記念で自分の机を自分たちで作っている様子です。

この学校では動物もたくさん飼っていて、テーマ別にクラスが分かれており、縦割りで1年生から6年生まで一緒に学んでいたりと、本当に子ども主体で、先生っていうふうには呼ばずに、大人は子どものやりたいことをサポートする、見守るっていう立場で存在しているっていうのを実際に目の当たりにして、すごく感動しました。

それで、子ども夢パークでも同じように、こちらは、左側の写真は、雨が降っても遊べるように屋根があって、全天候型の運動場になっていて、右側の写真が、これも子どもたちがほとんど自分たちで立てた遊具になるんですけど、ちょっと小さいんですけども。

それで、こちらはフリースクールだったりフリースペースっていう形で、毎日子どもたちと職員でお昼御飯を一緒に作って、みんなで食べてっていうふうに住生活をしていたり、通う子以外でも、近隣の中学校に通っている子が放課後ここに立ち寄って遊んでいる様子も、だから学校に行っている子も行かない子と一緒にここで交わっているっていうのが見られました。

それで、質問1—1に行きます。

4月から稼働する飯島町の子ども第三の居場所いいちゃんハウスの運営についてお伺いします。

計画段階において、その敷地——飯島小学校の敷地外への設置についての住民からの反対意見や慎重な意見などはあったのでしょうか。

また、そういった意見をどのような形で検討し、今の——もう4月から稼働は始まるんですけども、その経緯をお伺いします。

〔片桐教育長登壇〕

教 育 長

いいちゃんハウスについてお答えします。

子ども第三の居場所の設置に関わっては、当初は現状の中間教室の拡充により居場所の充実を図り、設置していく方向で話は進んでおりました。

そのような中で、現在の飯島小学校の学童クラブが放課後の子どもたちの過ごす場所としての環境的にも、また学童クラブ利用のお子さんの増加に伴う狭さを改善していくことはできないかといつかねてから持っていた課題を同時に解決するために、第三の居場所と学童クラブの場所を併設していく施設の形が望ましいという結論になり、提案させていただきました。

場所については旧給食センター跡が砂利の駐車場となっており、また町所有の場所であることから、財政的な負担を考えても望ましい場所であると判断いたしました。

旧給食センター跡地への設置については、役場内においても今後の児童数減少を踏まえて慎重にという御意見がありました。検討の結果、学童クラブにおける課題を同時に解決していくためには旧給食センター跡地への設置が望ましいという結論にいたしました。

3名の保護者の方からは、飯島体育館内の中間教室が静かに使えている状況なので、それを求める子もいるということで、そこを使えるようにしてほしいという要望はあり

ましたが、設置自体について反対の御意見はありませんでした。

この御要望には、支援する人材確保を考えると2か所での運営は難しいと思われますが、第三の居場所が設置されたところで利用していく子どもたちと話をしながら検討していきたいとそのときにはお話をさせていただきました。

これが第三の居場所設置の経緯となります。

〔教育長降壇〕

荒川議員

ただいまの答弁で経緯はよく理解できました。

計画の時点で、もうその場所は、ほかに候補地とかはなかったんでしょうか。場所は、もうそこありきで、やっぱり中間教室拡充と、学童がもう手狭だということで、場所もそこでっていうのがもうセットで、第三の居場所はそこにつくるという形で進められたんですか。

何かほかにも、飯島町の中でいろんな場所があるとは思うんですけども、私が気になっているのは、ほかにも住民の方から寄せられた意見ですが、やっぱり学校に何らかの理由で通えない子にとって学校の敷地内にあるっていうのはすごくプレッシャーではないかっていうのはすごく疑問に思うところであって、やっぱり、先ほど教育長がおっしゃっていたように、財政の面で町の所有の土地だからっていうことだとは思うんですけども、やっぱり、通うっていうか、利用するのは子どもなので、子どもの目線で、そういった意見だったり、そういう話は一切なかったんでしょうか。

教 育 長

私に直接、場所を違うところについていう部分のお話は、住民の方からはなかったと思います。

それで、今、荒川議員がおっしゃるとおり、やっぱり学校自体に抵抗のあるお子さんにとっては、学校の施設内っていうのがどうかっていうこともありますけれども、結構、子どもたちの中には、生き生きっていうと変ですけども、この教科なら行けるとか、この授業なら行けるっていうお子さんがいますので、別の遠いところになってしまうと、今度はそれもシャットアウトしてしまう形になってしまうっていうこともあるのでっていうことと、それと、先ほどもお話ししたように、やはり学童クラブと併設したいっていう部分がありましたので、今の駐車場っていうか、旧給食センター跡地っていうところで、特に別のところを探して、その土地を購入してというところまでは考えておりませんでした。

荒川議員

今の答弁で納得できました。

では、次、1—2の1ですね、すみません。

こども基本法について、先ほど視察に行ったっていう話をしたんですけども、私もこども基本法っていうものを全然、そんなに、勉強不足で知らなかったんですけども、視察先の子ども夢パークの所長の西野さんからこども基本法のお話をお伺いして、4年前にこども基本法というのが施行されたっていうことで、第三の居場所をつくるに当たっては、こども基本法の中身だったり、子どもの意見を尊重してっていうか、反映してつくらないといけないんだっていう話を伺って、あ、そうなんだってすごく思ったんです。

それで、実際にいいちゃんハウスはもう建設もされていましたが、もう4月から稼働するっていうのも分かってはいるんですけども、一度質問というか、お伺いしたいと思って質問します。

1—2の2です。こども基本法の趣旨を踏まえ、第三の居場所の計画及び運営方針の策定に当たり、子どもの意見はそもそも聴取されていたのでしょうか、またどのように反映されていくのかお伺いします。

教 育 長

第三の居場所を運営していくに当たって、子どもの意見というか、子どもの考え方というか、それも、子どもたちっていうくくりではなく、それぞれの子どもたちの話を聞くっていうことが子どもの話を聞くということだと私は思っています。

そういう中で、今年度まで——今は飯体のほうのところを使っているわけですが——利用していた中学生がこれで卒業という形になります。

それで、来年度スタートの時点では、現状では小学生のみとなる見込みであります。

それで、そういう意味では、いいちゃんハウスというか、第三の居場所の環境や雰囲気も変わるだろうっていうこと、それから、子どもたちにとっても、新年度になり、クラス替えがあるとか、担任の入替えも考えられ、やはり私は、新たな出会いによる子どもたちの気持ちの変化もそこで想定されるっていうところで、現段階で子どもの思いを聞くっていうのではなくて、新年度を迎えたところで子どもたちの意見を聞く機会を設け、保護者の方も含めて相談していくっていう方向がいいんじゃないかって思っています。

ただし、今現在利用している子どもたちも、やっぱり来年どうなるんだろうっていう不安を持っているのかなって思いますので、第三の居場所になっても今のように過ごせる場所は準備しているっていうことを説明し、それから、現時点で不安なことについて聞く機会を、本当に今週でありますけれども、保護者の話も聞く機会を持つ予定でいるところであります。

なお、具体的な運営の仕方や利用の仕方については、新年度になったところで、これはこども基本法の中のことでもあると思うんですけど、自分が決める、自分が活動する場である、そういうことをやっぱり伝えながら、改めて子どもたち一人一人の思いを聞く機会を持って、動き出してからもそんなところをお聞きしながら運営を検討していきたい、これは、町もそうですけども、運営主体、あるいは学校とも連携した形で進めていきたいというふうに考えているところです。

荒川議員

今の説明で、新年度になってから生徒と保護者に——来週、説明会を行うという（教育長「今週」と呼ぶ）今週。すみません。っていうことですが、そもそもいいちゃんハウスは小学校だったり中学校でどのように広報っていうか、ふうに行っていたんでしょうか。

誰でも来られるよとか、そういうチラシとかで、今は中間教室に行っていない子でもいつそういうふうな状況になるか分からないと私は思っていて、だから、自由に行き来できるよとか、そういう、どのような生徒たちに対してお知らせをしていたのかって、お聞かせ願えますか。

教 育 長 まだ本当に具体的な、子どもたちの話を聞く機会ありませんし、そういう意味で、運営方法についてこういう形だっているのを全ての子どもたちに周知はできていないという状況であります。新年度を迎えたところで、こういう場としていいちゃんハウスを設定しますっていうことについては、子どもたち、それから保護者の方たちにもお知らせしなければならないと思っているところです。

すみません。現状では、まだ詳しくお伝えしていないということでもあります。

荒川議員 そうなんです。すごく、ちょっとびっくりしました。すみません。

建設していて、4月から稼働するっていうのはもう決定していて、要は、ハード部分っていうか、外枠が4月にできますってなっていて、中身は、まだこれから、4月にスタートっていう形なんでしょうか。

どういうふうな運営だったり、子どもたちがどのように関わるだったり、どんなふう利用できるとか、そういう基本的な施設の使いみきたいな、そういう説明が建設途中にはされていなかったということですか、今現在その状況ということとは。

教 育 長 多少言い訳になってしまうのかもしれませんが、現状の教育委員会の体制の中で、運営主体について教育委員会だけでやっていくのは非常に難しいだろうっていう、動きながらそういう部分がありました。

そういう中で、民間の力も借りなければ、これ、持続可能っていうか、今後に当たってはそういう力も必要になるだろうっていうところがありましたので、その辺のところを話していくっていう中で、こういうふう運営していくっていうものが、まだすり合わせといいますか、そういう話の部分がきちんと決まっていなかった段階でしたので、その部分についてお知らせというか、周知することができなかったっていうふうに捉えていただければいいと思います。

荒川議員 今回の答弁で現状を理解できました。

いいふうに捉えたら、何ていうんですか、まだすごく真っさらな状態というか——真っさらな状態という大変ですけど、いかようにも、子どもたちがどういうふうここを使いたいだったり、例えば保護者もこういうふうにしてほしいとか、そういうのがこれから議論されて決まっていくっていうふうに考えていいんでしょうか。

教 育 長 これ、最初の部分でお話ししたんですけど、私は、あくまで個々だと思っているんです。つまり、行けない子たちをくくりで考えてはいけないっていうふうに思っています。

一人一人の抱えているものが違うわけなので、集団としてこういうふうにとめてどうしていくっていうよりは、やっぱり一人一人、この子はこういうふう、じゃ、いいちゃんハウスを使っていきましょう、この子はこういうふうにしていきましょうっていうことが個々に相談されるべき内容なのかなと思っています。

だから、くくりでいいちゃんハウスを利用している子たち全てをこういうふうにしていくっていうものではないと思っていますので、先ほどお話ししたように、やっぱり個々と話をしながら、個々の子どもと話をしながら、それから個々の保護者と話をしながら決めていくっていうことが望ましい形だっているふうに思っています。

荒川議員 個々の生徒だったり保護者とそれぞれ話していくということですが、その対応をするのが教育委員会の職員の方なんでしょうか。それか、民間の業者というか、民間の団体に運営を委託というか、するのでしょうか。子どもだったり保護者との関係性があるのは教育委員会なのか民間の団体の職員なのか、お伺いします。

教 育 長 今フリースクールみたいなものって、学校サイドの先生方からするとなかなか信頼されていない状態が多いかなっていうふうに思っています。それに対して、逆にフリースクールの方たちから言わせると、学校の対応がっていう、何か互いに信頼関係がないっていう状態でそれぞれに運営されているなっていうのが私の、県内のいろいろな話を聞くとそういうことが多いかなと思っています。

それで、先ほど言いましたように、ここでやっぱり一番大事にしたいのは、子どもをやっぱり、子ども真ん中ってよく言いますけども、子どもを真ん中にしたときに、学校も、それからいいちゃんハウスを運営する側も、教育委員会も、全てがこの子にとってどういうもの、どういう形がいいんだっていうことをやっぱりきちんと話し合っていく、そういう、何かここで運営していきたいっていう願いがあります。

そういう意味で、できる限り、今言った3者、子どもを真ん中にして、教育委員会、それから学校、それから、もちろん運営主体ですね、民間、それから保護者で、みんな、やっぱりそこを、相談をしっかりとしていく、そういう中で、学校も第三の居場所を信頼し、それから第三の居場所からも学校が信頼されるっていう、やっぱりそういう形が何とかできないかっていうところをこれから模索していきたいっていうふうに思っています。

荒川議員 ありがとうございます。

今の全体のお話をお伺いして、私も、子どもたちにとって本当に必要な居場所っていうのは、大人がつくる場所ではなく、子どもがいろんな大人だったり子ども同士と関わり合いながら育っていく場所だと思うので、今はもういいちゃんハウスが出上がって、これからどんなふうな形で、運営だったり、どういう方向に向かっていくかっていうのは本当にこれからだっていうところを確認できて、みんながそれぞれ、子どもたちを真ん中に、その子のいい部分が育っていくようにみんなでも守りながら、いいちゃんハウスも、何ていうのかな、運営だったり、町の中でここに行けば安心だねみたいな存在になっていったらいいかなって思いました。

続いて1―3に移ります。

飯島町には、七久保小学校と飯島小学校と、2つの学校がありますけれども、今後の在り方についてお伺いします。

以前行われたまちびと政策プランナー会議で小中学生から学校統合に反対の意見っていうのが多数あったということです。現時点で統合を含めた将来的な町の方向性っていうのをどのように考えているのか、お伺いします。

教 育 長 ありがとうございます。

どうしても統合っていう言葉が何か先走っているっていうふうに、私は、印象としては持っています。

まちびと政策プランナー会議がどのようなテーマで、どんな話だったのか、それから、小中学生がどのくらい集まり、どんな子が集まったのか、ちょっと私には情報がありませんので、統合というテーマに対して小中学生の意見があったということに対してどう考えるかっていうのは、ちょっとお答えできないかなっていうふうには思っています。

しかし、3年後には飯島小学校が単級になる見込みであります。それから、12年後には飯島中学校が単級になるということが現状の数でいけば現実になりそうな状況を考えますと、これからの飯島町の学校の在り方については検討していく必要があるのではないかと、私は今までもお答えしてきていますが、そういうふうには思っています。

ただ、私は飯島町の学校を統合とかっていう学校の形をどうするかという議論の前にもっと大切にしなければならないことがあるんじゃないかと思っていまして、それは、私たちが飯島町の15歳の——私たちは義務教育が担当なので15歳なんです——15歳の子どもたちがどのように育ってほしいのかとか、どのような子どもたちの姿を願うのかという議論がまずは大事じゃないかなっていうふうには思っています。

それで、そのことを抜きにして学校の形をどうするかっていう議論は、ちょっと私は意味がないんじゃないかなっていうふうには思っています。

そのために、来年度から町に学校運営協議会——コミュニティースクールと言われるやつですが、今までも七久保小学校は学校運営協議会を持っていますし、飯島小学校は学校運営委員会を持っていますが、町全体の学校運営協議会を設置して、その方々にベースになっていただきながら、さらにだんだん多くの方たちに他人事ではなくて私ごととしてこれからの飯島町の学校や子どもたちについて考えていただく機会を持っていきたい、そのように思っています。

それで、その上に立って学校の形をどうするかっていう、順番がそういう順番での検討になっていくのかなっていうふうには考えているところであります。

それで、学校運営協議会は、町に学校運営協議会をつくりますので、町の学校、それぞれの学校、それから保育園も含めて、どういうふうな形の、何ていうんですか、ここは統合とかっていう話じゃなくて、それぞれの運営の仕方ですね、そういうところを、どんな形で子どもたちを育てていったらいいのかということをベースになり検討していただくというところで考えています。

ただそこだけだと……。なので、それをやっぱり徐々に拡大していくというか、いろんな方たちに入っていただきながら、学校っていうか、子どもたちの15歳の姿をみんな考えていきたい、まずはそこからかなっていうふうには思っています。

荒川議員

今の教育長のお話、すみません、私も統合を別に強調しているわけではなかったんですけども、私自身も、七久保小、飯島小、飯島中学校、それぞれが残っていったらいいっていうと変ですけども、子どもが少なくなったとしても、やっぱり学校ってすごく地域の中心だと思うので、やっぱりそこから、何ていうのかな、やっぱり地域の大人たちが子どもを見守る役目だったり、すごくいろんな派生した役割があると思って、そこから活性化というか、元気になっていくって思います。

ですから、やっぱり学校がなくなってしまうと、すごくぼつんって、例えば、別に統

合は、今のところというか、そういう考えはないというか、そういう感じかもしれないんですけど、七久保から小学校がなくなってしまったら、やっぱりすごく寂しくなってしまうと思います。

先ほど教育長がお話しされていた、何ていうのかな、まずコミュニティースクール、町の学校運営協議会という形で、保護者だったり、いろんな地域の人たちが集まって、学校をどうするかというか、子どもたちをどうやって地域で育てていけるのかというような話合いがあるということで、すごくいいなって思いました。

それで、1—4に移ります。

七久保小学校が、先ほどほかの議員の方もおっしゃっていましたが、小規模校であるからこそ、やっぱり可能な特色ある教育方針だったり実践にシフトしていくことが重要と考えると書いたんですけど、もうシフトしている感じであるとは思うんですけども……。

それで、先ほども、伊那小学校だったり、そういうような例も出ていましたけれど、やっぱり七久保小に通わせたいっていうふうな声、移住希望者の方とお話することが私も最近すごく増えてきていたり、小さい学校であるからこそ、何ていうのかな、こうなったらいいなっていうようなことがいろんな手続を踏まずにというか、子どもの意見だったり地域の意見とかも反映させてできるんじゃないかってすごく思うんですけども、それについて町の考えをお伺いします。

ありがとうございます。

初めに、御指摘の七久保小学校の特色ある教育活動について、既に御存じかと思いますが、例えば、現状では、5・6年生が同じ授業をするっていうような活動があったり、それから小学生と、これは七久保なんで七久保小学校の子どもたちと七久保保育園の子どもたちが一緒に授業を行ったりとか、そういう既に少人数の利点を生かした特色ある教育活動を推進しているところでもあります。

先ほどもお話ししましたように、将来的には飯島町内の全ての学校が小規模校になるってことになるのかなっていうふうに思っています。

それで、そのことを踏まえると、今御指摘の七久保小学校だけではなくて、飯島小学校も飯島中学校の教育活動についても考えていく必要があるのかなっていうふうに思っておりまして、そこで、来年度、もうこれは繰り返になります、3校全体として、県教委のTOCO—TON事業実践校として、現在、それぞれの学校において、私のほうで大まかなところはお示しましたが、細かな部分については各学校の先生方がよく話合いをし、議論していただき、特色ある学校教育活動推進に向けて取り組んでいただいているところでもあります。

私は、飯島町って、これは3校ともですけれども、今までも地域の方たちとのつながりを本当に大事にして取り組んでいただいているわけですが、飯島町の学校のこれは持ち味だと思うんですけども、地域の皆さんとのつながりの強さや、それから機動力をさらに生かした、本当に子どもたちが地域の皆さんと共に学び育ち合えるような、これも繰り返しになりますが、寄せ鍋のような学校を町全体で目指していくことができ

ればいいなというふうに思っています。

それで、やっぱり最も大事にしていきたいのは、そんな活動を通してとにかく子どもたちの自己肯定感を高めるっていう、その一点のために学習だとか教育活動をどう実践、実現していったらいいかっていうことを、教育委員会だけではなくて、学校の先生方お一人一人とも話をしながら取り組んでいくことができればありがたいなというふうに思っています。

荒川議員

今の教育長のお話で、学校と地域の人と、あとは先ほどのいいちゃんハウスだったり、学校にも通っていない子たち、それぞれが、子どもたちが、何ていうかな、こうしたいとか、子どもたちの幸せを願ってみんなで協力し合いながらいいものをつくっていったらいいのかなと思いました。ありがとうございます。

次のテーマに移ります。2番「化学物質過敏症への対応について」に移りたいと思います。

過敏症の生きづらさに接し感じたことって書いてあるんですけども、このテーマで質問したいって思ったのは、私自身、化学物質過敏症という言葉としては認識していたんですけども、実際に近い友人が、去年、化学物質過敏症を発症して、それを目の当たりにして、こんなにも、これ、今までの当たり前の暮らしができなくなってしまうんだというふうに思ったので、これをぜひ一般質問したいなと思って、しました。

2—1ですね。現状把握についてお伺いします。

3年前の令和5年3月議会において同僚議員が一般質問を行っており、そのときには町内公共施設において特に被害の声は届いていないという答弁であったんですけども、今、3年が経過し、町として把握している相談件数や状況の変化はありますでしょうか。

総務課長

令和5年3月議会で香りの害——香害について保育園や学校、また役場において問題になった事例があるかという御質問がございました。そのときの答弁では保育園、学校、役場とも問題になった事例はございませんと申し上げました。

あれから3年経過しておりまして、再度確認いたしましたが、問題となった事例はございませんでした。

荒川議員

特にそういった意見がないということで、すごく驚いたんですけども、ないということなので、ないんだと思うんですが、苦情とか、こういった町に対しての意見って、やっぱり相当ひどくなってからだったり、本当に、もう本当に困ってからじゃないと、なかなか人ってそんなに、何ていうか、役場に足が向かないっていうと変ですけども、そういうのってあると思います。

私自身、その友人が発症してから、やっぱり自分事として捉えるようになってからというか、そういう人が周りに多いのかもしれないんですけども、すごく香りに対して敏感な意見だったり、そこまで、病気でふせってしまうほど、寝てしまうとか、そういうことではなくても、頭痛がひどくなったりだったり、そういった声って私はすごく聞くんです。

あとは、別の仕事でお店に立っているときも、やっぱりそういった相談はこの3年ですごく増えたんです、私自身。それで、やっぱり使っている洗剤、どういのを使った

らいいですかとか、そういった質問がすごく増えていたので、この3年で状況が変わっているかなと期待しているっていうと変ですけど、役場にもそういった声が何件か届いているかなって思ったんですけども、届いていないということで非常にびっくりしています。

2—2に移ります。化学物質を取り巻く環境変化の認識についてですね。

この問題って、すごく、多分、そんなに身近に、私のように発症した人が身近にいないと、そんなに、え、そんなに大変なのかみたいな感じの認識だと思うんですけども、実際に当事者の方からだったり、発症してしまったけれど回復して今は普通に生活できている方からお話を伺うと、洗剤や柔軟剤などに含まれる成分がこの3年で本当に急激に変化しているそうです。

特に昨年秋以降市場に出回っている製品が、もう香りのカプセルが今までともう本当に比べものにならないくらいすごく小さくなって、超微細化して書いてあるんですけども、マイクロプラスチックが洗剤の中に付着して、それで、もう服について、その香りが——よくCMでも香りがはじける、何か時間差ではじけるからずっといい香りが持続みたいな感じでCMがあると思うんですけども、本当にそのマイクロプラスチックが厄介で、もう取れないんですよ。

それで、発症してしまった私の友人は、それを取るために、もう24時間、一晩中ずっと洗濯していました。もう水をずっと流しっ放しで、それが取れるまでずっとずっと洋服を洗って、もう着るものがないって言っているくらいで、だから、すごくその差があるなって思っています。

それで、こうした変化によって、発症者だけではなく、いわゆる患者予備軍と考えられる、先ほど私が申し上げたように、そこまでひどくはないけれど、ちょっと香りだったり、農薬とかもあるんですけども、そういうのに触れると具合が悪くなってしまうという人がやっぱり全国的に増えているんですね。

そういったことについて、町ではどのように今私が話したことを認識しているか、お伺いします。

化学物質過敏症の関係かと思いますが、町の認識についてお答えをさせていただきます。

今前段でお話のありましたとおり、近年、洗剤ですとか柔軟剤、そういったものをはじめとする洗濯用品におきまして、香りづけの成分や香料のマイクロカプセル化などによりまして、長時間かけて香りが長続きして、香り続ける性能ですとか、また衣類にとどまって、吸着技術等も向上しているという、改良が進んでいまして、これが化学物質過敏症につながりがあるのかなというふうにも認識しておりますし、症状が出ていない私たちの生活環境にも少なからず影響を及ぼしているのかなというふうに認識をしております。

また、発症されている方や患者予備軍とされている方々が増加しているのではないかなという御指摘がありましたけれども、現実問題として、原因となる化学物質、これには個人差があったり、種類も様々ですので、症状の出方も個人差が大きかったり、また症

住民税務課長

状に苦しむ方だけでは解決できないといった側面があるのかなと感じております。

しかしながら、アレルギーですとか喘息、また、先ほど前段でお友達のお話もお聞かせいただきましたけれども、実際に疾患を抱えている方については日常生活への影響がさらに大きいのではないかと考えております。

そのため、町としまして、原因となる化学物質を減らしたり、また避けたりする身近な対策ですとか、周りの方へ配慮するといった啓発活動、そういったことをすることによりまして地域住民の皆様の理解を徐々に深めていくことが必要ではないかと考えております。

荒川議員

今のお話で、住民の方への周知が何より大事だなんて私も考えております。

それで、先ほど課長のお話もありましたけれども、やっぱりこの問題っていうのは、知らないで、別にいいと思って使っているものが誰かの病気のもとになっているかもしれないっていうことがすごく重要というか、問題だと思っていて、そういう面では、やっぱり住民への周知が何より大事だっと思うんです。

町では、多分ポスターとかは掲示していると思うんですが、多分それだけでは、私としては全然足りないと思っていて、やっぱりそれに対する勉強会だったり、ちょっと、こういうことが起こっているんだよっていうような問題提起っていうか、そういったことを町のほうでぜひやっていただきたいと思うんですけれども、こちらは2—3には書いてないんですけれども、周知がどのようになっているのかと、勉強会などの計画など、考えがあるかお伺いします。

住民税務課長

住民への周知の必要性について御質問をいただいたところであります。

今御質問の中でもありましたように、現在、町では、国のほうでまとめていただいたポスター、こちらを庁舎や公共施設のほうに掲示して、こういった化学物質過敏症、まず理解を深めるという観点で注意喚起、ポスターの掲出をさせていただいております。

今後、勉強会、またそれ以上の広報という部分につきましては、今後、またちょっと庁内でも研究させていただきますし、必要に応じて町の広報媒体等も活用しながら周知をしていきたいんですけれども、それをするに当たっては、誰でもなり得ることであるといった部分もしっかりと捉えて、正しい理解をするための周知や啓発、これをちょっと研究してまいりたいと考えております。

荒川議員

課長のお話のとおりで、化学物質過敏症も、花粉症って、今は皆さん、ほとんどの方がアレルギーとかってあると思うんですけれども、よくビーカーに例えられて、誰もが持っているビーカー、空っぽのビーカーがあふれてしまったら花粉症を発症してしまうっていうような、そういう説明ってすごく分かりやすいと思うんです。

化学物質過敏症も同じで、多分、たまたま私の友人は早くに、炭鉱現場のカナリアみたいな感じで早くに察知してしまっただけで、多分ここにいらっしゃるみんな、全員がビーカーを持っていて、ちょっとずつちょっとずつたまっていて、ずっとたまらない人もいるかもしれないですが、たまってしまうてあふれ出てしまったら、本当に取り返しのつかないとまでは言わないですけれども、やっぱり本当に普通の生活が困難になってしまうっていうところが本当に懸念されます。

健康福祉課長

それで、すみません、もう時間があれなんですけれども、実際にそうやってなってしまう人に対して、やっぱり、一度発症すると、本当に、育児、買物、就労など、今までの生活が全くできなくなってしまうんです。何か、こうやって言葉で言うだけだと、そんな大げさなみたいな感じかもしれないんですけれども、私はその友人を見ていて、本当にそうで、本当に大変なんです。

それで、そうなったときに、今はそうやって人が少ないからまだ考えられないかもしれないんですけれども、町としてそういった発症してしまった人に対するどのような支援や制度があるのか、お伺いします。

町としての支援、援助制度について御質問でございます。

現在、化学物質過敏症に対する町独自の具体的な支援や援助制度っていうのはありませんけれども、体調不良を起こされている皆さんを支援する相談窓口としては、全国的な相談窓口として化学物質過敏症支援センターというところが設立されておりまして、生活面の対処法や悩み事、それから心配事などを電話、メール、ファクスなどで相談いただけるような体制が取られておるところでございます。

また、化学物質過敏症と思われる症状が出た場合の健康相談につきましては、町の保健師のほうへ御相談いただいても結構ですし、既に健康被害が発生しているという場合には、既にお医者さんのほうにかかられているかもしれませんけれども、また専門的なところへの御紹介とかをいただけるかと思しますので、取りあえずはかかりつけ医を受診いただきということになるかと思います。

なお、国のほうでは、化学物質過敏症によりまして障害年金のほうの認定基準に該当する障害状態となった場合には受給対象となるということで案内がされておりますので、また詳細につきましては、年金事務所や、町のほうでも結構ですけれども、御相談をいただければというふうに思っております。

議長
荒川議員

時間です。

じゃ、これで一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

〔荒川議員復席〕

議長

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

散会

午後４時２２分

令和8年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和8年3月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
三 浦 寿美子	1 買い物困難者対策について 2 生活交通確保と買い物お届け支援について
浜 田 稔	1 柏木運動場の整備事業でのアスベスト対策不良は事故か事件か。
坂 本 紀 子	1 子どもの権利条例の検討委員会を作っては。 2 飯島町食器リサイクルの会の活動に町も協力を。
池 上 明	1 未来に向かって進む飯島町の方角を問う。 2 「バイリンガルの町」の取り組みを問う。 3 町の自然化景観の強みを活かした施策を問う。 4 ミニシアター館について

○出席議員（12名）

1 番	池上 明	2 番	坂本 紀子
3 番	伊藤 秀明	4 番	宮下 秀和
5 番	三浦寿美子	6 番	荒川みずき
7 番	折山 誠	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	浜田 稔
11 番	吉川 順平	12 番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企 画 政 策 課 長 座光寺満輝 住 民 税 務 課 長 林 成昭 健 康 福 祉 課 長 小林 正司 産 業 振 興 課 長 斉藤 鈴彦 建 設 水 道 課 長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議 会 事 務 局 書 記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和8年3月10日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 5番 三浦寿美子議員。 〔三浦議員質問席へ移動〕
5番 三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。 最初に買物困難者の対策について質問をいたします。 食品など購入でエコープ飯島店閉店後に買物が困難になっている高齢者の方が多いというふうに感じております。 前回、スーパー誘致の可能性を住民と一緒に追究してはどうかとの私の質問に対して、町長は住民と話し合いをしながら課題解決に取り組みたいという趣旨のお話をされました。 その後、住民との話し合いが行われたかどうかについてお聞きをいたします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 買物困難者の対策についてということで、エコープ飯島店の閉店後に住民の皆さんとの話し合いが行われているかということでございます。 住民との話し合いが行われたかという質問でございますけれども、該当する皆さんを集めての懇談等は開催しておりません。 代わりに、社協が行いました触れ合い市場の飯島朝市、これは、2回やって、2回はお客さんが来たんですけども、3回目はもうほとんど来なかったということで中止になる方向ですけれども、その会場と移動販売車のうえたん号のドライバーによる聞き取り、また、今、昨日も質問の中でお答えしましたように、駅前周辺の活性化について考える飯島未来トークサロン、これが開催されておりますので、エコープ飯島店の閉店に伴う買物困難な方の御意見をその中でも伺っているところでございます。 〔唐澤町長降壇〕
三浦議員	現状をお聞きいたしました。 それで、現時点で施策として示せるというようなものがあるかどうか、お聞きします。

町 長

現在、施策として行ってきておりますものは、昨年4月7日から運行しております移動販売車のうえたん号、この運行については引き続き支援をしております。それから、いいちゃんバスの停留所の新設、こちらもしてまいりましたけれども、ほかにはちょっと、お示しできるような施策はございません。

衣料品等が購入できる店舗の誘致が求められてということは、本当に多くの皆さんから要望がありまして、承知しておりますけれども、誘致活動につきましては、その都度、いろいろな方面に協力をいただきながら努めてきておりますけれども、なかなか、進出していただく企業っていうのは、飯島町の商圈で事業展開していくっていうのは非常に厳しい状況もありますので、商売が成り立つようなマーケティングをした上での出店ということになりますので、一朝一夕に決まるということがないということは御理解いただきたいと思います。

いろいろな方面に働きかけながら誘致については進めているところでありますので、また報告できる段階になりましたら報告をしてみたいと思っております。

三浦議員

様子が分かりました。

なかなか難しい点があるんだなということも承知はしておりますけれども、実態はそういうことだというふうにも理解をいたしました。

住民の皆さんの中には、自分の目で見て買物がしたい、宅配をしてくれると助かるなど、様々な希望があります。

また、運転免許を返還したことで買物環境が大きく変わって、交通費の負担などに不安を抱えている方もおいでになります。

それで、ある方は、食材を買っていても実際に使い切れずに無駄になるので総菜を買っているという方も、この方は男性ですけれども、そういう方もいらっしゃいました。

これからちょっと知り合いの方などから聞き取ったことを紹介したいと思います。

この方は下在の方なんですけれども、エコープがあるときは自転車で行けました、たくさん買うわけではないけれども、ほぼ毎日行っていた、エコープがなくなってから電車で七久保まで買物に行ったけれど帰りが大変だった、せっかく来たのだからとおしょうゆやら何やらいろいろと買ったので荷物が重たくて、電車に乗るのも大変だったけれど、降りてから家に帰るのが大変だった、といってタクシーを使うのも考えてしまったという話をお聞きしました。

その方は、今は移動販売車を利用したり、時々友達が買物に連れていってくれると言っております。

ほかの下在の方ですけれども、シニアカーを利用してエコープに買物に行くし、御自分でお作りになられた野菜を直売にも置いておられた方ですが、僅かでも収入になって楽しみであった、今は移動販売車が来るときに行くけれど、たまに町外にいる子どもが買物に連れていってくれると言っております。

本郷の女性は、自分は歩くのがやっとなので、前のようにいいちゃんバスを使って買物には行けない、たまに友人に買物を頼むと買ってきてくれる、頼んだものが思っていたものではないこともある、たまには自分で欲しいものを買いたいと思うと言っており

ました。

またほかの女性は、移動販売車が来なくなつては困ると思って、近所の人に声をかけて、できるだけ購買車の来る日にはみんなでお弁当を買って一緒に食べる、そんなことを続けていると言っていました。

ある男性は、お刺身が食べたい、おいしい魚が食べたいと思つても移動販売車にはない、その代わりお菓子はいっぱいあると言っていました。

最近自動車の免許証を返還された駅の近くの高齢の女性ですけれども、歩くときは杖をついています。買物はどこに行けばいいのか、電車で行くしかないのかと言っていました。そのときはいいちゃんバスの存在、タクシー券についても知っておりませんでした。

移動販売車にないものでも頼むと次に来るときに持ってきてくれるのでありがたいという方もおられます。

お医者さんの帰りに駒ヶ根駅前を買物をしていただけれど、閉店してしまったので都合が悪いという声もお聞きます。

思い出したのですが、本郷のエコープのJAゆきわ店が閉店することになったときに近くに住む高齢の男性がのし袋一つ欲しいだけでタクシーを使って買いに行かんきやならんくなるとこぼしていたことやコープ生協に入る人が増えていると言っていたことを思い出しました。

コープを利用することで、結果として生活には困らないかもしれませんが、町内の食料品店で日々の買物をするということはありませんので、それで生活ができてしまうのでなかなか町の中の商店には行かなくなったということになりました。

また、住むところにも課題がありまして、移動販売車が止まる場所まで出かけていけるかということも心配なことなんです。買物して自宅に無事帰ってこられるのかと心配になる場面もあります。

以前、本郷で急な坂をシニアカーで上って買物に来た高齢の男性がいました。本人は大丈夫と言っていましたけれども、帰りは急坂を下りることになります。対向車が来たら怖いなと思いました。

また、販売車に杖をついてきた高齢の男性が買ったものを持って帰るには大変ですので、販売員がそのときは「うちまで持って行ってあげる」と言って、フットワークも軽く、届けに行きました。このことは本当に感動的でした。

支援の在り方も様々な視点で考える必要があると感じています。

町内で買物の様子をウォッチングしてみました。

ウエルシアは比較的若い層が自動車です。いいちゃんバスのバス停もありますが、利用者はあまりいないように思いました。

七久保のA・コープでは、少ない荷物でも重量感があり、本当に買物する中身が違うんだろうなというふうに思いました。

買物の困難な方が望んでいる支援というのは色々だというふうにこうした中で感じています。どのようにこうした状況を把握して支援策を講じていくのかということが大

産業振興課長

きな課題だというふうに感じましたけれども、町長、先ほどお話ありましたけれども、実際に買物が困難な方に寄り添う施策という点ではまだまだ問題点があるのかなっていう気がしてお聞きしたんですけれども、いかがでしょうか。

御質問にお答えいたします。

これまで町では、買物支援といたしまして、いいちゃんバスを利用したA・コープ七久保店やウエルシア上伊那飯島店などの店舗をケアマネジャーさん、また民生委員さんなどを通じて御紹介したり、移動販売車うえたん号では月曜日から金曜日まで町内 48 か所を巡回し、各停留所での利用者数を町も共有いたしまして、また停留所についても広報などを通じて新設や移動などの要望を募集したり、買物の移動が困難な方と思われる方によりよいサービスが提供できるよう運行ルートの見直しを行ってきております。

また、町内では、現在、いいちゃんバスを利用した店舗の利用に加え、うえたん号やほかの販売事業者や宅配事業、通信事業による食料品の購入など、皆さん、町内で利用できるサービスに工夫されている状況もお聞きします。

引き続き、民生委員さんや移動販売車のドライバーさんから、また福祉サイドからの情報などもいただきながら、幅広く御意見、また御相談を伺いながら買物困難者対策について取り組んでいけたらと考えます。

三浦議員

今対応についてお聞きしたところですが、様々な対応もされている、事業者の方の努力もされているというふうにも感じましたし、民生委員の皆さんにも努力していただいているというふうにもお聞きしたところです。

けれども、実際に、私がお話を聞いた方たちは私の知っている身近な皆さんですので、もっともっと多くの皆さんがおいでになるわけで、それぞれの方にいろんな暮らしぶりがあったり問題を抱えているんだなっていうことを今回身近な人からも感じましたけれども、もっともっと、そういう点では多くの方が困っておられるのかなと。

先ほど御紹介しましたが、車の免許を返還してしまったことで、今までは自分で買物に行けて、そうはいつでもそれなりに自分の欲しいものを自分の目で見て購入できたということが、今度はどうやって行って買物をしてきたらいいのかというところからまず始まりました。

いいちゃんバスがあることや、いろいろ、タクシー券も返還すればある程度頂けますよという話もしたんですけれど、やはり高齢になっても、なかなか自分で思うように動けなくても、気持ちとしては自分の目で見て自分で食べたいもの、欲しいものを買いたい、そういうふうに思っておられるということがよく分かります。

それで、移動販売車もそうですけれども、実は、ある方は、いろんなものを移動販売車を頼りにしているんですけれども、お刺身が食べたいとか、お魚の美味しいのが食べたいとかっていう方がおられます。移動販売車では、うちまで持って帰るのが、その間に傷みはしないかって心配されたりとか、持ってきている間に本当に大丈夫なのかっていう心配をされる方もいたりして、なかなか手が出ないというところもお聞きしました。

いろんな、皆さん、生活の中で思いがあったり、お惣菜が欲しいという方もおいでになりますけれど、一方で、自分で食材を買っていつて煮物を作ったり料理をしたいとい

う方もおいでになったり、やっぱりそれぞれに暮らしぶりや思いが違ったり、できることも違ったりしているんだなと思いました。

それで、食材を買って自分で作るっていうのは、すごく、認知予防とか、いろんなことにもつながるんだろうなっていうこともお話を聞きながら感じましたし、やはりいろんな支援の在り方や買物支援の在り方もあるのかなっていうふうに思って、感じています。

そういうことで、ぜひそういう、買物支援の施策をつくるのであれば、いろんな暮らしぶりや、住んでいるところや、その人の思いがあるっていうことも受け止めながら支援策をつくらないと、せっかくつくってもなかなか利用しにくいということになるのではないかなというふうに思います。

少しウォッチングして、ウエルシアや七久保のスーパーを見て、買物客の様子を見ていたんですけども、やはり身近に食材を売っているところがないっていうことは、買物の量が少ないですし、買物をしたものが本当に軽いものというか、重量感がないものを買って求めになって帰っていかれます。

特に高齢の方は、自分で——ウエルシアはなかなか車がないと行けないので、車のある方は高齢の方でもおいでになるし、町内でなくても買物に行けるでしょうけども、車に乗れない方の買物困難っていうことはすごく大変なことだなというふうに思いました。

それで、見ていましたら、いいちゃんバスが来て、いいちゃんバスに乗っていかれる方が、なかなか、時刻表もありますけど、その様子をずっと見ていましたけれども、少ない、めったにいいちゃんバスを使ってウエルシアで買物して帰っていく方はいません。

じゃ町の前でいいちゃんバスに乗って買物に出かけていく人がいるのかなと思って眺めていましたけれども、あまり利用される方もいないような気がしました。

それで、タクシーのところに寄って、エコープがなくなって買物に困っている人で利用する人が増えましたかって聞いてみました。そしたら、特別増えたようではないというふうに言っておられました。それで、大体いつも利用する人は前と変わらないよっていう話だったので、顔を見合わせて、みんなどうしているのかなという話になりました。

タクシー券もたくさん、前よりも交付されているわけですけども、先日も、そのときにタクシー会社に電話がかかってきて、駒ヶ根までという電話があったんですけど、それをお聞きしていますと、3月になったので、タクシー券を大事に取ってあったのがたくさんまだ残っているので、駒ヶ根までタクシー券を使って行きたいと、だからそのくらいの料金がかかっても大丈夫っていう方がおられました。

ですから、タクシー券も買物にうまく利用できればいいですけども、何かあったときに使わなきゃいけないって、皆さん大事に、できるだけ使わずに、大事に大事に使っておられる方が多くて、いよいよ3月になって、こんなに残っているので使ってもいいなというふうに思われる方が結構いるんだなというふうに、ほかの、私の知人にもそういう方がいますので、そうなんだなというふうに思いました。

なので、いろんな施策の講じ方や買物困難な方を支援する方法っていうのは、一つだけでは足りないし、じゃタクシー券があれば買物支援ができるかっていうと、そうばかりでもないなっていうのをつくづくと思ひまして、ですから、何を考えるかっていうと、いろんな方から、やっぱり——町長も聞き取りをしていると言われましたけれども、私が身近な人から、そんな程度でそんな話ですので、もっともっと広くやっぱりお聞きして対策を考えないと本当の支援にはならないのかなっていうのを今回すごく感じたんです。

ですので、ぜひ、支援策を講じるときに、その前にしっかり地域に入ったり聞き取りをしたりしていただいて、本当の意味での買物の支援ができるような施策を講じてほしいというふうに感じるんですけども、その点、いかがでしょうか。

町 長 いいちゃんバス、デマンドタクシー、それからタクシー券、この辺の周知がまだ徹底していないような感じがあると思います。

デマンドタクシーを使えば、かなりの範囲で——町内ですけれども、移動手段が出てきます。登録していただければドア・ツー・ドアで行ける場合もありますので、そういったところが周知できていないなというところは感じる場所です。

あと、移動販売車も、うえたん号だけではなくて、ほかの一般の業者さんがやっているものもありまして、そちらはオーダーに応じていただいて生鮮食品も食材も持っていただけのような状況もあります。

その辺の周知もしっかりとしていきたいと思ひますし、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、やはり買物する場所をしっかりと確保していくということも大事なことで思ひますので、併せて取り組んでまいりたいと思ひます。

三浦議員 いろんな買物支援ができるような制度もあるということは承知しておりますので、ぜひ周知をしっかりといただいて、じゃこういうふうな、知らなかった人がこうやって使えば買物にも行けるというようなふうな思えるような、そんなふうな、ぜひ力を入れていただきたいというふうな思ひます。

どんなふうなやって周知をしていくのかということもありますけれども、ぜひきちんと伝わるような方法でしていただきたいなというふうな思ひます。

ということで、ぜひ買物困難だと言われている方たちが安心して買物ができるような仕組みを一緒につくっていただきたいなと思ひますし、ぜひそうした困っている声をしっかりと聞いていただいて対応していただきたいなというふうな思ひます。

では、関連しますけれども、次の質問をしていきたいと思ひます。

2—1の質問をいたします。「生活交通確保と買い物お届け支援について」ということで質問したいと思ひます。

先ほどは買物の支援の話をしたところですが、それと同時に生活交通の確保と買物を自宅へ届ける支援が必要かなというのを感じましたので、質問をしたいと思ひます。

以前、エコープ飯島店に食料品を買いに来ていた方が、今度はなくなってしまったので、今買物はどうしているのかとお聞きしましたら、先ほどの駅の近くに住む高齢の

方は、どうしたらいいかと言って、思いをはせていると、いいちゃんバスを使うことも全くそのときは思いもしていなかったというのがありまして、こういうふうになれば使えるよっていう話もしたんですけど、やはりそういう点でも周知が必要かなって……。

なかなか、いいちゃんバスの病院線ですね、病院線に乗るには病院線に乗れる飯島の駅まで来るとかしないと駒ヶ根のほうまでは行けませんし、その代わり駒ヶ根まで行けばまたバス停で乗って帰ってこられるというのもあるんですけど、それまでの間が少し大変なのかなってというふうに思いました。

それから、病院線以外は予約が必要ですよ。ですから、飯島の駅へ——いいちゃんバスに乗るためには、それ前に駅まで、いいちゃんバスに乗るためにいいちゃんバスを予約してどこからどこまでというのをしないと駅には来られないので、なかなかそのところがうまくできない。

乗り継ぎもありますから、そんなこともあるのかな、使え——なかなか、私たちは簡単、このやつに乗ってそこへ行って、この時間にまた乗って帰ってきて、これに乗って帰ればいいじゃんって思うんですけど、そういうふうにちゃんと組み立ててできる方は使っています。ですので、なかなか難しいというところがあるのかなというふうに思いました。

それから、ウエルシアなんですけれども、病院線ではなくて、東部線とか、ウエルシアだと西部線とかになりますよね。あとは南線、南北……。来るのには、やはり予約が必要だということもあります。

利用状況が気になって眺めていたんですけども、なかなかいいちゃんバスを利用して買物に来られる方はいないんだなというふうに思って、幾日かウオッチングしたんですけども、ありませんでした。

それで、タクシーを利用している方も何人かは見ましたけれども、あまりありませんでした。

先ほども言いましたけれども、タクシー会社に聞いてみましたが、特に今までとは変わりがないということで、利用する方は同じ方だということで、どういうふうに皆さんしていらっしゃるのかなというふうに思いました。

それから、先ほどもお話ししましたが、買物して大きな荷物になってしまったのを自宅まで持って帰ることがとても大変だというお話もお聞きしました。先ほど、宅配していただけるという業者さんもおられるようですけれども、その方は、本当に大きな荷物を持って大変だったというお話も聞きましたし、やはりそういう点では宅配サービスができるような支援策を町が何か考えたらいいいのかなってということも感じました。

それで、以前に地域おこし協力隊の方が例の飯島店で宅配を支援していたときがありました。そのときは本当にこのおかげで助かるっていう方が結構いたんです。

それで、期間が来て、もうそのサービスをされる方がいなくなりましたので、その後は、とても店のほうでは、そんなことをやる人手がないし手間がないので、それはできないというふうに言っておられました。

そのときのことを考えると、本当に買物したものを自宅まで届けてくれるサービスっ

ですごくありがたいんじゃないかなってそのとき思いましたし、先ほどお刺身の話をしましたけど、お刺身を買ってもうちまで持って帰ると傷んでしまっはしょうがないので刺身は買えないっていう方がおられましたけれど、そういう宅配サービスがあったらお刺身も食べられるのかなとかっていうふうにも思ひまして、何かそういうサービスが欲しいなというふうに思ひます。

それで、ぜひ、そういう点では、買物の支援策の中に宅配をするようなこと、サービスも取り入れて考えていただけると喜ばれるんじゃないかなというふうに感じるころなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長

今、議員がおっしゃられました過去のエーコープの地域おこし協力隊の買物支援事業、ございましたけれども、こちらのほうは、令和2年度～3年度に、当時、エーコープ飯島店を拠点としました地域おこし協力隊によるそういう支援事業がございました。

この過去の状況をちょっと確認しましたところ、実績としては、利用者は約10人、不定期で、その時々で実施したという経過はございます。

それから、ちょっと今回の一般質問に当たりまして、近隣のスーパーさんのほうへースーパー、ドラッグストアのほうにも買物後の荷物の配送サービスをしていらっしゃるかお聞きしていましたが、公には行っていないということで、やっぱりネットスーパーや移動販売のほうは行っておりますけれども、そういう配送サービスについては今のところ行っていないというところを確認したところであります。

それで、買物の宅配支援につきましては、現時点で使えるサービスとしましては、社会福祉協議会の有償福祉サービス、こちらは、協力会員が有償ボランティアとして買物に付き添い、支援することができるというふうに考えております。利用の希望があれば、まず社会福祉協議会のほうへ御相談をいただければと思っております。

なお、現在、65歳以上の方で自身による交通手段のない方、運転免許を返納された方などに対しましては、町から福祉タクシー券を交付しているところでございますけれども、こちらも交付枚数に限りはございます。

このため、80歳以上の方に対しては、先ほど町長がお申し上げましたが、デマンドタクシーですね、いいちゃんバスが自宅付近の公道で乗降できるように登録制度がございまして、こちらのほうも御案内をしているところでございます。

今後、福祉有償サービス事業の拡充やその他の支援施策につきましては、社会福祉協議会とも検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

三浦議員

現在取り組んでいる様子が分かりました。

有償ボランティア、そういう制度を社協がやっているっていうことを、もっともっとやっぱり知らせることも大事なのかな、今利用者さんがどのくらいいらっしゃるのか、よく分かりませんが、やはり知らなければ使えないっていうことが、いろんなもので、いろんなところでそういうふうに感じています。

なので、ぜひ分かりやすい知らせ方というのか、どういうふうに知らせたらいいのか、ちょっとぱっと浮かんでできませんけれども、例えばチラシ一つにしても、ぱっと見て、

そういう制度があって、そういうふうに使えばいいんだなって分かるような知らせ方とか、何かのときには分かりやすく言葉でこんな制度があると言われればよいのか……。

社協で有償ボランティアがあるって言いましたけど、そういうことも、どこに言ったらいいいのか分からないし、結局、制度があってもうまく利用できていないっていうこともあるのかもしれないので、その辺、やはり周知をするっていうこと、それで、御高齢の方は言われてもすぐ忘れてしまうっていう方も結構いまして、なので、いつでも分かるような、そういう何か方法を検討していただきたいなというふうに思います。

それから、宅配サービスなんですけれども、やはり、前のエコープのときの地域おこし協力隊の方は、登録された方が10名と言われましたけれども、最近は車を返上した方も増えていますし、様子も、高齢化社会で高齢化率も上がってきていますし、そういうことを考えると、また声を聞きながらそういうことの検討も必要かなというふうに思いますので、ぜひ……。

それで、何といたたらいいのかな、買物して、持って帰れるくらいの買物もありますけど、先ほど言った女性のように、せっかく来たのだからといったら、自分、そのときは本当に大変なくらいたくさん買ってしまったという話なんですけれども、そういうときに助けてよと言って助けてもらえるような制度がないと大変だなというふうに思って、私はぜひそういう支援があったらいいなっていうことで今回思ったわけです。

いろんな声を聞きながら、やはり全てにというわけにはいかないかもしれませんが、何ていうのかな、みんなそれぞれ暮らしぶりが違ったり住んでいるところも違ったりすると、やってほしいことというか、いろいろなんです。なので、ぜひ聞き取りとかしていただいて、移動販売車でいいのかどうか、だけで間に合うかどうかっていうことも含めて、ぜひ検討をしていっていただきたいと……。

だから、懇談もされていくと思いますので、ぜひ、そういう些細なことのようなことでもぜひ聞き取っていただいて、施策に生かしてもらえるような取組をしていっていただきたいなというふうに感じるところなんです。

今後の取組としては、そういう話し合いもしながらというふうに言われましたけど、どんなふうに取り組んでいかれるのか、まだ具体的には、町長、まだできていないというふうに言われましたけれども、実際に、今もう、本当に皆さん、困っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、あまりゆっくりされているよりも、できるだけ早く何か対応策をつくり上げたほうがいいのかなというふうに思うんですけれども、その辺、いつ頃、目処はいつ頃そんなことができるのか、お聞きをします。

町長

現状の制度の中で対応できるところはしっかりと周知をしていきたいと思います。それぞれのいろいろな御意見があるかと思いますが、それらは十分に聞きながら、現行の制度でできるところは対応してまいります。

また、将来的なところなんですけれども、一つ、今、地域公共交通の見直し、交通計画を立て直して見直しをしていくという中で、ある程度広域的な対応もしていきたいということ考えております。そういった取組が一つ。

それと、もう一つは、昨日もお話ししましたけれども、やっぱり、地域のいろいろな

課題を町全体で取り組んでいくということも大事なんですけれども、そういった地域の課題を解決していくような仕組みづくり、昨日もRMOというお話をしましたけれども、そんな取組をする中で地域のいろいろな課題を解決できるような組織づくりもしていければというふうに考えています。

それで、何よりも、やっぱり買物をする場所、これを確保していくということが一番かと思いますので、それらを将来的にはうまく組み合わせながら買物が困難な皆さんの対応をしていきたいと考えております。

三浦議員 以前にスーパーのことで質問をしたときに天龍村のミニスーパーの話をさせていただきましたけれども、そういうことも含めて、住民の皆さんと一緒に自分たちの暮らしを守るような取り組み方もあるということを含めて、今後検討してつくり上げていっていただけたらと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

そういう全国的にはいろんな取組があって、そういう支えもできたり、ありがたがられるような仕組みをみんなでつくったりということがありますので、そういう検討もしていきながら、やっていただけるということによいのでしょうか。

町 長 それぞれの皆さんの御意見をいただきながら検討していきたいと思います。

三浦議員 お答えをいろいろいただきましたので、ぜひ町民の皆さんの買物支援や生活交通の在り方についても町民の皆さんに喜ばれるような検討をしていただいて施策をつくっていただきたいということを申して、質問を終わりにします。

〔三浦議員復席〕

議 長 10 番 浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

10 番

浜田議員 それでは通告順に質問をいたします。

本日の通告、質問項目は1点だけになっています。本来であれば提案型の建設的な質問もしようと思ったんですけども、ちょっと今回の問題、かなり調べてみると複雑で、私も理解ができかねるところも多いものですから、この1点に絞りました。

それで、実は、今回、顧問弁護士も、昨日の選挙管理委員長同様、ここにお招きしたんですけれども、ルールで駄目だということになりましたので、ちょっとそのことだけお伝えしておきたいと思います。

その分、当然、顧問弁護士ですから、町のほうも把握しておられると思いますので、町のほうからの答弁が顧問弁護士に訪ねすることの中に含まれているというふうに理解して、今後も質疑を進めたいと思います。

何が問題だったかという、参考人を招くのは個別の具体的な案件に限ると、調査、審査等ということで、それに対して、一般質問は執行機関の考え方や方針、その全体像を問うものだから顧問弁護士の招致にはふさわしくない、こういう理由だったようです。ちょっと私の頭では理解しかねるんですけども、それは議長の議場整理権限の一部でもありますので、それに従うということでもあります。

それで、本題に入ります。

1-1、町長は、本件——柏木運動場の整備事業でのアスベストの対策不良は事故と考えるのか事件と考えるのかということを最初にお尋ねしています。

一体この事故と事件は何なんだという、ネットで調べると、定義はないけれども、罪を犯す意思がなければ事故だと、そうじゃなくて、そうでない場合には罰しないと、けれども法律に規定がある場合にはそれに限りませんよ、こんなことが出ていました。

英語でもインシデントとアクシデントって何か使い分けているような気がしますけれども、私の個人的な認識からいうと、例えば標識も、それからガードレールもきちんと整備されている町で車が事故を起こして、例えばガラスが割れてその辺に飛散したけれどもけが人もなかったというふうな事例は、いわゆる事故ですわね。要するに、行政的な問題ではないので警察に依頼して片づけてしまえばいいという問題だと思います。

そうではなくて、それ以上に、例えば非常に乱暴な運転をした、あるいは町の職員が静止してもそれを聞かなかったということで、この地域の安全を乱すようなことになれば、それは事件なのかなってというのが私の解釈なんですけど、そのあたりのニュアンスはそれぞれですので、まずざっくりと、これが事件というふうに考えているのか、単なる事故なのかということについての町長のごく一般的な見解をお尋ねいたします。

〔唐澤町長登壇〕

町長 柏木運動場の整備事業でのアスベスト対策の不備についての御質問ですが、事故か事件かということは、全く私は関係ないと思います。それは、司法ですとか警察とか、そういった方面、あるいは関係機関で判断していただくことで、私の使命は、こういった事案が起きたときに住民の命と暮らし、それから人権をどのように守っていくか、それが一番基本ですので、事故か事件ということは全く関係ありません。その事象に対して誠心誠意対応していくということが一番重要なことかと思います。

ですので、今回の質問ですけれども、そのような内容で御質問いただきたいと思います。

それで、本件ですけれども、作業員の不注意や予期せぬトラブルでアスベストが外部に漏れたというような事故ではないということだと思います。それは一般的なことだと思います。

なぜ事故ではないかっていうことですけれども、知識不足、あるいは管理体制の不備、監督員の指示に従わない、そういうことがあったということでもあります。これは、この過失行為自体が故意に基づくものなのかどうかっていうところの判断は、それはもう司法、警察に任せるしかないと思いますけれども、不注意な行為であった、注意義務に反する行為であったということは言えるかと思います。

今後、事業を進めていくに当たりましては、こういったいろいろな経過の中で、JVから改善計画等も出されておりますので、そういった改善計画に基づいてしっかりとこれから事業を遂行していただくということをJVにはお願いしていきたいと思っております。

〔唐澤町長降壇〕

浜田議員 ニュアンスの違いということにしかないかなと思いますけれども、それぞれの中身

を詰めないとそれから先に議論が進みませんので、私がいろいろ調べた範囲について順次お尋ねしていきたいと思います。

1 つは、これは行政の書類上の問題かもしれないんですけども、非常に行き違いのある文書が配布されたということがありました。

12 月 17 日付の書類で、翌日——12 月 18 日に七久保林業センターで行われる住民説明会の案内文が配布されました。それで、ここには町長名で表書きが書いてあるんですけども、その中に次のような記載があったわけです。

これがその文章です。

ちょっと御覧になりにくいかもしれませんが、右上は、単に町長が書きましたということの中身です。

それから、下のほうに 2 行ほど、御覧になりにくいかもしれませんが、書いてある文章が「アスベストの飛散日は 12 月 2 日のみと推定され、」——12 月 2 日のみ、それから「深刻な健康被害は発生しないものと解されますが、」という文章が書いてあるわけです。

それで、当日配られた書類の中に弁護士の見解がありまして、その基の材料になっているのは多分役場職員がまとめた毎日毎日の日程表だと——後でお示ししますが——それを多分弁護士がまとめたんでしょうけれども、この経過報告書によれば、12 月 2 日ではなく、12 月 3 日——翌日午前 10 時 20 分から風が強かったため、広範囲にアスベストが飛散したと思われると、それから、12 月 4 日の朝 8 時 20 分に石綿含有建材の破断の粉、これを集積したビニール袋の口が空き、閉じられていないまま放置されていたと、といったことがあったので同日の 11 時 30 分に工事停止をしたというふうに記されています。

つまり、弁護士の報告によれば、12 月 2 日ではなくて、3 日から 4 日にかけてアスベストの飛散は続いていたはずだということを示す内容になっているわけです。

ですので、まずこの点、町長の名前で出された書類と、それから弁護士の報告にある日にちの違い、これはいずれが正しいのかについてお尋ねいたします。

教育次長

それでは私のほうから記載の内容についての説明をさせていただきます。

まず 12 月 18 日の近隣説明会の案内文に記載のアスベストの飛散日は 12 月 2 日のみと推定されるという文言についてですけれども、JV より提出されました施工計画書によりまして解体・除去作業が 12 月 2 日から本格的に実施されたものと推定したところで、その翌日——3 日に町の担当者がアスベスト対策の不適切さを発見して注意、指示を行っていることから、こちらのほうの状況を聞いて推定されたまず記載でございます。

一方、経過報告書につきましては、町の担当職員によるものでございまして、本件が判明した 12 月 3 日午前 10 時 20 分から時系列に状況をまとめたものでございます。

12 月 3 日の午前 10 時 20 分頃に現場の立会いのために現地の作業を確認した際、不適切な対応を正すよう口頭にて指示を行っております。

その日の午後にも再度確認のため現地に向かったところ、施工計画書どおりの作業が実施されていなかったため、また再度嚴重注意し、また飛散、また流出防止対策を行う

ような指示をいたしております。

なお、翌日の12月4日の午前8時20分に現地を確認したところ、作業の不備な点がまだございましたので、工事に停止について通告したというような経過となっております。

このような状況でございますので、現地のほうの状況を鑑みまして、案内通知文の記載と実際の現場の状況からの推測との相違が生じてしまったところでございます。

こちらのほうの起きた状況については、やはり住民の皆さんにいち早く、やはり報告をしなければならないという思いのほうが大きく、案内文に記載の12月2日のみと推定されるといった部分と実際の現場の状況から3日の日にも飛散していたであろうというところ、確かに食い違いが生じてしまっているところにつきましては、こちらのほうの確認不足であったというふうに考えております。

副 町 長

ちょっと補足をさせていただきますが、18日の説明会を行うために弁護士の先生とすり合わせはしたんです。

それで、ただ、施工計画は12月2日ということになっておりましたので、監督員は3日に行けば作業を見られるかということで行って確認をしたところ、こういうふうだったという経過でございました。それで、風が強く広範囲に飛散というふうになっておりますけれども、このときには袋を閉じてやっております。

4日のときは、行ったときには、機械——つり上げる専用機械っていうのがあるんですけども、その専用機械を使っていなかったのも、それは駄目ですよということで、もう昨日も言いましたよね、今日もまた指摘があつて、これは中止ですねということで中止させたと、そういう経過でございます。

行き違いは確かにあるというふうに思っておりますので、そこんところは訂正をさせていただいて、そういう経過だったということだけは御理解を願いたいと思います。

浜田議員

何か私が聞いている以上に回りくどいいろんな説明があつたと思うんですけど、同じ日に配られている資料の表紙と中身の食い違いを私は言っているだけなんです。ですから、間違っていたら間違っていたって、それだけ言ってもらえば私は済むと思っているんですけどもね。

つまり、町が住民説明会に配布した資料の表紙には2日と書いてありましたと、ところが、中の資料を見たら弁護士の報告では3日と4日に問題が残っていたというふうに書いてありました。それで、それは町が配る資料としては矛盾していませんかということだったんで、矛盾しているということは最後にお認めになったわけですけども、そのことだけ私は回答いただければよかったと思います。

今後も、ちょっと私、一つ一つちゃんとチェックしていますので、もっと明確に、単純に答えてください。よろしくお願いいたします。

それで、もう一つの問題が、この文章の中にもう一つ問題があります。

当日配布された書類の中には、弁護士の本文の中には午前8時20分に全ての工事の中止を命じたと記載されているんです。

ところが、町の職員が、この弁護士の資料の材料にしていたと思われる表があるんで

す。非常に細かいスケジュール表ですね。2 ページほどのスケジュール表がありまして、その中に何時何分に何した、何時何分に何したということが書いてあるんですけども、そちらでは——これはちょっと御覧になりにくいかもしれませんが、違う、これは停止命令って書いてあるんで、すみません。8 時 20 分ではなくて、11 時何分でしたか、11 時 30 分に工事停止の通告を行ったと。

それで、ここも、要するに、弁護士の認識と、それから町の職員が記述したと思われる日程表との間に食い違いがあるんですよ。ですから、少なくとも町が説明会に配った資料の中に、あちこちに食い違いがある資料を配布していると。

これ、配られた現場で全てのことに、住民の皆さん、目を通すわけにはいかないんで、多分一番表にあった表紙を見て 2 日の日に全てが終わったんだなというふうに思ってしまう、あるいは比較的早く工事の停止を命令したんだなというふうに弁護士の非常に荒っぽい 1 ページ半ほどの書類を見て思ってしまう、恐らくは町の係長さんかどなたかがまとめられた表を見て、その数字を確認することはないだろうということで、この食い違いには気づかなかったかもしれませんが、これだけの事故に対する報告が、しかも 1 冊にまとめられた報告がこんなてんでばらばらでいいのかというのが私の感じた非常に強い疑問なんですけれども、それについていかがお考えでしょうか。

町 長 事件、事故のこの案件については、当初、12 月 3 日から時系列でいろいろ担当者としても整理をしてきたところでありますけれども、18 日の住民説明会に至るまでの間の弁護士とのやり取りの中で資料がきちんと伝わっていないかった部分があると思いますので、その辺は時系列で間違った時間が記載されているところがあるかと思いますが、そこら辺は御容赦いただきたいと思いますが、正確には、12 月 3 日の日に工事を停止して、担当者は適正な処理をするように指示を出しています。これは 12 月 3 日の 4 時 40 分に出しているところであります。(浜田議員「何日？」と呼ぶ) 12 月 3 日の 4 時 40 分に出しております。

そこでしっかりと、トン袋も閉めてなかったり、あるいはきちんと養生もできていなかったんで、それをしっかりとするようにということで、そこでもう工事は止まっています。

ですので、12 月 4 日に行ったときには、もう工事はされておらず、ただ、行ったときにトン袋の口が開いていたりとか、あるいは、さっき副町長が言ったように目的外使用の重機が置いてあったりとか、そういったことがありましたので、そういったことを是正するようにということで、副町長と相談して、最終的に工事の中止を指示したところであります。

それで、その報告を私が受けて、最終的に夕方、文書で通知をしまして、工事の一切の中止を通知しまして、その後、全部の、今までに解体したものも含めて、全てのものを飛散しないように養生するように指示をしたところです。

その全てのものを養生する前にも、12 月 3 日に指示をしていますので、ある一部分は養生していたと思いますけれども、全て、全面を養生するように指示したのは 12 月の夕方ということになります。通告書を持って行って指示をしたということになりますので、

	その辺、ちょっと経過がいろいろになっているかと思いますが、今私の申し上げたものが最終的な対応になっております。 それで、弁護士も、相談したのが、この事案があってから翌週なんです。ですので、翌週に対応して、弁護士のいろいろな法的な判断を仰いだということですが、いろいろな指示を出しているのは町が私の責任で判断して指示を出しておりますので、その点は、弁護士を通じていろいろ指示しているということではなくて、町の命令として J V に対して指示を出しているということで御理解をいただきたいと思います。
浜田議員	それも恐らく町の担当者が書いた日程順の報告とは食い違っていると思います。 3日に止まっていなかったんですね。 それで、4日の朝早く担当者が現場に行ったら、その前に慌てて、担当者が来る前に慌てて処理しようとしていたという現場に遭遇したという記述があります。 ですので、3日に止めたというのは、指示はされたかもしれませんが、現実には徹底していなかったっていうのが本当に姿じゃないでしょうか。 ちょっとこれは質問の中に入れていません、そういう答えがあると私は夢にも思わなかったんで、その件についてはこれ以上言いませんけれども、ぜひ事後に正確な状況を改めて整理していただきたいなというふうに思います。 それと、もう一つは、弁護士が後でまとめたのかもしれませんが、これだけ時間の食い違いの生じている文書を町は何で受け取ったのかということなんですよ。 本来、一応正式な文書ですから、受け取ったときに、その内容——たかが1ページ半です、中身のあるのは。その文書の間違い自身もチェックしなかったのかということが私は非常に気にしているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。
副町長	確かに、議員さんのおっしゃるとおり、チェックしなかったということになると思いますので、私も随時見てはおったんですけども、打合せの中と、それから、先ほど町長が言いましたように、翌週に弁護士に相談してから、J V とのやり取りを踏まえながらちょっと判断をしておりましたので、その点で食い違いができたということは大変申し訳ないないというふうに思っております。 チェック不足だったなとは思っております。
浜田議員	非常に有力な面貌をされた町の幹部のなさることとしてはいかがなものかという私は感想を抱きますけども、それ以上については触れません。 それで、もう一つ、この弁護士の書類なんですけれども、2月の議会全員協議会で議員の側は本件に関わる弁護士費用の支払金額が現時点で約60万円だとの説明を受けました。 それで、弁護士の資料っていうのは僅か数ページ、はっきり言いますと、表紙が1ページ、これが3ページ物です。一番左側が表紙、それで真ん中が本文、それで右側がその残り、ですから実態はほとんど2ページにも満たない書類なんです。 それで、弁護士費用の60万円っていうのは一体何の費用なのかっていうことを改めて私は疑問に思いました。 弁護士の費用というのは、もちろん成功報酬、つまり、例えば J V 側に支払わせた損

害金額が非常に巨大であれば、それだけ弁護士の費用っていうのはかさむと思いますけれども、その費用は恐らく今回の年始予算には計上されていないはずなので、まだ賠償請求はしていないのではないかと——賠償は支払われ得る予定にはなっていないのではないかと私は推測するんですけども、果たしてそうなのかということと、一体この 60 万円の根拠は、一体試算の根拠は何なのかということについて非常に疑問を感じました。

たかが 2 ページほどの報告書、しかも間違いの含まれた報告書、非常に貧弱な報告書のために弁護士がどれほどの作業をしたのかということが私は大変疑問になるわけです。

それで、相場から言いますと、弁護士の報酬っていうのは時給にすれば約 2 万円というふうに言われています。

弁護士が書いた報告書の中にはアスベストの規制に関わる法的な根拠について示されているだけで、これは私でも簡単に検索できるような法律の中身なんですよ、それを調べた、それから、もう一つの内容は町の係長さんがまとめたであろう日程のスケジュールに沿ってポイントだけを抜き出した、この作業が何で 60 万円に相当するのか、全く私には理解できません。

町民の血税です。ぜひ、この根拠の妥当性を町はどういうふうにチェックしているのか、あるいは試算が弁護士から何か出ているのか、このあたりを御説明いただきたいと思います。

副 町 長 これは関連で質問ということではよろしいですか。関連の質問ですか。(浜田議員「そうです。はい」と呼ぶ) 根拠はありますか、その関連だという。

浜田議員 今日、弁護士が出席されないっていうんで質問したんで、通告外だとは思っていないんですけども、それで、しかも議会に報告された事項ですんで。

だけど、何の根拠もなしに町が 60 万円を支出したというのは私には理解できないんで、弁護士から請求があったのか、じゃ請求の中身は何だったのか、それを町は妥当だとして受け入れたのか、それから町の算定根拠からして妥当なのか、これをお尋ねしているわけです。

副 町 長 大体、これは事故か事件か分かりませんが、案件的に 1 件起これば大体 30 万円というのは、今まで私が経験した中でのものでございます。

それで、弁護士先生にお願いした場合に、書類的には 2 枚半かもしれませんが、法的根拠から始まって、ほかのところでは我々も何回か行ってアドバイスを受けたとか、それから関係機関はどういうところへどういうふうに通報するかとか、そういうことも全部指導を受けて、法的に間違いはないかということを確認しながらやっておりますので、その書類だけの価値ではございません。

それで、今も、現在も進行形でございますので、一旦ということで 60 万円という根拠になれば、それが妥当かどうかということになれば、私としては妥当だと言わざるを得ないというふうに思っております。

浜田議員 ここは平行線だと思いますので、またいずれ予算審査かなんかの中で必要であれば、議会としてチェックする必要があるのかなというふうに思いました。

では、もともとの通告の本文に戻りまして、1—2—3、経過報告書のとおりだった

場合、12月3日には風も吹いてアスベストが飛散したと考えられます。それから、4日の日も袋の一部が開いていたから飛散した可能性がないわけではないということで、これ、全協でもお尋ねしましたけども、私も飛散範囲、数百メートルのところに暮らしていますし、御近所にはすぐ下や周りで農作業をなさっている方々がいらっしゃるので、安全か安全でないかっていうのは分からないにしても、危険性が予知された段階で近隣の住民に屋外作業を行わないように通知すべきだったのではないかというふうに私は思っているんですよ。

それで、実際にはそういう通知は行われなかったというふうに、たしか全員協議会で町長から答弁いただいたんですけども、これは不適切だったのではないかと思いますけれども、改めてこの場でお尋ねします。

町長

この件におきまして、それぞれ、近隣住民の皆さん、また町民の皆さんに御迷惑を、御不安、御心配をおかけしたことを、ここの場を借りまして改めてお詫びを申し上げるところであります。

先ほど申し上げましたように、12月3日にこの案件が判明したわけですが、その日に、先ほど申し上げましたように、夕方には作業を中止するように指示しまして、適正な飛散処理を、処置をするように通告をしたところであります。

それはなぜかという、その夜、天気予報によると降雪のおそれがあるということで、降雪——雪が降るっていうことは風も吹きますので、当然しっかりと飛散処理をしてほしいということを伝えたところあります。

ところが、12月4日、出勤前ですけれども、担当者が行って8時20分に確認したところ、指示したことができていなかったというところが現実でございます。

それで、この日のうちに全ての工事を中止して徹底的に飛散防止処理をするように指示をしたところあります。

それで、作業が行われたんですけれども、そのときには、施工計画書にありますように、湿润処理ということで、薬液をまいて処理するというので施工計画書にもありましたので、そのことはやったということでしたので、それと、12月3日に飛散防止策をしっかりしろということと、12月4日には全てのものを覆い隠して飛散防止するという対応をしたもんですから、その対応の中で、これ以上の飛散はないという判断の中で、そういった屋外での作業等を行わないような住民の皆さんへの周知はしなかったということでございます。

浜田議員

結果的には後の調査で飛散の程度は限定されているという結果が出たようなんですけれども、分かんないときには安全な側に行動するっていうのが原理かと思いますので、今後もしそういうことがないように強く求めたいと思います。

1—2—4、建設工事の共同事業体——今後JVというふうに読みますけども、その幹部と、つまり、要するに経営責任者ですね、それから町の理事者、要するに双方の責任者が現地視察をしたのはそれぞれ何日だったのでしょうか、お尋ねいたします。

町長

担当者とJVの現場に関係する社員とで確認をしております、それを、逐次報告を受けております。ですので、理事者と会社の幹部との現地での懇談はしておりません。

ただ、この事象が発生しまして、私としては現場を見ております。それは12月6日、午前中に、全体の被覆が——覆いが全てされているかどうかというのは、確認は現地に行っていてしております。もう既にそのときには工事を中止しておりましたので、現場の関係者は1人もおりませんでした。

その以降、12月8日の日、ちょっと日は見ないと分かりませんが、J Vの3者が、代表者が来て町と懇談をした経過があります。その中では経過とこれからの対応について話を、そのときに最初にした、それが8日以降になっていると思います。

その以降は、特に現場での幹部との打合せはしておりません。ですけれども、役場へ来ていただいて、幹部、社長も含めた中で、関係者とともに、町は3役が出席して、懇談を何回か持っております。

つい昨日も持ったところでありますけれども、私としては、現場での幹部との打合せの検証ではなくて、自分の目で現場はそれ以降も何回か確認しております。最終的に確認したのは3月5日ですけれども。

そういったことで、現場で社長との懇談はありませんけれども、それ以外の役場の中での懇談は随時しているということで御理解いただきたいと思います。

浜田議員

最初に事故か事件かって聞いたのは、この辺のニュアンスの問題もあるんですけども、少なくとも、事件に相当するのであれば、トップがやっぱり現場に行って現状の確認をして、それで、それに携わった担当者について説明を求めるとか、それから、先ほど町長は懇談という言葉を使われましたけども、そうではなくて、受注者が発注者にお詫びするのが筋ではないかと思うんですよ、不始末について。それが懇談って、このニュアンスは私には到底理解できないんですけど、それは指摘するにとどめておきます。

それで、次に1—3に参ります、時間も押してまいりましたので。

弁護士報告への町の対応を問うということで、弁護士の報告書、先ほど2ページ足らずというふうに申し上げましたけども、そこに書いてあるのはこれから朗読するようなことです。

アスベストに関する規制を定めた法令は下記のとおりであるということで、労働安全法、それから石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建築基準法、廃掃法と。

それで、次に、それぞれの法律については、罰則として拘禁刑——牢屋に入れられてしまうんですね。それから罰金刑が定められていると。

したがって、町は必要に応じて労働基準監督署、長野県、国交省等に本違反事件を通告する予定であると。

それから、次に、町は条例等に基づいて共同企業体の構成員や下請業者に対して指名停止処分を行う予定であると、こういうふうに書いてあります。

それからまた、本件工事の中止や完成時期の遅延や周辺住民の健康被害において町が損害を被ったり費用を負担したりした場合には、共同企業体の構成員や下請業者に対する損害賠償を行う所存であるというふうに書いてあります。

それで、今日は弁護士さんが出てきていないので、この弁護士の報告書を町は受理したという前提で質問いたしますけれども、町は労働基準監督署、長野県、国交省に本件

	違反事件を通告したのでしょうか、お尋ねいたします。(町長「3—3ですか」と呼ぶ) ごめんなさい、1—3—3です。
議 長	1—3—3……。 (浜田議員「ちょっと、じゃ補足します。」と呼ぶ)
浜田議員	すみません、説明が不十分で。 先ほどまで説明したのが、あ、そうか……。その前を飛ばしちゃったんだ。
議 長	そうだね。
浜田議員	ごめんなさい。 1—3—1ですね。この弁護士の報告書は町の同意の下に作成、公表されたものかという単純な質問です。イエスかノーかで結構です。
議 長	1—3—1へ戻ったんですね。
浜田議員	そう、ごめんなさい、そこを飛ばしてしまったので。
町 長	同意の下に作成したものでございます。
浜田議員	すみません。要するに、これは、今日、弁護士が出てこなかったのも、町に説明責任を求めるという意味で1—3—1を加えました。 それで、1—3—2です、次は。町は住民にアスベスト被害の専門医への相談費用を全額負担するというふうに住民説明会で説明しています。この財源負担は町なのかJ Vなのかをお尋ねいたします。
副 町 長	説明会で申し上げたとおり、一旦は町が負担をいたしますが、J Vへ請求する予定であります。
浜田議員	それと、今の、そのついでに近いことなんですけれども、後の飛散状況の調査が報告されていまして、それも説明会に提出されているんですけども、それはJ V宛てになっていましたけれども、たしか提出先が。それは一体どこの費用で調査させて、最終的な負担はどこがするのかをお尋ねします。
副 町 長	説明会にあったかどうか、ちょっと記憶がないんですけども、J Vが調査したものが、我々と話をする中で何点か、3点ぐらいだったかな、地中と土壌と検査をしたものが、向こうでやったものがございまして、それは向こうが自主的にやったもので、当然向こうの費用だというふうに、我々は請求を受けておりませんので、それは見るつもりもございません。 我々がやったものに対しても、先ほど申しましたように、請求をする予定です。
浜田議員	すみません、順番を取り違えていました。 では次の1—3—3です。町はそれぞれの3機関、労基署、長野県、国交省に本件違反事件を通告したかどうかをお尋ねします。
副 町 長	12月18日付で、説明会の日と同日で伊那の労働基準監督署及び長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課へ報告を行っております。
浜田議員	それから、町と弁護士が同意している中身というふうに説明されましたけども、1—3—4、町は条例等に基づいて共同企業体への構成員や下請業者に対して指名停止処分を行ったか、これ、行うという弁護士の報告になっていますけど、指名停止は行ったんでしょうか。

副 町 長 今も現在進行形でございますけども、アスベストの全ての処理をさせるという契約でございましたので、それを最優先させて、今もやらせております。

 それで、指名停止処分につきましては、それはJ Vの姿勢等を見ながら現在検討しているところでございます。まだ行っておりません。

浜田議員 弁護士の報告では指名停止はやることになっていたというふうに私は読んだんですけども、それは弁護士と町との間で意見は一致していないのでしょうか。

副 町 長 その事案につきましてはうちで判断すべきものというふうに考えております。弁護士さんと話はしておりますけども、決めるのは私たちだというふうに思っておりますので、町として判断をしたいというふうに考えております。

浜田議員 ちょっと不思議ですね。弁護士はそういうことをちゃんとしろと言っていたはずなんですけれども、それは、じゃまた改めてどこかの機会で何うことになるかもしれません。

 次に、1―3―5ですね。条例等に基づいて共同企業体の構成員や下請業者に対して損賠賠償請求を行うべきというふうに書いてあったはずなんですけど、これは行うつもりがあるのでしょうか。

副 町 長 まだ行っておりません。弁護士さんとも相談をしておりますし、前例等のやつも見てはおりますけども、これから判断をする予定でございます。

浜田議員 同じような中身ですけども、今回の中止や完成時期の遅延や周辺住民の健康被害対策において町が損害を被ったり費用を負担した場合に共同企業体の構成員や下請業者に対する損害賠償を行う所存であるかということについて、これはどうお考えですか。

副 町 長 先ほども申し上げましたが、今までの経過を含めて総合的に判断させていただいて、賠償するかどうか決めたいというふうに思っております。

浜田議員 ちょっと驚いたんですけども、弁護士の結論と現在の町が考えている処分の仕方についてはかなりの差があるように感じました。

 私は、この問題、玉虫色の解決はあってはならないというふうに考えています。

 特に、非常に率直に言いますけども、飯島町、こういう問題についてちゃんと法的な処理をきちんとしていない場合が庁内に残っているんじゃないかというふうに感じているところがあるんです。

 具体的に言いますと、例えば千人塚に紅葉園というのがありました。後で、今は櫻山っていう名前になっていますかね。

 それで、あれは町が買い取ったんだったと思うんですけども、議会に議案が上がって、私もそれに賛成した記憶があるんですよ。それは多分適正な価格ではなかったと思うんです。

 後で、多分、何年目かの代表監査委員さんがこの問題に触れていて、あれをほかのユーザーに売却する、もしくは賃貸するときに、適正な価格で購入していないから逆ざやになるんで、それでいいのかみたいなことを監査報告書に書いていたような気がするんです。

 それで、私も議員としてはこれを非常に恥じていまして、当時の議長さんが一生懸命仲介の労を取って話をつけたという経過があったもんですから、議会にその案件が上程

		されたときに賛成してしまったんですけれども、後の代表監査委員さんが、本来であれば、土地家屋調査士さんでしたっけ、とにかく固定資産の評価をなさる方の見解を求めるべきだったということを監査報告に書いてあったという記憶があるんです。 私は議員として非常に恥ずべき判断をしたというふうに、今でも傷になっていますけれども、同様に、この問題についても、やはり法にのっとって、それからルールにのっとって結末をつけるようにすべきではないかというふうに思います。玉虫色の解決はぜひ避けていただきたいということを申し上げまして、もし何かあれが御意見いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
町	長	過去の案件も出てきましたけれども、千人塚の案件については私も関係しておりまして、その前にはコスモ 21 の案件もありまして、当時はいろいろそういった課題のある土地を抱えておりまして、それぞれ当事者としてしっかりと話をしながら、また地域の皆さんとも懇談をする中で、最終的なそれぞれの金額にしてきたという経過があります。 当然、関係する機関にも相談をしながらやってきたというところもありますので、そういう中で、今回も、まだ工事が終わっておりません。今日から多分解体工事が始まっていると思いますけれども、解体工事が終わった段階で最終的にもう一度アスベストの大气、それから土中の検査をして、それを関係する機関の方に、専門家の方に提示して、最終的に安全であるかどうか、これを確認して、安全だということが確定すれば、その時点で最終的に今質問のあったような事項については総合的に判断をしていくということです。 ですから、今の段階では、まずは、まだアスベストがありますので、それをきちんと除去しながら安全性を確保していくというところに最大限注力していますので、その後検討していくということで御理解をいただきたいと思います。
	浜田議員	意見を求めるというだけで終わろうと思ったんですけれども……。 そうではなくて、明らかに法に沿わない処理をした業者がいるわけです。これに対して、ちゃんと法にのっとった私は取扱いをすべきだと思っています。 町自身もちゃんとした地方自治法の下で活動している公の機関です。ですから、全体を貫くのは、いわゆる順法精神——リーガルマインドにのっとった処理が行われなければ公的機関としての信頼は失われると思います。そういうことがないように厳正に対処することを求めて、私の質問を終わります。 〔浜田議員復席〕
議	長	ここで休憩とします。再開時刻は午前 11 時とします。休憩。
休	憩	午前 10 時 43 分
再	開	午前 11 時 00 分
議	長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 2 番 坂本紀子議員。

2 番
坂本議員

〔坂本議員質問席へ移動〕

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

1 つとして子どもの権利条例の検討委員会をつくってはどうか、2 としては飯島町食器リサイクルの会の活動に町も協力してはどうかという、この2点について質問いたします。

それでは1—1であります。

国連の子どもの権利条約は、2 度にわたる世界大戦の反省によって、200 万人と言われる子どもたちが犠牲になったポーランドから提案されて、1989 年、全会一致で決議されたものです。

その内容は、18 歳未満を権利を持つ主体として考え、差別されない権利、子どもの最善が第一に考えられる権利、生存し健全に成長していく権利、自分の意見を述べ重視される権利とした人権条約となっております。

日本がこの条約に批准したのは5年後の1994年で、158 番目という状況でありました。遅れた理由としては、学級崩壊など問題を抱えている学校現場からの反発や子どもに権利など与えたら一層わがままになるという保守的な政治家が多かったからです。

批准した後も国連からは日本は子どもの意見の尊重、体罰など改善されていないと度々勧告を受け、やっと2023 年4月からこども基本法が施行されております。

これは、こども基本法は、日本国憲法と子どもの権利条約の精神に基づき、全ての子どもが幸せな生活を送れる社会の実現を目指す法律となっております。

一方、長野県では、権利とはいわず、未来を担う子どもの支援に関する条例としてつくられており、2014 年7月から施行しております。

市では、これを持っているのは松本市、佐久市、長野市、安曇野市で条例化されています。

しかし、町村では策定が進んでいません。

飯島町では、妊娠前から入学まで切れ目のない支援に早くから力を入れてきたことは大きく評価しておりますが、町長の公約の中に子どもの権利の項目はありませんでした。町長の考えをお尋ねします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

公約に子どもの権利の項目はないということでありますけれども、町では全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指しまして、昨年3月、飯島町こども計画を策定しまして、子ども、若者、子育て支援のための様々な施策に取り組んでいるところでございます。

子どもの権利についてでございますけれども、子どもの権利条約では、全ての子どもの差別がないこと、子どもにとって最善となること、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばし成長できること、子どもの意見の尊重などが掲げられているところであります。

昨日のこれからの4つの重点施策の中にも掲げましたけれども、公約にはありません

けれども、やっぱり子どもに優しいまちづくり、これを進めていくという中で、安心して子育てできるまちづくり、多様な学びを支えるまちづくり、この2つを掲げて公約としているところであります。

今後ですけれども、引き続き子育て支援を進める中で、子どもを真ん中に自主性の確立、個性、多様性の尊重、学びや友情、そして夢の追求の重要性、これらを全町民で取り組むような子どもに優しいまちづくりをしていきたいというふうに考えています。

子どもの権利条約を批准している日本ですけれども、その批准に基づいて、国内でも、こういった条例によらず、子どもに優しいまちづくりを進めている市町村もたくさんございます。特に、その中では、子ども憲章のような、みんなで掲げて取り組んでいくという憲章を掲げているところであります。

後ほどまた教育長のほうから詳しい説明があるかと思いますが、町としては、条例ではなくて、そういった町民憲章ではありませんけれども、もう一つ子ども憲章ということで、みんなで子どもを守り育て、また子どもの自主性を育てていく、そういう憲章を掲げていけばいいというようなことで考えているところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

坂本議員

町長の所信の中では、憲章のような形になって、条例とはまだ考えてはいないというお話を伺いましたが、では1—2に行きます。

文部科学省の調査によりますと、2025年の全国の小中学校における不登校児童生徒数は35万3,970人と12年連続で増加し、過去最多を更新しております。小学校で13万7,704人、中学校で21万6,266人で、全体数の約2%～6%が不登校という状況になっております。

飯島町では9月議会の一般質問の答弁で、令和6年度、小学校で8人、中学校で23人というお話でした。それで、これは、全体数に対する割合としては、小学校で1.9%、中学校で11%となっております。

また、昨日の教育長答弁では、全く登校できていない子どもが小学校で1人、中学校で3人いて、その理由は様々な内容で個別に対応をしているというお話を伺っております。

飯島町でも全国の状況と何ら変わらないことが学校現場にあるというのが現実となっております。

子どもたちにとって今の学校システムは精神的にも肉体的にも余裕のない生活をさせられている状況にあり、その中で、子どもの声を吸い上げることが先生側にも親たちの側にもできていないのではないのでしょうか。

長野県では、以前、不登校率の高い都道府県のトップ3に長野県が位置しており、また18歳未満の自殺率が全国平均を上回るときもありました。

年々授業内容は難しくなり、低学年で分からなくなると、学校に行きたくない、つまり今の学校は楽しくないのではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

また、現場の教師が授業の分からない児童生徒を日々の学校の中で救えているのでしょうか、教育長の率直な感想をお尋ねいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

不登校率の件については、文科省では年間 30 日以上欠席について不登校とカウントして報告しなさいってことがあります。ですので、単純に不登校率がどうかっていうことは、すごく私は危険かなっていうふうに思っています。ちょっと一言付け加えさせていただきます。

全国学力状況調査や学校評価アンケート結果から見ますと、本町ではほぼ 90%以上の子どもたちが「学校が楽しい」と答えている実態があります。しかしながら、楽しいという言葉の捉え方が子どもたちそれぞれであり、90%あるからいいっていうものではないと思っております。

御指摘のように、授業が分からないから学校に行きたくない、学校が楽しくないという子どももいることは事実であります。

ただし、かつてに比べて授業が難しくなっているっていうことはなく、逆に、私から見ると、授業内容としては楽になってきているような内容もあるように感じております。

そのような状況の中で、先生方は、もちろん子どもたちにとって分かる授業、できる授業を目指して取り組んでくださっているところであります。

また、分からない子どもには別の時間に個別の指導をしたり、長期休業中等ではその子のために別の課題を作ったりと、工夫しながら精いっぱい取り組んでくださっています。

しかしながら、なかなか落ち着いて授業に向き合うことができない子どもがいたり、気持ちの面で不安定な子どもがいたりする中で、先生方の目指す授業が実現できているのか、分からない子を救っているのかと問われれば、全て救い切れているとは言い切れない状況であるかと思えます。

ただし、そのことを解決するためには、先生方の子どもたちの学びに対する意識を変えていくことや、今よく言われています学校の当たり前を見直すという取組が必要なことではないかと思っております。

それとともに、保護者の皆さんや地域の皆さんが自分たちが子どもを育てているという当事者意識を持ち、協力していただくことが重要であると私は思っております。

現場の教師だけにこのことの責任を負わせてしまうことはあってはならないのだと思っております。

坂本議員

教育長の率直な御意見を伺いました。

子どもは、学校だけではなく、地域、そして親とともに全体の中で育てていくというのが結果的なお話でしたが、1—3に行きます。

こども基本法ということなんですけれども、こども基本法は法律でありまして、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存、発達に対する権利、子どもの意見の尊重の基本理念にあります。

それで、これを、こども家庭庁が 2024 年 3 月に、全国の子どもと大人を対象に、この条約と、この基本法——こども基本法、日本が持っている法の認知度調査というのを実施しております。

その中で、権利に対する条約の認知度っていうのは、小学生から大人まで聞いているわけですが、小学校の1年生～3年生でも、やっぱり、認知度——分かっているっていう子どもがいます、16.8%、小学校4年～6年——高学年32%、中学生で43.2%、高校生になりますと67.1%、しかし大人になると53.2%、高校生より知っている人たちが少ないという結果になっています。

それで、こども基本法については、小学校の低学年で14.2%、高学年で15.9%、中学生で38.7%、それで、高校生になると57.4%、大人は高校生よりも低い56.8%という状況になっています。こども基本法のほうが条約より後から日本でつくられているので、ちょっと認知度が全体的に低くはなっております。

それで、こども基本法を知ったきっかけは何で知ったかという、低学年は学校の先生の話から知った、それで、高学年になるとそれを飛び越えてテレビとかで知ったということで、中学生は学校で先生からっていうのが51%となっており、その次にインターネットというふうな形になっています。

高校生もやはり学校で知って、先生ですね、その後インターネット関係で知ったとか、学校の配布物で知ったという形になっております。

大人になるとほとんどが——ほとんどというか47.3%がテレビで知ったということで、あとはインターネットと新聞という順になっております。

それで、「この条約の認知度の向上のために何をしたらいいんだろう」という質問に対して、小学校の低学年では「学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくってほしい」が69.2%、小学校高学年もやはり70%以上がそういうふうに言っております。

それで、中学生になると、やはり「学校で学ぶ」ということが高く、その後「インターネット」「SNSの動画で配信してはどうか」というのが62%となっております。

高校生でもやはり「学校」となり、次の「インターネット関係」が63%となっております。

その中で、大人が学んでほしいというのが56.9%と出てきております。

それで、大人はどういうふうに考えているかという、大人は「子ども自身が学校で学んでほしい」という項目が51.9と、それで、次に「大人と子どもと一緒に学ぶ機会があったほうがいい」ということが49.3%となっております。

というわけで、飯島町の小中学校では、この法律を教師が理解し教える必要があると思っていますが、それはできているのでしょうか。

また、この法律は国民全体が理解し実行しなければ、子どもの自殺や不登校の改善、また子どもの虐待は減っていかないと思うわけですが、いかがでしょうか。

こども基本法に関わる子どもたちの理解について今御指摘がありました。

本当に、御指摘のこども基本法につきましては、子どもを一人の人として尊重していくっていう点においてとても大切な理念だと思っております。

今若干触れられましたが、既に中学校においては社会科の公民の授業の中で国連で採択された子どもの権利条約とともにこども基本法について触れられており、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利について学んでいるところであります。

小学校については、改めて取り立てて学習するっていうことは現状ではありませんが、この4つについて、子どもたちの日頃の生活等を見ながら、先生方個々に対応しているっていう状況かなっていうふうに思っております。

学校現場の先生方がこども基本法の理念を大事にしていくことは、今後とても重要なことではないかと思っています。

それで、こども基本法については、それが自殺や不登校、それから子どもの虐待等の課題の改善に向けて直接結びつくものなのかどうかは分かりませんが、この法律——こども基本法について、子どもたち、それから保護者の皆さん、それから地域の住民の皆さんの理解は今後必要であると思っております。

まずは、今御指摘のようになかなか周知されていないこども基本法について知ってもらうという取組が今後必要ではないかなというふうに考えております。

坂本議員

先ほどの町長の所信の中では、こども計画というのを町は持っているということで、私もこども計画はざっと目を通しておりました。その中で町の子どもたちにもアンケートというのを取ったりしておりました。

それで、これを、中学生、高校生は必ず、多分授業の中でこども基本法というのは、歴史というか、権利として学ぶと思うんですけども、大人の人たちが、さっきのアンケートでも言いましたように、大人のほうが高校生よりも知名度が、こども基本法についての認知度が低いということが、やはり——教育長は、これを知ったからと、直接虐待とか、そういうのにはつながらない、減っていくとは思わないと言ったんですけども、子どもたちというより、持っている私たち、大人自身が本当にこれを理解しているかという、まだまだ認知度が低いというふうに思っております。

これは子どもに対する権利ではありますが、大人が守ってあげなければいけない権利でもあります。子どもたちを守っていくために必要な権利と思っております。

ぜひ機会を捉えて、生涯学習でもいいので、人権というジャンルの中で私たち住民に対してもそういう機会を持つことをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

教 育 長

先ほどの答弁で答えたとおりであります。今現状でなかなか周知されていないっていう部分につきまして、こども基本法を知ってもらうという、それは子どもたちに対しても、親に対しても、地域住民の皆さんに対しても知ってもらう機会を私たちはつくっていかねばならないと思っております。先ほどと同様であります。

坂本議員

次の1—4に行きます。

こども家庭庁が2023年4月から発足しました。こども基本法が同じ年から施行されております。

それで、そしてまた、生徒指導提要、これは文部科学省が作成している小中高校の教職員向けの基本書となっておりますが、これが2022年12月に12年ぶりに大改訂をしております。

従来の問題発生後の対応から、未然防止、発達支持的生徒指導への転換がポイントと書かれておりました。

つまり、子どもの自主性が日常の学校生活の中で尊重される状況になって、この3つ

教 育 長

のことが大きく変わったことで子どもの自主性が日常の学校生活の中で尊重される状況になっていくのでしょうか。例えば、靴下の色や長さ、髪の色や長さの指定などの細かな生徒指導は変わっていくのでしょうか、その点をお尋ねします。

こども家庭庁の設置やこども基本法の施行、生徒指導提要の改定があっても先生方の指導が大きく変わってくることはないと思われます。それは、現状の先生方の取組を見ても子どもたちの自主性を尊重していないというふうに私からは捉えていないからです。

このこと以前から、既に先生方の中では生徒指導の在り方について議論され、子どもたちを未熟な存在としてではなく、一人の人として認め、尊重しながら生徒指導に当たっていくという気風はあり、決まりや法律ができたから変化するというものではないように思われます。

御指摘のような細かな指導については、報道等により面白おかしく取り上げられ、疑問が投げかけられていることは承知しておりますけれども、現状、当町において先生方の生徒指導の在り方について特別な課題として挙げられることはなく、また子どもたちの声を聞き、その思いを大事にした生徒指導に当たっていただいているのではないかと考えており、当町の現状の生徒指導の在り方が大きく変わることはないと思われます。

ただし、先生や保護者の方、そして地域の方々に願うのは、子ども自身が決定し、子ども自身が語り、子ども自身が実行することを大事にすること、そして、それと同時に、やはり子どもたちに対しては、そのことは自分たちも責任を負うんだということについて、私は伝えていかなければならないんではないかと思っております。

坂本議員

私は細かいことが子どもたちにとって苦痛を感じているっていうふうな現状を子どもから聞いているわけではないので、ちょっと外側からの意見でこれを書いてしまいました。

という中で、教育長は、飯島中学校においてはこの3つの改訂があったとしても大きく生徒指導は変わらないという今のお話でしたが、変わらないけれども、今現在として、中学校の中ではそういう生徒指導の部分で子どもたちを尊重してやっているの、子どもが苦痛というか、学校にそれが原因で登校したくないとか、そういう事案はないという理解でいいんでしょうか、それとも、それは個別にはあるかもしれないけれど、全体としては、中学校自体としては生徒指導の点で問題はないと見ているのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

教 育 長

今私のところに聞こえてくる範囲の中では特にありませんけれども、多分子どもたち、やっぱり一人一人にとって、このことはって思うことはきっとあるんだろうなっていうふうには思っています。

そういう意味では、先生方が、やはり、先ほどのこども基本法でありませんが、子どもたちの声をどう捉えて、自分たちの生徒指導等のありようっていうんですか、在り方っていうんですか、そこをやっぱり見直していこうっていう気風っていうんですか、先生方の中にそういうものを育てていくっていう言い方ではないかもしれないですが、そういうものを持ち続けてほしいなっていうことは思っています。

坂本議員

分かりました。

それでは1―5に行きます。

先日、社会文教委員会では、南アルプス市にある私立の小中一貫校、きのくに子どもの村学園と日本で最初に子どもの権利条例を制定した川崎市にある子ども夢パークを視察しました。

きのくに子どもの村学園の理念は、楽しくなければ学校じゃないとして、子どもの権利条例を、子どもと大人と私は呼びますが——大人というのは先生方ですね、先生方が一緒になり、きのくに子どもの村学園っていうのは、先生とは呼ばないで、子どもたちは大人と呼んだり、渡辺さんだったらなべちゃんとか、ニックネームで呼んでいて、先生とは子どもたちが呼ばないようなシステムになっています。

それで、授業は、先生はほとんど教えるというのではなく、子どもたちの自主性に任せた中で授業が行われている状況になっております。

それで、ここは、現在この学校は文部科学省公認となっております。最初はそうではなかったんですけども、途中から文部科学省の公認となっている私立の学校になっております。

この学校には、長野県の阿部知事や長野市の荻原市長、それから文部科学省の方々も視察に来ていと伺っております。

子どもたちが自分のやりたいプロジェクトを選び、小学生は1年生～6年生で1チーム25人、中学生は1年生～3年生15人が混ざって学ぶ、混合の学年が混ざって学ぶ体験型学習をしております。このプロジェクトは学習指導要領の枠内で対応しております。

飯島町も体験型の学習というのをやっていると思いますが、さらにこの学習を拡大してできないかということをお尋ねいたします。

教 育 長

当町においても、教科学習をはじめ、特に総合的な学習の時間を通して、子どもたちが体験的に学ぶこと、課題解決的に学ぶことを意識しながら先生方は取り組んでくださっております。

お話のきのくに子どもの村学園と同様な学校として、長野県内にも軽井沢には風越学園という学校があります。異年齢で学んだり、自らプロジェクトの内容を決めて学んだり、自主的な学びを大事にして取り組んでいる学校があります。

大学の有名な先生方や大企業の副社長等も加わり、これからの学校を想像しながら取り組まれているところであります。学校施設の在り方や子どもたちの学びの新たな形を提案され、私たちにとっても大いに刺激になり、参考になる学校の形となっております。特に子どもの学びの捉え方につきましては、その考え方に私も共感できる場所があります。

この学園では、当初は公立学校での実践でなければ意味がないとのスタートを考えておりました。しかしながら、結局、私立の学校としてスタートすることになり、現在運営されております。

なぜ公立として運営できなかったのかと想像しますと、財政的な面は無論でありますけれども、一番は教員の人事に関わる課題があったからなんだろうと思っております。私立

の学校と異なり、公立学校においては人事異動による教員の入れ替わりがあり、常に同じ子ども観や教育観を持つ教員が学校運営に関わっていくことが難しい状況にあります。

当町のような公立の学校において同様な教育実践を実現させていくことはなかなか難しいとは思われますけれども、子どもたちの自己肯定感を高めるために、楽しい学校、寄せ鍋学校を実現していくために、できる限り教育理念の共有を図り、特色ある学校の取組を参考にしながら、先生方とともに知恵を出し合い、取り組んでまいりたいと思っておるところであります。

坂本議員

今の軽井沢の学校の話が出ましたが、やはり私立ということになると、先生たちは固定されて、本当に教育理念が統一されているっていうか、そういう先生方が集まっているので、安定した教育っていうか、安定した学校の運営はできます、人事面においては非常に。

それで、私立なので、子どもたちも、子どもの親たちも、その理念がいいと思って子どもを預けるっていうか、行かせる親御さんたちがいて、きのくにのこの学校は私立なので、お金は親たちが持つんですけれども、一応文科省の公認なので、補助金も国と県からは、1人十何万円かな、出ているということは伺っております。

ただ、学校の先生たちがかなりハードな、公的な学校の中での先生方のハードさとは違って、教えるという立ち位置ではなく、子どもたちの自主性に任せるという中での、後ろに控えた形での、大人っていうか、先生の在り方で授業を行っている——授業っていうか、プロジェクトという中でちょっとサポートをしているので、正直言って、昇給とかはなくて、年齢も、全部給料は一律だということで、校長先生はちょっと大変なんですっていうところは、それは本音をおっしゃっておりました。

そういう中で子どもたちは非常に伸び伸びと授業をやっていて、今後は、公立の学校でも現在の授業の内容からもう少し枠組みを緩やかにして、各学校が特徴のある学校教育ができるような状況になっていくということが、日本全体の、何ていうのかな、将来における、小さな子どものときから大人になるまで、自分の意見をきちっと言えるっていうか、そういう子どもたちを育てる土壌は、やはり学校教育にあると私は思っております。

だから、今教育長が言った公的な中でのやれることは、学校内で寄せ鍋の学校ということで、教師の先生方と共有しながらやっているということなので、さらにそれを磨いていっていただいて、特徴のある学校にしていっていただければと思います。

次の1の……（教育長「よろしいですか」と呼ぶ）はい、どうぞ。

教 育 長

今、文科省では、教育課程審議会等で、新学習指導要領って、学習指導要領が、今後、3年後くらい、変わっていきます。かなり、そういう中では、各市町村であるとか各学校の裁量っていいですか、独自性を出した学習指導要領が今度の新指導要領では出される見込みであります。

それで、それを踏まえた上での一つのTOCO—TONの取組でもありますし、やはり子どもたちが理屈抜きで面白いよねっていう学校を、やっぱり私たちはつくっていくことを目指さなければいけないと思いますので、そんな新指導要領も踏まえた上で取り

坂本議員

組んでまいりたいと思っているところであります。

その情報は私も、これを、一般質問をするのに当たり知りましたが、やはり現状の教育システムから考えると、もっと自由度を高めていかないとまずいのではないかということを感じております。

次に1—6に行きます。

子どもの権利条例は、こども基本法を上位法令に持ち、自治体にとって必要な条例だと考えております。

最初の町長に伺った中では、条例はつくらないで、憲章というような形とか、そういう中でやっていきたいというお話でしたけれども、現在の子どもたちの不登校とか、そういうことを考えていると——町でなぜこの条例が必要かという、こども基本法というのに対して、最終的にはできているかどうかというのを住民自身と子どもが保障するというか、弁護士も入って何かあったらそれに対応するというのが、条例の中で、最後のほうでつくることのできるわけですね、町が持っている条例で。

例えば、ちょっと端的な例ですけれど、子どもが虐待を受けたとなったら、それを町としてサポートして、相談したりとか、どうしてそういうことになったかとか、そうなった場合の關係に、例えば弁護士をサポートにつけるとか、そこまで突っ込んだことが条例の中では規定できるわけです。

だから、基本法はもっと大枠の中での国の法律となっているので、そこまで突っ込んだ内容にはなっていないですけど、条例は、もう少し、その町にとっての子どもたちをどうしていくかという現実的な話の中での条例となっています——条例をつくることができます。

そして、つくる段階において、子どもたちと私たち大人が、その権利は——権利、持つ権利に対して責任もあるし、また侵害されたら守るということもできるということになっております。

それで、川崎市では、1980年代に予備校生が両親を金属バットで撲殺するというショッキングな事件があり、これを受けて1984年に川崎の教育を考える市民会議が開催されました。そういった市民運動が展開され、子どもたちと200回以上の会議をする中で出来上がった子どもの権利条例でした。

昨日の教育長の答弁の中で、飯島小学校は3年後には1クラスになり、また中学校は12年後には1クラスになるという話がありました。そのことを考えても、子どもと先生、それで親たち、そして地域の人たち、行政がこれからの学校をどうしていくかの基本理念にはこども基本法を学ぶ必要性があり、また子どもの権利条例の必要性も出てくると私は感じております。

子どもから大人まで意識が変われば、自発的に動く人が増えると思っております。何年かかけてもよいので、子どもと一緒に子どもの権利条例をつくるべきと考えますが、どうでしょうか、またそのための検討委員会をつくることを提案しますが、それに対してお答えを願いたいと思います。

教 育 長

子どもの権利条例についての御質問であります。

先ほどからお話ししていますように、子ども基本理念を大切にしていくことはとても重要なことだと思っております。大人一人一人がこれを理解し、実行して欲しいという願いは持っております。

しかしながら、現状の状態から、まだこども基本法の周知が進んでいない段階で子どもの権利条例制定に向けて進めていくことについては、今現在では考えておりません。

しかしながら、御説明の中にあつた条例制定を行った市等における条例制定における課題や住民意識の変化などについて情報収集していくことは必要なんだろうと思われます。

町としては、まず条例化していく前に子どもの権利条約やこども基本法の理念を、先ほどもお話ししましたが、町民の皆さん、子どもたち、保護者の皆さんに理解していただくための取組がまずは必要だと思っております。

そして、将来的には、条例という法律という形ではなく、これは先ほど町長も話されましたけれども、子どもたちが学習活動の一環として自分たちの手でつくる子ども憲章のような形をつくっていくことが望ましいのではないかと現地点では思っております。

坂本議員

お答えをいただきました。

私がこの一般質問ですぐにこれができるとは思ってはなく、いろいろ調べた中で、日本が批准している子どもの権利条約、そしてまたこども基本法に対しては、やはり私たち国民が知るべきだと思いますし、それに対して、やはり町サイドとしても機会を与えて住民に周知するべきだと思っておりますので、その点に関しては積極的にやっていただきたいと思います。

次に2に行きます。「飯島町食器リサイクルの会の活動に町も協力を。」ということで、2―1となります。直近の3年間で不燃物として出された食器の量はどれくらいあるのでしょうか、その点をお尋ねします。

住民税務課長

御質問にお答えをいたします。

一般家庭から出されます食器類につきましては、現在、不燃ごみとして金属やガラスなどと一緒に陶器類として同じ袋で収集されております。そのため、食器だけの排出量は計測しておりません。

なお、直近3年間における町全体の不燃ごみの量ですけれども、年間およそ30トンから40トンで推移しております。

坂本議員

食器だけではちょっとやっていないでしょうねという感じでしたが、一応聞きましたが、全部、全体の中では30トンから40トンというかなりな量が年間に出ているということをお伺いしております。

2―2に行きます。

松本市で2007年から不用食器回収運動に取り組んでいる暮らしと環境を考える会の副会長を講師に招いて話を伺いました。使わない食器を回収し、陶器の生産地へ配送、そして粉にして土と混ぜ、新しい食器として再生しております。現在、県内では、8つの市、それから5つの町、4つの村が同様に取り組んでいると聞いております。

私は以前からこの取組に注目をしておりましたが、なかなか一人の力ではこれを立ち上げてやっていくことができなくて、いつかやりたいというふうな思いの中でおりました。

たら、8年ほど前に辰野町で開始されたときに早速見学に行ってきました。

そのとき出された量は3トンと、初期は3トンという量を聞いております。翌年は2トンとなり、今は箕輪町と配送を連携して回収作業を続けております。それで、安定してきたので例えば2トンが1トンに減ってきたということではなく、聞くところによりますと毎年2トンぐらいで推移しているというお話でありました。

昨年、飯島町社協から食器リサイクルをやりましょうという話の提案がありまして、これを、SDGsの観点と、処分場に入るごみ——先ほど言いました30トンから40トンの中の何%かが食器となっております。それを資源化するという取組でして、そして、これをどうやって事業化していったらいいのかというのを暮らしと環境を考える会の副会長から説明を聞くことができました。

隣接する駒ヶ根市では既に始めておりまして、4年がたっております。

当町でも配送について駒ヶ根市と連携して不用食器回収運動を実施したいと考えております。

そこで、町には回収するときの食器を置くストックヤードの確保等の協力を求めたいと思いますが、いかがでしょうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

住民税務課長

食器のリサイクルに係るストックヤードの確保等についての質問をいただいたところであります。

食器を回収して陶器類をリサイクルする取組につきましては、広い意味では環境保護や資源の有効の観点、また身近な部分では環境に優しい地域づくりという観点からも意義のあることではないかなと考えております。

現在、飯島町で収集している陶器類を含む不燃ごみですけれども、箕輪町にあるクリーンセンター八乙女で選別、破碎され、金属類は資源化され、それ以外の残滓については伊那市にある上伊那クリーンセンターで焼却した後に再度クリーンセンター八乙女に飛灰処理物を戻して埋め立てているのが現状であります。

こうした中、町と社会福祉協議会では、昨年11月にごみの減量化とリサイクルをテーマとした出前講座を開催しまして、陶器類の処理の現状と駒ヶ根市の陶器リサイクル団体の活動内容を紹介されたところであります。先ほど議員がおっしゃった内容であります。

今後でありますけれども、町内におけます陶器類のリサイクルに向けた気運の醸成、これがまずないことには始まらないと思いますし、近隣の自治体や先進地の取組、こういったところの話を聞く中でも、いろいろ、収集ですとか、ストック場所もそうですし、課題というものもたくさんあるとお聞きしておりますので、そういった内容も把握する中で、まずは実現可能の可否について食器リサイクルの会の皆様や町の社会福祉協議会とともに研究の段階から始めていくことが必要ではないかと考えております。

坂本議員

これ、非常に、30トンから40トンある、それを一回燃やして——金属を外して、燃やして、またその灰を埋め立てるということで、量は減っているとは思いますが、焼く、燃やすということで、エネルギーもかかることですし、その手前の段階で粉末にして再度食器として生まれ変わるという非常にSDGsにかなった事業だと思って

		おります。
		以前から私もやりたいと思っていたので、その部分で、社協に協力して、人間を集めて現実化していきたいと思いますので、そういうふうになった場合にはぜひ町も協力していただきたいと思いますと思いまして、一言付け加えまして一般質問を終わりにします。
		〔坂本議員復席〕
議 長		ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩		午前 1 1 時 4 9 分
再 開		午後 1 時 3 0 分
議 長		会議を再開します。
		休憩前に引き続き一般質問を行います。
		1 番 池上明議員。
		〔池上議員質問席へ移動〕
1 番		
池上議員		それでは通告に従い一般質問をさせていただきます。
		まず、昨日から未来トークサロンの話が数回出てまいりました。これはもう少し皆さんに詳しく説明しておくべきだと思いますので、ちょっと余談となりますけれども、トークサロンについて話しておきます。
		今現在 23 名、毎月おおむね 2 回ずつ会議を開催しております。
		目的は、飯島駅、これの改修及び飯島駅周辺の活性化、これをどのようにやっていくかを追求しておるグループです。
		町当局からも御支援をいただいております。感謝申し上げます。
		それでは質問のほうに入らせてもらいます。
		全国的な課題として、人口減少、若者の都市部への流出及び都会での定住、高齢化の進行、空き家、空き店舗の増加、コミュニティーの希薄化などがあり、これが経済の停滞、それと無力感を生み出しておるのが今の状況です。
		そこで、飯島町も将来消滅可能自治体の一つとして名指しされている厳しい現実もあります。
		その中で、町長は飯島を教育と文化と触れ合える町と方向づけ、子育て世帯を呼び込むまちづくりビジョンを挙げていらっしゃいます。
		そこでお聞きしたいと思います。教育と文化、未来に向けて動く飯島町の方角性を聞きたいと思いますが、なるべく具体的に御説明いただきたいと思います。
		〔唐澤町長登壇〕
町 長		質問側の方角が、ちょっと少し内容と違うんですけども、お話をさせていただきたいと思います。
		飯島町、先日も飯島町営農センターの 40 周年の式典がありまして、その中でもお話ししたんですけど、当時——40 年前の人口を見てもみますと 1 万 800 人弱だったんです。そ

れが今は8,742人ということで、約2,000人減っているということになります。

それから、人口ビジョンでいきますと、2045年にはまた2,000人減って6,800人になるというような予測がされています。

人口は減っていきます。けれども、人口が減っていく中でも、住民の皆さんが元気に幸せを感じられて持続可能な町になるように取り組んでいきたいと思っているところであります。

文化と教育のまちづくりということでもありますけれども、ちょっとその前に、どのような町にしていくかっていうのを少しお話ししていきたいと思えますけれども、どこでも、こういった人口減少に直面している自治体、たくさんあるわけですが、単に、簡単に解決するっていうことではなくて、成功している市町村のまねをすればいいというものではないと考えています。全国どこの市町村も、みんなで知恵を出し合い、創意工夫して取り組んでいるものと思います。

そういった中で、新年度においては、子育て支援のさらなる充実、先ほど申し上げましたように、子どもに優しいまちづくりを進めていきたいと思えますし、また高齢者が安心して暮らせる環境を整えていくために共に支え合える地域づくりを進めていきたいと考えております。

特に、最近、空き家や空き店舗、そういったものが出てきておりますけれども、そういった活用についても、本年度、新たに田舎暮らし体験住宅の整備ですとか、民間事業者と連携しました借り上げ型の定住促進住宅事業、そういったものにも積極的に取り組んでまいりたいと思えます。

何よりも、行政のいろいろな施策も重要なんですけれども、やっぱり地域の皆さんが地域で明るく元気に暮らしていただくためには、地域のコミュニティというのが非常に重要かと思えます。

その中で、本年度は、農業部門では持続可能な農業農村を考える検討委員会ということで立ち上げておりますし、もう既に7回行っております。また、住民自治の関係では自治組織あり方検討委員会というのを立ち上げて、その双方で、将来、飯島町でどのような住民自治をしていったらいいかということを考えてきているところであります。

それで、その中で考えられるのは、やはり人口減少によって、いろいろな組織が、役員の成り手がいなかったり、あるいは運営が厳しくなっている、そういう実態がございまして、そういったところをそれぞれの皆さんの御意見を聞きながら検討を重ねて、将来どういうふうな形で地域を運営していったらいいかということで検討していく必要があるかなと思っています。

その中で、あり方検討委員会、持続可能な農業農村の中では、今まで培ってきた二階建ての営農センターの仕組み、それをしっかりと磨き上げていくということももちろんですけれども、やはり地域の資源をきちんと使いながら活力を整えていくということも大事ですので、そういった取組を進めてきているところであります。

それで、あり方検討委員会の中では、それぞれ、地域の中の自治組織ですとか、あるいは、これからは区会ですとか公民館、そういったところまで関係しながら組織の在り

方を考えていく必要があるかと思いますが、それらを組み合わせて、昨日来申し上げているように、やはり一番下には地域づくり委員会、あるいはそれに類似するいろいろな組織が集まった地域を運営していく組織、その上に営農センターがあるというような仕組みで地域全体を運営していくような組織が必要ではないかということで、三階建ての運営組織ということで御提案しているところでありますけれども、そういった仕組みをつくりながら、これから人口が減っていく中でもしっかりと皆さんが活躍できる、そういった組織、皆さんに出番があって、皆さんの居場所があって、そしてその皆さんが活躍できる、そんな場所をつくっていく必要があるのかなと思っているところであります。

そのほか、当然、6,800人になってきますので、町民だけではなかなか力を発揮できないところもありますので、いろんな、移住者の皆さんですとか、あるいはいろんな事業で関わっていただいている関係人口の皆さん、それから社会貢献をしていくような企業の皆さん、こういった皆さんの力を借りながら、みんなで地域を盛り上げていく必要があるのかなと思っております。

その中で、当然、私の掲げている、文化ですとか、それから教育、そういった面の取組も進めていく必要があるかと思えます。

特に、子どもさん方は、そういった文化芸術、そして語学——英語ですね、そういったものに取組ながら、コミュニケーション力——昨日も申し上げましたように、何で今英語教育かということでもありますけれども、これは、やっぱり日常的な英語を使うことによって自分のグローバルなコミュニケーション力をつけていくということに非常につながっていくんじゃないかと思っています。

特に、それぞれの個性の発揮は大事なんですけれども、そういったいろいろな考えのある皆さんをまとめ上げていく、合意形成をしていくっていうところの力を、こういった語学ですとか、あるいは芸術活動で培っていきたいというので、そういった文化のまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

後ほどまたお話をするようになりますけれども、日本各地でそういった語学によるまちづくりを進めているところがありますので、そういったところを参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

〔唐澤町長降壇〕

池上議員

町長が提案してくださりましたバイリンガルのまちづくり、英語を中心としたことに関してのまちづくりに関しては、大変共感するとともに、大変賛成いたします。

町長の英語教育の取組を軸に幼少期からの英語力を育み、飯島を、この地域、いわゆる長野県というような大きな規模でこの地域を国際的に開かれた場所にするビジョンを実現するように期待いたすところでございます。

もう一つ、具体的にもう一步入らせてもらいますが、英語力をアップするという表現がございました。どのような格好で英語力を追求するというか、子どもたちに能力をつけるか、何か具体的な策があったら教えてください。

議 長

池上議員、今の質問は1—2のことでよろしいですか。

池上議員
議長

あ、2番。すみません。

2番でいいです。

2番でいいですね。

よろしいですか。

町長

2番の「バイリンガルの町」の取り組みを問う。」ということでありますけれども、バイリンガルというと、やっぱり、その言葉の国の文化や習慣、そういったものも身につけながら語学力を発揮できる、そういった力だと思いますけれども、議員のバイリンガルの町というお考えにつきましては、本町が進めております外国語教育の充実や多文化共生の取組、そういったものを町の特色としてさらに発信していこうという趣旨であると受け止めております。

一方、この言葉につきましては、様々な受け止め方がありますが、扱いにつきましては丁寧に考えていく必要があると考えているところであります。

町では、保育園の段階から英語を話す人との触れ合う機会を設け、小学校においてはALT2名体制を整備、また国際交流事業の実施など、切れ目のない外国語教育、多文化共生教育を推進しているところであります。

地域にお住いの外国語を話す方々の協力もいただきながら、英語や異文化に日常的に触れられる環境づくりを進めておるところであります。これが町の特色ある教育施策の一つであると認識しているところであります。

私の公約の一つには日常英会話能力の向上を掲げておりますけれども、先ほど来申しておりますように、これは単に語学力のみを目的とするものではなくて、先ほどのコミュニケーション力をつけたり、あるいは異なる文化や価値観を理解して自らの思いや考えを伝えようとする姿勢を育むことを重視しているところであります。

人口減少が進む中で、子育て世帯に選ばれるまちづくりは重要な課題であります。教育環境の充実はその大きな要素であると考えています。

私もB&Gの育成士でいつも一緒になります岡山県奈義町ですけれども、こちらは人口が5,400人でして、非常に過疎化に悩んでいるところでありますけれども、子育ての応援宣言の町ということで、御存じかと思っておりますけれども、特殊出生率が2.95ということで全国的に注目されているところであります。

ここの町は以前からコミュニケーション力をつけるということで文化によるコミュニケーションづくりをしてきました。劇作家の平田オリザさんという方、御存じかと思っておりますけれども、この方をお招きして、10年にわたって子どもたちのコミュニケーション力をつけるということでやってきたところであります。

それを踏まえて、奈義町の町長が3年前に英語力で町を活性化していこうということで、ALTを令和6年に12人採用しました。ここの町は保小中の一貫教育を進めておまして、保育園に3人、小学校に6人、それで中学校に3人ということで、計12名のALTを採用しまして、日常的に英語に触れ合って英語によるコミュニケーション力を高めようということでやってきているところであります。

大分成果が上がってきているとお聞きしておりますので、こういった先進的な取組も

	参考にしながら、町の規模に即した持続可能な取組を研究、検討してまいりたいと思っております。 今後も、語学力のみを目的とするのではなくて、多様性を尊重し、異なる文化と共に生きる力を育む教育を基本に据えながら、本町ならではの特色ある教育施策を磨き上げ、子育て世代にとって魅力あるまちづくりにつなげてまいりたいと思います。
池上議員	今御説明いただいたように、保育園児から英語に触れるというのは、私が知る限りでは、東京都では港区が保育園でやり始めたという話を聞きました。それ以外はあまり聞いていませんので、先進的な斬新な取組だと大変評価いたします。 飯島は既に大きな強みがあります。動きますが、町の自然や景観——3番のほうに移りたいと思います。お願いします。 飯島町には、澄んだ空気や美しい自然、豊かな水、雄大な山々の景色、そして新鮮な果物や野菜、さらに都会にはないゆったりとした時の流れ、これがあります。地域活性化の視点で言えば、いわゆるハードの条件は全て整っております。 しかし、その一方、よく見ると、人口減少、空き家、空き店舗の増加、地域コミュニティの希薄化など、厳しい現実も進んでおります。 この両極端な歯車がうまくかみ合わずに現状があると思います。だからこそ今必要なのは、自然や環境という強みを土台にしながら、人と人がつながり交流を生む、町の魅力を外へ発信していくソフトの力ではないでしょうか。 教育、文化、交流、そして人が集うにぎわいの場、こうした取組を積み重ねていくことで飯島の魅力はさらに高まり、訪れたい、住み続けたい町へとつながっていくのではないかと考えるところでございます。 次に、先ほど申しましたように、4番目へ、ちょっとミニシアターへ行きます。お願いします。
議 長	え、え……
池上議員	あ、3番。
町 長	3番については、ちょっと……。町長、それじゃお願いします。町の自然や景観の強みを生かした施策、何かあるでしょうか、お願いします。 町のすばらしい景観と自然環境を生かしていく上には、今見ている景色、確かにすばらしいんですけども、本当に従来からある自然が守られているか、そういったところを、やっぱりもう少し深く掘り込んでいく必要があるかと思えます。 そのためにも、今、輝く農山村プロジェクト事業をはじめとして、生物の多様性、こちらの事業に取り組んでいるところであります。 これは、本当にこの地域を守っていくことももちろんですけども、私たちの生活を守る安全保障の面でも非常に重要なことだと思います。生物の多様性を確保していかない限りは生産活動もできませんし、私たちが豊かに暮らしていくこともできませんので、その仕組みの一つの根幹として生物の多様性の確保、最近はネイチャーポジティブという言葉を使わせていただいていますけれども、単なる生物の多様性の保全だけではなくて、以前の姿に戻していくところまでたどり着いていきたいというようなことで取り組

んでまいりたいと考えています。

そしてまた、このすばらしい景観をしっかりと生かしていく活動もしていかなければならないということで、様々な取組をしていきたいと思っておりますけれども、もう一つ、生かしていくためには、地域のいろいろな資源がありますけれども、それをみんなの力で生かしていくという必要があるかと思います。

今回、里だけではなくて、森林資源もしっかりと生かしていこうということで、共生イノベーション事業ということで、山林資源、山を何とかしないと、このまま行くと非常に危険なというか、山も崩壊していきますし、守っていかないと将来にわたって子どもたちに引き継いでいけないということで、森林資源をきちんと生かしていく取組をしていきたいということで取り組んでいきたいと思っております。

それぞれ、町だけでできるものではありませんので、いろんな皆さんに関わっていただきながら取り組んでいく必要があるかと思います。

そのためには、先ほど申し上げましたように、やっぱり持続可能な地域の運営組織が必要でございますので、先ほどお話ししたような三階建ての組織をつくりながら、しっかりと地域の中が元気になって、それで多くの皆さんが訪れ、関係人口が増えて、町がにぎやかに、昨日のお話ではありませんけど、にぎやかな過疎になるように、ごちゃ混ぜのそういった空間がつかれるような環境整備をしてまいりたいと考えております。

池上議員

自然豊かな飯島町、特に、山にまた向かいながら、自然を大事に大切にしながら、自然とともに生きる飯島町をつくっていこうという気持ちは分かりました。

次に4番目にまいりたいと思います。お願いします。

先ほど来言っていました、駅前で活性化及び駅の改修などをやっている最中に気がついたことがあります。何かというと、あまりにも空き家、それから空き店舗が多いということです。

これを何とかしないことにはどうにもならないということで提案したいと思うのが、ミニシアターの——ミニシアター、ミニ映画館のことですけれども、ミニ映画館を展開していったらいかがかなということです。

映画には世代や言語を超えて人の心を動かす力があります。

町内の各所に、こうした小さな空間、30席20席、これで大丈夫です。

また、有名な映画を上映する必要はないと思います。昔やりましたね、「木下恵介アワー」とか、係長クラスはきっと知らないと思うけども、そういうような、大変、何ていいですかね、見て感激した劇が、映画があります。そういうようなものでいいと思います。

それを、単なる娯楽施設という格好でなしに、人と人とが出会い交流が生まれる人の集まる拠点となるように各地区につくっていったらいいかという提案でございます。

また、空き家、空き店舗の対策、地域のコミュニティーの再生、懐かしい映画を見るため、例えば飯田線に乗って飯田の方がその映画を見に来る、伊那の方が見に来るなど、町の魅力づくりにも貢献できるのではないのでしょうか。

そして、何よりこの町では何か面白いことが始まっているという空気を生み出すこと

町 長

ができれば、飯島町の何か生きがいというか、活気づきができるのではないかと思います。それは、やがて飯島町が文化や物語を発信する町として新しい可能性を広げるきっかけになると固く信じております。

このミニシアターの提案について見解をお聞かせください。

ちょっと発言が違いますけれども（笑声）私のほうで少し、前段でお話をしていきたいと思います。

私が来年度掲げている、公約にも掲げているところでありますけれども、まち歩きの地域づくりをしていきたいと、各地区に、文化ですとか、あるいは、いろいろな、見て回るに非常に重要な文化財もございます。

また、今、担当者も空き家が出るとすぐにいろんな方につないで活用を呼びかけておりまして、かなり、飯島の地区内でも、空き家を活用した喫茶店ですとか、居場所が始まっています。

そういったものと文化財、そしてまた、いろんな小さなお店——個店、そういったものでできていますので、そういったものをつなぎながら町歩きのできるような場所をつくっていききたいという考えでおりまして、その中の一つとしてミニシアターがあってもいいんじゃないかと思います。

映画は非常にハードルも高くて、私も「生きる」という映画を文化館で上映しようと思ったんですけれども、それで映画を見るサークルをつくっていいと思ったんですけど、やはり放映するのに非常にハードルが高いっていうのがあります。

先ほど来申されているように、いろいろな手法があるかと思いますので、そういったものを取り入れながら、町歩きの一つとしてミニシアターを位置づけていってもいいのではないかなというのが私の考えであります。

細かいところは担当課長からまた申し上げますので、よろしくお願いします。

企画政策課長

町長がお答えしたのでそれ以上のことはないと思っておりますけれども、町としまして、空き家を活用した地域交流の場につきましては、新年度に地域おこし協力隊を中心としまして田舎暮らし体験住宅を整備し、移住希望者の宿泊・交流場所に加えまして、地域の子どもや高齢者などの日中の居場所としての運営も予定しているところでございます。

そういったこともありますけれども、今御提案いただきました空き家を活用したミニシアターにつきましては、実際に運営するとなれば、今、町長も申し上げたとおり、権利の関係ですとか、それから実施主体をどうするかとか、経費の関係とか、そういったところの課題があるかと思いますけれども、空き家を活用とか、居場所の提供、そういった視点から見ればよい取組の一つかなというふうに考えているところでございます。

池上議員

それでは、最後に締めというか、まとめみたいな格好になってしまうんですけれども、長期ビジョンとして英語教育を反映した若者の将来設計、それから短期的にはミニシアターを活用した地域の活性化、文化の拠点づくり、この両輪をうまく活用しながらまちづくりに邁進していただければと期待するところでございます。

簡単でございますが、以上とさせていただきます。

議 長	〔池上議員復席〕 以上で本日の日程は終了しました。
	これをもって散会といたします。
事務局長	御苦労さまでした。
散 会	御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」） 午後２時００分

令和8年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和8年3月19日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 発言の取消しについて

日程第 3 第 3 号議案 子どもの第三の居場所設置条例

日程第 4 第 4 号議案 飯島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 5 第 19 号議案 令和8年度飯島町一般会計予算

日程第 6 第 20 号議案 令和8年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 7 第 21 号議案 令和8年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 第 22 号議案 令和8年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 9 第 23 号議案 令和8年度飯島町水道事業会計予算

日程第 10 第 24 号議案 令和8年度飯島町下水道事業会計予算

日程第 11 請願・陳情等の処理について

日程第 12 議員派遣について

日程第 13 議会閉会中の委員会継続調査について

令和8年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和8年3月19日

追加日程第 1 発議第 1 号 J R 東海に対し、飯田線七久保駅舎改修工事に伴う住民説明会の開催と、安全な駅舎とするよう促すことを求める意見書

追加日程第 2 発議第 2 号 O T C 類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める意見書

追加日程第 3 発議第 3 号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

追加日程第 4 発議第 4 号 イランをめぐる軍事行動の即時停戦と外交による平和解決を求める意見書

追加日程第 5 発議第 5 号 物価上昇に対応した賃金改善と中小受託取引適正化法の徹底を求める意見書

追加日程第 6 発議第 6 号 柏木運動整備事業においてアスベストの飛散を引き起こした事業者への厳正な処分を求める決議

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	池上 明	2 番	坂本 紀子
3 番	伊藤 秀明	4 番	宮下 秀和
5 番	三浦寿美子	6 番	荒川みずき
7 番	折山 誠	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	浜田 稔
11 番	吉川 順平	12 番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企 画 政 策 課 長 座光寺満輝 住 民 税 務 課 長 林 成昭 健 康 福 祉 課 長 小林 正司 産 業 振 興 課 長 斉藤 鈴彦 建 設 水 道 課 長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵 企画政策課財政係長 林 かおる
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議 会 事 務 局 書 記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和8年3月19日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位には、大変御苦労さまです。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中は、それぞれ、本会議をはじめ、各委員会において提出されました案件について大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 なお、本日、中村代表監査委員より欠席する旨の連絡がありました。 去る3月6日の本会議において、各条例案件2件、予算案件6件について、本日——最終日に採決することにしております。 また、各常任委員会へ付託しました条例案件2件、請願・陳情案件3件につきましては、委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日はこれらの案件について審議を願うことになっております。議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願い申し上げます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりであります。
議 長	日程第1 諸般の報告は特にありません。
議 長	日程第2 発言の取消しを議題といたします。 お手元に配付のとおり、星野晃伸議員から3月9日の会議における発言について会議規則第62条の規定に基づき発言取消し申請書に記載された部分を取り消したいとの申出がありました。 お諮りします。 これを許可することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、星野議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。
議 長	日程第3 第3号議案 飯島町子ども第三の居場所設置条例を議題とします。 本案については社会文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から議案に対する審査報告を求めます。

社会文教委員長

坂本社会文教委員長。

〔坂本社会文教委員長登壇〕

それでは、3月13日に社会文教委員が審査しました飯島町子ども第三の居場所設置条例の中で出された意見について申し上げます。

質問1「この下に規則はあるのか」。

学童クラブと子どもの居場所と2つの事業形態なので、始めてみないと分からない部分があり、居場所に来る子どもの状態で違う。柔軟に対応するので現在は決めていない。

問い「年齢制限はあるのか。会計年度職員以外にもNPO法人の活用はあるのか。保健師も関わるのか。勉強を教えるということもあるのか。食事を与えることもあるのか」の質問に対して「年齢制限も柔軟に考えるが、子どもが中心である。学童クラブは会計年度任用職員が対応するが、第三の居場所は委託金として盛られている。民間と公営と協力し合う形となり、保健師も関わる。法人の方々は教員免許を持っているので、その点は大丈夫である。包括ケアなので一緒に作って食べることもある」。

問い「対応する子どもは町内だけか」。

答え「現時点では飯島町の子どもとし、基本は飯島の子どものみだが、条例には書かれていない」。

問い「利用料は書かれていないが」。

答え「基本は無料であるが、活動費の実費は頂きたい。しかし、開所して3年間はB&G財団からの運営費があるので無料でできると思う」。

意見として「子どもに垣根はないので、町外でも受け入れてほしい」。

反対討論なし。

賛成意見「できるだけ子どもの意見を取り入れた施設、運営にしてほしい」「子どもの声が届く施設になってほしい」「視察先で見たひきこもりの子どもたちの目の輝きが違っていた。将来の自立に向けた子どもたちに育ってくれることを期待する」。

採決の結果、全員賛成で可決することになりました。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

坂本委員長、自席へお戻りください。

〔坂本社会文教委員長降壇〕

議 長

以上で第3号議案 飯島町子ども第三の居場所設置条例に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

次に原案に賛成討論はありませんか。

7 番

折山議員

気になる点が1点あるんで、申し上げて、賛成の立場で討論したいと思うんですが、ちょっとこの間、調査をしてきたいんですが、いわゆる利用者の利用料についての明確な方向がまだ決まっていないようであります。理由の一つは、3年間は補助があるということで、多分負担は求めないが、その後、切れたときにどうするか。

これ、無料で利用しておいて、3年後にいきなり高額負担っていうことのないように、運営当初から、きちっと3年後の方向性、3年までの間の考え方、利用料に関してはきちっと方向性を出した上での運営、これをしていただけるものと期待しながら、施設の有効活用、これへ大きな期待を持って賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第3号議案 飯島町子ども第三の居場所設置条例を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第4 第4号議案 飯島町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例

を議題とします。

本案について社会文教委員長に審査を付託してありますので、委員長から議案に対する審査報告を求めます。

坂本議員。

〔坂本社会文教委員長登壇〕

社会文教委員長

それでは、同じ日ですが、条例の審査の報告をいたします。

飯島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について追加説明を受けた後で質疑を受けました。

追加説明の中で、内容は国で示されたもので、町独自の部分はない、今は事業者がないという説明がありました。

その後、質疑の中で、問い「町で持っている条例とつくられた条例とどこが違うのか」、答え「親の就労条件で、町は働いている親に対応している」、問い「保育士の基準に違いはあるのか」、答え「基本的に同じ」、問い「働いていない親は誰でも預けられるのか」、答え「預けられるようになるが、月10時間。子どもを預ける前の書類は簡単である」、問い「周知はどうするのか」答え「対象児が6か月からなので、健康福祉課の母子保健と連携して行う」、問い「こども家庭庁の資料によると国ではもう少し時間を預けられる

ようになっているが、当町は少ないが、どうしてか」、答え「各市町村の裁量による」と答えられました。

また、「この条例が可決されたら当町でも子どもを預かるのか」の問いに、答え「そうです。現在、飯島保育園だけしかできません」ということのでございました。

その後、反対討論なし、賛成討論は「母親たちから子育ての話を聞いている中、町にも柔軟な制度ができることはよいことである」という意見が出されました。

採決の結果、全員賛成で採択するものとしました。

以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

坂本委員長、自席へお戻りください。

〔坂本社会文教委員長降壇〕

議長 以上で第4号議案 飯島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから第4号議案 飯島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 第19号議案 令和8年度飯島町一般会計予算

日程第6 第20号議案 令和8年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第7 第21号議案 令和8年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 第22号議案 令和8年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第9 第23号議案 令和8年度飯島町下水道事業会計

日程第10 第24号議案 令和8年度飯島町下水道事業会計予算

以上、19議案から第24号議案までの令和8年度会計予算6議案を一括議題といたします

9 番
星野議員

す。

それでは本 6 議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 つお伺いいたします。

生物多様性の戦略等がありますけれど、これと第 6 次総合計画との関係についてお聞きします。

例えばなんですけど、ミヤマシジミが生息している地域に道路を開けるといようなことになった場合、理事者としてはどちらの選択をしていくのか、そういうような場面が生まれた場合のお考えをお聞きします。

町 長

生物多様性保全条例に基づきまして、そういった第 6 次総合計画に基づく様々な施工計画については、その都度協議して、どうしても移転せざるを得ない部分は、事業者と協力して移転したり、あるいは条例に基づいた保全に努めていただく、そういうような対応をしてまいりたいと思います。

議 長
10 番
浜田議員

ほかに質疑ありませんか。

いいじま未来共生イノベーション事業についてお尋ねいたします。

これは予算書で言いますと 110 ページ、むしろ予算概要書の 11 ページのほうに具体的な内容が入っておりますので、そちらに基づいてお尋ねいたしたいと思います。

それで、これは、地域商社をつくって、それで地域の資源の掘り起こしをしながら地域以外からの関係人口を増やしていこうと、こういうふうに一般的に書かれているんですが、幾つか確認したいことがあります。

まず第 1 番目に、商社ということですので、この経営主体と責任者は一体誰なのかということでもあります。

よくありがちなのが第三セクターといわれるやつで、町の理事者やなにかが社長になって経営をしていくと、その代わり赤字になっても責任を取らずに辞めていっちゃうというのがよくあるパターンなんですけど、そういう町が主体になって経営する、しかも、経営責任は町が取るような形になるのか、あるいは何らかの出資をして、独立採算で、経営責任は例えば民間の経営者に任せるのか、そのあたり、だから、その場合の経営責任は一体どういう方なのかということが 1 つ目です。

これ、3 回しか質問できないんで、すみません、まとめて全部聞いてしまいますけども。

それで、2 番目が、これは予算 2,500 万円っていうことになっているんですけども、商社ということになると、当然、仕入れから始まって、在庫ももちろんありますし、それから運営する上での人件費、交通費、それから経営が安定するまでの間の損失もありうるわけですね。

そういったことを考えた場合に、2,500 万円っていうのは、私の直感から言うとなかなか少ないんじゃないかというふうに感じているんですけども、例えばこれに対して金

融機関からの融資などを予定しているのかというのが2番目です。

それから、3番目、商社というのは、普通に考えると、安く仕入れて高く売ると、その利ざやで経営していくのが商社、要するに第3次産業になると思うんですけども、これを実際にやろうと思ったらそれなりの経営手腕が求められると思うわけです。

それで、もう既に事業としては予算化されているわけですけども、そういう方の人材の当てがあるのかというのが3番目の質問。

以上3つ、お尋ねいたします。

町長

まず、地域商社をなぜ立ち上げていくかというところでありますけれども、これは、飯島町にある資源をしっかりと町内で地産地消していく、ほかの外部から来た民間の事業者が町内の資源を使って町外に持ち出していくっていうことではなくて、町内にあるいろいろな資源を町内で循環させて、経済的にも循環させていく、それで、余裕があれば外部に出していくと、そういう目的で商社をつくっていきたいというふうに考えています。

それで、御質問の3つの点ですけども、まず、今回の事業では、協議会を立ち上げて、町の資源の掘り起こし、それからプレーヤーの発掘、そして出資をしていただける皆さんの発掘、そういったものをしていきますので、2,500万円は立ち上げるための予算ではありません。

ですので、これから、そういった資源——町内の資源を使って町内で循環させていく仕組みと、あとは、それをしっかりと外部に売っていく、そういうところの資料を、調査していただくための予算が2,500万円ということになります。

ですので、これからプレーヤーを探していきますので、今の段階で、誰が責任者になるかとか、そういったことは分かりませんが、できる限り町も出資をするような形で町も参画していきたいと思っておりますけれども、事業主体はあくまでも商社、独立採算制でやっていくということになります。iNE開発(株)と同じような形で、町も出資しますが、独立採算で責任を持って経営していただくということになります。

それで、プレーヤーはこれから探していきますし、出資者も探していきますので、そういったプレーヤーや出資者によって、そういった独立採算制の商社を立ち上げていくという御理解をお願いしたいと思います。

10番

浜田議員

分かりました。

独立採算でということで、これも納得しました。

協議会で町民の出資を——町民なんですか、出資者を募ると、これも大変結構だと思います。

でも、最初の頃はかなり苦勞もなさるのかなと思うんですけども、町長の頭の中で、これは、大体軌道に乗る、いってみれば採算ベースが見えてくるのは大体何年後ぐらいというふうにお考えなのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思うんです。

その場合の、例えば事業規模、例えば年商幾らぐらいとか、このあたりをどうお考えなんでしょう。

町 長	活用していく地域の資源にもよりますけれども、今活用しようとしているのは森林資源が主になります。それから、農業の様々な資源ということになりますけれども、いずれにしても育成期間が必要ですので、すぐに収益が上がるというふうには考えておりません。 軌道に乗るのは5年くらい先かなというふうに考えておりますので、5年くらい先に軌道に乗った段階で、収益的には——これからのコンサルの調査に委ねられますけれども、どのくらいの規模でどのくらいの収益が上がるかっていうところも全てコンサルのほうから資料を提出していただくような形になるかと思いますので、それによりますけれども、年商的には億単位の年商を求めているというふうに考えています。 そうしないと商社として町民の皆さんの期待にも応えられませんし、また経営的にもかなり厳しいという状況だと思います。 それから、いろいろな地域課題も商社の中で解決していくような方向をつくっていきたいと思いますので、そういった地域的な課題を解決するための費用も必要になってきますので、ある程度の収入がないと採算が取れないということでもありますので、ちょっと具体的には申し上げられませんが、億単位の事業で実施をしていきたいということで今は考えているところでございます。
2 番 坂本議員	関連でお聞きしますが、最近、町長は農村RMOという言葉時々を発しますけれども、これは、この商社とは——この商社のやる内容の中に入ってくるんですか、それとは別という考えでいいんでしょうか。
町 長	農村RMOっていうのは、今ある営農センターの機構が農村RMOだと思います。農村RMOっていうのは農地を集積して農地を活用していくための地域運営組織ですので、それは農村RMOです。 ですが、自分の言っているのは農村のRMOですので、部門としては、農業のそういったRMOの部門もありますし、その下に——今検討している自治組織のあり方検討委員会の中でも検討していただきますけれど——一番下に地域の様々な課題を解決していくような地域運営組織をつくっていくということですので、地域商社がそのどこに位置するかっていうのですけれども、これから研究はしていきますけれども、営農センターと同じような部門にしていくのか、どのようにしていくかっていうのは、まだこれから検討していきたいと思います。 いずれにしろ、農村のRMOの一番底辺にある組織ではないということを御承知おきいただきたいと思います。
議 長	ほかに質疑ありますか。
7 番 折山議員	ちょっと今の関連なんですけど、ちょっと特徴的なことを感じるんですが、今まで、町が発想して、民間に働きかけて、なかなかうまくいかない、実際には実が——果実がなかったケースがほとんどだと思うんですが、逆に今回は、お聞きしていると、民間の中で既に世界を相手に活動されている、そういったところから一つのアイデアが寄せ

られて、町も協力する形ってということで、今までと随分違う形の未来を展望した事業だ
と思うんですが、そんなように私は受け止めているんですが、それで期待を申し上げた
いんです。

ですが、そこら辺の考え方、理事者はどうなんですか、私の言っている、これ、民間
から上がってきたアイデアを育てようという、今度は主体が民間のほうにあって、町が
それを本当に名実ともにサポートしていく形の事業かなと思うんですが、確認です。

町 長 地域商社の関係については、やはり民間ベースで御提案のあったものを町としても真
剣に捉えまして、それで、町の中にも、その提案のあった会社以外にもそういった生産
をされている素晴らしい事業所がありまして、そういったところの御意見もいただきな
がら、町として、今後の方向性として地域の資源をしっかりと生かしていける仕組みにな
るのかどうかというところも検討させていただいたところであります。

その中で、提案のあった、そういったものをきちんと取り上げて、地域みんなで取り
組んでいこうということで今回のイノベーション事業になったということで御理解いた
だきたいと思います。

7 番

折山議員 もう一点確認させていただきたいんですが、ちょっと、私の聞くところによると、出
資をもっと、これから会社設立に向けて求めていくってということなんですが——法人の
皆さんを核に求めていくようなんですが、小口の町民、こういったところへも——って
いうのは、出資するってということは、経営に対してうんと興味を持つ、それでまた力を
合わせようってことが働くんで、ちょっと漏れ伝わっている大口の企業の皆さんの
出資以外に我々町民の出資も求められるのかどうか。

今は構想の段階ですから、そこまで行けるのかどうかすら分からないと思うんですが、
軌道に乗った場合、出資については町民にも求めるかどうか、その点だけ確認させてく
ださい。

町 長 事業に賛同していただく全ての皆さんにお声がけをして、一緒に取り組んでまいりた
いと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

8 番

堀内議員 予算書のほうの質問、お尋ねさせていただきます。幾つかあります。

まず、58 ページをお開きいただきまして、2 款 総務費の徴収事務費の 1221 の中で、
今コンビニ収納をやられております。

それで、ペイペイっていう形で始まっていると思いますが、昨年度もちょっとお話さ
せていただいたんですが、ほかの、何だろう、県とかの納付書に関しては、ペイジーっ
ていう形で、インターネットバンキング経由で納付ができるシステムになっていたりす
るんです。そのあたりが利用できることによって自宅で納付ができるという形で、収納
率の向上にもつながると思うんです。

それで、一般的な多分利用媒体だと思うんですが、そのあたり、改めてその検討をさ
れているのかどうかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

それで、続きまして、こっち、100 ページをお開きいただきまして、6 款 農林水産業費の輝く農山村地域振興事業 3302 でございます。

社会文教委員会からの質疑の内容を聞いておりまして、今年も生物多様性のアプリを使っていくというお話がございました。

昨年度の夏にやった事業については、なかなか子どもへの浸透がうまくできていなかったというところがございました。利用率があんまり伸びなかったというところもあります。

その中で、今回改めてやる中で、お金もかなりかかりますので、それについては、教育委員会としっかり連携を取ったりとか、地域の人と連携を取って、より多くの皆さんと触れ合える機会っていうものをつくっていただきたいと思うんですが、そのあたりの広報の仕方っていうのはどのように考えているのか。

それで、あともう一つ、ちょっと書いてあったのは、ミヤマちゃんを動画に、動かすものを作るという話があったんですけども、ミヤマちゃんが動くことによって何か経済効果があるのか、何か特徴的なものがあるのかっていうものは、ちょっと今はあまり認識できていないので、そのあたり、もし教えていただければと思います。

それで、あわせて、最後に、108 ページ、7 款 商工費の補助金で、今、交付金として中小企業者等に対する生産性向上支援事業っていうのはあるんですが、商工業に関する支援っていうのは、今はこれ一本っていう形になっていて、町長として個店の活性化については公約にも掲げていると思われま。

その中で、今の個店の現状——物価高とか、賃金が上がったとかしていて、それで、飲食店については、もう町に人が出ていなくて結構苦しい状態があるという中で、令和 6 年度についてはその部分の取組っていうのがあまり見えてこなかったんですけども、その部分をどう考えているのかをお聞かせください。

副 町 長

まず、それじゃ 1 点目の、うち、前、使っておるのは、ペイペイは使っておりますけども、ほかのものは、ペイジーですとか、それからクレジットですとか、そういうのは常に研究をしております。

それで、ほかの収納の仕方というのもありますけども、若干手数料の——収納の仕方ですとか、そういうことで、ちょっとペイペイとやり方が違うもんですから、今ところちょっとやっておりませんけども、研究はしてまいりたいと思っております、できるだけ簡単な収納、納めていただく方も、町にとっても手間のかからない方法というのは最良ではないかというふうに思いますので、そこは常に研究をしてまいりたいというふうに思っております。

住民税務課長

2 点目の輝く農山村のアプリを使った生物調査の関係であります。

浸透の方法ということで、本年度、子どもたちにタブレットがあるもんですから、それを活用して投稿をということもちょっとくろんだというところですけども、通信関係の制約があったりとかいうことの中で、実際には親御さんを通じて投稿していただいたような結果となりました。

人口の約 1 %の方ではありましたが、投稿数が 2,000 件を超えまして、当初予

定していた3倍ほどのサンプルが取れたという実績もございます。

今年度に当たりましては、昨年の時期とずらしまして、春と遅い秋、そのあたりをちょっと時期としては予定しておりますけれども、より多くの方に参加いただけますように、町の広報はもとより、また教育委員会とも連携して、子どもさんにやはり興味を持って自然に親しんでもらいたい側面もございますので、教育委員会を通じての呼びかけ等、町の媒体とそのあたりもフルに使って実施したいです。

また、マスコミの皆様にも協力いただきながら周知をいろんな事業でさせていただいておりますので、そういった民間企業の皆さんにも御理解をいただく中で周知に努めてまいりたいと考えております。

町 長

今の追加ですけれども、今年もシンポジウムで発表があったかと思いますが、今、4年生ですね、ミヤマシジミの研究をしていただいて、発表がありました。来年度もやっていただけるということですので、そういった取組をしているクラスや学年を通じて、またこういったアプリをしっかりと広報してまいりたいと思っております。

それから、擬人化の話ですけれども、今いろいろな市町村で、観光事業等でアニメを使った、擬人化していろいろな観光地を御案内するっていうような、そういうことに取り組んでいる市町村もあります。

それで、町もこのチョウを擬人化——擬人化というか、どういうふうにしていくかっていうのはまだこれからですけれども、擬人化して、いろいろな場面で登場させて町のPRに使っていこうというのがこの取組です。

それで、今、輝く農山村プロジェクトのホームページの見える化の部分で、サイトに入っていただくと今の輝く農山村の進み具合を見ていただくことができますけど、そのところの一番下にチョウが留まっています。そのチョウを見ていただくと、チョウが羽を動かしていきまして、飛んでいるような感じがありますけども、それをもう少し擬人化して町のキャラクターとして定着させていきたいというのが擬人化のプロジェクトの取組です。

これからお願いする方を決めまして取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、ぜひ、本当の本物のチョウではなくて、そういった擬人化したもので町がPRできるような仕組みもつくっていききたいということで取り組んでまいりたいと思っております。

産業振興課長

個店についての御質問でございます。

まず、中小企業に対する生産性向上については、今年度の国の物価高騰対策に基づいて、活用させていただいて、中小企業への支援という形でさせていただきました。こういったものは継続して活用しながら、またあればしていきたいと思っております。

また、個店、そういったところについても、いろいろ、開業支援であったり、企業設立支援等が現在あるので、その部分については、そういったものを、御相談を受けながらやっていきたいと思っておりますが、今後は、個店のよさが引き出せるような、町なかが活性できるようなものについては、また各関係課とも調整しながら研究し、進めてまいりたいと思っております。

議 長

関連。堀内議員。

8 番

堀内議員

ありがとうございます。

生物多様性のアプリについては、もしシステム会社と確認できるのであれば、写真を撮るのはその場で撮って、GPSの部分だけ使って、自宅に行ったときにWi-Fiでアップできるみたいな仕組みがあったりするものもあるので、そういうような形でやれば子どもたちもより有効的に使えるんじゃないかと思うので、ぜひ検討をいただければと思います。

それで、また、何だろう、一部の場所で、アプリでマンホールを使った国捕り合戦みたいなのがあったんですよ。アプリで、マンホールの管理をするために、その場所の写真を撮ったらその場所を押さえて戦いができるみたいな——戦いっていうか、陣取り合戦みたいなができるみたいなものがあるって、それをやるといちいち現地に行って職員の人が関わらなくてもマンホールの確認できるみたいな、有効性があるっていう話が一時期あったので、そういう形の何かゲーム性があるとより面白いのかなと思いました。

それで、ちょっと擬人化については、私も頑張ってパソコンのかばんに、長野県水道局のブイチューバーの水望メグさんがいるんですけど、その缶バッジをつけて歩いているんですけど、どうもなかなか浸透しないっていうのもありまして、そのあたりも踏まえて、ちょっとどういうふうに周知したらより広報になるのかっていうのも検討いただければと思います。

以上です。

副町長

擬人化につきましてはサブスクもうまく使っていきたいなと思っております、これから選定する方と打合せをさせていただきまして、今、議員のおっしゃったこともちょっと検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、さっきの中小企業のございますけども、今、イラン戦争の関係で、もうこの間からガソリンがすごく上がっておりますので、そこ辺を踏まえて、今年の予算は予算でございますけども、これからちょっと物価高対策につきましては検討していきたいというふうに考えておりますので、そんなふうに御承知おきいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

11 番

吉川議員

今出ております輝く農山村地域振興事業、予算書では100ページ、それから概要書では11ページがございます。

今までも意見が出ておりますが、委員については10名ということで、富山大学、酒井先生ですか、は代表としてやっておるようであります、この中にも先ほど出た農村RMOの話も出るかと思うんです。

あるいは地域複合営農をどうするかという、今まで二階建て方式というものが飯島町ではやっておるわけでもありますけども、これをどうするかっていうことが今地域課題って言えば地域課題なんです。

そういった点やら、それから、ここにもありますように、多様な主体が参画する、こ

れはRMOもそうですけど、やはり民間企業、あるいは移住者、あるいはNPO法人を含めた中での新たな仕組みづくりっていうことが大事になってくるかと思います。

質問は、計8回ですか、もうやっているということでもありますけども、RMOを含めて、委員の方々の考えもあるようでもありますけども、先生方の外部の意見もあろうかと思いますが、やはり行政側、町として、やはり言うことは言う、こういうことはありますよっていう話は、やはりしっかりと申し上げて、一番分かっておるわけですので、いつもそこら辺をぜひとも訴えていただきたいということと、要は8回目の今までの中間状況等を簡単に、分かりましたらお願いをしたいと思います。

産業振興課長

輝く農山村地域プロジェクト事業の持続可能な農村あり方検討委員会というのを9月に立ち上げまして、計7回開催してまいりました。

それで、その中では、今年度、複合営農について、各営農組合をはじめ担い手の法人さん、各41農業法人さんへの聞き取りをしたり、それから若者の農業者へのワーキンググループをしたり、また既存の女性加工グループさんとの話合いをした、そういった経緯を委員会の中で話合いをしてまいりました。

その中で、まずは、やはり実態がどういうことかということを委員会の中でお話をさせていただいたんですが、現在の所有農地自体の後継者の考えであったり、それから環境型保全農業というものが、町としても魅力の農業でやっているんですが、実際にそれが外から呼んでくるには、一つのきっかけの農業になっていくかなというところではあるんですが、現状としてはそういった担い手さんが減ってきているというような分析を委員会の中では話合いをさせてきていただいております。

今後は、その部分について、さらには、委員会だけではなく、もっと地区の皆さんにも、そういった課題を皆さんとも話し合っていけるように進めていこうということで、実際に今委員会の中ではそういった話になってきているところでございます。

町長

この場ではあまり細かいことは言えませんが、先ほど申し上げましたように、ホームページに入っていただくと一番下にバナーで——輝く農山村プロジェクトの見える化でホームページを作っておりますので、そこから御覧いただいて、今までのいろんな調査の結果ですとか、検討委員会で検討してきた内容、全て入っておりますので御覧いただきたいと思います。

検討委員会は10名ですけれども、ちょっとこれではなかなかいろんな方の御意見がいただけないということもありますので、少し次年度以降は幅を広げていきたいというふうには考えておりますけれども、できるだけ多くの皆さんのいろいろな御意見をいただきながら、あと残された2年ですので、2年の間に方向性をきちんとつくってまいりたいと思います。

議長

ほかに質疑ありませんか。

9番

星野議員

概要の14ページなんですけど、4145のi iネイチャーの現状と、一部町民の方から予約が取りづらいというような話があります。飯島町の観光の目玉でもありますので、この点の、現状はどのくらいのお客さんが入っているかと、もし数が分かるようでした

産業振興課長

ら教えていただきたいと思います。

i i ネイチャー春日平につきましては、実際の今の利用率は、最終的な令和7年度までまとまってはいないんですが、近いところでは利用率は14%ほどということで、なかなか今は伸び悩んでいるところでございます。

今年度は民間事業とのタイアップで運営のほうをお願いしているところでございますが、現状としては、その民間企業さんのいわゆる情報戦略というか、幅広い関係の場所が、機関がありますので、そういったところでのいろいろな情報発信をお願いし、また今後その効果が出てくることを今期待しているところでございます。

議長

そのほか……。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごと討論、採決を行います。

初めに第19議案 令和8年度飯島町一般会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

次に原案に賛成討論はありませんか。

10番

浜田議員

原案に賛成の立場で討論いたします。

詳細は触れませんが、やはり現町長の非常にきめ細かい政策が反映された予算になっているというふうに考えております。

ただ、一つだけ、総務産業委員会でもメンタルヘルスについてはあまり突っ込んだ調査はしなかったんですよ。それで、これを、議会も成果を出せと言ってプレッシャーをかけることになるんですけども、その一方で、それが職員の皆さんの過剰な労働を引き起こしてはまずいということも、一方で我々は注意しなければいけないと思っております。

この辺のかじ取りは難しいと思いますけども、十分にそのあたりに配慮の上、事業全体を推進していただくことを求めて、賛成といたします。

議長

7番

折山議員

ほかに討論ありませんか。

賛成の討論を私はあんまりしたことないんですが、今回、印象的な事業が何点かありましたので申し上げて、賛成をしたいと思います。

まず1点、先ほど質問もいたしましたけど、将来を見据えてかなり夢の持てる、しかも基盤が民間のある程度力のあるところが参画してっていう、一つ未来に向けて希望のある立ち上がりがスタートしそうなので、大きな期待を寄せてっていうこと。

また、一方で、今も同僚議員から発言がありましたが、これ、また一つ新しい仕事が増えるんです。また職員に過重な負担をかけていく、こういった連鎖が起きることの心配をする中で、1つ、転入出の激しい3月4月が主にターゲットだと思うんですが、今までコンビニ交付、思い切り町費を使って安価にすることで民間の皆さんの役場で発

行する帳票をコンビニで交付してもらい、このことでかなり3月4月の転入時の混雑が緩和できると同時に、職員の負担軽減にもつながっていくことが考えられる。

ぜひ、こうした両方、何かを行うんならどこかで今言ったみたいな施策をもって職員負担軽減も図っていく、やらないと、ぎゅうぎゅう、ギブアップになっていく可能性があるということを申し上げて、いい新年度予算だな。

もう一つ、我々の長年の懸案でありました文化館の活性化、長い間、本当に文化館が文化館足り得ないことにじくじたる思いで参りましたが、いよいよ民間の指定管理が決まり、しかも生涯学習の部署が文化館へ移る、このことでかなり文化館の利用、活性化が進んでいくということが期待できる予算だというふうに評価をします。

それで、ついでに申し上げれば、事務局の一部が文化館へ移れば、そこへ住民がかなり集まります。相談事から、いろいろ集まります。そうすると、集まってきた皆さんの中で交流が始まります。ぜひ、事務室のあそこの広いところ、何ていうんですか、ホワイエっていうんだか、何ていうんだか、あそこの場所で集まってきた皆さんがひとつ交流できるように、また町長の夢であるあの近辺での公園化、そこでその皆さんが滞留できるような工夫をしていただきながら、ぜひ活性化に向けて取り組んでいただけることが期待できるいい予算だなということを申し上げて、賛成の討論とします。

議長
5番
三浦議員

ほかにありませんか。

それでは賛成の立場で討論をしたいと思います。

学校給食費の無償化、住民税非課税世帯のエアコン設置促進事業、物価高騰対策としての水道料金負担軽減事業、生物多様性の具体的な取組が行われます。

また、長年続けている町内の家庭から出る廃油で作る粉石けんの粉碎機の更新や精神障がい者の方の福祉医療費給付の対象の拡大など、住民生活や環境を守る施策が盛り込まれており、評価をするものです。

1つ求めたいと思っているのが、健康づくり教室で今まで自殺対策として長年行われてきました音楽療法が来年度からなくなるというふうに住民の方からお聞きをしました。

いろいろ係の方にもお聞きをしましたけれども、音楽療法は世界的にも今自殺予防対策として注目をされているということもお聞きしておりますし、音楽療法士の方は家族を失って心がすっきりしないなども、やもやした気持ちをすっきりさせる効果もあるというふうにも言っておられましたので、形は変えても、やはり、こうした事業を長年続けてきて、効果のある事業だというふうに感じておりますので、ぜひ続けていっていただけるように検討をしていただきたいということを求めて、賛成といたします。

以上です。

議長
2番
坂本議員

ほかに討論ありますか。

賛成の立場で討論いたします。

今、三浦議員も言ったように、子どもたちに対する細かな政策、防災ヘルメットとか、入学前の準備品贈呈事業とか、それから、そういう細かなこともそうですし、新しい事

		業としては、英語になじませるという点でイングリッシュキャンプとか、TOKYO GLOBAL GATEWAYへ体験で子どもたちが行かれるとか、あと、海外のネパールも、長年、政情不和で行かれなかったんですけど、それが今年は駒ヶ根と一緒にいられるなど、やはりこれからの時代を担う子どもたちが外国人に対する違和感なく、すごく上手にしゃべれなくても自分からコンタクトしようという意欲を湧かせるような環境に慣れさせるっていうことはすごく大事なことで、そういう点で、また新しい事業が立ち上がったという点で大きく評価するものであります。
		賛成といたします。
議 長		ほかに……。よろしいですか。
		討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第 19 号議案 令和 8 年度飯島町一般会計予算を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 20 号議案 令和 8 年度飯島町国民健康保険特別会計予算についてを討論いたします。
		初めに原案に反対討論はありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		次に原案に賛成討論はありますか。
2 番		
坂本議員		賛成の立場で討論いたします。
		会計の中での基金が、2 億円あったのが今は 1 億円というふうに減ってきておりますが、その基金は過去の国民保険の加入者たちによって積み上げられてきたものですので、今後、県と統一というふうな話が出てきておりますけれども、早急な——現場の係に聞いたら早急な——ということではないんですが——町長が審議会に行っているのでしたら、ぜひ、地域ごとに徐々の統一をしていただいたほうがいいということと、あともう一つは、長野県内でもやはり健康予防をあまり注視していない市町村もあって、保険料の高いところと、うちは長年積み上げてきた保険に対する考えで、お金もかけてこうして低い立ち位置で保険料をいただいているわけで、それに対して、町長が出ていかれるのであれば、やはり県の中でそういう点をしっかり発言していただいて、国保料が高くない位置での統一になっていただければと思います、意見を付して賛成といたします。
議 長		ほかに討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第 20 号議案 令和 8 年度飯島町国民健康保険特別会計予算について採決い

	たします。
	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 21 号議案 令和 8 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。
	初めに原案に反対討論はありませんか。
	次に原案に賛成討論はありませんか。
	討論なしと認めます。
	これで討論を終結します。
	これから第 21 号議案 令和 8 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。
	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 22 号議案 令和 8 年度飯島町介護保険特別会計予算について討論を行います。
	初めに原案に反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。
	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから第 22 号議案 令和 8 年度飯島町介護保険特別会計予算について採決いたします。
	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 23 号議案 令和 8 年度飯島町水道事業会計予算について討論を行います。
	初めに原案に反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。
8 番 堀内議員	賛成の立場から討論させていただきます。
	予算の内容については、かなり細かく、きめ細かくできているので、大変評価すべきものだと思います。
	また、物価高対策を使って水道料について基本の部分が無料になる期間が 8 か月続く

		ということなので、大変、今困っている方についても、とてもいい施策だと思います。 また、従来から監査委員のほうから指摘のありました水道管の布設替えっていうのが大分進んでおります。もう9割以上進んでいるということで、今、都市部では問題になっておりますが、飯島ではそれが問題なく動くということは大変評価すべきものだと思います。 それも踏まえ、中川への給水も始まり、町民の水道料、高いと言われていたものが地域並みに落ちているというところも踏まえて、かなり、その後でも安定して推移しているというものは、ちゃんとしっかり水道関係の事業の運営ができていているということも判断いたします。 ということも踏まえまして、予算について賛成の立場で討論いたします。
議	長	ほかに討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第23号議案 令和8年度飯島町水道事業会計予算について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第23号議案は原案のとおり可決されました。 次に第24号議案 令和8年度飯島町下水道事業会計予算について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 次に原案に賛成討論はありませんか。
8 番 堀内議員		原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。 一般会計からの繰入金が増えている部分ではありますが、大分安定して予算組みがされているものと評価をいたします。 また、新しい試みとしてベリフォーマーという汚泥減容剤を使ったものをやっていくということで、なかなか聞き慣れない部分ではありましたが、これによって汚泥の処理量が減るということで、より効率的になるという話を聞かせていただきました。 この部分については、また3か月4か月たったら検証が入るという話もありますので、そのあたりも踏まえて検討していくというところが評価すべきところ、点と判断いたしまして、賛成といたします。
議	長	ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。 これで討論を終結いたします。 これから第24号議案 令和8年度飯島町下水道事業会計予算について採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 11 請願・陳情等の処理についてを議題とします。 去る 3 月 6 日の本会議おきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件 3 件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。 各請願、陳情の審議については、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごと討論、採決を行います。 初めに総務産業委員長報告を求めます。 暫時休憩。
休 憩 再 開	午前 10 時 17 分 午前 10 時 17 分
議 長	すみません。ちょっとばたばたしていますけれども、暫時休憩ということで発しましたけれども、休憩とします。再開を 10 時半としますので、お願いします。休憩。
休 憩 再 開	午前 10 時 18 分 午前 10 時 30 分
議 長	会議を再開します。 伊藤総務産業委員長、報告をお願いします。 〔伊藤総務産業委員長登壇〕
総務産業委員長	それでは、本委員会に付託された請願・陳情案件について報告いたします。 8 陳情第 3 号 「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の審査結果について報告いたします。 令和 8 年 3 月 16 日午前 9 時 10 分より委員会を開催し、参考人として上伊那地区労働組合連合会林澄男氏を招き、陳情趣旨をお聞きし、審査を行いました。 主な質疑といたしまして、問い「最低賃金 1,700 円はいつまでにするのか」、答え「目標としては、ない」。 問い「2025 年現在、全労連調べでオーストラリア、イギリスと世界水準とあるがどのくらいの価格か」、答え「参考資料を見てください」ということで、机上に参考資料がありました。その表の中に、1 番、タイトルは先進国の中で日本は極めて低い、最低賃金の棒グラフで先進国は 2,500 円から 2,500 円であります。それで、日本は 1,023 円となっている。 次に、問い「1,700 円にした根拠は」、答え「明確にはない」。 問い「地域格差の地域とは何を指すのか」、答え「都道府県のこと」。 問い「陳情書の書き方で、労働者の健康で文化的な生活を営むことができるようにす

		るとの表現は、それでよいのか」、答え「健康で文化的な生活となっていないと感じている」。 問い「中小企業、小規模企業の支援とあるが、各県により賃金は違っているが、国の具体的支援策はあるのか」、答え「現時点では、具体策はない」。 問い「最低賃金に達しない部分は国の税金による支援のことか」、答え「そうです」などがありました。 その後、討論を行い、反対討論として「記の３番目、政府は最低賃金の引上げを円滑に実施するため中小企業、小規模事業者への支援を国の義務とすることとあるが、条項を最低賃金法に設けることは方向性が違うと思う」、「記の１番「政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。」とあるが、これは難しいと思うので反対」、賛成討論としては「失われた３０年、最低賃金が低いため個人消費が少なくなっている。国の責任を示すためにも文言は残す必要がある」、「記の１、全国一律でないのは日本が異常で、全国一律には賛成」、「記の２番目「政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金１,７００円を実現すること。」は賛成」、「記の３番目「政府は、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。」は、文言として考える必要はあるが、陳情者は法律の専門家でないため、３の思いを酌みたい」といったように、賛成、反対の双方の討論がありました。 その後、採決を取り、賛成が２名、それ以外が３名となり、委員会としては不採択とすべきものと決しました。 以上で委員長報告を終わります。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。 伊藤委員長、自席へお戻りください。 〔伊藤総務産業委員長降壇〕
議	長	次に社会文教委員長報告を求めます。 坂本社会文教委員長。 〔坂本社会文教委員長登壇〕
社会文教委員長		それでは、社会文教委員会に付託しました陳情案件２件を３月１６日に審査しましたので、その内容を御説明いたします。 ８陳情２号 国に対し「ＯＴＣ類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める」意見書の提出を求める陳情について、提出者は上伊那医療生活協同組合飯島支部の高坂繁富氏、それから高橋誠氏と、２人いらっしゃいました。その方たちからお話を聞きまして慎重に審査をしました。 お手元に配付のとおり、賛成４、反対ゼロで採択することに決定いたしました。 出された質疑は、問い「ＯＴＣ類似薬を削減すると、金額としてはどの程度の削減になるか」の問いに、答え「９００億円である」。

そして、採決をする中、賛成討論「日頃私たちが使用している薬であり、利用者も多い。負担が増えることで治療が続かない方もいるので、安心して治療が続けられる仕組みにしていきたいと強く思い、賛成といたします」。

そして、全員賛成とし、採択するものと決定いたしました。

8陳情第4号 高額医療費制度の自己負担上限の引上げをしないことを求める陳情書について、提出者の長野県社会保障推進協議会から提出されておりますが、説明者は上伊那医療生活協同組合飯島支部の高橋誠氏に説明を受けました。

審査をした結果、採択するべきと決定いたしました。

出された質疑は特にありませんでした。

賛成の討論の中で「所得の低い方にとって大きな打撃となる。現在、物価が高く、大変な生活をしている方は、自分の体を犠牲にして子どもの教育費を出すようなことがあってはならない」、もう一つの賛成は「がん治療をしている友人がいるが、高額医療者であるし、その方は働けない。地方の病院は皆赤字である。抜本的な医療改革の必要を求めて、賛成である」。

全員賛成で採択することに決定いたしました。

以上です。

議長 委員長、すいません。ちょっと確認させてください。

陳情第2号で賛成の人員が4つて言いましたけど、5の間違いではないですか。

社会文教委員長 委員長を入れて……

議長 委員長を入れると6よ。

社会文教委員長 そうです。失礼いたしました。5です。

議長 分かりました。

社会文教委員長 すみません。全員です。

すみません。

議長 分かりました。

社会文教委員長 両方ともです。

議長 それでは委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

坂本委員長、自席へお戻りください。

〔坂本社会文教委員長降壇〕

議長 以上で請願、陳情等の処理に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごと順次討論、採決を行います。

初めに8陳情第2号 国民に対しOTC類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書について討論を行います。

本陳情について委員長審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。

8 番
堀内議員

反対の立場から討論させていただきます。

現役世代については、保険料の拡大っていうのはかなり重大な、どっちかっていうと所得税とかよりもかなり重い負担になっております。

その中で、アレルギーとかの薬については、皆さん、若い人もそうですけれども、市販薬を買ったりとかして対策をされている方も多くいらっしゃいます。っていうことを踏まえると、治療に行っても同じような薬で賄えるのであれば買って治療しているのと大して変わらないと思いますので、その点は留意しなきゃいけないと思います。

それで、この中で問題になってきたものが美容薬——保湿液とか、こういうものについて、医者に行けば安く手に入るからやるという方が結構いたというのが結構な問題になっていた部分があります。そういう人も踏まえると、安く手に入るからそっちを使うというよりも、同じ効能があるものについては市販薬で賄えるものは賄うべきであると考えます。

それで、段落がちょっとあり「軽症だから」というところの文章については、そもそも類似薬を使う使わないっていう話とはまた違う問題だと思いますので、その趣旨として合わないのかなということも踏まえて、若者世代として、負担が増えることよりも転換ができるものは転換して財源をしっかりと確保するというところを念頭に置きまして、反対といたします。

議 長
5 番
三浦議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

それでは、国に対し OTC 類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める陳情について賛成の立場で討論をしたいと思います。

政府が OTC 類似薬を保険外負担として薬剤費の 4 分の 1 を実費で負担する制度ということで創設して、2027 年の 3 月から実施するというふうに決めたということですが、健康保険が 3 割負担の人の場合では保険外負担が加わると 5 割負担に相当する大きな負担増になるということです。

それで、OTC 類似薬は身近にあるような花粉症だったりとか、治療が困難な難病などの治療のために医師の処方薬が服用されているという現実があります。そういう中で、症状を軽減するというようなことから安心して日常生活を送っていくことができるというような話も聞いておりますし、やはり処方薬から外されてしまうと、子どもの医療費がせっかく無料になったのに、毎日使う薬の負担が大きくなってしまって、本当にそれは困るというような声もあります。

OTC 類似薬の保険外の負担っていうのが、本当に日頃私たちが使っているような解熱鎮痛剤だったり、花粉症に効く薬など 77 成分が使われていて、約 1,100 品目あると言われております。

そういう中で、本当に身近な、そうした症状を改善するために必要な OTC 類似薬が保険外——外されるということになれば、本当に暮らしにも、お金のあるなしの左右されるようなことも生まれてくるのではないかと懸念をしております、私はこの陳情に

議長

賛成するものです。

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから8陳情第2号 国に対し「O T C類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める」意見書の提出を求める陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、8陳情第2号は採択することに決定しました。

次に8陳情第3号 最低賃金法の改定と中小企業等支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について討論を行います。

本陳情についての委員長審査報告は不採択です。ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。

4番

宮下議員

4番 宮下です。

陳情に対する陳情を採択することについての賛成討論をします。

現在、長野県の最低賃金は1,061円、これは月に直すと、1日8時間働いて月20日とすると約17万円になります。

同じ、これを時給1,500円で計算しますと大体24万円、この24万円っていうのは長野県職員の大卒の初任給程度になります。

そして、これが時給1,700円になりますと27万円、これは今の大手の会社の大卒の初任給の水準です、いいところはもっといいみたいですけども。

それで、こういう水準でも現在の賃金体系は物価上昇には追いついていません。これは、やはり最低賃金が賃金全体の上昇の足を引っ張ってきたからです。それで、フルタイムで働けば生活できる賃金、この水準にすることが求められています。

では、現在の日本の経済力で時給1,700円に向かうのに何が障害なのか、これを考えると、やはり富の一極集中とでも言える問題です。国民の購買力の低下、下請中小企業の利益が十分に保障されない不利な取引が強いられているからです。

それで、2012年から12年間で大企業の利益は3.5倍、そして株価は5倍、そして大企業の内部留保は586兆円を超えました。

この間、労働者の実質の賃金は減ってきました。国民全体の購買力が伸びない、下請に対する単価の切り詰めで中小企業の利益も延びていません。

これは、格差の広がりというよりも、富の一極集中というべきです。働く者がつくり出した富を労働者、中小企業者、商業、農業など、個人経営者を含めて、働いている人々に還元する政策こそが重要です。このことこそが地方の経済を活性化させ、都市への人

議長
3 番
伊藤議員

口の集中を是正していきます。

そして、地方経済を押し上げるために全国一律の最低賃金制度は欠かせません。このためにこそ、国はあらゆる施策を使って中小企業を支援し、日本のどこに住んでいても同じ賃金で最適に働けるようにしていくべきです。そうしてこそ飯島町のような中山間地を含む国全体の経済が発展する基礎になっていきます。

以上の理由でこの陳情に賛成とします。

次に原案に反対討論はありませんか。

この案について不採択の立場で討論いたします。

記の 2 番目に「最低賃金 1,700 円を実現すること。」とありますが、急激な最低賃金の値上げは中小零細企業の経営圧迫につながります。

改定前の金額からの引上げ額を見ても、低い額では時間 63 円、高いところで 80 円です。低い地域では 1,700 円にするためには現況より 677 円上げなければならず、高い地域でも 1 時間 474 円上げなければ 1,700 円にはなりません。

改正前より 80 円上げたのが現実です。それを、高いところでも 1 時間 474 円も上げるのは時間当たり 5.9 倍上げることになり、上げ幅が大き過ぎます。

急激な賃金上昇は、多くの零細中小企業は経営が成り立たなくなり、倒産が大きく増えることは決定的です。よって、この案件は不採択を求めます。

以上です。

議長
10 番
浜田議員

ほかに討論ありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。

現在、日本の GDP に占める国内消費は約 6 割です。失われた 30 年間の前には、実は 7 割ぐらい行っていました。そのくらい国内の消費が落ち込んでいるということになります。これは、とりもなおさず、働く階級——ほとんどの消費者の経済状態が悪化していることのあかしであります。

それで、その結果をもたらしたのは、やはり、先ほどの賛成討論の中にもあったように、富の一極集中が長い間にわたって行われてきたということでもあります。

それで、国際的に見ても地域別の最低賃金を決めている国は 4 か国しかありません。

アメリカは、あるかもしれませんが、州単位ではそれぞれの賃上げを行っています。それで、この間、報道によれば、かなり劇的な賃上げが行われているというのがアメリカの労働運動の現況です。

それに比べて日本ははるかに遅れていると、これが現状です。このまま続けば日本は失われた 30 年間にさらに長期にわたって続かざるを得ないというぐら国民の生活は疲弊しています。

まず、第一に地域別の最低賃金というルールを変更する必要がある、陳情の第 1 項目めにありましたけども、これが第 1 の要点です。

そもそも、地域といいまして、同じ長野県でも大都会もあれば飯島のような地方の

町もあります。それで、そこでの生活費が違うのは当然のことであって、県内の格差、県の境、つまり自治体の境界を境に最低賃金が変わるというほど不合理なルールはないというふうに私は考えています。

したがって、諸か国に倣って、また全国一律で地域格差が起きない、一極集中が起きないことを保障する前提としても全国一律の最低賃金は必要であるというふうに考えます。

それから、次に賃金の上昇率でありますけども、これは言うまでもなく日本が停滞してきた最大の元凶であります。それで、これを一刻も早く改善することが今政府の経済政策として求められているということで、時給 1,700 円は決して高い金額ではないというふうに考えています。これをすぐ支給するかどうかというよりも、ここを歯止めにして賃金を決めていくということが大事だということになります。

それから、ただ、その前提としては、もちろん我々も認識しているわけですが、賃上げが非常に大きな負担になる中小企業、ここに対する経済支援がなければ、賃上げが——日本の労働者の 9 割以上は中小零細企業に勤務しています。大企業に雇用されている人はほんの一握りです。それで、国内のほとんどの労働者の賃上げを行おうとすれば、中小企業の賃上げが行われる環境にしなければいけないと。

それで、その前提としては、やはり日本の城下町型の、つまり、大企業があり、その下に下請、孫請という何回層にもわたったところで限りなく売値の削減が行われるような構造を改善する必要があるわけですが、これについても、やはり下請いじめ法等の徹底した施策を求めて、それから適正な支払い価格を保障するように求めて、急速に改善する必要がある、そういったことが行われて初めて、日本の経済というのは国民に対して優しい、それから成長力を取り戻す国家の規模になると思っています。

その前提としての陳情でありますので、この陳情に賛成するものであります。

議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから 8 陳情第 3 号 最低賃金法の改正と中小企業等支援の充実を求める意見書の採択を求める陳情書について採択します。

本陳情に対する委員長報告は不採択です。

ここで念のため申し上げます。

委員長報告は不採択であります、議事の整理上、本陳情の採択について採決を採ります。

この採決を起立によって行います。

本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立少数です。したがって、8 陳情第 3 号は不採択とすることに決定いたしました。

8 番
堀内議員

次に8陳情第4号 高額医療費制度の自己負担上限額の引上げをしないことを求める陳情について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。

反対の立場から討論をさせていただきます。

この陳情の高額医療負担の自己負担の上限についての引上げということですが、高額医療についての陳情趣旨については賛同できることは多くありますが、負担額の上限を上げている部分、かなり上げている部分というのは、高額所得者の部分がかなり階層として上がっているものになります。なので、その人たちについても同じように引上げを求めないということが社会保障の負担の在り方としていいのかっていうところも考慮しなければいけない部分でございます。

それで、その中で、陳情の最後の段落にあります、「本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべき」とありますが、趣旨の項目としてなぜ減らすっていうところを盛り込んでこないのかっていうところが意図としてちょっとつかみづらいところがございますので、全体的に一律全部をすごく高く引き上げるという趣旨でない政府の考え方がありますので、そのあたりについて踏まえ、反対といたします。

議 長
2 番
坂本議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

イランとの先導が始まってからひどく重油も上がって、物価も今後ますます上がってくる傾向ではあります。

そういった中で、やはり、この陳情にありますように、高額医療費を使う方たちは重篤な患者さんたちが多く、長期にわたって治療をしながら、生活ができない方もいらっしゃると思います。それで自分の貯蓄から取り壊して生活していらっしゃる方もいます。

そういった中で、この陳情のように、やはり、これでまた上がってしまうと、そういった方たちがまた大きく上がって、ますます生活が苦しくなるということになります。

もちろん、お金のある方は高額の治療費も払えるでしょうけれども、今、がんの治療者も、全国、非常に増えている状況で、やはりこの陳情書に書かれているようなことを採択して国に上げていく必要があると思いますので、賛成といたします。

議 長

議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから8陳情第4号 高額医療費制度の自己負担上限額の引上げをしないことを求める陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

		本陳情を委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。（起立者着席） 起立多数です。したがって、８陳情第４号は採択とすることに決定いたしました。 日程第１２ 議員派遣についてを議題とします。 お諮りします。 議会規則第１２４条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣をすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
議	長	日程第１３ 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。 議会規則第７２条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申出があります。 お諮りします。 申出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続審査といたします。 暫時休憩。
休	憩	午前１１時０３分
再	開	午前１１時０５分
議	長	会議を再開します。 ただいまお手元にお配りしましたとおり、宮下秀和議員、三浦寿美子議員、堀内学議員、浜田稔議員より各１件、荒川みずき議員より２件の議案が提出されました。 お諮りします。 本案を日程に追加し、追加日程第１号として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議	長	追加日程第１ 発議第１号 ＪＲ東海に対し、飯田線七久保駅舎改修工事に伴う住民説明会の開催と、安全な駅舎とするよう促すことを求める意見書

	を議題とします。
	事務局長の議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔宮下議員登壇〕
4 番	
宮下議員	では意見書についての提案を行います。 現在、七久保駅の駅舎の建て替え工事が進んでいます。計画されている駅舎になると、悪天候のとき、駅が危険な場所になりかねません。町民の不安に思う声も多数寄せられています。 J R 東海は、町当局の再三の申入れにもかかわらず、いまだに住民説明者を開き利用者の声を聞こうとはしていません。 ただ、地方議会から民間企業に直接意見は出せませんので、そのため、飯島議会として、政府の国土交通省と衆院、参議院それぞれの国土交通委員会に対し J R 東海に住民説明会を行い利用者に安全な駅舎にするよう指導を求めるための意見書です。 皆さん、声を上げれば変化は起こります。 宮下が 3 月 9 日の一般質問で七久保駅の入り口の看板がないと指摘しますと、週末には新しく入り口を示す看板ができていました。誰が J R に伝えてくれたのか分かりませんが、不便さを訴えると、やはり改善されます。不便なことは不便だとはつきり伝えることが大切だと考えます。 国土交通省のホームページでは様々な事業を行う上での住民説明会の重要性を明記しており、住民説明会のマニュアルも掲載しています。公的事業を行うときには住民説明会を行うというのが国の基本方針なのです。 J R 東海は年間 5,000 億円以上の利益がある黒字大企業です。企業利益を株主だけに還元するのではなく、駅舎改善を含め、設備投資や従業員の待遇改善などに回すことは日本全体、地域経済にとっても大切です。 黒字大企業が利益を設備投資や従業員の待遇改善に回すことは政府も重視しています。その旨を国会でも答弁しています。 飯島町民の安全を確保し、飯田線の発展、飯島町の発展を願って、この意見書を提案します。 以上です。
議長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
8 番	
堀内議員	では質問させていただきます。 住民説明会をやるっていうのはとても賛同できるものではあるんですけども、ちょっと 1 点、気になるところがございました。 最後の「そのため、」っていうところの後に「小さな駅舎では、」っていうのがあるん

ですけれども、それで、これは危険だという今お話がありました。飯島のバスのバス停も同じようなものができていると思うんです。それが現状危険なのかっていうところが、まず分からない。それが危険であれば、そこも改善しなきゃいけないと思うんですけど、同じものができてくるってなると大分安全性が確保されているんじゃないかなって、1点、思ったところが気になりました。

それで、また最後の駐車場、待機場所っていうのは、町の説明ではこれから新しく用意するという話がありました。そのあたりについて、まだ不安がそれでもあるのかどうかっていうところも併せてお聞かせください。

4 番

宮下議員

飯島的高速バスのバス停のようなものができるというのは、これは、確かにそのとおりだと思います。

それで、あそこは、風、熱を含めて、七久保駅のホームと比べて気象条件が少し違います。七久保駅のほうが気象条件としては悪いです。風の吹き抜ける風速、そして雨、雪が吹きつける条件、そういう意味で、あの程度のもものでは厳しいと思います。

それで、ただ、やはり町の申入れは、何ていうんですか、効果はあったようで、ちゃんと扉をつけてくれというふうに申し入れてくれています。その点は、一応扉がついているもので設計されているようです。

ただ、これは、あくまでも町にしか J R は提示していません。利用者には何も言っていないんです。ここは、やっぱり、本当に企業としての誠実さを求めているところです。

それから、その点は駐車場の件でもそうです。町にはそのように説明したかもしれませんが、住民に対して、ましてや毎日そこまでお子さんを送り迎えしている保護者には伝わっていません—— J R からは伝わっていません。これは、やっぱり J R の会社として利用者に対してまともな説明をするべきではないかと思っております。

議 長

10 番

浜田議員

ほかに質疑ありますか。

先ほど高速道のバス停との比較で気象条件の話だけされましたけれども、実際には七久保駅の利用者の人数はかなり違うんじゃないかと思っているんですけども、そのあたりは調査されていますか。

議 長

宮下議員、すみません。質問に対する回答も指名を受けてから回答してください。今後も 5 件続きますので、質問がありましたら指名を受けてから回答するようにお願いします。

どうぞ。

4 番

宮下議員

すみません。

まさに、人数にしてはそのとおりで、前回の一般質問でも言いましたが、飯島町では 290 人、これは行きと帰りですから、およそ百数十人の毎日の利用者があると。

それで、飯島のバス停、ちょっとその水準ではないというふうに思っています。これ、私はしょっちゅう使っていたから。

議長
7 番
折山議員

それで、じゃ実際この駅舎はどういう水準の駅舎かというと、やはり下市田駅、一応統計上は平均利用数が 14 人、毎日 7 人ほどの方が——10 人前後の方しか利用されない駅舎です。それと飯島の七久保を一緒にしてほしいなという思いが強くなります。ほかに質疑ありますか。

このものに対しては全く異議のない、まさしくこのとおりだなと思うんですが、お聞きしたいのは、一応私もあの沿線に住んでいるんで、日中の乗車を見るとゼロか 1 人乗っているかどうか、これ、相手が民間企業です。

それで、国土交通省がこういう安全・安心のための指導をしていくのは、これは当然のことで、この意見書っていうのは正しいと思うんですが、一方で、近年話題になっているのが J R の事故、停電で止まってしまっている。これ、何が理由かっていったら、長い間引上げをしてこなかったために安全に対する投資力が落ちてきたことで引上げをしよう、一方で、全国では廃線がどんどん進んでいます。

それで、この意見書っていうのは正しいんですが、一方で、J R 東海が赤字路線に対する廃止に向かう力を強めていってしまうという心配が 1 点。

それで、我々が特に今しなきゃ——最近できなくなっているのが、J R を利用しようという、一方で、そういう動きがない中で、上げていく、このことは正しいんですが、一方で、地域住民としては、なくなってしまう——J R 飯田線が閉じされる方向へのひとつ圧力にもなるんじゃないか、一方では乗ろうよ運動もセットでやらないときついんではないかっていう不安を抱くものであります。

その点についてはいかがお考えでしょうか。

4 番
宮下議員

発言の御心配、もっともだと思います。

ただ、この意見書は全面的に飯田線の在り方について述べているものではないということをもっと前提に……。

そして、やはり私が地域を歩いていて思うのは、ある意味での諦め、言ってもしょうがないよねっていうことを含めまして、飯田線は乗る人が少ないから、それから、J R も最近はやっているんだけど、赤字だからねと——最近、J R 東海は、飯田線、赤字だということはホームページでも発表していません。

そういう意味で、やはり飯田線に対する思いはあるんですけども、そういう諦め、言っても仕方ないという諦めがますます飯田線の利用を減らしているんじゃないかと私は思っています。

やはり、こういう運動を通じて、飯田線をやっぱりよくしていこうと、乗っていこうと、変えていこうという運動を引き起こす、やっぱりベースになっていくと思います。そういう意味で、一つ一つですが、やっぱり声を上げていくことが重要だと思っております。

以上です。

議長

ほかに質疑ありますか。

議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 宮下議員、自席へお戻りください。 〔宮下議員降壇〕
議 長	これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に原案に賛成討論はありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第1号 JR東海に対し、飯田線七久保駅舎改修工事に伴う住民説明会の開催と、安全な駅舎とするよう促すことを求める意見書を採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第2号 OTC類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める意見書
事務局長	を議題とします。 事務局長の議案を朗読させます。 議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔三浦議員登壇〕
5 番 三浦議員	それではOTC類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める意見書の提出について趣旨説明を行います。 皆様のお手元に、タブレットのほうに入っていると思いますけど、資料も入れてありますので、よろしくお願いします。 政府は、OTC類似薬を保険外負担として薬剤費の4分の1を実費負担とする制度を創設し、2027年3月から実施することを決めました。 健康保険が3割負担の人の場合は、保険外負担が加わると5割負担に相当する大きな負担増となります。 子どもから大人まで、多くの人がアレルギー疾患や治療が困難な難病などの治療のために医師の処方薬を服用し、症状の軽減を図るなどして日常生活を送っています。 アレルギー疾患で通院と処方薬が欠かせない子どもの保護者からは、子どもの医療費が無料になって喜んでいたのに毎日使う薬の負担が大幅に増えるのは困る、生活ができ

		ないとの声も上がっています。
		ＯＴＣ類似薬の保険外負担の対象とされるものには解熱鎮痛剤、ロキソニン錠や花粉症に用いられるアレグラ錠なども含まれ、77 成分で約 1,100 品目が想定されています。花粉症や乾燥肌、風邪や便秘、口内炎など、身近な疾患を抱える子どもから高齢者まで、幅広い世代の負担増が懸念されています。 ＯＴＣ類似薬は日常生活に必要な処方薬です。治療に不可欠な薬が経済力によって買えたり買えなかったりということがあってはなりません。 国民皆保険の下で、ＯＴＣ類似薬を必要とする人が処方薬として安心して使用できる、このことが大事だと思っております。自己負担の拡大を行わないように、そのために求めるものです。 全員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終結します。
		三浦議員、お戻りください。
		〔三浦議員降壇〕
議	長	これから討論を行います。
		初めに反対討論はありませんか。
8 番		
堀内議員		反対の立場で討論をさせていただきます。 陳情趣旨と内容が同じような形ですので省略をさせていただきますが、医療費の抑制も踏まえ、大体常備薬とかで置いているものが主な項目になっておりますので、そういうのも踏まえると、以外のほうで——ＯＴＣ類似薬のほうで賄えるものはしっかり賄っていただくということが大事だと思いますので、反対いたします。
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
		ほかに討論はありませんか。
		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから発議第 2 号　ＯＴＣ類似薬の自己負担拡大を行わないことを求める意見書を採択いたします。
		この採択は起立によって行います。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。（起立者着席）
		起立多数です。したがって、発議 2 号は原案のとおり可決されました。

議 長	追加日程第3 発議第3号 高額医療費制度の自己負担上限額の引上げをしないことを求める意見書を求める意見書を議題とします。
事務局長	事務局長の議案を朗読させます。
議 長	議案朗読 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔荒川議員登壇〕
6 番 荒川議員	高額医療費制度の自己負担上限額の引上げをしないことを求める意見書。 この問題は今回突然出てきたものではありません。2024 年末から 2025 年にかけて、政府は高額療養費制度の自己負担上限額の引上げを進めようとしていました。しかし、患者団体や医療関係者をはじめ、多くの方から強い反発の声が上がり、署名も 25 万筆を超える規模で集まりました。その結果、一度は見直し、凍結という形になりましたが、白紙撤回ではなく、今後、再び検討される可能性があるものです。 私は、この問題は終わったものではなく、今まさに続いている課題だと認識しています。 現在、物価の上昇が続く中で、賃金の伸びが追いつかず、日々の生活に不安を感じている方は少なくありません。 さらに、病気と向き合う方々は、精神的、身体的な負担に加え、経済的にも大きな負担を抱えています。 そうした中で、医療費の自己負担がさらに引き上げられることになれば、必要な医療を受けることをためらう方が出てしまうことが強く懸念されます。 高額療養費制度は命や生活を支える重要な仕組みです。これ以上の負担増とならないよう、今の段階で意思を示すことが必要と考え、本意見書の提出を提案いたします。 皆様の御賛同をよろしくお願いします。
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 荒川議員、自席へお戻りください。 〔荒川議員降壇〕
議 長	これから討論を行います。 初めに反対討論はありませんか。
8 番 堀内議員	反対の立場で討論をさせていただきます。 高額医療費制度の自己負担上限については、ちょっと政府の資料を見ていると、かなり、場合によっては今の現行よりも年収 200 万円以下については安くなる可能性が出て

議長
7 番
折山議員

くるというところもありまして、ただ、所得が高い人についてはしっかり応能負担をしていただくというような制度になっております。

この制度を通じ、高額所得者についてはしっかり負担をしていただいて医療の逼迫を防ぐという観点から、反対とさせていただきます。

次に賛成討論はありませんか。

幾つかの観点でこの意見書に賛成したいと思うんですが、まず 1 点、これだけ物価高で、なお医療費の高額部分が上がるっていうと、弱い人をさらに傷めつけてしまうのが 1 点。

また、高額医療費制度のおかげで治療を続けながら自分自身も延命し勤務するという社会貢献、また地域の経済活動に貢献している方が多いというのも 1 点。

それから、今度は医療環境のことを考えますと、高額医療費の負担増によって苦しい人ほど受診控えは控えるし、私の知っている中でも、一部、治療を諦めようっていう人もいました。これはどうなるかっていうと、高額医療って高度な機械の治療やなんかがあるわけです。今、公立病院経営が極めて厳しい中で、そういった機具を使っただけで治療ができないと、さらに医療経営の圧迫へつながってってしまうという点が 1 点。

これだけ物価高であれば、かなり、国の消費税、潤沢になっているはずですので、そういうものをもって、地方の医療、こういったものに財政出動することもこの意見書の期待を添えて、賛成いたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

議長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから発議第 3 号 高額医療費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。（起立者着席）

起立多数です。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第 4 発議第 4 号 イランをめぐる軍事行動の即時停戦と外交による平和解決を求める意見書

を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

議案朗読（「動議」と呼ぶ者あり）

議長

動議。はい。

10 番

浜田議員

今提出された文面ですけれども、多分防衛大臣の名前が間違っていると思うんです。
それで、これを訂正した上で討論するべきだと思いますけれども。

議 長

本件の動議が出ましたけれども、今、浜田議員から話のあったように、趣旨説明の中で訂正して進めるという方向で進めるのがスムーズかなと思いますけれども、その方向でよろしいですか。

7 番

折山議員

申し訳ないですけど、単純な錯誤ですので、もう錯誤を認めて、議長権限で訂正した上で議題として扱ってください。みんなの意見を聞く必要はないと思います。

議 長

分かりました。

それじゃ議長として、今、防衛大臣の名前を小泉進次郎に訂正してこの議案について進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

〔荒川議員登壇〕

6 番

荒川議員

イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書。

本意見書は、特定の国や立場を支持、避難するものではなく、民間人の安全確保と平和的解決を求めるものです。

今回この意見書を提案するに当たり、町民の方から飯島町議会としても声を上げられないかというお声をいただきました。

地方議会としてできることは限られているかもしれませんが、こうした声を受け止め国へ届けていくことも私たちの役割の一つであると考えています。

現在の中東情勢は、軍事行動の応酬により緊張が高まり、多くの民間人、とりわけ子どもたちへの影響が懸念されています。

また、国際情勢の不安定化はエネルギーを通じて私たちの暮らしにも直結してきます。

これ以上の被害の拡大を防ぐためにも、軍事行動の即時停止と外交による平和的解決が求められています。

小さな町からであっても平和を願う意思を示すことに意義があると考え、本意見書の提出を提案いたします。

皆様全員の御賛同をよろしくお願ひします。

議 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで討論を終結します。

荒川議員、自席へお戻りください。

〔荒川議員降壇〕

議 長	これから討論を行います。 初めに反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 4 番 宮下議員	次に賛成討論はありませんか。 4 番 宮下です。
	出された意見を採択することについての賛成の意見を述べます。 私、一昨日、ガソリンを入れると、リッター185 円でした。一月前は 151 円でした。これは、アメリカとイスラエルが起こしたイランへの戦争の影響です。 最近の報道によりますと、イランの核施設をめぐり、アメリカとイランが合意するまでまとまっていた交渉をアメリカが一方的に中止し、イランの国家指導者を殺害する軍事行動を始めたとされています。これは他国への軍事攻撃を非合法化した国連憲章、国際法違反です。 同じことをウクライナに対して行ったロシアのプーチン大統領は国際犯罪者とされています。 アメリカは、ロシアの軍事行動に反対し、経済制裁を行い、ウクライナに軍事支援をしています。 日本政府は、ロシアに対し法の秩序を守れと抗議し、ロシアの制裁に参加しています。 国連憲章の戦争違法化の文言を憲法に書き込んだ日本政府は、アメリカ、イスラエルに対し違法な軍事行動をすぐ中止することを呼びかけ、日本経済の安定と日本国民の暮らしを守るべきです。 また、報道によりますと、在日米軍の海兵隊や海軍がイランとの戦争に参加するため出撃したとされています。 日米安全保障条約によりますと、在日米軍が日本国外の紛争地に出撃するには日米両政府の事前協議が必要とされています。しかし、日本政府はベトナム戦争、イラク戦争と同じように黙っているだけです。 しかし、これが事実ならば、日本の米軍基地は中東諸国にある米軍基地と同じようにイランから攻撃を受ける可能性があります。つまり、日本の国土が戦場になる危険があります。 日本政府は、これまで多数の犠牲の上に人類が築き上げてきた戦争を違法化する世界の法秩序と国民の安全を守るため、全力でアメリカ、イスラエル及びイランに対し軍事行動の即時停止を働きかけるべきと考え、この意見書に賛成する討論をします。
議 長 11 番 吉川議員	ほかに討論ありませんか。 御承知のように、今ですかね、トランプと高市さんがアメリカで会談をするという情報が流れております。
	首相は、そこにも書いてありますように、即時停止、これを一番お願いするという話を言っておりますし、それから、この間、参議院の予算委員会でもありましたように、

野党から、対話という形の中で、先ほど訂正ありましたが、当時、小泉純一郎がイラク戦争のときに行ってその話をしてきたということがありまして、その話を持ちかけて高市さんどうですかという話がありましたが、首相は現在のところそんな状況ではないということで答弁をしておりますけども、いずれにしましても、即時停止、それから本日のトランプとの会談の結果によって期待をしたいという形の中で、やはり、先ほども、文言が書いてありますけども、やはり重要だということと、あと、上のほうにミサイルが攻撃したということがありますが、これも、情報で、地図が昔の地図であったということで、それを間違って、そここのところに、小学校へ撃っちゃったということで、何人の方が亡くなっておるという形の中では非常に残念であります。

そんなことで、いずれにしても即時停止、それから行く行くは対話再開ということで、賛成としたいというふうに思っております。

議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号 イランをめぐる軍事行動を即時停戦と外交による平和解決を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第5 発議第5号 物価高上昇に対応した賃金改善と中小受託取引適正化法の徹底を求める意見書

を議題といたします。

事務局長の議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

〔堀内議員登壇〕

8番

堀内議員

本意見書の趣旨説明を行います。

提案の理由として、世界情勢の不安定化により物価の上昇が続いているところでございます。

政府は、労働者の賃金を上げるため、最低賃金を加速度的に上昇させています。

しかし、中小事業者は売上価格を上げることがなかなか難しい現状があり、賃金上昇による資金繰り悪化が起きているという状態になっております。

事業者において、安定して賃金を払う、それで、売上げの確保、利益の確保っていうものを、財政健全化に向けた取組っていうのを加速させる必要があるため、本意見書を提出するものであります。

議 長	皆様御賛同をよろしくお願いいたします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終結します。
議 長	堀内議員、自席へお戻りください。
	〔堀内議員降壇〕
	これから討論を行います。
議 長	初めに反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	次に賛成討論はありませんか。
10 番 浜田議員	この意見書に賛成する立場から討論いたします。
	もともと、これ、陳情に挙げられていた趣旨を委員会で協議した末、先ほどの本会議でそれは否決されました。
	しかし、今回の意見書は、私から見れば若干の譲歩ではありますが、全体として、労働者の置かれた、それと中小企業の事業者の置かれた状況を前向きに改善するという中身を含んでおりますので、前向きであるという意味で賛成いたします。
議 長	ほかに討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終結します。
	これから発議第5号 物価上昇に対応した賃金改善と中小受託取引適正化法の徹底を求める意見書を採決いたします。
	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。
	ちょっと諮ります。
	最後の1件が残るわけですが、続けてやってしまいたいと思いますけれども、よろしいですか。
	それでは続けます。
議 長	追加日程第6 発議第6号 柏木運動場整備事業においてアスベストの飛散を引きおこした事業者への厳正な処分を求める決議
	を議題といたします。
	事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読

議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔浜田議員登壇〕
10 番 浜田議員	それでは簡単に趣旨説明を行います。 議員の皆様には背景資料をお配りしています。4ページありますけども、必要なのは1面と最後だけです。 1面は12月18日の住民説明会に対する御案内で、唐澤町長名で出されたものです。それから、一番裏面が弁護士による見解書です。 それで、ちなみに、一般質問での顧問弁護士の報告書は町側の同意の下に作成されたものかという私の質問に対して、町長はそのとおりだというふうに答えておりますので、最後の裏のページの問題点っていうのは町側の同意を得た内容だというふうに御理解いただきたいと思います。 この中の第3項の中で、町は条例等に基づき共同企業体の構成員や下請業者に対して指名停止処分を行う予定でありっていうふうに明記されています。これは弁護士の文書でありますけども、町の同意を得た文書であります。 ただ、現実には、この文書発行から3か月を経ても実施されていませんので、この実施を求めるというのが今回の意見書の趣旨であります。 以上、説明を終わります。 ぜひ御賛同をお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。
9 番 星野議員	質疑はありませんか。 行政側のほうからは顛末書などのものを図っているという答えがございましたが、その点の御意見はいかがでしょう。
10 番 浜田議員	私が特段の意見を持っているわけではありません。今経過説明したように、既に町が約束していることでありますから、それを明確の実行すること、しかも、町民に説明されていないので、それを町民に説明することという至ってシンプルな内容です。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 浜田議員、自席へお戻りください。 〔浜田議員降壇〕
議 長	これから討論を行います。
	初めに反対討論はありませんか。
8 番 堀内議員	この決議書に反対する立場で討論させていただきます。

議長
2番
坂本議員

今回起きた事案については、かなり重大な事案であると承知はしております。

その中で、議会全員協議会の中でも、町側からは顛末書や今後の動き方、計画書を見ながら指名停止にするかどうかというのを判断していくという状態であるということも踏まえて、今議会から指名停止っていうところを強く言うものではないというところで賛同しかねるため、反対いたします。

次に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

しかし、工期が——私はこの意見書に賛成の立場で討論しますが、工期が決まっているので、このままこの状態が、数か月たっているわけで、町が動かないということも決定をしないということも変だと思えますし、確かに、何度も私も説明会に行きましたが、やはり業者の対応というか、アスベストに対する考えが甘いっていうことは、もう本当にあからさまな問題でありまして、それに対して、やはり嚴重に町としては対応したほうがいいと思いますので、この意見書に賛成するものであります。

議長
7番
折山議員

ほかに討論ありませんか。

私も、ちょっとこれ、反対っていうよりも、慎重にしたほうがいいなという立場で、反対の討論になってしまうのかね。

私の記憶でいくと、長谷川先生は、ちょっと文章でいろいろ先走ったり、いろいろなちょっとミスがあったりされるんですが、思いは報告していただいておりますが、私の記憶は、町長は重大な案件である認識の下に嚴重に対処していきますと、指名停止も含めて嚴重に対処していきますと、こういったようなことで言われてきているような気がします。

弁護士のこれでいくと、指名停止の予定である、予定なんです、厳正に対処する方法としては指名停止も考えていると。

それで、これからの工期、それから指名停止に基づく契約解除、新たなプロポーザルによる再入札とか、いろいろ考えていくと、ちょっと我々議会が端的に指名停止っていう一言で、これ、やれよっていうようなことを町に言うには案件が重過ぎて、町は厳正な中でも、最終の落としどころの部分を含めながら、今、かなり心やいろんなものを碎きながら対応している最中だと思いますので、ここは、町長はやるって言っているんですから、お互いの信頼関係の中で町が町民益につながる厳正な対処をやっていたかいないと、ちょっとこの後の混乱がかなり広がりそうな心配をするものでありますので、この意見書の提出については反対をいたします。

議長
4番
宮下議員

ほかに討論ありませんか。

意見書に賛成する立場で討論します。

やっぱり今求められているのは、もちろん町の対応もありますが、やはり議会の対応だと思います。やはり、町民の声を聞くと議会としてどうするんだという声もあります。

そういう意味で、議会の対応として、やっぱりはっきりと処分すべきものは処分すべきだという立場を明確にすることが重要だと思って、賛成の討論とします。

議長 1 番 池上議員 ほかに討論ありませんか。

私も賛成の立場で討論させていただきます。

もう数か月、この事故が起きてからたちましたが、方向性が見えず、だらだらというような格好で来ております。

確かに重要案件であり、町に、町長に一任するというよりも、おんぶにだっこという格好が一番いいかもしれませんが、やはり、そろそろ議会としては方向性を見せるべき時期だと思いますので、賛成いたします。

議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 6 号 柏木運動場整備事業におけるアスベストの飛散を引き起こした事業者への厳正な処分を求める決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することの賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 3 月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る 3 月 6 日から本日まで 14 日間の会期をもって開催されました 3 月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました 57 議案全てを原案どおり御議決、御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

また、本会議や一般質問、予算に係る調査委員会での総括質疑を通じまして多くの議員の皆様から町政の重要課題全般にわたり貴重な御意見や御示唆をいただきました。

また、ただいま議員発議による決議もいただいたところでございます。

このことを重くかつ謙虚に受け止めまして、特に職員の働き方にもしっかりと考慮して、全職員一丸となって行政運営に努めてまいり所存でございます。

少し長くなりますけれども、御容赦をいただきたいと思います。

さて、第 25 回冬季オリンピック、ミラノ・コルティナ大会が閉幕いたしました。

日本選手団は金 5、銀 7、銅 12 の計 24 個のメダルを獲得し、冬季最多だった前回――北京大会の 18 個を大幅に上回まわるとともに、様々なドラマがあり、国民に勇気と希

望を与えてくれました。

フィギュア・ペアの金メダル本命と言われました三浦璃来・木原龍一組の「りくりゅう」のコンビがまさかのショートプログラムでのミスによりまして5位ということでしたが、翌日のフリーでは7年間積み重ねました多くの信頼が世界歴代最高を塗り替える至高の演技を体現しまして、圧巻の逆転劇を生み出しました。失意のどん底からはい上がった、五輪の魔物に打ち勝った瞬間でもありました。

フィギュアスケート女子で坂本花織選手が銀と、また中井亜美選手が銅を獲得しまして、前回——北京大会、銅の坂本選手は、この種目でも日本選手初の連続メダル獲得、また団体に次ぐ複数獲得も日本女子初でございました。また、表彰台に女子の日本勢2人が立つのも初めての快挙となったところでございます。

スノーボードでは4個の金を含む9個を獲得しました。1998年長野大会で正式採用されて、独自の若者文化が根づきまして、選手間の切磋琢磨で雪上を鋭く華麗に舞う魅せる種目として名実ともに日本の新たなお家芸として君臨することとなりました。

スキージャンプ混合団体は、北京五輪のスーツの規定違反で悪夢の失格となりましたが、4年間の厳しい鍛錬を重ねた結果、見事、メダルを手にし、雪辱を果たしました。

この後、ミラノ・コルティナパラリンピックも熱戦が繰り広げられ、3月16日、閉会式が行われたところでございます。

一方、華やかな祭典の陰で、戦火の続いている現実もありました。

スケルトン男子に出場するウクライナの選手が競技直前で失格となりました。ロシアによるウクライナ侵攻で命を落とした母国のアスリートの写真をあしらったヘルメットの着用は政治的宣伝に抵触するという判断でありました。

前回の北京大会閉幕直後、ロシアがウクライナへ侵攻し、あれから5年目に入りました。I O Cが提唱し、国連総会が採択しました五輪休戦決議も踏みにじられた格好になります。

また、こればかりではなく、2月28日、アメリカとイスラエルはイランの攻撃を始めたところでございます。イランは報復し、イスラエルや中東各地の米国軍駐留基地を攻撃し、中東の混乱が一気に拡大したところでございます。徹底抗戦のイランは、海上輸送の大動脈ホルムズ海峡を事実上封鎖し、事態が泥沼化するおそれも出てきております。

さらに、フランスのマクロン大統領が3月2日、核弾頭保有数を増やす方針を示しました。世界の核管理体制は廃墟と化し、機能不全に陥っているとの認識を表明しております。ロシアのウクライナ侵攻やトランプ米政権との関係冷却化を背景に、欧州独自の防衛強化に突き進む意向でもあります。

五輪憲章は人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会推進を根本原則に掲げております。理想と現実の乖離を含めて、平和の祭典の原点に戻るための取組が一層求められております。

振り返れば、長年にわたる戦争や感染症の流行で苦しんできた紀元前の8世紀の古代ギリシャで戦いをやめて競技会を行ったことが古代五輪の始まりとされております。真の平和の祭典を心底願うところでございます。

また、昨日、JICAの2025年第3次の海外協力隊の修了式がございまして、97名の方が修了をされました。

昨年60周年を迎えましたJICAでございますけれども、60年間、世界の国々との信頼を構築しまして、草の根の平和活動を進めてきたところでございます。こうした地道な活動と緻密な外交による世界平和を望むところでございます。

一方、3月定例会の中日——3月11日は東日本大震災から15年を迎えました。全町の取組としまして1分間の黙禱を捧げましたが、1月末現在で死者が1万6,000人弱、また行方不明者が2万5,000人強、そして関連死が3,800人越えと、現在でも2万6,500人に上る方々が全国に避難をされております。一刻も早い完全復旧と生活の再建を祈るばかりでございます。

津波が押し寄せた沿岸部に整備されました防潮堤の完成率は、岩手・宮城・福島県ともに計画の90%以上となっています。

また、道路や建物など、関連施設も復旧が行われて、人々の暮らしは少しずつ回復しておりますけれども、それらの復旧インフラの維持管理費が関係自治体の重い負担となってきているところでもございます。

こうした福島第一原発での事故の発生した福島県内7市町村には原則立入りができない帰宅困難区域が残り、その面積は310万平方キロに及びます。

発電所の廃炉作業は進められておりますけれども、核燃料や金属、またコンクリートなどが原子炉の中で溶け落ちました燃料デブリ、これは推定で880トンに上ると言われております。デブリ自体の全容もまだ分かっておりません。壊れた構造物や汚染水、高い放射線が行く手を阻み、廃炉には40年以上かかると言われているところでございます。

一方、今から40年前——1986年4月26日ですけれども、チェルノブイリ原子力発電所の事故、これは、現在も半径30キロの地域は立入禁止区域となっておりまして、放射性物質が漏れるのを防ぐために設置されました巨大な石棺——コンクリートの石棺ですけれども、経年劣化で老朽化が進み、10年前には金属製の新しいシェルターに覆われて、完全復旧にはこちらに至っていないところでございます。

このように、原子力発電所の事故は、起こると復旧には途方もない時間がかかるとともに、福島第一原子力発電所では事故後も原子炉を冷却するため水を使い続けており、放射注物質を含めた汚染水となっているところでございます。

政府によりますと、廃炉にかかる費用は現時点で8兆円とのことでございます。

廃炉は長く険しい道のりですけれども、一日も早い立入禁止解除を望むところでございます。

私たちも、震災の記憶を過去のものととどめるのではなく、いつでも起こり得るものとして日頃の防災、減災に努めていく必要があります。

さて、3月も早いもので半ばを過ぎました。

日本各地から花の便りが届く季節を迎え、役場の敷地内でも色とりどりのパンジーが咲き、またサンシュユの木も鮮やかな黄色い花をつけ始め、15年ほど前に植えられました河津桜をはじめ、桜のつぼみも徐々に膨らみ始めてきているところでございます。春

がすぐそこまで来ていることを感じられるようになってまいりました。

また、今年は雪解けが早く、中央アルプスの雪形であります行者様やお代官様がいつになく早く姿を現しております。

そのような中、今週は小学校、中学校の卒業式が多くのご保護者の皆様の御臨席をたまり厳粛な中で挙行することができました。いよいよ来週にはかわいらしい保育園児の卒園式も控えております。

子どもたちには、それぞれ新たな夢と希望を持って元気に巣立って行ってほしいと心から願うものでございます。

先日——3月9日ですけれども、飯島中学校の2年生の豊見本逢琉さんですけれども、全国1万6,000句を超える俳句大会で最優秀賞に当たります文部科学大臣賞の受賞の報告していただきました。この俳句大会は大人も子どもも応募しているものでございます。

句でございすけれども、「初鰹 黒潮に乗り 口の中」、この俳句は、春から初夏にかけて太平洋を黒潮に乗って北上してきます旬の初鰹の勢いと、それを食べる喜びを鮮やかに表現した一句でございす。

黒潮という雄大な海から一気に口の中という個人的な体験へ視点を絞り込み、初物の爽快な味わいを直接的に伝える、とてもすてきな句だなと感じました。

飯島町にも江戸時代は大島蓼太という東京で——江戸で3,000人以上の弟子を抱える雪中庵を催しておりました立派な俳句の俳人がおりますけれども、それに匹敵するような立派な全国的な句だと思います。

子どもの可能性は無限だと思います。飯島町に住む子どもがみんなが幸せで、持っている力を最大限発揮できるように、町、教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますけれども、議員をはじめ、町民の皆様には、令和7年度の町政運営に多大なる御協力を賜りましたことに感謝を申し上げる次第でございす。

来る令和8年度におきましても、大きな災害がなく、飯島町がさらなる発展を告げられますように、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員はじめ、皆様方には、ますます御健勝にて御活躍されることを心からお祈り申し上げます。3月議会定例会閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

〔唐澤町長降壇〕

議 長
事務局長

以上をもって令和8年3月飯島町定例会を閉会とします。

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午後0時27分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員